奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年7月16日(木) 10:00~16:53

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (25名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也 髙橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 (1名)

高橋浩

【出席者】 小沢市長 及川副議長 新田副市長 千葉総務企画部長兼ILC推進室長 佐藤健康こども部長 菅野健康増進課長 伊藤保健師長 佐賀福祉部長 千田財務部長 小野寺市民環境部長 浦川協働まちづくり部長 菊地商工観光部長 鈴木農林部長 千葉教育部長 朝日田医療局経営管理部長 二階堂政策企画課長 羽藤財政課長 門脇危機管理課長 桂田行政経営室主幹 及川財政課課長補佐 渡辺都市整備部長 伊藤土木課長 村上財産運用課長 松田財産運用課課長補佐 千葉ILC推進室主幹 小岩農政課長 瀬川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症の対応状況について 施設使用料と減免基準の見直し案について 市発注の建設関連業務における契約取消について 旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況について 国立天文台水沢VLBI観測所に関する国への要望について 岩手県と奥州市の政策協議(県統一要望)への追加項目について

4 その他

5 閉 会

【概 要】

1 開会

(佐藤郁夫副議長) おはようございます。早朝からご苦労様でございます。ただいまから全員協議会を始めます。議長より挨拶をいただきまして、3の協議事項以下は議長が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

2 挨拶

(小野寺議長) おはようございます。ご苦労さまでございます。ずっとこのところこういう天気で、青空が恋しくなるような季節でございますが、梅雨明けはそのうちに訪れるんだろうと思いますが、まずもってコロナ明けを待たれる時節柄かなというふうに思っております。今日はコロナウイルス感染症の対応等のことをはじめ、6件のことについて、皆さんぜひご協議していただきたいというふうに思っております。

なお今日、午前中、大体、頃合いを見計らって一旦進めまして、大谷翔平選手の動画撮影のために、お昼時間、エンゼルスのTシャツに着替えて動画撮影をいたしますので、よろしくご協力方お願いしたいと思います。

それでは、小沢市長からごあいさつをいただきます。

(小沢市長) まずは全協の冒頭でありますが、議員各位並びに、この場を通じて改めて、市民皆様にお詫びをしなければなりません。といいますのも、7月8日、夕方、選挙管理委員会事務局職員が、逮捕されるという事態に至りました。容疑は、ストーカー行為等規制に関する法律違反ということでございますが、現時点においてその内容詳細については、明らかにされておりません。しかしながら、職場、職員、このすべてを総括し、管理監督する市長としては、市民皆様、或いは行政に様々に期待をお寄せいただく皆様に対しては、誠に申し訳なく、この場を借りて深くお詫び申し上げるところでございます。誠に申しわけございませんでした。

このことを受け、すでに全職員に対しましては、綱紀粛正について自覚を促す強いメッセージを全員向け発出しているところであります。また、幹部級の構成による、市政運営会議の場でも、特に重責にある幹部職員に対し、市民全体の奉仕者としての倫理感のさらなる向上と、信頼回復に努めるよう、厳しく、そして強く指導したところでございます。

本日は、この場をお借りして、事案の概要について、議員の皆様にご報告申し上げます。また、選挙管理委員長からも一言コメントを皆様に向け、お述べいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(鈴木選挙管理委員長) 当委員会の事務局職員が逮捕されましたことにつきまして、非常に驚いているところでございます。まだ捜査中でございまして、事件の詳細は明らかにはなってございませんけれども、職員が世間をお騒がせし、逮捕されたことにつきまして、関係各位の皆様方に、深くお詫びを申し上げます。

すでに、市長から全職員に対しまして、綱紀の粛正についての訓示がなされているところではございますが、当委員会といたしましても、事務局職員に対しまして、社会的責任をより一層自覚し、法令順守し、市民の皆様方からの信頼を回復するよう努めるように訓示をしたところでございます。このような事案を繰り返さないよう努めて参りますので、今回本当に大変申しわけございませんでした。詳細につきましては、事務局長の方からご説明を申し上げます。

(松戸選挙管理委員会事務局長) それでは、私の方から説明をさせていただきます。逮捕された職員は、選挙管理委員会事務局事務局長補佐、原田芳則、49歳で、被疑はストーカー行為等の規制に関する法律違反であります。令和2年7月8日朝、出勤前に奥州警察署員が自宅を訪ね、自宅の捜索、その後午後6時2分に逮捕されたものであります。7月8日11時、奥州警察署から総務課に、市職員に対する捜索差押許可状に基づく捜査に協力願いたい旨の電話があり、詳細については午後来庁の上、説明するとのことであった。13時30分。奥州警察署生活安全課長が来庁し、捜査対象となる市職員は、選挙管理委員会事務局の40代の男性であること。罪名は明かせないが、裁判所より捜索差押許可状が発布されたので、当該職員の執務室の机、パソコン、ロッカーを捜索したい。ついては、本日19時に捜査のため再度来庁するとの説明があった。18時20分。奥州警察署生活安全課長より、午後6時2分市職員を逮捕した旨の電話があった。捜査は予定通り行うとのことであった。19時、奥州警察署員が5人来庁し、捜索差押許可状ストーカー行為等の規制に関する法律違反に基づき、執務室の机、パソコン、ロッカーの捜査が行われた。7月9日13時、全職員に対し、綱紀の粛正について自覚を促す強い訓示を発出した。16時30分。臨時の記者会見を開催し、逮捕されたという事実に対し、市民に対しお詫びした。

7月10日13時。市政運営会議にて幹部職員に対し市長より、市民全体の奉仕者としての倫理感のさらなる向上と、信頼回復に努めるよう訓示した。以上でございます。

(小野寺議長) よろしいですか。それでは、ここで暫時休憩します。

再開いたします。本日の会議に、6番高橋浩議員から欠席の届けがございます。それでは3番の協議に入りますが、(1)の説明事項、 の新型コロナウイルス感染症の対応状況について、当局から説明をお願いします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてということでご説明いたします。6月16日開催、全員協議会以降の経過の部分ということで、対策本部会議の開催状況等について、健康増進課長から説明いたします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは私から、新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染対策の対応状況についてご説明いたします。最初に、1、経過報告であります。前回6月16日に開催した全員協議会以降についてのご報告となります。対策本部会議につきましては、6月25日に第16回の対策本部会議を、7月14日に第17回の本部会議を開催しております。

要望事項につきましては、2件受けております。1件目が、公益社団法人岩手県バス協会から、2件目が日本共産党奥州市委員会より、それぞれ要望書受けてございます。

また、発熱外来診療所の開設状況でありますが、診療を6月4日からスタートし、7月14日までの状況についてお伝えいたします。毎週火曜日、木曜日に開設しておりまして、12回開設してございます。うち診療日数は6日で、PCR検査の結果はすべて陰性でありました。診療実施していない6回につきましては、当日の11時まで受け付けしておりますけれども、患者の予約者がないという状況でございます。以上が経過報告となります。

次に、対策本部会議の開催状況であります。最初に、6月25日開催の第16回本部会議についてご報告いたします。主に各部や教育委員会からの情報提供と、生活支援部会、経営支援部会からの各支援策の状況についての報告があり、情報共有を図ってございます。情報共有事項につきましては、資料をご覧いただきまして、説明は割愛させていただきます。

続いて、7月14日開催の第17回本部会議についてご報告いたします。資料は、1ページから2ページにかけてになります。本部会議の内容は、前回の本部会議と同様に、各部や教育委員会からの情報提供と生活支援部会、経営支援部会からの各支援策の状況についての報告があり、情報共有を図っております。情報共有事項につきましては、資料ご覧いただきまして説明は割愛させていただきます。

3の今後のスケジュールでございます。次回の対策本部会議につきましては、国、県の感染対策の動きに合わせて開催を予定するものとしておりますが、今後、夏休みやお盆の帰省などを迎えることから、それらを踏まえた形で協議を考えてございます。以上対策本部からのご報告といたします。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方から生活支援部会の分についてご説明をいたします。資料の方は3ページ、ご覧をいただきたいと思います。

生活支援部会の方からは、前回の全員協議会と同様に、一律10万円の特別定額給付金と、生活福祉資金などの現時点の取り扱い状況等について、ご説明させていただきたいと思います。 まず、特別定額給付金の状況でございます。

1の支払い状況の表をご覧いただきたいと思いますが、7月21日の決定分までの給付状況を載せてございます。給付件数は4万4,944件で、世帯ベースでの給付割合は98.3%となっております。また、給付者数につきましては、11万4,123人で、こちらの給付割合は、99.0%と、残り1%という状況になってございます。給付の方の内訳につきましては、右の欄の記載の通り、そのほとんどが口座振替による給付という状況になってございます。

次に、2の給付辞退者でございます。昨日時点で14名という状況でございます。

次の3につきましては、先週金曜日の7月10日に、再案内の勧奨通知を発送しておりますので、その件数について記載をしてございます。件数は825件。この件数はまだ申請してない未申請世帯ということになります。この未申請世帯の割合については、1.8%という状況になります。今回の再申請案内の申請期限につきましては、下の米印になりますけども8月11日としてございます。この期限の日につきましては、イコール、当市の特別定額給付金本体の申請期限ということになります。市としましては、この未申請の方々についてできるだけ取りこぼしのないような形で再勧奨を含めて、丁寧な対応に努めて参りたいというふうに考えてございます。

次は生活福祉資金、住居確保給付金の取り扱い状況についてでございます。この生活福祉資金や住居確保給付金につきましては、コロナ感染に関連いたしまして、いずれもその要件等が緩和をされ、今年度大幅に増加している状況となってございます。各資金等の内容等につきましては、前回の全協におきまして概要についてご説明しておりますので、今日はその部分については省略をさせていただきます。それでは表をご覧いただきたいと思います。

まず、緊急小口資金でございます。7月13日時点で相談件数278件、貸付決定件数136件、貸付額、これは7月7日現在でございますが、2,071万円となってございます。相談件数につきましては、4月の110件をピークに、減少傾向という状況ではございますが、7月の前半部分だけで28件という相談がありますので、まだまだ落ち着いてきているという状況にはないと捉えているところでございます。

次に、総合支援資金についてでございます。申請件数の方は29件。貸付決定件数13件、貸付額は同じく7月7日現在で516万円となってございます。こちらの方は、相談、貸付決定とも増加傾向となってございますので、これは、この総合支援資金の運用が緊急小口で一時的な生活資金を補ったあと、なお支援が必要な場合に貸し付けるスキームという性格のものであることから、それが反映されているものというふうに捉えてございます。

次に、住居確保給付金についてでございます。こちらは、相談件数38件、支給決定件数15件で、7月13日現在の支給決定額につきましては、128万7,200円となっております。こちらも先ほどの総合支援資金と同様、支給の決定件数が増加の傾向を示しておりますので、今後ともその動向につきましては、注視が必要というふうに捉えてございます。

最後になりますが一番下に、参考として、くらし安心応援室の新規相談件数の昨年度との比較を載せてございます。4月から、4、5、6の3箇月間とも昨年度と比較して、大幅にその件数が増加している状況となってございます。市としましてはこのような増加傾向を重く受け止めるとともに、今後とも引き続き、社協、或いはくらし安心応援室との連携協働を通して、生活支援の必要な方々へその支援が届くよう努めて参りたいというふうに考えているところでございます。私の方からは以上となります。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 私の方からは横長の資料4ページからになります。経営支援部会における進捗状況についてご説明をいたします。まず、商工観光部関係でございます。事業多いですので主なところだけかいつまんでご説明いたします。

1番の奥州市中小企業融資でございますが、4月28日から6月30日までの融資という期間でございまして、申請が112件、取下げございましたので決定が111件。融資決定額が14億3,900万円というふうになっております。

飛びまして給付の4番。休業協力対象外、事業者支援給付金、これは飲食店等へ対する10万円支給でございますが、申請が155件、決定が127件という結果でございます。

それから、家賃、支援6番、飲食店等への家賃補助でございます。これにつきましては家賃の半額を3箇月助成するというものでございまして、申請105件に対しまして97件、決定をしているところでございます。

ページ進みまして、その他の10番でございます。宿泊促進事業補助でございます。これについては1人1泊当たり1,000円補助ということで想定しておりまして、備考の方には、事業実施に向け協議についてというふうにございます。これについて1人、1泊当たりの補助単価を

増額したいと考えておりまして、後程、新たなコロナ対策の部分で詳細説明させていただきたいと思います。

それから農林部関係でございます。1番の和牛肥育経営生産基盤支援事業でございます。肥育農家の素牛導入にかかる、1頭9万円の助成でございますが、5月が72頭、6月が96頭の対象になっているというところでございます。

ページ進みまして、次の6ページでございます。商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況についてということでございます。1番のコロナに係る融資及び信用保証の状況でございますが、信用保証の認定件数は7月7日現在で、590件になっております。実質無利子の制度融資の決定実行件数は、市の中小企業融資制度、これを活用した案件が111件、約14億4,000万円。県対応資金がちなみに353件の60億円となっております。詳細につきましては下の表をご参照願います。

続きまして2番の市の中小企業融資の利子補給額及び保証料の補給額でございます。市中企の利子補給は約3,000万円となっております。総額、これ来年度以降の利子補給額を加えますと、約1億3,000万円上るという状況になっております。保証料補給額は4,600万円ということでございます。内容については以下の表をご覧いただきたいと思いますし、参考として、県制度を市の制度の比較を載せておりますのでご参照いただきたいと思います。

ページ進みまして7ページでございます。農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況についてということで7月13日現在でございます。申し込み件数合計で15件ございます。それから、金額が9,580万円、うち、決定が13件8,380万円となっておりまして、肥育12、繁殖3というふうな内訳になっております。経過については以上でございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) 教育委員会からは、小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について、説明をいたしたいと思います。

資料の2ページ目になりますけども、前回からの変更箇所、太文字で表しております。この部分について説明をいたします。7の出席停止等の取り扱いについてであります。アから工までの4項目ありますけども、工の部分でございます。7月1日以降の転入生の受入れについて、転入までの概ね2週間の健康状態を保護者から聞き取るとともに、できる限り直近1週間の検温を依頼し、転入時点で発熱等の症状がないことを十分に確認することと、それから、発熱や風邪等の症状がある場合は、医療機関を受診することとしております。これにつきましては、当初はですね、関東からの転入、それからその後県外からの転入、そして、全国的に落ち着いてきた5月中旬以降につきましては、緊急事態宣言が継続中の地域からの転入につきましては、2週間の自宅待機を要請をしていたものでありました。これが、一律にその登校控えるように求めるということは適切ではないという国の考えの報道等がありまして、このように見直しをしたものであります。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、次に地方創生臨時交付金関係についてご説明したいと思います。 タブレットの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国2次補正)を活用した奥 州市の施策についてというページ、1ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらの施策 については7月27に予定されております、市議会臨時会において、補正予算を上程したいと考 えているものでございます。それでは説明は、政策企画課長の二階堂から説明させていただき ます。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは私の方から説明させていただきます。奥州市では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国の2次補正でございますが、これを基に第3弾の各種施策を講じたいと考えております。1番の交付金の制度概要でございますが、奥州市の配分につきましては国の1次補正分で4億7,400万円。2次補正で15億3,300万円、合計20億円以上の配分がございます。国では、感染防止対策や生活経済支援に加えまして、新しい生活様式に対応した交付金事業として、行政IT化やキャッシュレス決済の推進、或いは医療や農林水産

業の強化などの活用を想定しているところでございます。

2番の奥州市の交付金活用方針案でございます。新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対応であり、現下の社会情勢における本市の実情に照らして真に必要な事業に活用するというのが1番目でございます。2つ目、特にも国が示す新しい生活様式すなわちいわゆるコロナ後の地域社会に資する、将来を見据えた事業を重点として取り組む。3番として、総合計画実施計画に登載されている事業、或いは今後登載をする事業であって、同交付金の趣旨に合致するものについてはこの際先行投資の視点から前倒しして実施すると。最後でございます。緊急を要する感染症拡大防止対策、生活支援対策これまでの市の取り組み等の中で救済がおよんでいない事業者等への経営支援等については、臨時に補正予算を編成するという活用方針でございます。

3番、奥州市における新型コロナ対策第3弾の案でございます。各種要望、関係団体との協議を踏まえまして、奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部の生活支援部会、経営支援部会等での検討を経て、国の1次補正、2次補正の枠20.1億円に対して、すでに交付申請しております48事業に加えまして、新規で39事業、合計14億2,000万円を候補として選定しているところでございます。以下の表でございますが、大変申し訳ございません。1行目に1点、訂正がございます。1次申請の変更及び二次、3次申請額とありますが、これ3次申請額、この表には入っておりませんので、三次をとっていただければと思います。大変申し訳ございません。

1次申請でございますが、48事業。すでに申請しているのが5億2,500万円。今回、1次申請を変更するものが2億円超ということで合計7億3,000万円あります。それから2次申請、新たに申請する部分でございますが39事業、6億9,200万円なります。合計では87事業、トータルで、1次2次申請を合わせまして、14億2,400万円を検討しております。

下、米印ご覧いただきたいんですが、3次申請が現在、対象額が4500万円超というふうに計画しておりますが、国の補助事業の市負担分として予定してるものでございまして、冬頃の申請となる見込みでございますが、事業を推進するため、いずれも7月補正予算の計上を予定しているところでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。4番、新たに追加する主な臨時交付金対象事業、これ2次申請分合計で6億9,200万円。これ1次申請の変更、増額もございますが、ここでは新たな項目、2次申請のうち、7月の補正予算に上げる予定の事業を分類しております。

1番の命を守るという分野では1億1,200万円、これについては施設の感染症対策等々でございます。それから2番の暮らしを守るという分野では2億3,000万円、中小企業、伝統産業農家支援のメニューでございます。暮らしと経済の立て直し1億4,700万円、公共交通等への事業でございます。それから4番、感染症に強い生活環境地域経済が2億100万円になります。中小企業のリモート環境整備或いは公衆無線LANの環境整備ということでございます。主な事業については、この後ご説明をいたします。

5番の新型コロナ対策の今後の方向性というところ、ここちょっと読ませていただきます。 国の2次補正に伴う地方創生臨時交付金対象事業については、すでに実施している第一次交付 申請事業について必要な見直しを加えたほか、各種団体等から要望等を踏まえ、感染症対策事 業継続雇用維持、生活困窮者支援に移管する事業を新たに追加いたしております。

7月の臨時会におきまして、補正予算を上程する事業は、特に急を要する支援等に関する内容でございまして、教育施設等の感染症対応対策、災害時における避難所の感染症対応強化、中小企業等の事業継続への支援等について盛り込んでおります。

一方で国は、今回の地方創生臨時交付金を活用して、新しい生活様式を踏まえた社会環境の整備、地域経済の活性化等にも取り組む必要があるとしておりまして、市といたしましても、 IT技術、新技術を活用した社会環境の整備や、新しい生活様式の確立などを目指した取組みについて、現在、事業を構築しているところでございます。今後、具体の事業内容が決まり次第、改めて議会にお示しした上で、補正予算等の上程等について、手続をとらせていただく予定でございます。

続きまして、また横長の表でございますが、下12分の1というふうに書いてあるページをお

開きいただきたいと思います。7月27日の臨時会に向けて、現在、鋭意事業の精査を行っておりますが、積算内容を若干の見直しが生じる可能性もございます。それに伴う事業費の変更があり得るということをご承知おきの上、お聞きいただきたいと思います。なお、この1次申請につきましては変更欄、左から2番目に変更欄がございますけど、ここに黒丸が付してあるところが、今回見直しを行いたいという部分でございます。

事業が多いですので恐縮ですが、主なところを説明させていただきます。ページ飛びましてですね。4ページをお開きいただきたいと思います。

31番でございます。中小企業融資利子補給事業、先ほども経過を話したところでございますが、当初3,000万円で予定しておりましたが、積算内訳のところ、ご覧いただければというふうに思いますが、融資額が14億3,900万円まで膨らんだということによりまして、当初より大幅に資金の活用が増えております。他市に比べて期間長く設定したということもございまして今回、4,615万7,000円追加して合計で7,600万円あまりの事業にしたいということでございます。

それから次のページでございます。40番、見え消しになっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急対策緊急雇用助成金、これは国の雇用調整助成金の自己負担分、これを補助しようということでございましたが、1次申請した後に国が全額助成するという制度に変わった改まったものですから、事業廃止するという内容でございます。

そのページの一番下、44番でございます。宿泊促進事業補助金でございますが、宿泊業を営む業者に、宿泊費の一部を助成するということで、先ほど経過の中でお知らせした内容でございますが、当初1泊当たり1,000円補助する計画でございましたが、その内訳のところ見ていただきますと、市内の宿泊施設に として市民が宿泊する場合は、4,000円補助したいと。うち財源としては、県から2,000円が参ります。 番として市外の人が宿泊する場合は、2,000円補助ということでございます。こういったことで8,500万円を事業費に追加し総額1億2,000万円としたいというものでございます。

ページ進みまして、6ページ、47番をお開きいただきたいと思います。和牛肥育経営生産基盤支援時営業でございますが、肥育農家の素牛購入につきまして9万円補助というものでございますけども、当初より期間延長しまして11箇月ということで予算をみたいということでございます。当初の4,725万円に加えまして、5,700万円、都合1億400万円ほどの予算を投じたいというふうに思っております。

進みまして、7ページからが2次申請で新たに項目が起きている部分でございます。この国の2次補正による15億円を活用しまして、新規の事業を組み立てております。現在、精査しているものもございますが、緊急で7月補正に上げたいものをリスト化しております。主なものでございます。1番の命を守るという部分についてでございますが、ナンバー1、子どもの居場所感染予防対策空調設備整備事業。これに関しては1次申請での放課後児童クラブへの空調整備に加えて、生涯学習で持っております、放課後子ども教室の方にも、空調設備をするという内容でございます。

それから飛びまして8番。避難所感染症対策事業、避難所の運営強化の一環でございますが、 1次申請の2事業で、大量に避難所におけるパーテーション等備品を購入しておりますので、 格納機能を強化して、至急に対応できるようにしようという内容でございます。

進みまして、8ページ、12分の8のところ10番でございます。障害福祉施設、感染予防対策 空調設備整備事業が2,700万円ほどでございます。

それから14番、感染症診療体制整備事業、これは医療局から出ておりますけども、2,300万円ほど医療機器を整備するというものでございますし、16番、行政情報発信強化事業430万ほど予定しておりますが、これがウイルス関連の情報を、行政情報市民にわかりやすく提供するために、モバイルアプリを導入するという計画でございます。

次の2番、暮らしを守るというところでは、次のページに入りまして、9ページ。19番でございます。中小企業融資利子補給対応基金造成事業、1億円弱でございますがこれは、先ほど来お話しております、無利子融資の来年度以降の利子補給分を基金に積んで対応するという部

分でございます。

次の20番、伝統産業総合支援事業1,700万円でございますが、南部鉄器或いは岩谷堂箪笥等のイベントの開催に伴うコロナ対策への支援ということでございます。

続きまして21番が、製造業向けコロナ対策支援事業でございます、4,000万円。アフターコロナ見据えまして設備投資する事業者に対して、支援をしたいというメニューでございます。

飛んで23番につきましては、介護施設等緊急雇用助成事業100万円でございます。感染症の影響により、離職する方が少なくないという状況におきまして、その中で介護施設に就職をしていただいた方、勤務を継続していただくと報奨金を差し上げるという新たな制度でございます。

それから24番、25番は、先ほどご説明しました第1次申請で、肥育農家の支援策を講じておりますが、7月補正では、繁殖農家とそれから一貫経営農家を支援するというメニューでございますし、27番、障害者就労施設緊急対応型雇用創出事業、障害者就労施設の受注減ということに対応して、除草作業をお願いしたいというものでございます。

次のページお願いいたします。暮らしと経済の立て直しという部分でございます。28番、それから29番でございますが、公共交通機関の維持という部分でございまして、タクシー事業者、貸し切りバス事業者に、会社当たりの基本額100万円それから保有台数分の加算という給付を行いたい、或いは、バス路線の維持に対しての支援を行いたいというメニューでございます。

30番、31番もタクシーバス関連の振興事業ということでございますし、33番は、市生産の牛肉消費拡大の補助金でございまして、2,100万円ほど。牛肉専用の購入補助券を、配布しまして、消費拡大を図る。

それから34番が、新生児特別給付金でございます。6,000万円を予定しております。特別給付金の対象とならなかった4月28日以降、3月31日生まれまでの新生児に対しまして、10万円ずつ給付するという内容でございます。

最後の4番、感染症に強い生活環境地域経済でございます。35番については、小中学校公務用パソコンの整備、4,400万円ほど。

それから36番については、テレワーク環境整備補助、これは宿泊施設のWiFi導入を補助するというものでございますし、その下37番は、中小企業のIT化を推進する支援策となります。

次のページ、11ページ、最後の39番でございます。公衆無線 L A N環境整備事業 1 億4,600 万円でございます。災害時の一時収容避難所にWiFi環境を整備することによりまして、災害時の市民への情報伝達それから、市民が情報収集できる環境を整えるということで、都合 6 億9,200万円ということになっております。

最後でございます。その次、ページ番号ないですが、3次申請という部分でございます。冒頭お話しました通り3次申請は、国の補助事業で、市負担分に財源として充てられるというものをリストアップしているところでございます。申請は冬でございますが7月補正で予算化し、事業を進めたいと考えております。

一つだけ事業紹介いたしますけれども、1番の無線路線システム普及支援事業費等補助金でございます。総事業費が4,150万円、国の補助が1,300万円、交付金対象が1,300万円、その他となっております。市内のブロードバンドをゼロ地域解消のため光ファイバーの整備を行うものでございます。積算内訳の中に、対象世帯数135、人口417とありますが、現況市内の光ファイバー整備率が95%となっておりまして、100%を目標に整備したいということでございます。具体の地域でいうと、水沢地域では黒石の一部、胆沢では小山、若柳の一部ということでの整備計画でございます。端折ってしまいまして恐縮でございました。以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明がありました。ここで午前11時まで休憩いたします。

再開いたします。先ほど説明がありました の項目につきまして、質問等ございましたら、かなりのボリュームでございますので、ページ数や、項目ナンバーを示して質問していただきたいと思います。13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 13番、及川ですが、2つお伺いいたします。これは、直接市の問題ではないんで

すが、GoToトラベルっていうか、GoToキャンペーンが22日、来週から行われます。今日の朝刊で、平泉の観光地に来るんじゃないかという話でコメントなんかありましたが、連関して藤原の郷とか、そういう関係機関に来る可能性もあるんですが、これはやっぱり私なんか慎重にすべきだと思っているんですが、これについて、基本的な市長のお考えあればお伺いしたいと思います。やはりいろんな意見出ています。市段階でも、まずいんじゃないかというと、或いは時期をもう少しずらせばいいんじゃないかとかですね。安全地帯だけを繋いだならいいんじゃないかとかいろいろありますが、やはりこれから22日からですから、間もなく、まあどこまで来るかわかりませんけども、やはりこれに対してどのようにお考えするのかをお伺い、1点したいと思います。

それからもう1点は、今いただいた資料の中に、2つ、その中に1つは、新型コロナ感染症対策の対応状況についてという文章がございます。これは、対策本部会議の開催状況、1ページ目の2番目、(1)に情報共有というのがございまして、自主的な隔離措置応援事業、6月22日から8月31までの、事業概要について(福祉部)が書いてございます。これと関連して、もう一つの内容、新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金(国2次補正)を活用した奥州市の施策についてというもう一つの文章に、細かな項目がございまして、4ページ、これは1次申請の27番に書いてございますが、これは今の内容を細かく書いた同じものですが、自主的な隔離措置応援事業881万6,000円。福祉施設等に従事する者が、家族への感染の恐れ等をなく安心して働けるよう市において、自主的な隔離を支援する事業。金額は、今言いましたように881万6,000円、すでに6月22日から実施されております。これは衣川荘の借上げの内容です。それで、これについて、もう6月22日になっていますのでこの利用状況及び今後どのようにするのか。これに関してまずお伺いしたいと思います。この2点。お願いいたします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) まず2点目については担当の方から詳細をお答えします。なかなか、逆にどうすればいいのかっていうふうなこと、及川佐議員にアドバイスいただきたいような気持ちであります。身を裂かれる思いです。本当に厳しいです。温泉だとか、藤原の郷だとか市が関与する以外のところでも調整金をもらったなんだっていうけれども、思いっきりPRしていいもんなんだか。テイクアウトで幾らやってもなかなか上手く通常のような売り上げが取れるわけでもなく、コロナを言わなければ早くコロナ明けになって、大々的な誘客をして、売り上げ解消したいというのが、現場にいる人たちの本音です。

一方で、そうやってはしゃいでいる場合でなかろうと、東京見なさいと。200人を超える陽 性患者がバンバン出ていると。いずれそういうところから、人がいっぱいいるところがすれば、 そこからどんどん人入れば、感染する危険率は大きなものになって、そういうふうなことでい いのだろうかという、このご意見も最もであります。さて、どうするかっていうことでありま すけども、私とすれば、市が及ぶ或いは市として発生する部分については、型どおりのことし か言えないわけでありますけども、徹底的に感染防止に対する対策を打っていただきたいと。 場合によっては、基本的には検温をしていただく。場合によってはその形態にもよるでしょう けれどもどちらから来た方なのか、感染状況が万が一出た際には、特定できるような状況など、 何か簡便に対応できる方法はないのか。ここは、個人の情報を開示しなければその施設に入れ ないとなると、その利用に対してはばかられる方々もいらっしゃるでしょうから、必ずしもう まい具合にいくかどうかわかりませんけど、少なくても3密を避けて、そして、咳エチケット、 マスク等も含めてですけど、こういうふうなエチケットを完全に守ってもらう方のみのご利用 をお願いするというようなことを徹底していただくように、協力要請をするということで、G o T o キャンペーン、対応していかざるをえないのではないかというふうに、私としては思っ ているところでありますが、これが万全であるかって言われると、冒頭にお話したように、 もっといい方法があるならば少しお知恵を貸していただきたいという部分も、一部本音である ということでございます。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方からは、1次の際に事業として盛り込んでいただきました自主

的な隔離措置応援事業という部分の現在の利用状況等についてご説明したいと思います。この 事業につきましては、5月の臨時会の際に、補正として計上させていただいてご議決いただい た後ですね、6月中に各種制度の確立、或いは契約の締結と進めまして、議員ご指摘の通り、 6月22日から8月31日までの間で、そのような形の、衣川荘が契約先でございますけれども、 そちらの6階フロアを貸切る形での契約を実施し、現在に至ってございます。実際に、その利 用者という部分については、現在のところまではまだないということでございます。以上です。 (小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 最初の方は、市長の苦悩といいますか、ご苦労なさっていることはよくわかりますので、これはあまりこれからどうこうというより、今後の問題ですので、なるべく注意していただきたいし、もちろん観光業も何とか活発にしたいという思いは同じです。ただし、リスクも非常にあるということだけも、もちろんご存知の通り、やっぱり注意が必要だというふうに思います。これは、ですからそれで結構です。

それから、今の衣川荘の借上げの件ですが、今、要綱をいただいておりますので、中身を見ますと、これは感染者、コロナの感染者若しくは陽性者、濃厚接触者が対象ではないですね。その施設に働いている人が不安な場合は、なんていいますか、無料で借り上げてそこに入る、無料ですという要綱なんですよ。で、おそらく利用者数はゼロでしょ。ていうのは、感染者いないわけだし、まして濃厚接触者もいない。だから当然利用者はあり得るはずがないですね。当然ゼロです。これで881万6,000円使っている。

本来なら、感染者若しくは軽症者とか、例えば検査を待っている人。疑いがあって医師から PCR検査して欲しいと、ただしPCR検査がすぐなかなか出ない。特に土日なんか連休挟む と、何時間待たなきゃいかん。うちに帰るの心配だから、そういうところに宿泊しよう。これ は大いにあり得ることです。ですから、PCR検査をする人も、多分いると思うんですが、ほ とんど陰性ですけども、結果が出るまで不安なので、どっかにやっぱり待機したいという気持 ち、家族にもしかしたらうつすかもしれない不安がある。そういう施設は必要だと思います。

ただし、これは感染症が出てないけれども、同時に施設に働く人の不安なので、医者の診断もなんもいらない。利用することがない施設だと私は思っています。それなのに、あえて881万6,000円を費やすことは、おそらく今後もゼロでしょう。もっと必要ならば、軽症者若しくは無自覚の症状を持った人、若しくはPCR検査待ちの人、この人たちはどこに収容するのか、ホテルを貸切るかとか、こういう話が出ていますけども、あえてここに行く必然性は、そこの中の施設の職員ではないんですね、これは。ただ職員ですから、その後、ずっと後なんですよ。それが6月段階であろうはずもないし、少なくとも推測もできないと思うんですが、なぜこのようなものを、あえて一時のものに、確かに国のお金ですから、それはそうかもしれません。市が痛むわけじゃないかもしれませんけども、当然8月31日までゼロなはず。今のところで推測で。あと聞きますけども、これ以降はどうするんですか。もし、この要綱に従って8月31で終わりなんですからね。その理由もちょっとよくわかりません。だって必要ならば、そのあとも、ホテルを借り上げるとかしないといかんのですけれども、それはどういう準備をなさっているのか、まずお伺いします。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) この助成金、借上げの事業につきましては、基本的に、実際に感染者が出ていないことによって利用者がいないというのは、背景については議員ご指摘の通りというふうに思いますけれども、これについては、感染者が一旦出れば、そういう形で社会福祉施設、或いは介護施設等で事業継続しなければならないという施設、介護関係は特にそうなんですけれども、それらの職員の方々が安心して仕事に行けるような形の対応というのも一つ大きな、この事業の持つ意図でございます。

ですので、実際に現在まで感染者がいない云々という部分で、この事業を取り下げる、取り下げないの部分については、今そういう段階ではないというふうに考えてございますし、先ほど衣川荘の借り上げにつきましては、8月31までという形で今、契約をしているという状況ですので、その後の対応という部分についてでございますが、この事業、この中身につきまして

は、施設の借上げの部分と、あと施設等がそういう自主的避難を、施設が契約等いたしました 各種宿泊施設等に宿泊した場合についても、6,000円を上限に補助をしますというような形の セットでございます。ですので、9月以降の部分については、そちらの宿泊施設を利用した部 分については、補助をするような形で、3月31日まで継続してやりたいというふうに考えてい るところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 今必要なのは、お話しましたように軽症者、若しくは無自覚の人、PCR検査を 受けても元気な人、こういう人をどこに収容するのかっていうのが、東京を含め感染症の場合 大きな問題なんですよ。全く出てない、出たとしても優先順位は、そこに働く看護師さん、若 しくは医療機関も入っているみたいですから、福祉関係の働いている方、民間も同じですけど、 誰か出れば、やはりその不安だということはあります。ただ、優先順位はそのずっと落ちるわ けですよ。本来ならば今、県が探してるように、二次医療圏でも軽症者若しくはその検査待ち の人、こういう人を収容する施設を探そうじゃないかと、県自身はあるんですよ。病床数が少 ないので、借上げが少ないのでこれから探そうということですが、そういうのは優先すべきな んですよ。ただし、これは出ていない。出ることは単なる想定しているだけ。医師の判断も何 もない。何の基準もないですよ、自己申告なんですこれ。だっていないのに、だから利用する はずがないでしょ。通常PCR検査は今、医師の判断に基づいてやるわけでしょ。そこで振り 分けて、軽症者、重症者とか、中等とかやるんですね。それでホテル借上げ。こういう手順な んですけども、こういうことは想定されてない。ちょっと全く今のところないのに、普通は自 宅から通常通り勤務なんです。勤務っていうか、今の段階ではね。これから起きた場合は、今 言ったように、その優先順位が変わってくるわけですよ。まずコロナ患者、発熱外来、特に発 熱のある患者さんは医療機関とか、医療施設、それから、軽症者は次の施設。その次がこうい うことありうるかもしれませんけど、今の段階、6月21日の段階で考えるようなことじゃない ので、当然入るはずもない。ただしもちろん不安がありますよ。もし入ったら自分がうつるん じゃないかと。ただその不安は、今の時点では不安者に対して借り上げるっていう方法は、ど こもとってないと思いますので、東京都も取っていませんし、むしろ、出た場合を想定して軽 症者、何回も言いますけど、決まっているわけですよ、パターンが、優先順位が。これ全く優 先順位無視して、医師の診断もなしで入れると、無料で入るというのが今回の、この施設なん ですね。だから8月31日まで、これは衣川荘の事情もあるでしょうけども、あえてそれを800万 円ほど費やすっていうことは、いかがなもんかということなんですね。

必要性があるのは何でも必要なんですよ。ただ、何でもかんでもやればいいっていう話じゃなくて、優先順位がある。今言ったように。それを無視してここでやることは、基本的にはおかしいと思うんですが、それについてご意見をもう一回伺います。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) 答弁なかなか、難しい答弁なんですけれども、基本的にこういう状況の中で、そういう利用者があるはずがないという議員のご指摘でございますけれども、正直申し上げて、私はそういうことではないというふうに考えてございます。優先順位の部分でいけば、軽症者であったり、濃厚接触者、こちらの施設の方は濃厚接触者の分類含めてという形にはなってございますけども、軽症者の方の内容につきましては、あくまでもそれは県の方で措置をしている中身でございまして、県の方でも、二次医療圏単位で宿泊施設についての借上げも視野に入れながら今、確保に向けて動いていると。現時点では盛岡、おそらく1箇所だと思いますけども、そちらの方の確保で軽症者が出た場合には、そちらの方への対応を誘導してるというようなことで、基本的には我々としては、市町村でできる部分という部分については、地元のそういう福祉施設であったり、障害施設であったりその職員の方々がですね、そういう感染が一度発生した際に、いろいろと心配になって、風評被害等も含めて職場の方に行きづらくなる、或いは、そういうお子さん、家族等に迷惑がかかるということで、出勤の方ができなくなるというような内容を何とか防がなければいけないという予防的な部分も含めて、今回こういう事業組み立てさせていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思

います。

- (小野寺議長) 及川佐議員。
- (及川佐議員) もし利用するとすればできるんです。例えば、PCR検査で、発熱でお医者さんが予約してくれというんで、火、木、発熱ドライブスルーやっているわけですね。ただし、これ曜日によって微妙な方もいるんですよ。医者がちょっと発熱外来行ってくれと言ったって火、木が基本ですから、例えば連休の際に土曜日とかね。自分は熱あって、先生からもPCR受けたらと、発熱外来行ったらと言われても、実際は不安が残っている。或いは陰性になるかもしれないけれど、陽性の可能性もある。医者もやっぱり診断してどうもまずいんじゃないかと、そういう方は、こういう施設に入れるってことはあり得ると思うんです。それはないとは言えません。実際、PCR検査で来ている方もいらっしゃいますので、ただその方、単に家に帰すだけですから。だったらそういう方を入れるとか、例えばですよ。ただし、この要項ではできません。医療関係者とか福祉関係者じゃないと入れないんですよ。一般会社に勤めた場合は、この要項には該当しません。

従って、この要項がもし、そういう医者が認めて、検査まで時間あるだろうと、ちょっと危ないなという人はどこかに収容するべき。本人の不安もあるし、医者の診断は、客観的に一つの事実ですから、それに基づいて、これを使うってことはあり得るかもしれません。ただし、そういうふうな要項にはなってない。もし出たら、濃厚接触者。感染者じゃない、施設に働いている人ですよ、本人じゃない。働いている人を措置しようっていうんなら、それも福祉医療関係者ですから、現実には、これ適用無理ですよ。この要項ではですよ。ただし、今言ったように、発熱外来、ドライブスルーで来ている方は何人かいらっしゃるらしいです。人数はわかりませんが、そういう方の不安は確かに大きいと思う。そういう方は入れる可能性があるんだけど、これはできない。だから、出もしない予防を作るっていうんじゃなくて、出そうなところについての予防的な措置として使うことは可能だと思うんですけどね。そういう意味で、何か今言っている意味は、全然私には納得できない。いかがでしょうか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 少し観点が違うようですね。これを判断する時のひとつとして、4月の前半ぐらいでしたか、水沢病院長からこう言われました。うちの看護師の子どもがいじめられている。コロナの感染症の対策の病院に勤めているんだろうと。お前の関係者家族がそうだから、お前もそうかもしれないっていうふうに、極めて厳しいいじめを受けている状況、市長何とかしてくれって言われました。そこも含めてこういうふうなことを考えているということであります。おっしゃることはよくわかりますけれども、まるでこのことが意味のないような形で表現されると、私たちは、今一生懸命コロナ対策に従事している関係者、何かあったときに、そこでシェルター的に対応できる場所を求めるべきだ、作るべきだということでありますし、県に対しても、今議員がおっしゃるような形で対応できるのではないかという、そういう要望も上げてきているということでございます。

ご指摘の点、傾聴すべき点も多々あることから、さらに改善に向け、検討をいたしたいというふうには思いますが、基本的には今お話したような状況と、これ全国的にあった話です。看護師さんが家に帰れずに、車の中で寝泊まりをしているっていうことが全国的にあったんです。もちろん賢明な議員ならそのことはわかりだと思います。まるでそれが、配慮として800なにがしが、余計な金の使い方だとはおっしゃっておられませんけれども、私とすれば、医療に従事される方々に対する、幾ばくかの措置として使われるべき適正な経費であろうというふうに判断をしているところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 私は、だから利用する可能性はあると言っているわけですよ。例えばですよ、P CR検査待ち、どうしても毎日やっているわけじゃないので、医者判断しても、どうしても待 たざるを得ない、これ医者が認めている。発熱するっていうことで、検査しなさいという人な んかは、入れるべきだろうと言っているんですよ。いや、無駄だとは言っているわけではない ですよ。ただし、今の要項ではそれは無理だと。たとえ民間の方であれ、そういう不安はある んですよ。だからそれは、使わなくていいと言っているんじゃなくて、むしろそういうことも含めて使ったほうがいと言っているわけで、ただし、今看護師さんの例を出しましたけど、そういう方を入れるんですか。入っていただくんですか。希望者はいいんですね。ただ、その際だって医者の診断が必要なんですよ、やっぱり。医者の診断で、その不安がやはり客観的なものがなくて、自分の気持ちだけというわけではないんで、もうこれで終わりますけど、それはちょっと、違う議論の話だと思います。以上です。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 先ほど私の答弁の中で少し語気が強くなったところはお詫びいたしますが、おっしゃることについては理解できますので、前向きに改善、検討いたしたいと思います。

(小野寺議長) ほかに。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番阿部加代子です。何点かお伺いをいたします。先ほどもGoToキャンペーンのことについてお尋ねがあったわけですけれども、奥州市としても、44番で市内の方は4,000円補助する、市外の方は2,000円補助するということですので、奥州市としては、市外からもどんどん来ていただきたいというようなことになるということでよろしいのでしょうか。

今、岩手県、すごく全国から、また全世界から注目を浴びておりまして、奇跡の都市だというふうに言われています。一旦コロナの感染の方が拡大しますと、今でも医療体制がなかなか厳しいところでございますので、コロナの方が出ますとさらに厳しい状況になってくるということもありますので、この辺、慎重な取り扱いが必要になってくるかなというふうに思いますけれども、先ほどもご答弁いただいたんですが、もう一度その辺、お伺いをしたいというふうに思います。

それから発熱外来の件ですけれども、すべて陰性だったということですが、検査数はどのくらいだったのかお伺いしたいというふうに思います。

それから教育委員会の方にお伺いをいたします。当初、感染拡大地域の方からいらっしゃる 児童生徒の方に対しましては2週間、自宅待機ということでございましたけれども、これは国 の方から、そのようなことはいけないというようなご指摘があったみたいですけれども、当初、 国の方も明確な指針を示してなかったわけですから、奥州市がとりわけ駄目だったということ ではないというふうに思います。これは文科省の判断でして、厚労省ではどうかなというふう なこともありますので、慎重を期したということは、みんなが市民も納得しているでしょうし、 転校して来られる方々も、その要請に応えていただいたということを納得していただいたので はないかというふうに思いますけれども、その点お伺いをしたいというふうに思います。

あと、パソコン整備に関しましてはどのような状況になるか、生徒1台にはなかなか達しないのか、その辺もう一度状況をお伺いしたいというふうに思います。

それから、今回の中に入ってないんですけれども、子どもたちの施設の中で、障がい児を扱ってらっしゃる施設のところでアンケート調査されたということでしたが、その後、空気清浄機等の設置に関して、どのようになったのか伺いたいというふうに思います。

それから、新しい生活様式というところで、図書館なんですけれども、花巻、北上ですかね、図書の洗浄機を置くということになっているようでありまして、当市においてはどのようになるのかお伺いしたいというふうに思います。以上です。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 私の方からは、1点目の宿泊事業の関係のことについて、考え方をお伝え申し上げます。現在、奥州市の中では、温泉施設的な施設というのは、3箇所程度ありますけども、他はほとんどシティホテルでございます。そのシティホテルがすごく影響が大きくて、3月、4月、5月が前年度比30%とか40%という状況でございます。現在も大体40%で動いているのですが、これ以上のことが続くと本当に運営ができないっていう形です。ここをどう回復するかっていうことになりますと、奥州市のシティホテルはどうしても、市外の方の宿泊でございます。県内の方、それから県外の方を取り戻さないとどうにもならないと、こういった意味で、ここの支援をするということで、2,000円の補助を行って、何とかここをつなげていこうということで、今回出させていただきました。

確かにコロナ対策っていうこと、コロナ感染が怖いことはございます。しかし、私どももホテルの方に行って宴会といいますか、そういった時のそのホテルの対応、かなりいろんなことに気を使ってやられておられます。そういったことをさらにこうやっていただくこともお願い申し上げた上で、このことにつきましては、ホテル旅館組合の方々と一緒にお話をしながら進めておりますので、そういった感染予防も含めて、さらに話を煮詰めて、安全な形で進めるように努力して参りたいと思っているところでございます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 2件目の発熱外来の検査数ということで教えていただきたいということですが、一応この部分につきましては、県全体での件数のみということで、それぞれの地域発熱外来ごとのですね、検査数については、ちょっと控えさせていただきたいと思います。ちなみにですね、岩手県では4月12日現在、1,099件ということで、大分民間での地域の発熱外来でのPCR検査が進んでおりまして、今まで検査数がビリだったんですが、青森、秋田よりも超えまして、1,099件の検査数があってございます。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) まず、3点目の2週間の自宅待機の件についてでございます。これにつきましては、当時、特にも関東圏でのウイルスの感染が拡大をしてきている中で、学校現場での感染リスクを最小限に抑えるためのやむを得ない判断でありました。このことが、結果的に一般論いうことでのようでございますが、その就学義務や、学ぶ権利を侵害する恐れがあるということでの不適切という、そういった国の考えでございました。確かに指摘の通り、当事、国の指針マニュアル等も特にございませんでした。そういった中で行ったものでありまして、適切ではなかったのかもしれませんが、誤りではなかったというふうに思っております。

それから4点目のパソコン整備の状況ということでございますけども、今年度、予算計上している部分もございます。それが進みますと、約5.9人に1台ということでございます。以上です。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方からは、障がい者・児の方々の施設への空調等の事業の内容についてご説明をしたいと思います。今回、議員指摘の空調等の整備につきましては、今回の2次申請分も、ナンバー10ということで、今日の資料でいきますと、12分の8ページの一番上になりますけれども、障がい福祉施設感染予防対策空調設備整備事業ということで、2,720万円を今回計上させていただく予定としてございます。

この内容につきましては、議員ご指摘の通り5月から6月にかけて、障がいの方々の施設に対しまして、空調の整備状況について、希望等について聞き取り、アンケート調査を行いまして、すべてのところでという部分まではいかなかったんですけれども、多くの需要があるというようなものでございましたので、今回の国の2次補正を受けまして、それら法人と17法人99施設を対象に、今回まずはいろいろ障がいサービスによって単価の方の設定をさせていただきますけれども、その99施設を対象に除菌施設整備のなった空調等の整備について配置をしていきたいということで今回、事業の方を組ませていただくことで計上させていただいてございますので、よろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 6点目の図書館の図書の洗浄機のお話をいただきました。以前に阿部議員さんから情報提供いただいたので、うちの方、担当でも調べてみたんですが、どうも洗浄機の方が1回に5冊ぐらいしか洗浄できなくて、しかも時間が30分ぐらいかかるっていうことだったんで、ちょっと効率が悪くて、今の段階では手作業で、手で消毒をして、きちんと綺麗にしてやっているということで当面はそれを続けようかなという考えでございます。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 先ほど1人1台パソコンについてのお話ございました。ちょっと補足させていただきますけども、今回の国の2次補正に関しての検討項目として当然、内部で協議をしております。先ほどお話しました通り、IT或いは新しい技術を活用した事業につきまして

は、今現在、内部で精査中でございます。 1人1台パソコンについては構想もちろんございまして、それに関して今、7月議会ではちょっとお出しできる程度の精度にはならなかったわけでございますけども、今後、また議会の方にお諮りしながら進めて参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。ありがとうございました。図書館の本の洗浄機の関係ですけれども、今、手作業でということなんですが、この洗浄機、紫外線でやるものですので、頻度の高い貸し借りのされている本等に適用すればいいのかなと思います。確かに効率が悪いのかもしれませんけれども、紫外線を当ててしっかり消毒ができるということになっているようですので、ちょっと検討していただければと思います。以上です。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) お話の通り、今後の検討とさせていただきます。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉です。何点か質問いたします。今日の対策本部の資料の1ページの2の対策本部の開催状況の中の(1)の6月15日の部分で、情報共有の中に、国保の減免に関する周知の点がありますけれども、国保の通知、私の家にも来たんですけれども、その減免についてどのように載っているか見たんですが、綴じてあるここの説明の中に確かにありましたけれども、よくよくきちんと見ないとなかなかわかりづらいんではないかなと、私、個人的に思いましたので、独立したチラシ等があれば非常によかったかなと思うんですけどもその点を伺います。

それから発熱外来についてですけれども、先ほど件数については非公表だということでしたけれども、結局診察が開かれなかった6日間については、例えば保健所からの依頼がなかったということですが、保健所の段階で、その個人から申請があった場合に、私はすべて発熱外来に回す、保険料段階で止めている状況があるのではないかという懸念を持っているわけですがその点はどうなのか伺います。

それから、3ページ目ですが、特別定額給付金についてです。未申請の世帯が825世帯で、再案内をしたということですが、この中には当然辞退するから申請しなかったと考えておられる方もいるかもしれませんけれども、例えば入院しているとか、体調不良で申請に向かえない、コピーもしなきゃないですので、そういった事で、やはりその世帯によっては大変な状況で本当に申請もできないと言った家庭もあるかもしれませんので、そういった対応は、通知の発送はよろしいんですけども、そういった状況あるんではないか。そしてもう期限本当に迫っていますので、その辺の対応はどうなのか、丁寧な対応が必要ではないかなと思いますが、その点をお願いします。

同じく4ページの現在の支援の進捗状況の商工観光部関係の、家賃の補助等やっていただいていますけれども、これに関連してですが、国の持続化給付金について、これは50%以上減収になった月があった場合に申請できるわけですけれども、市内のいろんな事業者の方々の意見を聞くと50%にはならないけども、30%、40%が2か月、3か月と続いて、かといって50%と計算してもなってないから申請できないという方々が何件もいらっしゃいますので、他の近隣の市町村でも、持続化給付金に類するということで50%ならなくても、市町村独自でそれなりの額の支援策を出している市町村あるわけですけれども、それについて考えられないのかどうか、伺います。

さらに家賃支援に関してですけれども、家賃の支援はその通りわかりますし、その次のローンの支援も確かにその通りで、やっていただいているのはいいんですが、当然ローンを完済しても業者の物件である場合、減少している業者には固定資産税の支援等も必要ではないかなと思いますが、見解を伺います。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 1点目の国保税の減免に係る周知でございます。これにつきましては、これまで市のホームページ、それから広報で周知してきたものでございまして、ホームページにつき

ましては、具体について6月末に改めて更新をしております。それから、市の広報については、7月の本号で市民の方々にお知らせをしたという経過がございまして、その上で、7月の10日過ぎに発送いたしました納税通知書の方にも、同様に減免のお知らせをさせていただいたということでございます。

議員のご指摘でわかりづらいのではないかということでございました。確かに、納税通知書は、そう大きなサイズではございませんので、限られたスペースの中で可能な限りこの制度についてご説明をし、周知をしたいという思いで対応したわけでございますが、この部分については、これが精一杯でなかったかなというふうには思っております。引き続き、周知については、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

(小野寺議長) 伊藤保健師長

(伊藤保健師長) それでは2点目の発熱外来のことについてお答えいたします。保健所さんの方で、症状に応じて水沢病院さんの方にまわしたりとか、こちらの発熱外来にご紹介いただいたりということで、今は、このような天候になっていますので、最近は、患者さんは何人かいらっしゃっています。ただちょっとその前は暑い時期があったので、その頃は本当に患者さんがいなかったという時期がありました。保健所さんへの相談もぐっと減って、相談がない日もあるのですというお話をいただいております。以上です。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) 特別定額給付金の未申請世帯への対応という部分でございます。先ほど議員からご指摘いただいた、もともと辞退の方もいるのではないか或いはまた、入院等でなかなか申請できないのではないかという部分の内容でございますけども、今回の再案内通知につきましては、その辞退の意思の方につきましても、一応その旨を回答して欲しいというような中身も含めて、今回、再案内をさせていただいておりますので、何とか辞退で申請しないでいる方々についてはそれで拾っていきたいなという形で考えてございますし、入院等でなかなか申請ができない方という部分への対応につきましては、まだ具体的にどういう対応という部分は、検討してございませんけれども、必要になってくる時期が来るというふうには考えてございますので、その部分につきましては特に一人暮らしの高齢者の方の中にそういうパターンが多いのかなということでございますから、その部分については未申請で残っている状況を見ながら、地元の民生委員さん等との相談、情報収集等もしながら、できるだけそういう方々については申請に向けた取り組みができるような内容での、最後の追い込みの申請受け付け作業行っていきたいというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 私の方から持続化給付金の50%未満の方々に対する対応はないのかっていう話について、考え方について述べさせていただきます。市の方では、50%の方々に対しては、例えば家賃補助、これは独自の施策として20%以上の減収があった方々に対しては、市独自として、家賃補助を出しているところでございます。それから融資制度においては5%以上の減収があったらできる。それから、今まで減収になった分の給付金という形の給付ではなくて、これからコロナと一緒に生きていく中での新たな設備投資、感染予防に関すること、それから拡大の事業を行うとか、そういったところにつきましての助成事業を個別に細かく出しているというような施策で対応しているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 事業者に対する固定資産税のお話もあったかというふうに思います。これにつきましては、国の制度の中で、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の減免という措置がございまして、こういった部分では、当市でも対応しているというところでございまして、ちなみに令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している事業者に対しては2分の1、50%以上減少している事業者に対しては全額を減免するというような制度でございまして、こういった部分での対応はしているということのご紹介をさせていただきたいと思います。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) それでは今の持続化給付金についてだけお伺いしますけども、これ、やはり減収で40%ぐらい、減収で50%ならないでやっぱり3か月も続いて減収になると本当に立ち行かない、そして今後、すぐ元に戻る見込みのない業種の方もやっぱりいらっしゃいますので、やはり、国の基準が全国的なものだからですけども、1か月でも50%という基準で今、行われておりますけれども、どうしても漏れる業者、市内にも当然いるわけですので、家賃支援とかいろいろ行われているということですけれども、それであるならば家賃支援も3か月ですけども、もう少し今後の様子を見て、3か月をもっと延ばすとか、固定資産税の減免は確かにありますけれども、ローンの方の限度もどちらも今5万円ですけれども、もうちょっと増やすとか、いろいろ、少しでも手立てもあるかと思いますので、その辺についてできないものか伺います。

それから国保の件でしたけれども、ホームページや広報確かに載っているのわかりましたし、 広報も当然私ちゃんと見ましたけれども、やはり一番確実に周知できるやはり通知書を、通知 書の封筒は国保払わなければならない人は当然見るわけですから、それに別刷りで本当は1枚、 大きくなくてもいいからあれば、私は、一番周知には的確だったのではないかなと私は思いま したので、改めて伺います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 持続化給付金の代わりに、何とかその家賃補助の延長をという話もございましたけども、実は国の方の今度家賃補助の制度が、昨日から受け付けが始まっているところでございます。それは、1か月において50%の減収があった場合、または連続する3か月間で30%以上減収があったよと。つまり、30%、35%、40%だという減収があった場合には、そこも対象になるというものでございます。これにつきましては、家賃の3分の2、3分の2のお金を6ヶ月間補填すると。つまり、家賃9万円のところですと、6万円を6か月間ですから36万円補填するというような形の制度でございます。

これにつきましては、昨日行った時にはちょっとメイプルでまだ準備中だったんですが、ちょっとまだ確認ができてないんですが、おそらく今日明日あたりにメイプルの3階のカーブスのあったところなんですけども、あそこで、受け付けが始まりますのでぜひお知らせいただければと。市の方といたしましても、今まで受け付けが市の補助金の決定通知書あったところには、再度、こういう制度がありますがいかがですかってことはご通知申し上げますが、市の補助制度に来ていただいたお客様にはそういったことがありますよというのは改めて、あわせてご相談というか、ご紹介をさせていただきますが、そういった制度をご活用いただきながら、何とか支援を続けていきたいということでございますのでお知らせ申し上げます。以上です。

(小野寺議長) 千田財務部長。

- (千田財務部長) 国保税の減免の関係で納税通知書に、別途チラシを同封すべきだったのではないかというご指摘でございました。そういった方法も当然あるわけでございますが、今回の発送においてはそういった対応はしないということで対応したところでございます。今後、同様の周知が必要な場面においては、議員のご指摘も参考にさせていただいて検討していきたいというふうに思います。
- (小野寺議長) ここで、大谷翔平応援動画撮影並びに昼食のため、午後1時まで休憩いたします。 再開いたします。引き続き、説明に対する質疑を行います。8番、瀬川貞清議員。
- (瀬川貞清議員) 8番瀬川貞清です。2点お伺いをいたします。1つは、教育委員会の対応方針の中に、夏休み中のプール中止の方針があるわけでありますが、この間、我が会派で、放課後児童クラブの、学校が休みのときの対応をいろいろ調査して参りました。そういう中で、夏休み中の子どもたちの3密対策をどういうふうに考えているのかということについてお伺いをいたします。言ってみますと、長い座り机に普段9人から13人が座るんだそうです。休業の時には父母の協力もあって、15人から25人ぐらいまでの子どもたちを扱ったそうですが、その時は、長机に2人か3人ずつ合わせて、しかも、一方向だけ向けて座るというふうな形で対応したけれども、今度の夏休みをどうしようかと悩んでいるというふうな意見が出されましたので、こういう問題について、クラブと学校やそれから社会福祉協議会と、どういう対応になっているか、一つお聞きをしたいと思います。

もう1つは、新しい対応方針。2次申請の最後、12分の10ページの34項目で、新生児特別給付金を取り上げていただき、我が党も申し入れでこれを強く要望いたしましたので、大変ありがたいと思います。それで、この対象の子どもの日付なんですけれども、4月28日から3月31日までとなっておりますが、同年代の、子どもと同級生というのを扱う時には、4月1日までの子どもが一緒になるということになっているので、他の市町村ではその4月1日の子供まで対象にするということになっているようでありますが、当市で、31日で切ったというところの理由をお知らせ願いたいと。以上です。

(小野寺議長)佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 2点、私の方からご回答したいと思います。初めに放課後児童クラブ等の3密対策という部分についてでございますが、いずれ小学校、幼稚園、保育園、児童クラブ等ですね、子どもの集まる場所はいずれ3密状況が避けられないところがやっぱりあるという状況がありますということで、3密というかですね密集がちょっと避けられないという状況があります。なので、密閉につきましてはそういったエアコンとか、空気の入れ替え等で対応していきたいと。そういった児童クラブの今後の夏休みの状況につきましては、今後、受託している事業者の皆さんとちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

もう一つ新生児の定額給付金の状況でございますが、いずれこれ交付金事業でございますので、4月1日生まれの方の部分については交付金事業の対象っていうか、交付金の繰越できない状況ですので、いずれは3月31日の新生児ということで、同級生ということで4月1日の部分もどうかという部分につきましては、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。何点かお尋ねしますが、防災対策の部分で、確か 1 次申請は、2 ページですか。 2 次申請では、7 ページになるのかなと思いますが、 1 次申請ではマスクとか消毒液とかメインであとパーテーションが入っているようです。で、 2 次申請では、防災倉庫とストーブというのが入っているんですが、端的に言って、これよりも必要なのは、ダンボールによるベッドですか、或いはダンボールによるパーテーションが非常に必要ではないかと思うんですが、先般テレビで、やっぱり直接床、畳に座るのは非常に感染上よくないというふうに言われていまして、ぜひ当市においても、速やかにダンボールベット等配置していただきたい。今回載るのかなあと思って注意してみたんですが、なかなか見当たらなかったんですけど、これ辺の対応はどう考えているのか、一つお伺いをしたいと思います。

それと、ちょっとページを見失ったわけですが、先ほどの児童クラブ等の関係で今回の2次申請では、水沢4か所ですか。空調施設が整備されると。で、子ども教室についてこれ1次申請ですか、2次申請ですか。梁川、広瀬の2か所が、今回整備されるようですけど。そうしますと、この、6施設以外は、この対策における空調設備はすべて整備されたという理解でしょうかそれとも、計6か所ですか。この申請に含まれている計6か所が、何としてもこうやって取り急いでやらなくちゃいけないということで6施設がピックアップされたのか、ここの部分についてお伺いしたいと思います。

3点目はですね、2次申請の8ページに、指定管理者制度導入誘客施設脱コロナ支援事業というので、それぞれ宿泊施設含めて、ひめかゆには1,500万円、藤原の郷が600万円、前沢温泉、姉体道の駅にそれぞれ200万円。これ、この金額のバラバラっていうのは、なかなか積算根拠か何かあってこういうふうになったのか、ちょっとそこが一律するのはわかるんですけど、こういう格差が出たっていうのは何かっていうのがあるのであれば、教えていただきたいというふうに思います。

同じ2次申請の11ページにですね、公衆無線LANの環境整備事業。これ、ちょっとその概要だけちょっと、こういう理解でいいのかわかりませんが今回の1次避難所にすべて、主に地区センターだということで、地区センターにイントラネットの整備をするというふうに書かれておりますが、このコロナで追加避難所6施設追加なったんですけど、それらは、これらの整備されるのかどうかということと、毎回出して申し訳ないんですけど、江刺地域ですと米里と

稲瀬については、地震と水害はそれぞれ避難所が違います。地震は地区センターですが、水害については小学校の体育館。これらは、両方、その環境整備合わせて整備されるのかどうか、その点をお伺いいたします。

最後です。3次申請で、12ページに文化芸術振興ということで、今回奥州文化会館が今回整備されるようですけど、これはここだけを優先されるのか、たまたま今、各地区に文化会館があるんですが、あそこはもうすでに整備されてここだけが残ったということで今回、奥州市の文化会館がリストアップされたということなのか、その経過と内容についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) 1点目の段ボールベッド、パーテーション等についてお答えいたします。 5月の臨時会の際に1次申請関係の補正予算をご承認いただいておりますが、その中で備品購入費として800万円余の予算を計上してございまして、それの内訳がパーテーションということでございました。その後に菅原明議員さんからの一般質問で、その避難所の運営についてということで、段ボールベッドなりの必要性についてご質問をいただきまして、検討するというふうにお答えしておりまして、今回1次申請で予算化いただきました、パーテーションの一部を段ボールベット等に変更して、すでに発注をしてございまして、9月の納品を見込んでおるところでございます。以上です。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 放課後児童クラブの部分ですが、4か所の、今回、第一次の部分で4か所ということですが、この部分がエアコン等そういった部分がなかったので、この4か所を整備すれば、放課後児童クラブの部分はすべてエアコン等が設置されるというものでございます。それで二次審査におきまして、子ども教室の部分についてやってなかったということで、協働まちづくり部の方で考えたものでございますのでその部分については協働まちづくり部長から説明いたします。以上です。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部部長。

(浦川協働まちづくり部長) 今説明いただきました通り、放課後子ども教室においても1次補正の段階ではつけられる箇所にはすべてついているという認識でございましたが、この2か所の分だけは、実は、常時活動する部屋にはついてなくて、もし何かあったらばそのついている部屋に移動することで対応可能だよっていうような取扱いをしておりましたが、今回その常時活動する部屋につけることで、そこで、対応とってもらおうということで、これをもって放課後子ども教室につきましても、つけられる箇所にはすべてついているという形になっております。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 指定管理者制度導入誘客施設脱コロナ支援事業でございますが、この事業につきましては、観光やレクリエーションなどの各種誘客施設を対象としておりまして、特にも、利用者が激減している、そして収益も大きく減少しているというところを対象に考えているものでございます。その中で今現在、例えば申したような状況にある施設が、ひめかゆ温泉、藤原の郷、道の駅交流館、前沢温泉というところが見込まれるということで、今回予算化をしているところでございますが、その内容としましては、4月から6月の間の財政基盤的部分、何て言うんでしょうか、減収している部分を考慮して、それを回復させるための改善分というものがまず一つございまして、この部分が、大きく、各施設の状況によって金額の多寡が生じているというところでございますし、もう1点、誘客機能を強化すると。今後、その部分で、300万円、或いは100万円と言った部分もプラスした予算を計上しているという状況でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 公共無線LAN環境整備事業の第1次収容避難所についての環境整備のお尋ねでございますけれども、今回については、基本的に総合支所或いは30地区の地区センターということで、まずはこの内容に記しております。今後、地区センターが第1次収容避難所として多くの市民の皆さんが避難した時に、対応しうる公衆無線環境を構築するものです。ご指摘の通り、災害時、特に浸水被害の被害等の時に、第1次収容避難所が追加されたということでございます。今後、こちらについては危機管理課と、協議をさせていただきながら、このま

ずは30か所の地区センターを先行してやるという、将来のスマート自治体に向けての基盤づくりでございますので、これからどんどん発展していくものということでここだけにとどまらないことになろうかと思います。いずれ、今回のこの交付金活用の上で、避難所も、浸水被害にあった時の、追加の避難所についても、これは少し精査して参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 最後の3次申請の部分でございましたが、文化会館の修繕の部分ということでこれについては、これからおそらく始まっていくだろう新しいこの生活様式の中で、どういうふうにしたら文化会館をやっていけるかを考える上で、他の館については何とか今の状況でやっていけるというものに対しまして、ちょっとZホールの分だけこれらの対応が必要ということで、その分を計上したものでございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) ちょっと後ろからいきます。文化会館の対応については、それぞれ各施設の方にご照会なり対面で、事業化するかしないかっていうのは聞き取りした上で、最終的には Z ホールだけになったというふうな理解でよろしいのですかということを確認させてください。

次は公衆無線LANの関係でございますが、そうしますと、今回は30地区重点的にやると。それ以外の、要は、地震と水害と避難所が変わるエリアについては、これは整備しないということではないみたいですから、これは30まで載っていますから、これ単独でもやるっていう理解でいいですか。年度内なら年度内に今回未整備の避難所については、単独でもやりますよという理解でいいのですか、それとも、いやいや国の支援がなければやりませんということになるんですかと。その点ちょっと確認させてください。

それと、防災対策の部分ですが、ちょっと、何で見たのかちょっと忘れましたけど、確かに 段ボールベッドについてはちょっと何かに掲載になっていたような記憶はあります。ただ、各 避難所に、確かに3つとか4つとか、本当に限られた個数だったような気がするんですが、19 号台風の時の実態からすると、とても4つやなんぼでは足りないと思うんですけど、ここら辺 の整備計画等が、この国の交付金等或いは単独含めてどういうふうに整備していくのか、その 辺お話をいただければありがたいというふうに思います。

最後の子ども教室数の件ですが、これらはすべて市の備品で整備しているやつ。空調設備があるというのは。そうでないところもある、実際、今の部長ご存知かどうかわかりませんが、そういう地域もありますので、すべてという表現がちょっとなじまないような気がしますので、もしあったらばこれは追加でやっていただくという理解でよろしいか伺って終わります。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 私の方から1点目と3点目についてお答えをしたいと思います。1 点目の文化会館の開館の関係でございましたが、一応再開するにあたって、困っていることを 聞き出した上で、現に必要な部分に対応するというものが今回の補正だと思っていただければ と思います。

それから、子ども教室の部分でございますがおそらく地元との話し合いで去年か一昨年エアコンをつけた部分のお話かと思いますけど、基本的には今回、清浄機付きエアコンとありますが、基本的にその清浄機の機能がどこまでっていうような確証が今現在なくて、一般的には、清浄機に頼るよりは換気してっていうのが一番だということで、夏の暑い中換気した中でも涼しく快適に過ごせるようにということで、まずはエアコンの設置に向けて取り組んでいるということで、エアコンの設置については、おそらくすべてというか、若干子ども教室でもつけられないところ、例えば旧水沢の図書館の古いところを使っている、水沢の放課後子ども教室があるんですが、ちょっとエアコンつけても効果がないということで、そういうところはございますけども、つけられるところはすべてつけたということで認識をしております。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 公衆無線 L A N ですけれども、将来スマート自治体に発展させるための基盤整備ということで最低限のことを今やろうとしております。市が持っている光ファイバーの

ネットワークの強化でございます。ですので、これはどんどん発展していくものと捉えていただいて結構でございます。そして、仮にこの交付金を活用しない場合であっても、単独、一般財源だけでやるっていうことは想定しておりません。合併特例債や、或いは補助金というような施策をする国、県の政策に乗ってやっていきたいと思います。しかし、3次申請までございますので、先ほども申し上げました通り、危機管理課と協議の上、そして事業費の、圧縮をさらに図れないかといろんな方法が多分あるんだとは思いますけれども、そういったものをさらに精査しながら、可能であればこれを入れ込むということも想定しております。以上でございます。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) 段ボールベッドの件についてお答えいたします。今回2次申請ではないのですが、1次申請の部分で発注している部分は、2種類の段ボールベッドとパーテーションで、それぞれ80組、合わせて160組を想定してございます。ただこれも、約30か所の第一次収容避難所に分けるとすれば、当然2、3個ぐらいずつしか行き渡らないのですが、災害の状況、大規模災害で、30か所の避難所を一斉に開設しなければならないという事態になればちょっと、不足かもしれませんけれども、例えば、どこかの地域に限定しての避難所開設というふうになればそちらのほうに集中して設置できる、軽くて運びやすいものですから、そういった運用をして参りたいなというふうに思っております。以上です。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 終わる予定でしたが、段ボールの件、ちょっとしつこいようですけど、私はどちらかっていうと地震よりも水害の方が、昨年の19号の例を見ますと、どうしても水害による避難っていうのが非常に多いのではないかというふうに思われたときに、今の発送は発想でいいと思います。160個を有効に使うと。ただ想定として、水害が起きたときに、例えば、どっかに1か所に集めていたのが、その避難命令が出たときにそのダンボール持って歩けるんですかということを考えると、私はもう少し増やして、地区センターなり避難所にきちんと整備しておくと。こうでないとね。起きた時に運ぶという発想では、ちょっと切り換えて欲しいというふうに思いますので、そこを伺って本当に終わります。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) 若干説明不足だったのですけれども、あくまでも今回の1次申請での部分で160セットということでございますので、今後も計画的に整備を進めて参りたいというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) 児童クラブについて、瀬川議員に、あとをついでお尋ねいたします。3月の休業の時には、それぞれの学校1クラブ20人、若干溢れて福祉センターかどっかでという状況だったと思います。それで今度夏休みになりますので、しかも3月の時点のような外出自粛がうんと強かった状況でもありませんので、それぞれの学校1クラブで運営できるとはちょっと私は思いにくい、考えにくいというふうに思います。そういう点で言うと、職員の配置も含めて、今の施設では対応しきれないのではないかと思いますので、学校の開放も含めて、よく学校と協議をして状況を確保できるようにすべきでないかというふうに思いますので、その点重ねてお尋ねをいたします。

それから、前に議論あったのかもしれませんが、病院の減収というのはちょっと相当なものだろうというふうに思うんですが、感染者が出ないと国の支援はないのでないかなというふうに思っていますけど、今度の創生の交付金で、一定、病院にも対応していいというふうに聞いておりますが、どのように対応しようとしているのかちょっとわかりませんので、その点お尋ねをいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 児童クラブの状況ということで、3密対策、学校開放も含めて検討すべきではないかということにつきましては、その辺も含めまして、事業運営している方々と協議しながら、今後を検討して参りたいというふうに考えております。

- (小野寺議長) 朝日田医療局経営管理部長。
- (朝日田医療局経営管理部長) この交付金に関しての病院にかかる経費といいますか、そういった部分のお尋ねでございますけど、基本的に減収の関係っていうのは直接的にはちょっと今回の交付金ということでは関連はないです。ただコロナ患者、要はその陽性患者を受け入れるための感染症指定医療機関ということでなっていますから、PCR検査等に絡めてとか、患者のそういったところの対応があった場合、それから入院患者等の対応、そういったところに関しては、今まだルール的には整備中ですけれども、職員に対して手当を支給するということで、これは県とか、その他の医療機関でも同じようにやられるというふうな情報もございます。基本的には県に倣った形で、そういった医療従事者には手当を支給しようということで今用意をしております。交付金に関してもその手当の部分については計上させていただいております。以上でございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 児童クラブについてですが、私のところは児童クラブでないんで別ですけど。 真に必要な世帯がいくらあるかっていう発想ではなくお願いします。なんか、容器に合わせて 人数を調整しようと言われかねないような調整でない対応をお願いしたいということです。法 の趣旨からしても、ちょっと違うような気がしますので、そこはお願いです。

病院の問題ですけど、私が聞いているには交付金については、詳細に型にはめてやるっていう形で、運用するというふうに聞いておりますけど。働かれた皆さんへの支援はそれでいいと思いますし、検討いただきたいと思いますが、今の繰入基準で進んでいくと、ちょっと病院側も大変でないかというふうに私は思うんですけど。病院サイドの問題としてでなくて、どうしようとされているのか。お答えいただけるのならお答えをいただきたいということです。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 今回の新型コロナの影響によりまして、医療局の患者さんが減っていると、それに伴って収益も良くないということは認識しております。この点に関して、具体的に、財務部と医療局とで、具体的なご相談はまだしておりません。しかしながら、今後、そういう場面が必要になってくるだろうというふうには考えておりますので、その時に、具体的にご相談していきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 佐藤健康子ども部長。

(佐藤健康こども部長) 児童クラブの部分に関しましては、議員さんおっしゃる部分につきましてはその通りだと思いますが、いずれそういった部分を協議しながら進めて参りたいと思います。

(小野寺議長) 7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。4点お尋ねいたします。2次申請で、12分の7の部分です。No.3、4ですけれども、次亜塩素酸っていうことが3番、4番出ていますけれども、使用方法、安全性ということについて質問したいと思います。次8番ですけれども、先ほどありましたが、避難所感染対策事業ということで、その中に、避難所物品格納庫がありますが、防災倉庫の部分が内訳の中で出ていますが、これはどのような形で使われるように考えているのかについてお尋ねいたします。

次に12分の11になります。先ほども質問ありましたけれども、39番です。公衆無線 L A N環境整備事業ということでありましたけれども、こういう形で、早め早めに手を打って環境改善することはいいことと思いますが、今現在使われている総合支所、また地区センターで、現在のインターネット環境で、対応で困っていることとか、災害時対応できないものについてお尋ねしたいと思います。

最後です。民間の医療施設、病院とか歯科とか薬局とか、いろいろとありますけれども、その中で困っているようなこと、資金的な面とか、聞き取りとかされているのかについてお尋ねいたします。以上4点になります。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) 次亜塩素酸水の件についてでございます。以前に、あまり効果はないんじゃな

いかという、そういった話もあったわけなんですけども、その後のいろいろ検証が進んで、次 亜塩素酸水、一定の条件を満たすものであれば、効果はあるというふうにされております。従 来、次亜塩素酸水といいますのは、次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液でありまして、酸化 作用によって、新型コロナウイルスを破壊し、無力化するということでございます。一定濃度の、この塩素酸水が、新型コロナウイルスの感染力を、一定程度、減弱させることが確認されているということで、これはNITEの検証がされておるところです。拭き掃除に対しては、有効塩素濃度80 p p m以上であれば、有効的だということであります。それから、生成されたばかりの次亜塩素酸水を用いて、消毒した鋳物に流水掛け流しを行う場合は、35 p p m以上のものということで、いずれこういったものであれば、一定の効果があるということであります。今回、それぞれ学校或いは給食センター給食の施設にこの精製装置を導入して、次亜塩素酸水の使用を普及していくというものでございます。以上です。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) 避難所感染症対策事業の内訳の防災倉庫についてお答えいたします。防災 倉庫の内容ですけれども、プレハブタイプのものを、基本、地区センターに設置をしたいとい うふうに考えてございます。大体、大きさは3坪程度のもので高さは2メーターちょっとのも のを想定してございますが、設置するスペースがないところもあるかと思いますので、そう いった場合は、それの半分程度の大きさの物の設置を考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 現在、地区センター等において、災害時インターネット環境で困っていることがありますかというご質問ですけれども、情報政策室としては、そういった情報は承っておりません。あくまでも、避難収容所として活用された場合、特に多くの避難民の方が情報を収集できる環境を整えて、また先ほども申し上げましたけれども、IT行政を目指す上で大きな土台づくりだというふうに、重要な土台作りだというふうに認識していただければと思います。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) 民間の医療機関診療所、或いは歯科診療所等への今回のコロナの影響等について、聞き取り等含めて情報収集をしている経過があるかという部分でございますが、具体的な形でアンケート等を取って情報収集というような部分は、現時点ではございません。

今後、医師会或いは歯科医師会、薬剤師会等々、連携関係を築いてきておりますので、そういう各機関等と、今後懇親、懇談の部分が予定されておりますので、そのような場面を通しながら、その部分について少し情報収集をしてみたいなというふうに考えておりますし、県の保健所の方で主催します、地域医療の調整連携会議というのがございますけれども、そのような中でもこのような部分でという話題が出れば、そちらの方、情報収集努めて参りたいというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) ありがとうございます。次亜塩素酸関係ですけれども、使い方、また作り方っていうところで、素人でわからないんですが危ない面とか事故も考えられるっていうことを聞いていますので、使用にあたってはぜひご配慮いただく、ご指導いただくっていうことでお願いしたいと思います。

次に防災倉庫関係ですが、地区センターにプレハブという形で、これ一番いいなと思ったんですが、ただし例えば、今現在使えるかどうかわからないんですが、空いている学校とか、市の施設がありますので、そういうような部分、もし使えるんでしたらそういう形も生かしていただければ、もっといいのでないかなというふうに思います。

医療施設関係の支援ということを、これはこれからも考えていかなければならないことだと 思いますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

最後ですが、今進めようとしているインターネット環境、これはやってかなくちゃいけない 部分だと思いますが、ただし、まず最初に民間で困っているところ、もしあるんでしたら、そ ちらの方を拾い上げていただいて、そのあとに市の施設とか、環境整備、これもやり方かなと 思いますので、その辺の考えを伺えればと思います。以上になります。

- (小野寺議長) 千葉教育部長。
- (千葉教育部長) 次亜塩素酸水についてです。よく間違われやすいのが、次亜塩素酸ナトリウムでございます。名前が似ていますけども、全く異なる物質でありまして、ナトリウムの方はアルカリ性で、これがハイターなどのそういった漂白剤が代表のものであります。いずれこの塩素酸水についても、使用方法については、きっちりと指導して参りたいというふうに思っております。以上です。
- (小野寺議長) 小野寺市民環境部長。
- (小野寺市民環境部長) 避難所における防災倉庫の関係でございますけども、避難所の円滑な運営につきましては、今後とも備蓄計画を強化いたしまして、円滑な運営に向けまして、いろいると充実を図って参りたいと考えておるところでございます。装備の充実におきまして、当然、その課題といたしまして、どこに収納するかという収納場所の確保というのが一応課題の一つになっておりますので、まず今回、この倉庫を購入することによりまして、まず避難所の近くに倉庫を整備しようという考えを持っておりますし、今後そこで足りなくなってきた場合におきましては、なるだけの避難所から近い場所にできる限り、収納場所を確保していくような、そういった計画を立てていきたいと考えておるところでございます。以上です。
- (小野寺議長) 千葉総務企画部長。
- (千葉総務企画部長) 行政のIT化は、翻って市民の感染防止、要するにオンライン化すること、申請手続きのオンライン化とか、そういった感染防止にも非常に有効でございます。テレビ会議等もその通りです。さらに、行政はどんな状況にあっても災害時においても、事業を必ず継続をしなければならないという使命を持っております。事業所みたいに閉めたりはできません。従って、ここでの感染を防止したり、或いは事業継続するためのすべてとして、こういったスマート自治体を目指すというのは急務でございます。一方、民間の方については、国の補助事業或いは市でも、そういったものを、これから構築、或いは、現在でもある程度のことはやっていると思いますけれども、いずれそれはバランスをとりながら、国全体で進めるべき国、県、市一体となって手続き進めるべき事項だと思います。いずれ今回については、この部分は認めいただいて、しっかり事業継続或いは感染防止に徹して参りたいと思います。
- (小野寺議長) 佐賀福祉部長。
- (佐賀福祉部長) コロナ感染の影響を受けた医療機関への支援の検討という部分でございます。 医療機関等への支援という部分につきましては、市町村単独でやり切れるものかどうかという 部分の問題も正直ございます。ですので、この部分は国の診療報酬等の内容等も含め、あとは 県で、県内の医療機関に対する、全体としてのそういう支援という考え方の中で、市としても 要望をさせていただきながら、連携してその辺の支援の枠組み等については検討して参りたい というふうに考えてございます。
- (小野寺議長) 1番、小野優委員。
- (小野優議員) 1番、小野です。最初に簡単な部分、家賃補助の部分で、いわゆる20%以上50% 未満の部分というのが市単独だったと思いますが、その件数が分かれば教えていただきたいです。それから、2次申請の部分の9ページ目ですかね。アフターコロナを見据えた製造業向けの支援事業というふうにありましたけども、この事業の具体的な内容を教えていただければと思います。それから、最初にGoToキャンペーンに関しての市長の見解というところ、同僚議員が尋ねておりましたけども、そこに関して、市の方でも1次申請の方で感染症対策を促す補助金というのが申請されて、16件今活用されているということですけども、そういった受け入れ体制を整えるためには、これ現状確か40件だったと思いますが、この件数をもっと増やすべきではないかと考えますが、この点いかがですか、お伺いいたします。
- (小野寺議長) 菊地商工観光部長。
- (菊地商工観光部長) 家賃補助の件でしたけれども。現在、家賃補助、こちらの資料の中で出しているものでございますが、これはちょっと前で、申請105件で決定97件ですが、現在のところ申請も130件を超えております。大体、1日10件程度ぐらい来ているような形で、2日にいっぺ

ん決裁するんですが、20件が30件ほどの決定をやっているというような状況が、今続いているという状況でございます。それで、お尋ねありました家賃補助20%と50%の件数なんですが、そこは内訳の部分は実はまだ私持っていませんが、感覚なんですけども、家賃補助50%のものをAとして、家賃補助それ未満、50%未満のものをBとしたときに、大体14、5件あったときに、Bは1件ぐらい。ほとんどが50%っていうような形での申請になっています。ただ、間違いなく20から50というのもありますけども、そのぐらいの割合、大体10件に1件か、15件に1件だったというような記憶でございます。

それから、製造業に対する支援でございます。実は製造業については、ものづくり補助金と かっていうのも国の方ではあるんですけども、実はものづくり補助金は、減収した上に、その 上で賃金を1.2%増やすとか、そういった導入した後にこのくらい人を雇いなさいよというの があったり、結構ハードルが高いようなものがございます。で、今は製造業さんの中では、減 収している製造もあるんですけども、その割合ってのはやっぱり20%落ちだとか30%なんてあ る今後ちょっと見通せないと、今はいいけど今後見通せないよっていうようなこともあります。 そういった製造業さんの中では、やはり今後いかにこの効率よくやっていくかという時に機械 導入して効率性を上げるとか、それからより品質の高いものを作るために機械上には測るとい うご希望のある企業さんがございますし、現に私達やっている拡大事業の方については、製造 業さんの方も2件ほどもう申請されている方がいて、認可したという形のものもございます。 そういったことを受けて、より製造業に手厚い形で出そうということで今回、4分の3補助で 1件200万で20件という形のものをご提案させていただいたものでございます。これにつきま しては今、内部検討もしているんですけども、ある程度さかのぼった形で現に支援したもので、 補助が足りない分はそこまで追いつくとか、あと特に補助できなかったものを認めた中で、こ れからやろうと、コロナに打ち勝とうというような形で前に進める企業さんについては支援を 強めていきたいというものでございます。それから、申し訳ございません、最後のご質問を ちょっと聞き漏らしましたので、お願いいたします。申し訳ございません。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) まず、家賃補助の件はわかりました。そこで今回の国の方の家賃補助も始まっておりましたけども、県としての対応は50%まで、それから国が3分の2、若しくは3分の1がありましたけども、その差額の部分が、最終的にどう対応されているのかっていうのが国のページにはちょっと、出ているんですけどちょっとこの現場での確認がどうなっているかっていうのをちょっと認識をお答えいただければなと思っていますので、そこをちょっと再度お尋ねいたします。

それから製造業支援はわかりました。で、もう一つ、3点目の方、これから要はGo to キャンペーンに対応するという部分で、国交省の方で急遽ですけども、そういった感染症防策をしている事業所をホームページで告知してもらうことという条件が出ていましたけども、そういったことにこれから対応してく上で、今現状市内でこういった、この補助金で対応された事業所が16件しかないということで、それですとなかなか奥州市として受け入れ体制を整えているとは言えないと思いますので、マックス40件ですけども、この部分をもっと拡充する必要があるのではないかというところで、そのお考えをお聞きいたします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) まず家賃補助の件でございますが、県の家賃補助につきましては、市が家賃補助を行った場合に、それの家賃補助した額の50%以上減収があったところにあったんであれば、その2分の1を助成しますよと、限度額10万円ですよというところです。そうすると3か月ですから、30万円っていう話なんですが、でも実際のところ、家賃を借りて、家賃の実際の申請を見てみると、月20万円以上の家賃っていうところがほとんどないんですね、実はこれだけやっているんですけども限度のこの30万円を使ったっていうのは、私の中で3件か4件、100何十件あると言いましたけど、3、4件しかなかったような形があります。実際のところは、ほとんどの方が、1か月10万円以下と言いますか、5万円ぐらいで、15万とか10万円って3か月、そういった申請が多い形になっています。ですから、形としては2割減だと5万円限度と

いうことで3か月15万円なんですけども、2割減の方でもほとんど満額半額ぐらいいただいているっていう方の現状になっていると思っています。

それから、この国の助成との関係ですけども、県の助成金も市の助成金も、独自のものでございます。ですから、国の助成金とはまた別個ですので、国の助成金は国の助成金として、4、5、6の中で例えばそっからあれば、ダブってもその6か月間という形で申請できるものと考えていますので、そこは国の方で考えていただけるものと思っていますので、まずは4、5、6をやってそのあともし落ちているところがあれば、6か月間ですから7、8、9、10、11、12に6か月間という形で取れればいいなという形ですが、あとは、ちょっと詳しい話は実際国の方の申請にということになると思いますが、私の見解ではそういったことで、市としては今捉えているところでございます。

それから、Go to キャンペーンに係る感染症対策なんですけども、実はGo to キャンペーン が行われるといってもその大手旅行会社が作った旅行キャンペーンの中で旅行プログラムの中 で出したものを購入した場合に、それが1万円半額です、2万円半額だという話になっている わけでございまして、実際のこちらのホテルさんとか、例えば藤原の郷さんとかにあまり今と ころは影響が出てないという状況でございます。これから、先ほど藤原郷さんにも電話したん ですが、Go to キャンペーンで何か変わっているって聞くと、特に団体客の申し込みがあるわ けでもないし、ただ個人客も動き出せば当然個人のものが出てくるでしょっていう話はありま す。今やっぱりこういった中ですので、団体客の旅行というのは個人旅行の中で動いているっ ていうのが実際だと思いますので、その中でどうかということ、それからGo to イートという のがありまして、宿泊した時に宿泊先のところで1,000円分、1万円泊まったら1,000円分の食 事券はありますよっていうのがあるんですけども、そういったお話もまだこちらの方には来て いませんのでやはり、今のところまだ大きなところの流れというところです。ただやっぱり大 事なことは、これからコロナと一緒に生きていかなきゃいけないと生活していかなきゃならな いという中で、やはりそういったことに十分気をつけて欲しいという思いもありますし、それ を大変気にするお客様もいらっしゃいます。そういった中でやはりここの部分については、ご 自分達の部分のお金もかかるんですけども、何とかこう広げていってやっていければというよ うに考えているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) わかりました。ありがとうございます。最後、今回の部分に予算化されていない部分なんですけども、最初にコロナの騒動が始まった時っていうのでしょうか、他の自治体さんで、首都圏にいる学生向けにお米送られたというところが、何か所かありましたけども、先週ぐらいですかね、東京にいる息子さんが岩手にいる親にインターネットメールを使って帰っていいかと聞いたら、帰ってくるな、まだ早いって言われたっていうニュースになったぐらいなんですけれども、そういったことを考えて観光とはまた別にやっぱり学生さんへの支援っていうのを、やはりある程度考えなきゃいけないんではないか。そういった場合には、やっぱり地元の米を送るっていうのはあるけど、少しは有効ではないかなと思うんですけどもこの辺、どう考えるかというところをお聞きして終わります。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 着目については極めて良い着目点だろうというふうに思っております。また、実は、今回はここには載せきれなかったんですけれども、大きな悩みとして今私どもが抱えておりますのは、外食が全国的に極めて厳しい。そして、奥州市産の米が外食チェーンに売られている量もこれは結構な数がある。予約の取消しまでは行ってないものの、受取場で実行されていないというのが今現状だそうです。なので、もしかすると、令和2年度産米の米にかなり大きな影響が、その先としての消費ですね、出てくる可能性もあるのではないかということで、農業関係者えらく今、気を揉んでいるというような形なそうです。ですから、少しでも学生を応援し、米作農家も少し元気になるようなというようなことからすると、何かありかなというふうにも今ちょっとお聞きしながら思ったんですけども、現実的にはこのコロナ自粛というふうな部分では、外食産業に大きな影響があってそれは外食産業だけではなくて、我々米生産農家に

も結果、影響しているという、ものすごく大きな繋がりの中で今、大変厳しい選択、或いは支援を迫られているという状況でございます。

いずれ今いただいたご意見等も十分に勘案しながら検討しながら、より良きものになるよう検討して参りたいと思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。それでは、 の新型コロナウイルス感染症の対応状況については、以上とさせていただきます。ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

再開いたします。次に といたしまして、施設使用料と減免基準の見直し案について当局から説明をお願いいたします。千田財務部長。

(千田財務部長) はい、財務部千田でございます。概要部分につきまして、最初に説明させていただきます。財政健全化の重点的取り組みにつきましては、今年5月に全員協議会で説明させていただき、またその後、6月から今月にかけまして、市内30か所を会場として、市民説明会を開催しているところでございます。この重点的取り組みの一つに、施設使用料と減免基準の見直しがございます。この見直しの趣旨は、市財政の急激な悪化をきっかけとして、この際、これまで実施しかねた受益者負担の適正化を図ろうとするものでございます。この度、令和3年4月から実施しようとする見直しの原案がまとまりましたので、その内容や今後の進め方などをご説明させていただき、ご意見を頂戴したいと存じます。それでは、以降の詳細につきましては、担当から説明をいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹)はい。それでは私の方から、2の見直し方針以降の部分について、資料に基づきご説明させていただきます。見直しの基本的な方針ということで次の通りということになっております。要旨につきましては、市民説明会の資料にも掲載しておりまして、内容につきましては5月の全協の際にもご説明しているところでございます。3点ございます。1点目が、使用料の単価は現行の水準から約10%程度の引き上げとするというもので、この率は、前回改定平成25年度以後の物価上昇率と消費増税を勘案した率ということでございます。2点目が、目的が類似する施設の料金設定区分、算定基準などを可能な限り整理統一するというもので、1回当たりの料金とか1時間当たりの料金といった形で、ばらつきのある設定区分をなるべく統一したいと。それから、なおということで各施設には器具や、機能に差がありますので、必ずしも料金単価につきましては統一するとは限らないということをご了知いただきたいと思います。(3)が、減免割合を縮小し、利用者が少なくとも半額の負担、暖房照明等の付加使用料につきましては、全額の負担となるよう基準を改めたいというものでございます。市民説明会につきましてはこの資料作成時点では30か所中20か所と書いておりますが22か所今現時点で終わっております。この総論部分に対しての特段の反対意見はなかったということをこの場でお知らせしたいと思います。

次からが各論という部分で、3の使用料改定の考え方でございます。見直し方針に基づく各分野の使用料改定の考え方はそれぞれ次の通りということで、なお施設別の単価等の詳細につきましては、関連資料として添付しております。本日説明は省略させていただきますので、後程ご覧いただきたいと思います。

それでは(1)の集会施設等でございます。左側の料金設定区分の整理・統一の考え方ということで、これまで昼夜別の料金区分がございましたがこれを廃止して、終日同一料金に一本化したいと思います。単価改定の考え方につきましては、10%増を基本としつつも、特に地区センターの利用が利用件数がかなり多い実態に鑑みまして、料金徴収の効率化及びミス防止のため、単価の端数については100円単位に丸めたいというものでございます。このため、若干料金や付加使用料につきましては結果的に据え置きとなる一方で、昼の料金が割り増しとなる状況になっております。先にその右側の主な改定の状況をご覧いただきたいと思います。よく使われるその会議室、一番上の部分です。現行では昼間が1時間当たり200円、夜間が300円。これを見直し後には、一律300円にしたいと昼も夜も300円にしたいと。いうものでございます。単純に、昼夜の平均取れば250円。これに1割増には275円なのですが、やっぱり端数があると、ちょっと経理が大変だという指定管理者さんからの声もありまして、多くて、このような形に

させていただいたということでございます。同じく、それよりちょっと広い会議室につきましてはその倍の一律600円で、体育館につきましては昼間800円や1,200円だったものが見直し後には一律1,200円となります。その一方で、暖房使用料、照明使用料につきましては、現在100円、200円という金額なんですが、これも100円単位に丸める関係上、結果的に据え置きになったというものでございます。この単価改定の最後に書いていますが、1回当たりで設定していた電気調理器とか、そういったものの付加使用料があったんですがこれは全部1回当たりに改めますというものでございます。

ページをめくっていただきまして、(2)の文化会館でございます。時間帯及び徴収する入場料の金額の区分について、概ね奥州市文化会館の例に合わせて統一するものです。ただしということで、江刺体育文化会館につきましては、踊り練習など体育館的な利用実態があるということで、他で採用している土日休日の料金区分は、他の体育館と合わせて設定しないというふうにしております。単価につきましては、これは原則通り10%増ということで改定したいと思います。なお10円未満の端数が出た場合は、これは切り捨てるということで、これは以下の施設も同じでございます。

(3)がスポーツ施設でございます。体育館につきましては、原則として1時間当たりの料金区分に統一いたします。現在、時間帯別に1回あたり、午前中1回使えば幾らとか、そういった区分は無くすというものです。ただし、ふれあいの丘公園のスポーツ施設、Zアリーナは、規模や性格が他と異なるため、当面は現行の区分を維持するというものです。

それから、現在、無料で使わせています旧東水沢中学校体育館、これにつきましては、無料ということもないでしょうということで、水沢体育館の例に合わせて、今回、料金区分を新設して有料化したいということでございます。単価改定につきましては、原則通り10%増を基本として改定というものでございます。

野球場につきましても、1時間当たりの料金区分に統一しますし、それから江刺中央運動公園と根岸公園の野球場について、今まで野球場という区分での料金設定がなかったので、これを胆沢、衣川の野球場の例に合わせて新設したいというものです。

陸上競技場も同じように1時間当たりの料金に統一いたしまして、江刺運動公園の陸上競技場の区分も胆沢に合わせて新設するというものでございます。

多目的広場も同様に1時間当たりの料金区分に統一します。ただしということで、ふれあい の丘公園のスポーツ施設、これはちょっと他と違うということで当面は現行の区分を維持する と。

あと同じように旧東中のグラウンド、屋外運動場、これにつきましては胆沢の陸上競技場の 例に合わせ、体育館と同じように料金区分を新設、有料化するというものでございます。

それからプールでございます。これがちょっと変わっておりまして、概ね次の通りに区分を統一ということで、個人利用につきましては、一般と児童・生徒、それから幼児という3区分、これによる1回当たりの料金設定に統一いたします。今まで団体利用っていうのが一部の施設で採用していたんですが、実際の利用がほぼないということでこれは廃止したいと。 の貸切利用、これにつきましては入場料のありなしの区分による1時間当たりの料金設定にするというふうに統一したいと思います。単価改定につきましては、個人利用につきましては、一般、つまり大人だけ50円増しとして、児童・生徒、幼児はそのままにしたいということです。下に書いていますが、今まで300円のところは350円、あと時間帯によって200円って部分もあったのでこれも250円、大人が50円アップ、生徒・児童は100円、50円はそのままという考え方にしております。貸切利用につきましては、原則通り10%の増にしたいということでございます。

その他といたしましてテニスコート、相撲場、武道館につきましては、これも 1 時間当たりの料金区分に統一しますし、あとパークゴルフ場、弓道場については、並べてみたんですけど整理統一する必要性が、個人利用が少ないということで、現行の料金区分のまま改定しないと。単価だけはそれぞれの区分ごとに10%増を基本として改定したいという原案でございます。

(4)がその他の施設ということでございまして、アが記念館、博物館等の入館料でございます。これは市外からの集客を見込んでいるため、近隣自治体施設の区分とか単価等との均衡に

考慮して、次の施設のみ改定することとして、ここに載っている以外の施設については、据え置き、料金改定なしというふうにしたいと思います。2か所ございまして、が埋蔵文化財調査センターです。今まで一般が200円ということで3偉人の記念館と同じ料金だったんですけども、規模も違いますし、歴史公園もできたということで、100円アップということで300円にさせていただきたいと。児童・生徒につきましては、ここは変更せず引き続き無料な施設というふうにしたいと思います。

それから の宇宙遊学館の展示室の部分でございます。今まで大人200円でしたが、ここも、他の事例なんかも参考に300円にしたいと。それから小中学区制及び高校生につきましては100円から150円にアップさせたいということでございます。これも指定管理者さんの方からの強い希望もございましてこのような形にしたいということです。この上記の他にあと個人向けに、4次元デジタル宇宙シアターっていうのをやっているんですけども、あれを、観覧料ということで、今まで設定してなかったのですけれども、これも大人200円、小中高生100円ということで新設したいという内容でございます。

それから次のページに、イの温泉スキー場、キャンプ場、その他観光系の施設につきましては、今回の見直しの対象とはいたしません。これら施設の料金水準につきましては、入込み客の状況や、市外施設との均衡、脱コロナなど総合的に勘案いたしまして、時節を見極めながら適宜見直しの判断を行っていくということで、これも統一してとかではなくて、施設ごとにやっぱりその時その時の状況を見ながら適時適切に判断していきたいということでございます。上記以外の施設ということで、概ね料金区分につきましては現行のまま維持しますし、料金単価については原則通り10%増を基本として改定したいということでございます。

もう一つ大きな柱が減免でございます。 4、減免基準の見直し案の内容ということで、(1) 見直しの考え方と共通基準ということで、全額免除となる範囲を縮小いたしまして、原則として使用料の半額は、付加使用によっては全額をご負担いただくように見直したいと思います。これにあわせまして、現在、集会施設等使用料減免規則というものと、スポーツ施設使用料減免規則という二本で今、運用しているんですけども、これを統合いたしまして次のように一つの共通の基準にまとめたいというものでございます。

まず、上の2件が、原則に対する例外に該当する部分です。アの部分が4つございまして が、奥州市が主催または共催する行事等、が奥州市からの事業委託者がその事業に使用する もの。放課後児童クラブなどが例になります。 が市内の小中学校または養護施設がその教育 活動又は保育活動のために使用するとき、それからがが市内の地域団体、地区振興会と公益的 な地域活動を行う団体、これ詳しくはちょっと後程説明したいと思いますが、地区センターを 使用する場合には、ここに載っています通り基本使用料につきましても付加使用料につきまし ても、現行全額免除のところを引き続き見直し後も全額免除ということで、負担はいただかな いということで整理させていただきました。それからイの 市内の中学生以下のものを構成員 として活動する団体、スポーツ少年団というのが典型例ですけども、それと 障害者を構成員 として活動する団体。これにつきましては、基本使用料につきましては、今まで通り全額免除 ということで見直しを変えないんですが、せめて付加使用料だけはということで、ここだけは 減免なしというふうに変えさせていただきまして、この部分が負担増になるというものでござ います。それから、ウの国、他の自治体市内の高等学校、社会教育団体、生涯学習活動団体、 市民活動団体につきましては、今まで、基本使用料も付加使用料も全額免除でございましたが、 見直し後は基本使用料については、原則通り半分いただきたい。付加使用料については減免な しとさせていただきたいということで整理いたしました。なお、この区分につきましては、各 種事業を奥州市と共催でイベント等を実施するということであれば、これはアの方に該当しま すので、全額免除ということになりますので申し添えます。それから次のエーの市内の社会福 祉法人、NPO法人、農業共同組合、森林組合、商工団体、商業組合、趣味活動を行うサーク ル同好会などというものにつきましては、基本使用料は今まで全額免除でしたが、ここも半分 を頂戴したいということでここが負担増になる部分です。付加使用料につきましては今でも減 免なしでございますのでここは変わりがないということです。それからオの「スポーツ施設を

使用する場合の次の団体ということで、市内高等学校のクラブ活動とか、体協の加盟団体の使用などですが、ここにつきましては基本終了。今までも2分の1頂戴していましたのでここは変わらず、付加使用料につきまして、2分の1減額から減免無しの負担増になるというものでございます。それからカの 、スポーツ施設を使用する場合の市内のスポーツ団体であるとか、社会福祉法人、高齢者団体につきましては、基本使用料が今までも半分もらっていましたし、付加使用料につきましては全額頂戴していましたので、ここにつきましては、今回の原則と一致するということで変更がないというものでございます。

最後に、上記のいずれにも該当しない団体につきましては、この範囲は変更がございませんので、見直し前も後も、変更なしということでございます。

それから4ページになります。(2)全額免除となる地域団体の範囲、先ほど説明いたしましたが、地域団体っていうのがどのような該当するのかということで、二つの基準考えています。地区振興会の構成組織またはこれに準ずる組織として当該地区の広域活動、実践している団体、地区振興会の支援を受けてまたは連携して当該地区の公益活動を実践している団体、こういったものに該当する組織につきましては、全額免除ということで考えております。現時点で想定している地域団体の具体例としては、地区振興会さんの内部組織であるとか自治会町内会、安全協会さん、交通安全母の会さん、防犯協会等、ここに載っている状況でございます。この詳細につきましては、今後、地区振興会さんと協議しながら決定していきたいというふうに考えております。

(3)として共通基準により難い場合等の独自減免ということで、これまで独自の減免基準を設けていた施設についても、なるべく先ほど説明した共通基準に統一していきたいと思っておりますが、これにより難い施設固有の事情がある場合及び今回見直し対象外の観光系の施設の場合は、引き続き独自の減免基準を継続させます。例えばということで、記念館等における定住自立圏で、北上、金ケ崎、西和賀の小中学生を減免しておりますし、あと観光系の施設、バスの添乗員さんの入場料を減免しますよとか独自のものがございますので、そういったものは変更せず今後も継続させるというものでございます。

5番の見直し後の利用者負担の例でございます。今回の見直しの結果、これまで使用料免除されてきた多くの団体で新たに使用料の負担が生じます。ということでその例を、三つ載せておりました。

ケース1が、スポーツ少年団が地区センターの体育館を夜間に2時間使用した場合ということで、現在であれば、基本使用料体育館1時間1,200円かかるのが2時間で2400円、ただし全額免除で0円。付加使用料につきましても、200円の2時間で400円かかるところが全額免除で0円で、合計0円という状況でございますが、見直し後につきましては、基本使用料分は全額免除とするもの、付加使用料分につきましては400円は、全部ご負担いただきたいということで、今よりも400円、1回使うと400円の負担が増えるという状況でございます。

それから、ケース2が趣味サークルさんが地区センターの会議室を冬季の日中に2時間使用した場合ということで、現在であれば、会議室200円の2時間400円で全額免除でした。で、付加使用料分は頂戴していましたので100円の2時間200円だけ頂戴していたという状況でございます。これが見直し後は、会議室が、単価がアップしましたので300円、これの2時間で600円、これの負担割合が50%の減額となりますので300円頂戴すると。ですから使用分は変わらないので、合わせて500円ということで、実質的にはその基本使用料分の300円が増えるという状況でございます。これは冬場ですので、ストーブ使わなければ暖房を使わなければ、暖房料はかからないというものですので参考までに申し添えます。

ケース3がスポーツ同好会、大人のサークルさんとか、が地区センターの大会を夜間に2時間使用した場合。現行が、基本、使用料分が単価1,200円の2時間2,400円でここは全額免除となっております。ここ、ちょっと間違っていまして付加使用料分、照明料400円は、すいません、実際もらっていました。ここ、ちょっと今日気づいたんですけど、現行は400円ということで、見直し後はこれ正しいです。基本使用料分が1,200円、半分の減額ということで1,200円になります。付加使用料分400円そのまま頂戴しますので、これも先ほどの会議室使ったのと

同じように、基本使用料分の1,200円が増加して、合計で1,600円になると、これが1回使えばこういう金額をお支払いいただくことになるという状況でございます。

最後のページです。6番、次回の使用料の見直し予定ということで、公共施設の使用料につきましては今後も3年ごとに、物価変動等を勘案して、その見直しの要否を検討して参りたいと思っております。なおということで今回の見直しに盛り込めなかった課題がございます。これにつきましては今後も引き続き検討を進めて次回の定期の見直しまでに結論を出したいということで、(1)が奥州市文化会館、Zホール、それ以外の文化施設との間で、料金水準も異なりますし、減免のやり方がちょっとかなり違いがあるということでここをどうあるべきかというところを次回までに見直したいというふうに思っております。

同じくふれあいの丘公園のスポーツ施設、これもZアリーナ、とか、それ以外のスポーツ施設との間で、適正な料金水準の基準の在り方というのはどういうものがいいのか、ここも検討していきたいというふうに考えております。

それから、7番の住民説明会の開催でございます。利用団体さんを主な対象といたしまして、住民説明会を今月行いたいと思っております。日程は、ここに書いてあります通り7月27日から4日間の日程で、5か所で夜間行いたいと思います。周知の方法につきましては市のホームページで告知するほか、の方に書いています地区センターやスポーツ施設等を通じて、或いはダイレクトメール、郵便で、定期利用団体等に個別に案内文書を送付したいと思っています。その案内文書には、説明資料添付、事前配布いたしまして、仮に説明会に出席できないという場合でも、内容がわかって、市民意見ができるように配慮するとうふうにしております。

最後に、8番今後の主なスケジュールでございます。7月の下旬に住民説明会を開催いたしまして、あわせてホームページとかでも住民意見を募集しますので、7月31日を期限として募集をしまして、8月上旬に使用料等適正化調査検討委員会、外部委員さんからの意見をもらいまして、8月下旬に9月定例会へ使用料改定案の上程を行いたいと思います。で、定例会の関係で補足ですけども、議案とするものは、条例で定めている使用料の改定部分のみになります。減免は規則で決めるので、議案にはしないのですけれども、ただし、関連が強いので何らかの形で合わせて、減免の改正案も併せてお示ししたいというふうに思っております。

それから9月議会とする理由でございますが、指定管理者の公募が、秋に行わなければなりません。それまでに利用料金の関係で、使用料の金額の取扱いを決めておかないと公募ができないという事情もございまして、ちょっと急いでるように見えるかもしれませんけども、そういう事情があって9月議会の方に上程したいという事情でございます。私からは以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご意見ありましたら。13番、及川佐議員。(及川佐議員) 13番及川ですが、いくつか、3つぐらいありますが、一つは先ほどの見てわかるように、場合によっては、結果としては、例えば、3番目でしたでしょうか。見本であるやつが、400円から1,600円になると。4倍になることもあり得るわけですね。本来、協働まちづくりの指針は、市民がなるべく活動的に活発にできるということで、安くしたわけですけども、やはり本来なら、協働のまちづくり指針は今年度見直しの作業が入って、来年度から実施と。5年様子を見て、次、第2ステージが一応終わるわけですね。指定管理も大体5年で早いとこから見直しが入るわけですけども。この協働のまちづくり指針を、まだ具体的な提案も出ていませんけども、今のところ値上げの問題が出てきているので、協働のまちづくり指針の見直しの問題と今回の値上げの影響、これはどのようにお考えになるのかお聞きしたい。1点目。

それから2点目は、今回の値上げは10%の使用料の値上げ。これは消費者物価を根拠にしておりますけれども、これは値上げの根拠として適切なのかっていうのが、私ちょっと疑問がある。というのは、今、使用料と減免規定があって、地区センターごとでは結構赤字、市の持ち出しが増えるんですね。ところが実際は水道、光熱水費あるんですけれども、ここに載っているのは暖房料とそれから照明での付加使用料の値上げなので、水道光熱費をもう少し入れるとすると、もっと市の持ち出しが多いんですよ。ただ、今回はその一部を、値上げの根拠に、付加使用料にやっていますけども、これも果たしてこういう上げ方でいいのかなっていうのが

ちょっと疑問に思います。本来ならば、応分の負担をしていただくっていう原則にいうんだったら、水道光熱費全部を含めて、差額の分は、使った方に負担して、全部は無理かもしれませんね。それを負担していただくという考え方であれば、それはそれで根拠はあるんでしょうけども、今みたいに物価上昇ですとか、或いは光熱費とか、照明費ですか、今、付加使用料としての項目はね、これではちょっと、やはり市の持ち出しも相変わらず多いままの状態があるので、これはどうなのかなっていう基準ですから、本来はもう少し、例えば地区センターごとの水道光熱費の合計は、今私わかりませんけれども、出していただくのは、値上げの際の根拠になるんではないかなというふうに思います。これに関しては、岩谷堂はわかりますけど、他の地域全くわかりません。岩谷堂から言うと、実収入が400万円ぐらいなんですけども、さらに、その中身は減免が多いので、320万円ほどが減免ですから、実質80万円の手取りだというんですね。さらにそこから水道光熱費は120万円出ますので、これ市が負担しているわけですけども、かなりの差額が出ているというのが今、岩谷堂に関してはわかります。他の地域についてどうなのかわかりませんけども、いずれ、物価の値上げとか一律に10%だとかっていうの根拠が私は理解できないので、その根拠についてお示しください。

それから、3番目ですけど、これ、平成25年の根拠の変更なんですね。今まで7年間、実質何も値上げのことは触れてこなかったんですよ。今後は3年間ごとに見直すと書いてあるんですが、なぜ今まで7年間、実質値上げ、この間に8%だったり、いろいろ消費税が上がったんで、物価もちろん変更していました。そのあと今までこのような状態になってきて、私から言うと急にですよ。7年間やらずに、値上げっていうのも、どうも何か根拠があるのかなっていうふうに、非常に問題ではないかなと思いますので、その3点についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営管理室主幹。

(桂田行政経営管理室主幹) まず1点目の協働のまちづくりとの関係という部分でございます。 3ページの減免の基準のちょっと表を見ていただきたいと思うのですけれども、基本的には協働のまちづくりを進める上で、いろいろな各地区で事業展開されております。そういった時に、それを足を引っ張るような形ではなくて、地域活動を行う団体さんが、地区センターを拠点として使用するときは、そこは今まで通り全額免除にしますということで、基本的にはその足を引っ張るような組み立てをしたつもりはございません。ただ、社会教育団体さんだったり、生涯学習活動団体さんとかが使う時には料金をもらうということになっておりますけども、そこは、その地域の活動とかであれば、地区振興会さんとタイアップして共催の形を組むとか、オール奥州で見るのであれば市との共催を組むとかという形で全額免除とすることも可能ですので、協働のまちづくりの方とは切り離して今回ちょっと組み立てて、そちらの方には悪影を及ぼさないようにという配慮はしたつもりということで説明させていただきます。協働の部分、ちょっと財務部の方ではどういうふうに今後、今度見直そうとしてるかはちょっと承知しておりませんのでこの程度で勘弁していただきたいと思います。

それから2番目の値上げの根拠というのは、まさにおっしゃる通りでして、例えば、地区センターを運営するのに年間1,000万円かかります。その1,000万円のうち、どの部分を利用者の方にご負担いただくかっていう議論は実際あります。そういう議論も一応はしたのですけれども、なかなかそこ、科学的根拠を持って、じゃあ全体のこの部分を頂戴しましょうというのはなかなか難しいということもございました。一方で、今回、財政の健全化がもう待ったなしの状況ということもございまして、今ある単価が、今設定している使用料の単価が、その割合が正しいとそれをまず大前提といたしまして、それに対して、物価の上昇率というものをかけてまず10%程度の負担は、負担増をいただきたいということで、今回組み立てて、根本的な課題としてそういった部分があるということは、課題は承知しております。ただ、何が正しいのかっていうのもなかなか難しい問題ですので、それもちょっと今後の課題になるのだろうなというふうに思っております。

それから25年当時からほったらかしにしたというか、今まで値上げしてこなかった根拠というのが、今回思い切って10円単位ということで見直しました。使用料の数多く100円単位だったり50円単位だったりっていうところがございまして、物価上昇率を見ても、その最低単位の

50円なり100円なりにまでならないっていうのが実態でしたので、結果的に見送りにしてきたということでございましたが、いよいよ市の財政も極めて厳しくなってきたということがございまして、仕方なく10円単位ででも値上げして、少しでもやっぱり受益者の方から、利用者の方から応分の負担を頂戴したいということで今回、改定させていただくというものでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 財政サイドの立場はよくわかるんですが、協働のまちづくりの立場、或いは、先 ほど言ったように、ケースによるんですけども、ケース3みたく、同好会が体育館を使用した 場合ですよ、これは400円から1,600円になるわけです。4倍ですよ。これは協働のまちってい うのは、もちろん地区センターも大事ですけれども、あらゆるNPOとかスポーツ団体も活発 にやるっていうことが、協働まちの一つの重要な柱なので、これ、4倍を果たしてこれは活性 化しないどころか、やめるべとかね、中止をすることは当然起こり得る。想定しなきゃいかん。 地区センターの問題だけじゃないのでね。それはやっぱり別のサイドで、本来、恊働のまちと してどうあるべきか、どこまでいろんな団体を活用するし、使うんだということが最初にこな ければ、財政が先に来ちゃうと、非常に難しいなあと。ですから私、昨年度も申し上げたんで すが、4月から普通は、協働のまちづくり指針の見直しが始まるはずだと思っていたんですが、 残念ながら今のところは、そういう方針は全く聞いていませんので、値上げの方が先に来 ちゃったので、ちょっとこれはいかがなもんかと。あと、今ちょっとお話ありましたけれども、 地区センターと協働でやればと、これは逃げ道としてあるんです、実際。あるんだけれども、 本来、要するに市の財政からいって、やっぱり本来何を負担していただくかっていう基本的考 え方は、水道、光熱水費全般に対する賦課をお願いすると。ただしそれは、全部とは言えませ んけどね。それを基準にしながら、そのうちのこのぐらいっていうことをやっておかないと、 じゃあ消費者物価が上がったらまたやるんですかとかね、こういう議論に、果てしないような 議論になってしまう。その考え方、中心がないと非常にまずい。それはやっぱり、本来なら議 論の中でやっていくことではないのかなあと。もちろん財政の問題は重要なんですけども、そ ういう意味では、ちょっと時期が逆転しているような感じを私は受けます。から、今さらって 確かにそれはあるので、今おっしゃったように確かに地区振興会と一緒にやればね、実は0円 になるかもしれません。そういう、実質は逃げ道みたいなことがあるかもしれませんけれども、 やはりそれは大きな打撃を受けるという認識がないとまずいし、同時にその実態を、水道光熱 費の実態、少なくともですよ、地区センター30に関しても、全く資料が出てきていません。本 当にどのようにかかっているのか、どのぐらい市が金つぎ込んでいるのか。財政であればそこ もはっきりした上で、その上でこういう選択ももちろんあるかもしれません。ちょっといくら なんでもこれじゃ取りすぎだべっていうことになるかもしれませんが、いずれそれは、資料と してお示しいただかないと。もう、なんちゅうか何を根拠にというのは、非常になんか難しい んではないかなあと思うんですが、もう1回お願いいたします。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 特に付加使用料の部分。電気料とか水道料、この実績に基づいて付加使用料を 設定すべきではないかというご意見というふうに伺いました。まさしくその通りと思います。 先ほど主幹の方からも答弁いたしましたけれども、その部分は重々認識して、今回の作業に 入ったというところでありますが、今年度9月までに料金改定をまとめるという中においては、 その部分までの踏み込んでの作業は実質的にできなかったということで、この部分については、 3年ごとに、これからは料金改定、或いは減免の見直し、こういった部分に取り組んでいくと いう中で、対応していくと。

例えば、Zホールであったり、Zアリーナの特殊な例、この部分をどう平準化していくのかといった大きな課題も抱えているわけでありまして、次の3年間の間で可能であればすべて解決していきたい。部分的にでも進めていきたいというふうに考えておりまして、結果的に、これまでの物価上昇分を考慮して10%を基準に増額させていただく。或いは、減免の考え方についても一定の物差しを作ってお示ししたと。それが3ページにあります減免基準の見直し案の

内容、共通基準ということで、ここまで細かに整理しご提示させていただいたという部分はご 理解を頂戴できればというふうに考えます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 最後になりますけれども、値上げを反対だって言っているわけじゃない、私は。ただし、考え方はこういうふうなものに依拠すると、また3年後は、またその物価上昇率だっていうんだとすると、物価下がれば下がるのかっていう話。極端に言えば、議論のため議論になっちゃうんですけども。やはり基本は、応分の負担をしていただくと、市民の方にね。そのための根拠を出すと。その上で様々な判断がある。もちろんそれはあり得ると思うんです。だから値上げそのものはあり得るかもしんないけども、それはあくまで協働の指針、協働の運動を阻害しない程度の枠に収めないと、400円が1,600円はちょっときついですよ、幾らサークルでも、例えばね。そこはやっぱり協働のまちとしてどのような活動を展開するかということが基本なので、やっぱり物差しがちょっと違うんではないかという危惧があります。ですからできれば、今言った資料、一つは、まず水道光熱費の30地区の実態。他の地域も、本当は全施設欲しいんですよ、水道光熱費いくら払っていて、市がいくら払っているのか、この実態わかるような資料をまずいただきたい。それからこれは、直接は関係ないんですけども、協働のまちづくり指針の5年後の今年度で見直すことが、このことを加味しながらいつまでに考えていらっしゃるのか、これを聞いて終わります。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) おっしゃるところは十分に理解できました。資料の部分、ちょうど地区センター全部が指定管理者制度導入なっておりまして、指定管理施設の昨年度の評価調書が、今度9月が決算議会でございますので、資料としてこちらから提示させていただきます。その資料を見ていただければ、コスト、施設にどのくらいの経費がかかっていて、施設ごとに利用料金がどのくらい入っているかといったところがわかりますので、それである程度は理解していただけるのでないかというふうに思っております。前半の部分は以上でございます。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 議員さんがご心配のところは、重々理解いたします。協働のまちづくり指針に つきましては、当部ではなく、協働まちづくり部が所管いたしておりますが、今日のご意見等 については、きちんと財務部からお伝えし、考慮いただくようにお願いすることといたします。 (小野寺議長) 1番、小野優議員。

(小野優) 1番小野です。ただいまの13番議員の質問と重複する部分もあるんですが、付加使用料が今回は据え置きというところでした。今、水道光熱費の話の部分に関わってくるんですけども、私が以前一般質問した際に、水道光熱費とそれから付加使用料の関係といった場合に、いわゆる1年間を通して施設の管理上、共通にかかる水道光熱費の部分と、実際にこの使用が伴う、いわゆる体育館の照明代という部分は、切り離して考えておりますというご説明をいただいておりました。私はまさにその通りだと思っております。その中で、ただ具体的に、電気料金、照明代って考えた場合に、今回、据え置きというご判断でしたけども、この部分、例えば体育館を、1時間照明をつければ200円で済むわけではありませんので、むしろ私はこの部分しっかりと値上げをすべきではなかったかなと。以前、全協だかで質問した際も、この実費相当の部分を10円単位で上げることを検討していくというお話でしたけども、その点どのように変化があったのかっていうのをお尋ねいたします。

それから、その他の施設の部分で、遊学館等ですけども、市外からの客お客さんもいらっしゃるということまでは書いておりますが、定住自立圏の分は抜きまして、いわゆる藤原の郷もそうですし、藤原の郷はパスポートありますね、すいません。遊学館等で市外からと市民のお客さんというので、金額を分けるという考えが今回なかったのかどうかもお尋ねいたします。それからちょっと細かい話になりますが、減免基準を、集会施設、スポーツ施設と統一なさるということでしたけども、この表の中で、表のオとカ、スポーツ施設という表記がありますし、あとこの関連資料の方の集会施設の中で、いわゆる地区センターの講堂といいますか体育館で全部が適用区分3というふうに、この表記に違いがあるんですけども、この辺、表の中で

わかりやすく書いた方がいいのではないのかなと思いますが、この点と、それから減免基準の市内スポーツ団体(登録団体)とありますけども、この登録団体の定義が、これ周知といいますか、一つの団体が複数の施設を利用する可能性がありますので、現場の窓口としてそういった登録団体の確認というのを、今後速やかにする上でどういった周知というか、確認手段があるのかというところをお尋ねいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹

(桂田行政経営室主幹)桂田です。よろしくお願いいたします。付加使用料の考え方でございます。使用料につきましては、おっしゃる通り別枠ということで考えていました。施設によって、例えばその照明が、体育館の照明がすでにLED化になっていればかなり安いとか、あとは、ハロゲン球とかナトリウム球とかによってその使用する電気の量が違っていたりします。あと、暖房につきましても、エアコンで暖房して電気代が比較的新しくて効率が良くて安いとか、昔のファンヒーターで燃料をいっぱい使うとか、施設によってばらつきがございました。それを緻密に計算して積み上げて平均とったということではなくて、大体平均を見たんですけども、大体このくらいだろうということで押さえています。で、もう一つは、体育館の照明も全部緻密に計算してしまいますと、例えば16個ある照明全部ついていればその金額になりますけど、一つ二つ球が切れただけでは、なかなかちょっと交換できなくて、そんなことも考えますと、ある程度実際にかかるところよりはちょっと抑えたようなところで今、料金設定しているっていうのが実態でございまして、なかなかここちょっと緻密にと、考え方はその通りだと思いますが、次回の時にはそこも含めて、きちんとこれからはそういった要素も含めて検討して参りたいというふうに思います。

それから3ページの減免の表の組み方の部分で、先にスポーツ施設を使用する場合のっていうことで、この表の組み方の部分なんですけども、実際に減免の基準表を作る時には、今とそれがどうなるかっていうのを比較表で作ったもんですから、減免の表になりますと、ウからカまでは実はグループとしては全部一緒です。基本使用料2分の1の減額ですし、付加使用料は減免なしということで同一のグループなりますので、ここは登録、それほど緻密に書かなくても、それ以外ということで少しそういうふうな表記でまとめたいというふうに思います。今のを参考にして、実際の適用表は考えたいと思います。

遊学館等の利用料、市外と市民の違いについて、それにつきましては了解いたしました。ご意見として今、確かにないです。ただ、1点だけ。検討したいと思いますけれども、1点だけ、なかなか市内の方なのか市外の方なのかっていうのを識別するっていうのも実は難しい話でございまして、藤原の郷ではやっていますが、市民パスポートという形であらかじめ配って、これを持って来れば安くしますよっていうふうにしましたので、現実ではちょっと難しい部分がございますので、検討課題ということで取らせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

すいません。それで、これまでスポーツ施設を使う際は、市内スポーツ団体として定期利用 登録をあらかじめ、生涯学習スポーツ課に申請して、登録を受けて使っていたのです。これは、 登録を受けなければスポーツ施設を使う時は減免を受けられなかったっていうことになります。 ところが今度は趣味活動、サークル同好会なんかも、全部、割合が一緒ですので、改めて登録 制度がなくても今度は運用できるという形になりますので、この登録制度を継続するかどうか は、ちょっと現場の方とも詰めてみますけども、いずれ、料金区分を設定する上では特段必要 ないと。あとはその定期利用をさせる際に、やっぱり何でもかんでもっていうことじゃなくて、 ある程度こういう団体っていうふうにちょっと要件を決めるのであれば、なお登録が必要かも しれませんけども、そういったことで整理させていただきたいと思います。以上です。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) わかりました。これから今の表と今後の表の区分ということで、実際は変わってくるということでそこはわかりましたし、付加使用料の考え方もわかりました。それで、先ほどの13番議員の質問とかぶるんですが、いわゆる協働のまちづくりとの関係というのを考えたときに、おそらく考え方が、そこは認識が異なると思うんですが、私は趣味サークルとそれか

ら公益性を伴う団体っていうのは、私は違うなと思っておりますので、市民サークルとはやはり娯楽の部分が強いですので、私は民間の施設を利用する時のことを考えても、この金額は決して高くはないなと私は思うんですが、今このページ、3ページにありますこの表でちょっと指摘させていただくんですけども、この表の工、市内の社会福祉法人とかNPO等とあるところと、ここに市民活動を行うサークル同好会というのが今一緒に入っています。これから分けるのかもしれませんが、今の現行の表ですと、こういった公益性を伴う団体が、公益性がある事業を行うときは100%減免で、それから自分たちのいわゆる会議等にかける場合は、お客さんを呼ばない場合は料金が発生するという、今、区分になっています。ですので、協働のまちづくりというところとこの財政上のバランスを考える上で、私、このエというところをしっかりと分けるべきではないのかなというふうに思うんですが、この点お伺いいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹

(桂田行政経営室主幹) 分けるべきではないかというご意見につきまして、これは原案でございます。この後、利用者団体さんからもいろいろご意見、いただくところでございますので、そういった意見もおそらく出てくるのかなというふうに思っているところでございまして、本日はご意見として、しっかりそこを受けとめたいというふうに思います。ありがとうございます。

(小野寺議長) 4番、高橋晋議員。

(高橋晋議員) 4番、高橋晋です。私も基本的には見直しの基準はこれでよろしいのではないかと思っております。今までが安かったというふうに思うところがありますので、それが適正な金額になったのではないかなというふうに思います。それから減免となる地域団体の範囲というところで、あらかじめ市の認定を受けたものを対象とするというふうに書いてあるんですけども、これは何か証明書なりカードみたいなものでも発行して、どの施設に行っても、同等に対応していただくようにするのかしないのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

あと、芸術文化協会というのはどこに入るのかなと。今までだと何か芸文協に入っていると 減免になるっていうふうなことで、何でもかんでも芸文協に入って、これも芸術かというよう な、疑わしいっていうか、ちょっと疑問に思うような団体まで芸文協に入って活動して、さら には、同じ教室でグループを作って、協会費も1団体分しか払わないというふうなところも見 受けられます。そういうふうなことまでして減免にしようとして使っていたところもあります けども、そういうふうなところはどのように改善されるのかなというところ。

あとは、先ほども別な地区に借りたいというふうな話もありましたけども、自分の地区センター外の学校が部活等で借りに来て、その時間地区の人が使えないとか、同じ地区内だけども、いつも部活で使われていて、大人は使えないという、ずっと独占しているというような話も聞きます。これは料金には関係ないんですけども、こういうふうなところは、どこでどのように改善していくのかなというようなところを教えていただければと思います。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは4ページの一番上の(2)の地域団体の取扱いでございます。おっしゃる通り、例えばある地区の認められた方が、別の地区の地区センターを使っても同じように全額免除を受けられるとするためには、全地区センターで情報共有が必要でございますので、認定証っていうのではなくて、一覧リスト作りまして、この団体さんは認定を受けていますっていうリストを作って、それを全地区の地区センターで共有するという形で対応したいというふうに考えております。

それから2点目の芸文協さん。今までは、芸文協に登録すれば、加入すれば、施設の利用の際に減免を受けられたということですが、今後はなくなりますので、芸文協さんに結局加入しても、その減免という部分でのメリットがなくなるということで、そういう形に変わります。ここ、芸文協さんの方とまだ全部詰めきっていないので、ここら辺も芸文協さんの方で、その分収入がちょっと、おそらくひょっとしたら加盟団体が減るのかなというところもありまして、ここら辺は、これから今後団体さんと詰めていくということで考えております。

それから別の地区のスポーツ少年団ということで、おっしゃる課題も認識しておりました。 今まで本当にどんだけ使っても無料でしたので、使うか使わないかに関わらず、何か使えると ころを全部押さえてしまうっていう、なんかそういう状況がございまして、大人の利用者の方からも、ちょっとこれはやり過ぎじゃないかという声があったというのも事実というふうに聞いております。それを踏まえまして、スポーツ少年団につきましては、一旦は、一応市民団体と同じように普通にもらったらどうかと、原則どおりもらったらどうかということも検討したのですけれども、なかなかそういうことにもそういうわけにもいかないだろうということで、結局、今のように付加使用の分だけ、照明代程度はやっぱりもらうということにいたしましたので、使った時に全く安い、定額ではありますけども料金が発生いたしますので、今までのように無茶な押さえ方といいますか、そういったことはなくなるわけではないでしょうけども、緩和されるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

(小野寺議長) 高橋晋議員。

(高橋晋議員) ありがとうございます。認定を受けた団体の一覧表ということでしたけども、 やっぱり何かこう見てすぐわかるものを発行して、すぐOKと。それいちいち探したり、それ からまた判断が狂ったりして、地区によっては、タダだったり、減免だったり、半額だったり ということがありそうな気がするので、何か証明書みたいな、簡単なものでいいと思うんです けども、何かあったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。それから先ほど質問し たつもりだったんですけど、スポーツ少年団が押さえることによって、本来、地区の人が使え ないというふうなところ。桂田さんの分野ではないのかもしれないですけども、そういうとこ ろをどのようにしていくのか、ちょっと教えていただければと思います。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 1件目の証明書を出したらどうかという部分につきましては、そういう 方向で検討させていただいております。そんなに手間がかかる話ではありませんので。

もう一つのスポーツ少年団が使って、その地区でなかなか使えないっていう部分。これに関しましては、やはりその施設ごとの運用で利用団体の調整会議とかをやっております。そういった場面で、施設ごとのそれぞれの経過も、扱いの違いもございますので、そういった場面で解決していく話なんだろうなというふうに思っておりまして、そういう声があったということは担当課の方にもお伝えしまして、なるべく改善できるように配慮したいというふうに思います。ありがとうございます。

- (小野寺議長) 他に、何人ぐらい。それでは、ここで午後3時20分まで休憩します。 再開いたします。引き続き。及川副市長。
- (及川副市長) ちょっとすいません。千葉敦議員と廣野議員がお二人、手を挙げたのを私、確認しておりましたけども、実は、 の市発注の建設関連業務における契約の取消しについて、4時からこの関連業者さんを今集めて、その関係を担当部の方で説明するという予定のようなんです。ですから、できれば、本当にね、5分10分で手短に、できればと、もしあれでしたらこの問題については担当部の方にご照会いただければと、いかがでございましょうか。

(千葉敦議員) 取り下げます。

(及川副市長) そうですか。廣野議員、手短に、すいません。よろしくご協力のほどお願いします。

(小野寺議長) 要点をまとめてお願いします。廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番廣野富男ですが、5点ありましたが、絞って、何点かお伺いします。まず今回温泉スキー場、キャンプ場を除外した理由。ここ大きいとこなんですね。この間の一般質問では、いずれ赤字、10年間でしたか、十何億とご指摘があって、何でそういう状態に今回見直しをしなかったのかっていうのは非常に疑問に思いましたので、それぞれ民間移譲を前提にしているから今回はしないのかということになるのか、そうでないのか、ちょっとそこだけはっきりしていただきたいと。

二つ目は、この減免の考え方はわかるようでわかりません。私は、できれば個人と団体をきちっと区分けするべきだと。なぜかっていうと、基本的に使用料は、個人1人当たりの使用料単価だと私は理解しております。ですから、ほとんど今までのやり方っていうのは、個人の料金を団体まで適用しているというふうに私は思っていまして。これ個人で使っても200円は200

円なんですね。10人で使っても200円なんです。200円×10人、200円×1000人じゃないですよね、この使用料規定っていうのは。基本的には1人じゃない。個人は1人だけど、団体は1団体でこの料金を設定するという考え方ですから、本当に財政経営を考える上では、個人と団体をやはりきちんと分けて対応するっていうのが一番よろしいのではないかというふうに考えますので、その考え方。

最後です。共通基準により難い場合の独自減免については、私はきちんとその基準を明示して、公表すべきだと。それぞれの施設の単独の判断で対応すると、今までのように減免が、せっかくきちんと定めても、最後は緩くなるよと。ですからここは、そういう判断をさせるとすれば、きちんと審査をして公表すべきだというふうに思いますので、そこら辺の見解を伺って、あとは個別に伺わせていただきます。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) まず1点目の観光系の施設、今回見送った理由ということでございました。やはりちょっと利用者受益者負担の適正化というのが今回、狙いということで進めさせていただきたいと思っておりまして、観光施設につきましては、やはりここは商売といいますか、やっぱりその相場感といいますか、業界の相場感というのもございますので、やはりそういったところとの整合も見ながら、やはり今回のように単純に10%増とかそういった話ではないだろうということで除外させていただいたものでございます。

それから団体と個人との関係ということで、一応施設を占用といいますか、体育館を例えば 1時間ずっと使いますと、1人で使っても10人で使っても同じ1時間そこを使用して他の人は 使えない状態でということで、そこを占用するっていう考え方をした時に、利用人数が多いから少ないからといって何て言いますか料金を変えるというのもちょっと違うのかなということで、今は団体利用っていいますか、団体っていいますか、その一部屋を使った時に幾らだということで今、設定させていただいているという考え方でございます。これが1人でも10人でも料金は一緒ということで考えたいというふうに思っております。

あとそれから最後の基準、おっしゃるのはその通りでございます。今、大体その個別の独自のものにつきましては、それぞれの施設の設置条例の施行規則の中で、減免の基準っていうのをそれぞれ規定しておりまして、例規集の中で見られる状態にはなっております。ただ、その中で細かいところで、その他市長が必要と認めるものっていうものの中で独特な運用しているっていうパターンも確かにございます。ただ、そういったものも、大体施設利用者には、施設であったりホームページであったりという中できちんと掲示して、こういう対応でやっていますよということは、一応、表に出しているといいますか、隠してやっているわけではないということだけはご理解いただきたいと思います。おっしゃるように、なるべく統一していくべきだというのはおっしゃる通りだと思います。今後の課題にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、 の施設使用料と減免基準の見直し案については、以上とさせていただきます。 説明者入れ替えのため暫時休憩します。

再開いたします。続きまして、 の市発注の建設関連業務における契約取消しについて、当局から説明をお願いいたします。千田財務部長。

(千田財務部長) 財務部千田でございます。市発注の建設関連業務における契約取消しについて ご説明いたします。市が発注いたしました建設関連業務において、誤って、低く算出した最低 制限価格により落札者を決定し、契約した事実が判明いたしました。入札に参加したすべての 事業者の方に事情を説明し、謝罪するとともに、締結した相手方との契約を取り消しいたしま した。

なお、当該業務につきましては、設計内容を見直しまして、改めて入札を行う予定でございます。ご迷惑をおかけした関係者の方々にお詫び申し上げるとともに、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、心からお詫びを申し上げます。今後、このようなことが起こらないよう、再

発防止に努めて参ります。

以下、詳細につきましては、財政課長からご説明をいたします。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

- (羽藤財政課長) 財政課長の羽藤です。囲みの次の部分からになります。
 - 1、対象業務ですけれども、業務名は、桜木橋大通り線(愛宕工区)測量設計業務です。実施場所は、江刺愛宕地内。入札方式は、指名競争入札。予定価格は、1,625万8,000円。最低制限価格は、1,254万7,911円。設計担当課は、都市整備部土木課であります。
 - 2、入札結果ですが、最低制限価格について、正しくは、1,167万9,840円のところ、誤って 1,140万7,192円として、27万2,648円ほど低く設定したということによって、1,668万560円の 札を入れた者B者ではなく、1,163万円の札を入れたA者を落札者と決定したものでございます。つまり、A社は、正しい最低制限価格を下回っていたため、B者を落札者として、そうすべきであったということになります。

次のページをご覧ください。3、原因ですけれども、建設関連業務における最低制限価格は、市の建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領によりまして、設計担当課が作成する建設関連業務最低制限価格算出連絡表、これをもとに、契約事務を所管する財政課において定めております。この連絡表は、測量業務、地質調査業務、他にもあるわけですけども6つほどの業務区分ごとに設計額を記載することになっております。

本件は、土木課において測量業務と土木関連建設コンサルタント業務の2項目に分けて記載すべきところ、誤って測量業務のみで作成し、財政課もその誤りに気づくことができなかったために、本来の最低制限価格よりも低く算定してしまったものでございます。

また、連絡票は、設計書に添付して決裁を受ける中で財政課に提出されるということになっておりますけれども、本件においては、添付されないことが見落とされて、後日両課の担当者間でやりとりしたということで、他の職員もこの誤りに気づくことができなかったというものでございます。

- 4、経過でございます。5月1日、入札指名通知。同14日、入札の結果、A社を落札者に決定しております。同20日、契約を締結。同29日、土木課において、入札に参加したC社から、最低制限価格に誤りがなかったかということで問い合わせを受けたということです。6月1日、連絡票、最低制限価格の誤りを確認したと。同3日庁内で協議し、すべての入札者に経緯を説明して謝罪をいたしました。7月8日、A社と確認書を取り交わし、入札及び契約を取り消ししたということでございます。
- 次に5、再発防止策ですけれども、事務処理要領に連絡票の取扱いを明記すると。そうした上で、設計書に添付して決裁を受けることを徹底するということ。また、連絡票には設計担当課の決裁欄を設けるとともに、記入にあたっての注意事項を記載するよう様式を改めるというものでございます。
- 6、その他としまして、本日この後ですけれども、入札に参加したすべての事業者の方に改めてこれまでの経緯を説明して、謝罪をいたします。その上で、7月30日に再入札を行う予定としているところでございます。以上で説明を終わります。
- (小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。7番、千葉康弘議員。
- (千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。この最低制限価格っていうことで、土木の方で計算しているようですが、これは何人の方が携わって計算されて、またチェックされているのかというのがございます。

また計算されていくらとなりましたら、これを多分、土木課の方から、財政課の方にはんこを押されて届くという形になっていると思いますけれども、結果的に、これが上がってきたのが、言っては失礼ですがそのまま押されてきたような形になっていまして、そのような形だったのかということがございます。

これがわかったのが、C者から指摘があって初めて気が付いたということですので、その中で7月8日、この間、確認書を取り交わしたということはありますけれども、これはどのよう

な内容だったのかということについて、3点お尋ねいたしたいと思います。

(小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) 1点目の部分について、私の方からお答えさせていただきたいと思います。 何人が最低制限価格の連絡票をチェックしていたのかという部分でございます。 今回の事案については、資料にもございますが、担当者間でだけでやりとりしてしまったがゆえに、土木課内でのチェックが入らなかったという点が落ち度としてあります。 通常であれば、設計書を添えて発注の決裁を受ける際に、この連絡票も設計書とともに添付されて決裁に回りますので、本来であれば、担当、係長、補佐、課長、或いは金額によって部長から副市長、市長というふうに決裁区分が上がります。 都市整備部内でも、私まで、部長までの決裁は、通常受けることになっておりますが、今回の事案に関しては、設計書に添付されていないことが見落とされてしまった、ご指摘もありましたが、その点については反省すべき点というふうに思っております。以下の点については、財政の方でお願いいたします。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) ただいまの連絡表の部分ですけれども、連絡票自体には、決裁欄はございませんでしたので、添付書類としての決裁ということになってございます。

それから、次に確認書の内容ということでございます。確認書は7月8日に確認書を取り交わしをしております。内容につきましては、大きくは前金払が済んでおりましたので、この返納について。それから、公図或いは全部事項証明書等の、こちらからお渡ししているものの返却についてという部分について確認書を取り交わしております。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) やはりこのような基本的なことだと思いますけれども、これが大きな事故とかなんかに繋がりますので、その辺が再発防止だと思いますので、その辺の体制はしっかり、もう1回確認して、改善していきたいなというふうに思います。

また、連絡票というようなことあるようですけれども、もうこれで気づかなかったら、再度 なりますので、その辺も再度確認していただければなというふうに思います。以上であります。 (小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) 今回の事案について、再発防止策を資料の方に掲げておりますけれども、 この最低制限価格を正しく設定するという点だけではなくて、私ども、もっと掘り下げて反省 しなければならない点が三つほどあるというふうに考えております。

まず1点目は、今回、担当者間でやりとりしたという担当者というのが、若手の職員です。 経験の浅い若手の職員でした。こういった経験の浅い若手職員が行う業務について、係長或い は課長補佐、課長、或いは私という上にある者が、もっと注意する、或いは指導が足りなかっ たのではないかという点を、まず反省しなければならないかというふうに思っております。

それから二つ目ですけれども、入札という間違いが許されない業務に対する認識が、甘かったんだろうなという点が反省点としてあろうかと思います。

それから、三つ目に通ずるんですが、上司や財政課に、速やかな情報共有に努めようとする 意識も足りなかったのかなと。間違いじゃないかというふうな指摘を受けて初めて気づく、或 いは気づいた段階でもっとタイムリーに、もっと緊張感を持って対処すべきだったという点も 反省しなければならない点だというふうに考えております。以後、こういった点に関しては、 今回関わった土木課だけではなく、他課、部内でも、認識を共有しながら再発防止に努めてい きたいというふうに考えております。以上でございます。

(小野寺議長) 他に。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 1点だけ。これはヒューマンエラーなのか、コンプライアンスの欠如なのかわかりませんが、またやってしまったということで、関係者にとってね、大変怒り心頭の事案だったというふうに私は思っております。それで一つだけ、こういうことっていうのはあるのかなっていう、たまたま時系列、経過を見ますと、C者から問い合わせがあったということで、指摘されて精査をしたという記述があるんですが、一般的に、この入札後にこういうご照会っていうのは、しょっちゅうあるものなんでしょうか。もしかしたら、最低制限価格を分かって

いたのかなって、ちょっと勘ぐったりするんですが、一般的にこういう入札参加者から照会があるのかどうかっていう事実関係といいますかね、あるのかどうかだけ一つ確認をしたいと思いますし、あとこれは、ヒューマンエラーでは済まない、これは奥州市全体の信頼の問題なんですけど、A社に対して、謝罪は結構なんですが、損害賠償まではいかないとは思いますけど、何らかの手だてはされたのかどうか、ありましたらばお知らせください。

(小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) 1点目のC者からの指摘があったという点、よくあるのかという点についてお答えします。このC者からの指摘というのは、C者が入札に当たって自社で積算した結果と入札が終わった後に公表される予定価格或いは最低制限価格が開きがあったということから、どこが間違っていたのか指導して欲しいと。それは、今後の入札、営業活動における参考としたいからどこが違うのかっていうのを指導して欲しいっていうような趣旨での指摘だったというふうに受けとめております。こういった入札に当たって、入札が終わった後に、その自社の積算とかけ離れていたような場合に、どこが違っていたのかというようなことの照会というのは、頻繁にあるというものではないんですけれども、あることはあります。特に変わった、特異なものというふうなものではございません。2点目については財務の方からお願いいたします。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 2点目の件でございます。非常に、どのようにご説明すべきかちょっと今、まだ、なかなか整理できていないところでありますが、実は6月3日に正式に誤りだったということが判明した段階で、その日のうちに、このA者にお伺いしまして、経過をご説明し、その後、何度もお伺いし、その後の対応についてご協議して参りました。その中で、当然、5月20日に契約した案件でありますが、6月3日までの間に日にちもございまして、当然、その間に、このA者の方で、この測量業務に係る作業を進めてきたと私どもは認識しておりまして、6月3日までに要した費用については、市としてご負担させていただきたいという申し出をいたしました。それについては、このA者から、正式文書でご回答をいただいております。その内容としましては、打ち合わせ、現地踏査及び作業計画、法務局調査等、人の工と書きます人工が発生しておりますが、市勢の発展と本委託業務の1日も早い再開を願い、弊社としては、奥州市に対して一切の費用請求はいたしませんという、本当に私どもとしては、何とお答えしていいのかわからないくらいの厚いご回答をいただいたという状況でございます。以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部です。時系列のところなんですけれども、経緯のところで、5月29日にC者からご指摘があったということなんですけれども、このご指摘は、先ほど部長の方からは、自社の予定価格の見積もり、最低制限価格の見積もりがどうだったのかということでお問い合わせがあったというようなことですけれども、これは、もうネット上に入札の状況が上がった後なのでしょうか。その辺の事実をお伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) 時系列をもうちょっと詳しくご説明申し上げます。5月29日金曜日でございます。C者から問い合わせがあったのは、午後でした。この時点で、先ほど申し上げましたように、C者の積算した結果とネットに公開された予定価格或いは最低制限価格等に開きがあるというようなことを確認した上で、どこが違っていたのかっていうようなことを、今後の営業活動の参考としたいがために指導して欲しいというような内容と受けとめておりますが、この金曜日の午後に担当者が不在でありまして、金曜日の中では対応をいたしかねました。で、6月1日というのが週明けの月曜日であります。月曜日に、問い合わせを受けて再確認したところ、誤りに気づいたというような状況となったものでございます。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) ネットに上がったというところなんですけれども、それで、経緯の説明のところには、C者から最低制限価格に誤りがないかの問い合わせであったと。自社の設計がどう

であったかということよりも、最低制限価格に誤りがないか問い合わせがあったというところのようですけれども、どちらが正しいのでしょうか。それで、この最低制限価格なんですけれども、A者は正しい最低制限価格をくぐってしまっていた、潜ってしまっていたということなんですけれども、正しく落札していたと思われるB者は、最低制限価格よりもたった720円の差です。もうほぼ最低制限価格と同じと言ってもいいくらいの誤差です。どうなんですか、これ。C者からは最低制限価格に誤りがないかというふうに言われてしまうというところで、1,000万円の以上の予定価格のものです。それが数百円しか差がないというところで、こういう入札、落札も高止まりしている、予定価格で。他の入札を見てみましたけれども、高止まりになっていたり、最低制限価格すれすれであったり、そういうような状況が続いているような気がします。で、財政のところで、入札っていうのは大変大きいです。しっかり予定価格、最低制限価格を見積もっていくっていうのは当然のことであって、それが間違っていたという指摘があって、これ、指摘があれば毎回見直しているんですか。指摘されたときに、しっかりと担当者が精査し直すということをいつもされているのでしょうか、お伺いします。

(小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) まず1点目の、最低制限価格が、誤りがないかという問い合わせは、その通りでございます。ただ、受けた者が、先ほど申し上げましたように、自社が積算した内容と開きがあるようだから今後の参考として指導して欲しいというような意味合いで受けとめたというものでございます。言い方、書き方をちょっと変えて説明してしまったというので、誤解を与えてしまったかもしれませんが、そういうことでございます。

それから、設計額と入札額の誤差が少ない、ほぼ予定価格に近い形で各業者が入札に臨んでいるというのも事実でございます。この事案に限らず、測量設計の分野での各業者の積算の精度というのは、かなり高くなっているのも事実です。これは、労務単価ですとか、それから積算基準等が公表されている、そういったものを、それぞれの業者が営業活動の中で最大限、慎重に積算しているというようなことの表れかと思います。それから、繰り返しになりますが、業者から指摘があれば見直すのかという点に関しては、先ほど申し上げましたが、それぞれの業者が自社で積算した内容とどこがどう違うのかというようなところを照会を、指導を仰がれるケースはあります。そういった場合には、なかなかむげにも断れない、指導に当たるというのも稀なことではないというふうに考えております。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) この最低制限価格の正しい数値と、誤った数字の差ですけれども、27万2,648 円です。これですね、そんなに差がないといいますか、ある程度の割合からすると、そんなに差が1,000万台のところなので、確かにその精度が上がってきているということはあるのかもしれませんけれども、なんかちょっと誤差の範囲内かなっていうような気もします。それで、今後なんですけれども、この入札制度、他の入札をちょっと調べてみましたけれども、これが随意契約されてもいいのかというような内容のものも、随意契約になっていたり、予定価格、最低制限価格すれすれと、高止まりと、落札率の高止まりというようなこともあるようですので、入札そのものをしっかりと見直していただいて、今後このようなことがないようにしっかりと入札を行っていただくということが一番かと思いますけれども、伺って終わります。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) ただいま議員からご指摘いただいた部分については、これまでも真摯に対応してきたつもりではございますが、今後一層、そのように取り組んで参ります。

(小野寺議長) 27番、及川善男議員。

(及川善男議員) いろいろご指摘されたんで、その通りだと思うんですが、先ほどの部長の答弁で私、ちょっと気になったのは、今回の問題が、若いね、経験の浅い職員が担当して問題が起きたように、私は受けとめたんですけれども、私はそこではないと思うんですよね。やっぱり連絡文書に決裁欄がないとか、構造的にこういう問題が起きる仕組みがあったのを、やっぱりチェックしてなかったというところに問題があったわけですから、その若い経験の浅い職員のせいにするのではなくて、少ない人数でこういう業務を担当する以上は、そういう構造的な問

題が起きないように十分チェックをするということが必要だと思うんで、もう一度、これらの問題については、どの課にも及ぶ問題だと思うんで、見直して欲しいというふうに思いますので、そのことを述べておきます。

(小野寺議長) コメントあれば、いいですか。渡辺都市整備部長。

- (渡辺都市整備部長) 先ほど、言葉が足りなかったのかもしれません。若い職員がゆえに起きたということを、責任を転嫁するようなことで申し上げたつもりはございません。若い経験が少ない職員であればこそ、周囲がもっと気を配る、注意すべきだった、そこが足りなかったというふうに受け止めているものです。以下のご指摘については、及川議員のご指摘その通りだと思いますので、肝に銘じて今後の事務に当たっていきたいと思います。以上です。
- (小野寺議長) よろしいですか。それでは、 の市発注の建設関連業務における契約取消しについては、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えため、午後4時5分まで休憩します。

再開いたします。続きまして、 の旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況について、担当部より説明をお願いします。千田財務部長。

(千田財務部長) 財務部千田でございます。旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況につきまして、これまでは年2回、その状況をまとめたペーパーを議員の皆様にご提供して参ったというところでございますが、今年度から、大体この時期を目標に年に1度、こういった場面を設けさせていただき、詳しくご説明していきたいというふうに考えております。今日はその第1回目ということになりますが、詳細については、担当課長からご説明いたします。

(小野寺議長) 村上財産運用課長。

(村上財産運用課長) 財産運用課の村上幸男です。私の方から、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。それでは、旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況についてというファイルの方をお開きください。

まず1ページ目、1、旧奥州市土地開発公社からの土地の取得についてということで、簡単に経緯の方をおさらい、触れさせていただきます。旧奥州市土地開発公社の解散に当たりましては、旧公社の長期借入金の債務保証に基づきまして、市が、第3セクターと改革推進債を活用し、平成24年10月31日に借入先への代位弁済を行っております。市は同日に求償権を行使しまして、旧公社から市に対し、現金による弁済及び保有土地による代物弁済がなされたところであります。弁済なされない部分につきましては、平成24年第4回奥州市議会定例会でご議決をいただき、求償権を放棄したところでございます。その弁済額等の内訳は次の表の通りです。市の代弁済額は、86億6,079万3円。そのうち、旧公社からの弁済額は、57億128万6,800円。この弁済額のうち、土地の簿価額として、55億4,828万6,800円。現金の額は1億5,300万円となっておりました。このからを差し引いた29億5,950万3,203円、こちらが求償権を放棄した額というふうになっております。

平成24年10月には、奥州市土地開発公社経営検証委員会から奥州市土地開発公社経営検証報告書をいただきまして、市では、同報告書における指摘、提言等に対する方針及び資料1として別のファイルに示しておりますが、資料1の旧奥州市土地開発公社土地の活用処分計画という計画を平成25年5月にまとめまして、この中で、旧公社から取得した土地の活用及び処分に係る基本的な考えを示したところでございます。この計画に基づきまして現在市の方では、取得した土地の活用、或いは処分を行っているところでございます。

2、市が取得した土地の活用、または処分の考え方についてです。旧公社から取得した土地の筆数は566筆、面積にして53万平方メートル強。簿価にいたしまして、55億4,828万6,800円ということになっております。この土地は、市の事業用地として活用が見込まれる土地については、その事業実施まで管理を継続することとしております。また、第3セクター等改革推進債の繰上償還の原資とするため、処分可能な土地については、売却に取り組むこととしております。

具体的には、活用処分計画の中で、各土地を種類別にケース1からケース7まで分類いたしまして、活用又は処分の別に整理をしております。各ケースの内容、或いは計画当初の筆数等

は次の通りでございます。

ケース 1 は、整備する計画がある都市計画道路等の用地として56筆です。ケース 2 は、将来的な用途を検討する用地、こちらは水沢羽田町のうぐいす平他でございますが、65筆。ケース 3 はすでに公共施設用地と一体的に使用されている土地ということで、11筆ございます。 2 ページ目をお開きください。ケース 4 、こちらは地形が複雑で、用途も重複し、処分が困難な土地、こちらは前沢インター工業団地内の法面でございますが、こちらが17筆。ケース 5 、現在貸付中で、当面は貸付けを継続する必要がある土地ということで、9筆ございます。以上ケース 1 からケース 5 までは、活用を見込んだものでございます。続いて 6 、7 は処分を見込んだ土地でございます。ケース 6 は、取得目的や他の公共目的での活用が見込めないとして25筆。ケース 7 ですが、当初から販売することを目的とした土地ということで、こちらが383筆。ということで、計画を組んで今取り組んでいるところでございます。

3番、各土地の活用、または処分の状況についてご説明いたします。令和元年度末までに各土地の活用又は処分の状況は、次の通りとなっております。

まず活用についてですが、ケース1につきましては、9件、22筆。こちらは道路用地等で活 用をしているところでございます。続いてケース3は、9筆でございますが、地区センター用 地等で活用しているというところでございます。ケース4は1筆でございますが、道路用地と して活用しているところでございます。ケース5につきましては9筆でございますが、こちら は商業施設の敷地或いは福祉施設の敷地として、いずれも取得前から貸付けをしているもので、 継続して現在も活用いただいているのが9筆ございます。続きまして処分です。ケース6、分 譲地以外の処分対象土地でございますが、こちらは、計画上は令和4年度までに完売を目指す という計画にしております。こちらの昨年度末までの実績ですが、17件のうち8件については、 活用処分を行っております。ケース7、分譲地ですが、まず分譲宅地、こちら目標は、令和元 年度までに188区画売却するという計画でございますが、実績としましては、225区画売却をし ております。マイアネタウン等215区画、あとは組地等が10区画ということになっておりまし て、残りは120区画になっております。概ね3分の2程度が、分譲宅地は売却が完了している ということでございます。商業用地につきましては、目標は平成29年度末までの完売というこ とでございました。こちらは、マイアネタウン内の3区画のうち2区画を売却しているという ことでございます。まだ1区画残っております。工業団地につきましては、造成済みの工業団 地は平成29年度までに完売を目標としておりました。こちらは、目標通り平成29年度に完売を いたしております。これらからケース7の分譲地につきましては、計画に対し、概ね順調に売 却が進んでおります。一方ケース6の土地につきましては、市のホームページ等で情報を公表 しているものの、売却に至ってないものが多くなっている状況でございます。こちらの詳しい 資料につきましては、米印に書いております通り、別ファイルの資料2から資料5まで、活用 及び処分の状況でありますとか、分譲宅地の売却状況等について、お示ししておりますので、 後ほどご覧いただければというふうに思っております。

3ページです。4、第3セクター等改革推進債の償還状況についてでございます。当初、借入額86億6,000万円のうち、年額4億3,300万円の定期償還並びに土地の売却収入を財源としまして、平成26年度と30年度に各10億ずつ、合計20億円の繰上償還によりまして、これまで、合計52億4,750万円を償還しております。これによりまして、令和元年度末の残高につきましては、34億1,250万円という状況になっております。こちらも、詳細につきましては資料2の方に掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

5、今後の活用または処分に向けた課題及び対応についてです。(1)の活用について。活用対象には道路用地等がございますが、この中には、計画されていた事業が廃止となったものもあります。このような土地については、ケースの分類を変更し、処分に向けた検討を進めることとしております。

(2)処分についてです。処分対象のうち、ケース6については、販売中の土地の情報を宅地建物取引業者へ直接、提供するなど、早期売却に向けた取組みを強化していきたいと考えております。またケース6につきましては、間口狭小、或いは農地転用を要するなどが原因で処分

が進んでいない土地もございますので、これらの課題解決には費用伴いますので、需要の状況などを確認しながら対応していくこととしたいと思っております。最後に、処分対象地のうち、ケース7の分譲宅地についてです。こちらはマイアネタウンを主として、これまで一定規模の売却数を維持しております。一方、マイアネタウンですが、国道4号、水沢東バイパスの開通など状況が大きく変化しており、さらなる売却推進のため、新たな販売方法に取り組むことといたしました。これまでは住宅を建築する個人を販売の対象としてきたところですが、今月からは、住宅の建売を行う宅地建物取引業者も販売の対象に加えたところでございます。今後とも引き続き、広報、ホームページ、フリーペーパー等の媒体を活用して、積極的な情報提供を通じ、土地の早期処分に努めて参りたいと考えております。説明は以上です。

- (小野寺議長) ただいま説明ありました点についてご質問等ありましたらお願いいたします。12番、廣野富男議員。
- (廣野富男議員) 12番、廣野富男ですが、1点だけ教えてください。ケース7、簿価32億800万円ですか。これが、計画通り処分されているということですが、現金にしてどれぐらいですか、教えてください。
- (小野寺議長) 村上財産運用課長。
- (村上財産運用課長) お答えいたします。ケース7の処分済みの簿価でございますが、20億9,029 万9,658円。ということですが、令和元年度末現在の数字となっております。以上です。
- (小野寺議長) 廣野富男議員。
- (廣野富男議員) そうしますとね、ケース7の20億円が、繰上償還にすべて当たったという理解でいいわけですよね。そして今回、宅建業者に、その建売をするとした場合に、簿価が32億円のうち20億円売っているわけですけど、残り何ぼっていう見方されているんですか。この簿価は32億円を目指しているのか。いやいや、それだけの残地はありませんので、10億円程度見ていますよっていうことなのか、それの試算があれば、伺って終わります。
- (小野寺議長) 村上財産運用課長。
- (村上財産運用課長) それでは先ほど説明した資料の2ページの方の中段に分譲宅地、実績の括 弧書きで残り120区画というふうになっておりまして、この分譲宅地の部分での、残りの想定している、残りの簿価額というのは8億2,000万円ほどになっております。その他、ケース6で売 却をし、予定している土地でありますとか、商業用地でまだ残っている部分の土地の簿価もございますけれども、いずれ、分譲宅地の分につきましては、概ね簿価に相当する額で、残りの部分も処分をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。
- (小野寺議長) 他にございませんか。17番、髙橋政一議員。
- (髙橋政一議員) 17番、髙橋です。まず、活用なり、処分を行って、大体予定の期間から3分の1ぐらい経過したと思ってます。そういう中で、担当部として、どの程度といいますか、1から7までどの程度活用処分ができてきたというふうに捉えているのか、お聞きしたいと思います。
- (小野寺議長) 村上財産運用課長。
- (村上財産運用課長) 3分の1が経過してどのように捉えているかということですが、まず活用につきましては、予定されている事業が計画通りできているものもございますが、予定通り事業の計画が進んでいないものもございますし、将来的にまだこれから活用を検討しなければいけない土地というのもあるのが事実でございます。これらについては、必要な検討を行いながら、早期の活用の実現に向けては、市全体となって取組みを進めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。処分する土地につきましては、先ほど分譲宅地の方は、まず3分の2程度の販売が進んでおりまして、これから、特にマイアネタウンとかにつきましては、国道4号線のバイパスの開通に合わせて、さらに加速して売却を進めていきたいというふうに思っておるところでございますが、特にケース6の土地でございますが、こちらの方は、なかなか売却に結びつくような条件の良い土地が残されているというものばかりではございませんので、現在ホームページで情報公開しながら売却促進には努めているところでございますが、これだけでは、ちょっと進みが弱いなということも感じております。さらに良い方

法がないか、内部でも検討を進めておりますけれども、いずれケース6の処分の土地、こちらの方をどう進めていくかというのが、大きな課題だというふうに捉えているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 髙橋政一議員。

(髙橋政一議員) ありがとうございます。かなり答えにくい質問だったのかなと思います。それから私が思うには、2ページにあります、ケース6と7。これを合わせると約38億円ということになって、これは処分する土地ですので、これまでのいわゆる販売なり活用計画の中で、86億6,000万円から言えば、この部分が完売して初めてその計画が満了するって言えばいいのかどうかわかりませんけども、活用もできたとして、ということで、この6、7の処分が、これから大きく課題になってくるんだろうと。もちろん、活用の部分で、さらに販売できればそれはそれに越したことはないというふうに思うんですが、というふうに思っています。それで、7の部分であれば約20億9,800万円ほどでしたか、ということで売却できてますが、それらの部分と、それから先ほど、6、7を合わせると、38億円ぐらいになるということになりますので、やっぱり、この部分がどう処分するかということで、その内容が決まってくるんだろうというふうに思います。3ページには、処分について活用についてという中身がありますけども、若干これで弱いのではないかというふうに思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

(小野寺議長) 村上財産運用課長。

(村上財産運用課長) 取組みが、3ページの部分ではちょっと弱いのではないかというようなご 指摘でございました。これですべてうまくいくということは思っておりませんが、まずは第一 歩として、分譲宅地であれば、そういう売却対象を広げたというところで、さらなる加速を 図っていきたいということでございますし、ケース6につきましては、本当にこれから、もっ と知恵を絞りながら、どうすれば、より早期の売却が進められるのかというのは、今、内部で も検討しております。まだ、具体的に提示できるものにはなっておりませんけれども、こちら の方は、いずれ、鋭意検討を進めながら、可能な限り早い時期での処分を目指して参りたいと いうふうに考えております。以上です。

(小野寺議長) 髙橋政一議員。

(高橋政一議員) 今のご回答でいいのかなと思うんですが、もう少し。実は、私が思うには、さっき3分の1の期間過ぎたと言ったのは、もうこの辺の時点でもう一度、きちっと状況を総括して、今後、どう具体的に取り組んでいくかという部分が欲しいのではないかなというふうに思います。先ほどの中に、宅建業者、取引業者等への提供も含めてということはありますけども、それらも含めて、例えば造成が必要な土地だけど、やれるのかやれないのかとか、三角になっている土地についてはどうするのかとか、様々具体的なものがあるはずですので、やっぱりそれらをきちっとこう方針を立てて、そして、できるだけ活用処分を進めていただきたいなというふうに思います。

何で言うかというと、いつも言うんですが、支払計画なり、支払いの返済の部分については、今回しゃべりませんけども、結局これが完了すると、土地がどれぐらい処分できたか、活用できたかという部分については、市の財産っていうか、要するに使える資金といいますか、そういうふうになっていくというふうに思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 村上財産運用課長。

(村上財産運用課長) ただいまの、まずは3分の1の期間が過ぎたわけで、状況の総括、或いは 具体的な取組みを含めて、見直してみてはということでございました。いずれ、これまでの状 況の総括というのはやっぱり必要だろうなと思っておりまして、どこに課題があって、現計画 に対してどこを強化していけば、もっと販売が促進されるか、処分が促進されるというところ は、見直していかなければいけないと思っておりますので、先ほど活用の土地でも、事業計画 が道路とかでなくなって、処分の方に移す可能性もございますので、そういった土地もござい ますので、いずれその辺は、状況を見ながらというか、対応を検討していきたいというふうに 思っております。また、こういった早期の土地の売却が、いずれ財政の健全化でありますとか、 それが市の収入に繋がっていろいろな事業に手当されるというところでは、この売却の促進の 取組みというのは非常に重要になってくると思っておりますので、いずれ、部内一丸となって、 販売に向けて取組みを進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

- (小野寺議長) 他にございませんか。佐藤郁夫議員。
- (佐藤副議長) 簡単にお聞きしますが、この計画のいわゆる数字、お金。これが財政計画、いわゆる財政再建計画にどの程度、このまま載っているわけでしょうか。そこ、ちょっとお聞きします。
- (小野寺議長) 村上財産運用課長。
- (村上財産運用課長) 財政計画との整合性ということでございますが、財政計画をこの度見直したところでございますけれども、そちらの方では、まずは、10年後にその借換えを行うというようなところで、今、二度の繰上償還も含めて着々と額は減少しているところでございますが、令和4年度で10年目を迎えますので、そこで借換えをする時期になりますので、そちらの方も新たな借換えを見込みながら、財政計画にもきちんとその数字を反映して、財政計画を組んでいるというところでございます。以上です。
- (小野寺議長) 佐藤郁夫議員。
- (佐藤副議長) 先ほど政一議員が言ったのは、ちょっと甘いじゃないですかということ。端的に言えばそういうことだと思うんですが、やっぱりこういうのは、先ほど公共施設の使用料の見直しでも、かなり議論がありました。従って、もう少しきちっと載せてやるべきだと。簡単に言うと、もう少し見込むべきだと。私は、単刀直入に言いますから。これでは甘いのではないかと。本当にさっきは、桂田主幹が、やしゃねぐなってって言っていましたよ。やしゃねぐなって、なぜ7年間構わないでおきましたかっていったら、今はやしゃねぐなってですと。やしゃねぐなるような気持ちで、ちょっと甘いと私は思いますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。見解を聞くよりも、やるべきだということでの検討をどうだかということをお聞きいたします。
- (小野寺議長) 千田財務部長。
- (千田財務部長) 使用料のことにつきましても、今回の旧土地開発公社の土地の処分活用につきましても、すべて当部の案件でございまして、意識としては、両方とも、まさしく危機感を持って対応しているつもりでございますが、若干、議員さんのご指摘もあったように、この旧土地開発公社の土地の処分について、もう少し力を入れてやっていくべきだろうというふうに、再度認識いたしました。そのような形で今後、進めて参りたいと思います。
- (小野寺議長) 他にございませんか。それでは の旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況に ついては、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えため、暫時休憩します。

再開いたします。続きまして の国立天文台水沢VLBI観測地に関する国への要望について、担当課より説明をお願いします。千葉ILC推進室長。

- (千葉ILC推進室長) それでは、国立天文台水沢VLBI観測所に関する国への要望について、 市長、市議会議長連名にて、国等へ要望することとしたい旨の説明をさせていただき、ご理解 を賜りたいと存じます。それでは説明につきましては、ILC推進室主幹、千葉よりご説明い たします。
- (小野寺議長) 千葉 I L C推進室主幹。
- (千葉 I L C 推進室主幹) それでは私の方から、国立天文台水沢 V L B I 観測所に関する国への要望について、資料に基づいてご説明をさせていただきます。

最初に概要でございますが、現在、国立天文台水沢VLBI観測所では、予算削減によりまして、VERAアンテナ、これは水沢観測所にございます口径20メートルの電波望遠鏡でございますが、実は同様のものが、国内の他に3か所、鹿児島県の薩摩川内市、沖縄県の石垣島、さらに東京の小笠原村、こちら4か所ございますがこれら4つの電波望遠鏡を連動させて観測する仕組みがこのVERAアンテナでございますが、このアンテナの2021年以降の運用の見通しが立っていないという状況でございまして、今後の研究活動に影響が生じる可能性があるの

ではないかということを懸念される状況でございます。

そこで、今後も同観測所が、当地で安定的かつ継続的に、天文学、基礎科学の研究活動にまい進できるよう、所要の措置を講じるよう、市長、それから市議会議長連名で、国及び県選出の国会議員に要望することとしたいものでございます。

要望書の内容は要望書案を添付してございます。次のページをご覧いただきたいと存じます。こちらも内容を読み上げさせていただきます。国立天文台水沢VLBI観測所の活動継続に関する要望。宛先は、文部科学大臣並びに国会議員とさせていただいております。国立天文台水沢VLBI観測所は、明治32年の設立から国際緯度観測事業に参加し、世界6か所の国際観測網の一翼を担うなど、120年にわたって世界の天文学を牽引してきました。昨年は、ブラックホール撮影に大きな貢献を果たすなど、我が国の基礎科学研究の拠点の一つです。

さらに、同観測所は、市民と積極的に交流されて、天文学の理解の拡大にも努められており、 多くの市民が誇りとする本市になくてはならない施設です。

しかし、同観測所のVERAアンテナは、2021年以降の運用の見通しが立っていないとのことで、今後の国際共同研究にも影響するのではないかと懸念しております。

本市は、当地で基礎科学の研究活動が今後も継続されることを切望しております。

つきましては、国立天文台水沢VLBI観測所が、安定的かつ継続的に基礎科学の研究活動にまい進できる環境の整備に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

日付とそれから市長名それから議長名でということで考えております。なお、この要望書には、120年歴史の概略、それから、市民との交流の様子に関する資料を添付して要望書としたいと考えております。

要望提出先につきましては文部科学省並びに地元選出国会議員、それから要望書の提出の実施時期につきましては、一応7月の下旬を想定しておりますがこちらにつきましては、相手先との調整並びにコロナ状況を踏まえて、これから調整をして参りたいというふうに考えております。以上でございます。

- (小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご意見等ございましたらお願いいたします。 19番、阿部加代子議員。
- (阿部加代子議員) これは大臣に出しに行くっていうことですか。直接行かれるということですか。
- (小野寺議長) 小沢市長。
- (小沢市長) おそらく、大臣には直接お渡しはできないのだろうというふうに思っております。 ただ、地元選出の国会議員にお願いをして、しかるべき、例えば科学技術振興局長であるとか、 そういうふうな部分のところにお出ししたいと思っております。

問題はここからです。このコロナ禍にあって、言えば議会のトップと行政のトップが2人で 行って、もし罹患なんかしたらどうなるのと。余りにも危機管理がなさすぎるんじゃないのっ ていうふうなことも含めて、ちょっと先ほどもやりとりしたんですけども、一方で、受け手の 文科省に関しても、そういうふうな部分だから、受けたというような記事がマスコミに載れば 載ったで、これはお互いに調子悪いというようなことになると思いますので、地元選出の国会 議員さんのご了解がいただけるのであれば、御用達してくれっていうのが適切かどうかわかり ませんよ、事務所に送って、伝達をしていただくとか、何かその辺の方法は、具体的には、考 えなければならないなと。気持ち的には、やっぱり120年の我々が生まれる前からの観測所で すので、1ミリも傷つけて欲しくないと。応援することがあってもね、今予定していた事業が、 途中で思いっきりカットされて、びっくりするような話で全額また補正で戻ったって、そんな ことなら、一切そんなことしないで欲しいと、いずれ安定的に、この研究だけは続けてくださ いということをお願いしたいということなので、繰り返しになりますが、行ってお願いしたい ところでありますけども、これは状況を見て、最も今の時期にできる得る中でベストな方法を 考えて対応しなければならないというふうに思っております。相手先は地元選出の国会議員さ んであるとか、或いは、相手先の文科省等々と十分に協議をした上で方法を決定したいと。た だ、文書を早めに作っておかないことには、動きが取れないということでございます。

- (小野寺議長) よろしいですか。続きまして、 岩手県と奥州市の政策協議(県統一要望)への 追加項目について、担当課より説明をお願いします。千葉総務企画部長。
- (千葉総務企画部長) 先の全員協議会において県統一要望についてご説明をさせていただいたところですが、この度、1件の追加項目についてご説明をしたいと存じます。説明者は、政策企画課長、二階堂からさせていただきます。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 私の方から説明させていただきます。岩手県と奥州市の政策協議県統一要望への追加項目について。

概要でございます。近年の米の消費量が減少を続けていること、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業を中心に、米の需要がますます落ち込み、民間在庫が前年同月比で16万トン増の177万トンとなっています。農林部農政課において6月29日にJA岩手ふるさと及びJA江刺の職員と、新型コロナウイルス感染症に係る対策について意見交換を行った際に、両JAから米価の下落を懸念しているという話がございました。6月23日に開催した前回の全員協議会にて一度ご確認をいただいた、本要望項目ですが、これらのことから、緊急対策として追加要望すべきとの判断に至ったものでございます。ここに入ってございませんがちょっと補足をさせていただきます。統一要望に関しては県から、本来、新型コロナウイルス関係の案件は除くようにと言われておりましたが、両JAとの協議、或いは他自治体との情報交換を経まして、その必要性にかんがみ、県と改めて協議をした結果、当市の要望として追加する方向で調整したところでございます。

2番については後でお話しますが、先に3番の今後のスケジュールという部分でございますが、この内容で良ければ、明日、県議会議員への内容説明になりますし、8月7日、県統一要望、これには議長、副議長、各常任委員長様にご出席をお願いしたいというところでございます。

ページ進んでいただきまして、要望の一覧表がございます。前回27件としてご相談しておったところでございますが、黒丸の2番目、広域として県へ要望する事項でございます。これの6番、囲みになっておりますが、ここに新規として、米の緊急需要対策について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、米の需要が落ち込んでおり、米価の下落が危惧されることから米価安定のための対策について要望ということを付け加えたいということでございまして、都合、合計28件の要望項目としたいということでございます。

最後のページが要望の具体の項目でございます。これを読ませていただきます。

米の緊急需要の対策について

新型コロナウイルス感染症の影響などにより米の需要が落ち込んでおり、米価の下落が危惧されることから、米価安定のための対策について特段のご高配をお願いいたします。

理由でございます。米の消費量が、人口減少や食生活の洋風化などを背景に近年は毎年約10万トン減少しており、奥州市では国が毎年策定する米の需給見通しをもとに、岩手県で設定した生産目安の範囲で米の作付を行い、需要量に応じた米生産を推進しています。しかしながら、全国的には国が策定する需給見通しによる令和2年産の適正生産量を踏まえずに生産目安を設定し、前年と同様の作付を行っている都道府県が存在し、全国農業共同組合中央会では農林水産省が公表した令和2年産の作付意向調査結果を踏まえ、作況指数100の場合の生産量723万トンと試算、国が示した適正生産量を15万トンから23万トン程度超過すると推計しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業などを中心に、米の需要が落ち込んでおり、米の過剰在庫がさらに増えることが懸念されています。

これにより、国では需要に応じた生産に向け、加工用米や飼料用米等の取り組みをした農家が転作補助金を受けるための申請期限を延長しましたが、すでに主食用米として作付していることから飼料用米等への転換が進まない状況にあり、このままでは米価の下落が危惧されます。

つきましては、米価を安定させるため、主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国への援助米にするなど、市場から隔離する措置を講ずるよう、国に対して要請していただきますよう要望いたします。

以上でございます。

- (小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ございましたらお願いいたします。 小野寺満議員。
- (小野寺満議員) ちょっと1件だけお聞きしたいと思います。今の広域要望の6の要旨の2行目ですけど、二つのJAさんから、コロナの関係で米価が下がるのが危惧されるということが、事の始まりだと思うんですが、2行目に米価の安定のための対策についてと、安定のためって書いてあるんですけども、下がるのを防止してくれというものをお願いされたわけですので、ここで米価安定っていうと、なんかちょっと、下落を防止してくれっていう印象にはとられないんじゃないかなと思いますので、もしよければもっと検討をお願いしたいと思いますけどもいかがでしょうか。
- (小野寺議長) 小岩農政課長。
- (小岩農政課長) ただいまの件につきましては、検討させていただきたいと思います。
- (小野寺議長) 他にございませんか。よろしいですか。

< 「なし」との声あり >

それでは、 の岩手県と奥州市の政策協議(県統一要望)への追加項目については、以上とさせていただきます。

4 その他

(小野寺議長) 次に4番、その他でございます。皆さんから何かございませんか。

< 「なし」との声あり >

(小野寺議長) 事務局から。瀬川事務局長。

(瀬川議会事務局長) 今月27日に予定されております、臨時会のお知らせをいたします。7月27日月曜日は、午前9時半から1回目の議会運営委員会。内容はオンライン会議と議会基本条例の検証見直しを、午後1時から2回目の議会運営委員会、こちらは臨時会の運営についてを、そして、午後2時から臨時会を開催する予定です。招集告示されましたら、速やかにお知らせいたしますが、とりあえず日程の確保をお願いいたします。繰り返します。臨時会の予定は7月27日午後2時からでございます。他にも様々な通知がなされるかもしれませんので、いつもいつも繰り返しで申し訳ございませんが、タブレットの通知文書、予定表をこまめにご確認をお願いいたします。

それからもう1点、お知らせでございます。議員控え室の冷水機は、4月の末に新しい機器に更新したところですが、隣にあった給茶機が、とうとうお湯も出ない状況になってしまい、古くて修繕もできないとのことでしたので、撤去させていただきました。代わりに、新しく4リットル入りの電気ポットを置いておりますので、そちらをご利用いただくか、或いは事務局まで一声お声掛けいただく対応をお願いしたいと思います。以上でございます。

(小野寺議長) 他にありますか。

< 「なし」との声あり >

5 閉会

(佐藤副議長) 大変長時間にわたりご苦労様でございました。以上をもちまして、全員協議会を 閉じます。ご苦労さまでした。

〔署名〕奥州市議会 議長

奥州市議会全員協議会

日時:令和2年7月16日(木)

午前10時

場所:7階 委員会室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議
 - (1) 説明事項
 - ① 新型コロナウイルス感染症の対応状況について
 - ② 施設使用料と減免基準の見直し案について
 - ③ 市発注の建設関連業務における契約取消について
 - ④ 旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況について
 - ⑤ 国立天文台水沢VLBI観測所に関する国への要望について
 - ⑥ 岩手県と奥州市の政策協議(県統一要望)への追加項目について
- 4 その他
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

1 経過報告(令和2年6月16日開催 全員協議会以降)

<対策本部の開催>

- ・6月25日(木) 第16回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・7月14日(火) 第17回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<要望事項等>

- ・6月25日(木) 公益社団法人岩手県バス協会
- ・7月8日(水) 日本共産党奥州市委員会

<発熱外来診療所開設状況>

- ・開設期間:6/4~7/14までの毎週火曜日、木曜日に開設(12回開設)
- ・診療日数:6日 (PCR検査結果は、全て陰性)

2 対策本部会議の開催状況

(1) 第16回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(6月25日)

<報告>

・各都道府県のPCR検査陽性者数、イベント・会議等の状況、市への寄付等について

<情報共有>

- ・広報7月本号に感染症対策に係る国・県・市の支援制度一覧を掲載【総務企画部】
- ・感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税の減免について周知【財務部】
- ・「自主的な隔離措置応援事業」(6/22~8/31まで)の事業概要について【福祉部】
- ・奥州金ケ崎発熱外来診療所の運営状況について【健康こども部】
- ・令和2年7月1日以降の部活動の実施について【教育委員会】

<各部会から>

- ・特別定額給付金及び生活福祉資金について【生活支援部会】
- ・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について【経営支援部会】
- ・商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について【経営支援部会】
- ・農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について【経営支援部会】

<その他>

- ・国の2次補正、地方創生臨時交付金事業について情報を共有
- (2) 第17回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(7月14日)

<報告>

・各都道府県のPCR検査陽性者数、イベント・会議等の状況、市への寄付等について

<情報共有>

- ・県対策本部が示した「7月10日以降における留意事項」について【健康こども部】
- ・子育て世帯への臨時特別給付金7月16日に振込予定【健康こども部】
- ・ひとり親世帯への臨時特別給付金7月末に通知発送、8月下旬振込予定【健康こども部】
- ・県外からの転入生対応について取扱いを見直し、学校長・保護者へ通知【教育委員会】

<各部会から>

- ・特別定額給付金及び生活福祉資金について【生活支援部会】
- ・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について【経営支援部会】
- ・商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について【経営支援部会】
- ・農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について【経営支援部会】
- ・各種団体からの要望及び要請について【経営支援部会】

<その他>

・今後のイベント等の開催に当たっての留意事項や参加者数の目安(規模)について、再 確認を行った。

3 今後のスケジュール

次回の対策本部会議は、国・県の感染症対策の基本的対処方針の変更などの動きに合わせて開催する。

特別定額給付金申請·給付状況

1 給付金支払状況 (7/21給付決定分まで)

給付件数	44,944件 (/45,725)	<u>98.3%</u>	
<u>給付者数</u>	114,123人 (/115,285人)	<u>99.0%</u>	内訳:口座114,109人 現金14人
給付金額	11,412,300千円	_	

- 2 給付<u>辞退者</u> (7/15現在) <u>14人</u> (単身世帯7人、複数世帯7人)
- 3 令和2年7月10日(金) 勧奨(再案内)通知発送 <u>825件(未申請世帯:1.8%)</u> * 申請期限 令和2年8月11日(当日の消印有効)

生活福祉資金(緊急小口資金·総合支援資金)/住居確保給付金

種 別	相談件数(月別内訳) <u>/貸付·支給決定件数(</u> 月別内訳) ※7月13日現在
緊急 小口資金	278件 (3月:7件、4月:110件、5月:74件、6月:59件、7月:28件) /136件 (3月:2件、4月:47件、5月:36件、6月:40件、7月:11件)
総合 支援資金	29件 (5月:10件、6月:6件、7月:13件) / 13件 (5月:5件、6月:2件、7月:6件)
住居確保給付金	38件(4月:9件 5月:18件 6月·7月:11件) / 15件 (4月:1件 5月:6件 6月·7月:8件) ◇ 給付決定額(7月13日現在) 1,287,200円

※ くらし安心応援室 新規相談件数

	R2年度	R元年度
4月	51件	12件
5月	41件	27件
6月	44件	18件

新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について(7月13日現在)

【商工観光部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
融資	1	奥州市中小企 業融資	民間金融機関	中小企業で売り上げ前年比▲ 5% セーフティネット証明が必要 (市発行)	実質無利子。信用保証料金も全額補給。限度額:運転2,500万	R2.4.28〜県のコロナ感染症対策資金が軌道に乗るまで。 遅くても1週間程度で融資可能。6/30で終了。 ●申請112件(取下1)、決定111件、 融資決定額1,439,740千円	30,000
	2	小口融資制度	商工会議所、商工会	中小企業者	相談すれば翌日には借り入れできる制度。利息無料。利息については市の補助金を活用して負担。	5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金交付契約済。事業実施中。	1,000
雇用	3	雇用調整事業 補助	市	雇用調整助成金申請認定企業	企業が負担した6%分の支払いを支援する予定であったが、 今回国が10分の10を助成することにしたことから廃案。	廃案	20,000
給付	4	休業協力対象 外事業者支援 給付金		県の休業要請の対象となっていない飲食店で50%以上の減収があった事業者	 1店舗当たり給付金10万円を支給	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。 ●申請155件、決定127件	50,000
がロカソ	5	宿泊事業維持 臨時給付金	商業観光課	市内宿泊事業者(性風俗関連 施設を除く)で50%以上の 減収があった事業者	 1.3万円に収容人員を乗じて得た額を給付	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。 ●申請6件、決定3件	15,000
家賃	6	地域企業経営 継続臨時支援 補助金 (家賃 補助) 地域企業経営 継続臨時支援 補助金 (償還 金補助)	続臨時支援 助金(家賃	小売業、飲食業、宿泊業、 サービス業で1月当たりの売	限度額1月当たり10万円。20%以上50%未満減少した事業者	6月 5 日から受付開始。 ●申請105件、決定97件	140,544
	O		间未既儿体	り上げが20%以上減少した	【自己所有物件の場合、建物や土地のローンがあるときには、ローン支払い額に店舗面積の割合を乗じた額の半額を3	6月5日から受付開始。	140,344
新規· 拡充	7	地域企業事業 改革臨時支援 補助		中小企業者	接. 50万円を限度に費用の2分の を補助。(例)タクシー会	6月5日から受付開始。	5,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
感染対策	8	感染症対策支 援事業	商業観光課		感染予防や3密対策のための改修や改善を行った事業者に対し、費用の2分の1補助。限度額30万円。(例)飛沫感染防止のための仕切りパネル設置や店内改装費用。密室状態を防ぐための換気設備の設置など。マスクや薬剤などの消耗品は対象外。	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。 ●申請12件	12,000
その他	9	タクシー宅配 事業支援補助		胆江地区タクシー業協同組合	宅配タクシー料金の 3 kmまで900円、以降 1 kmごとに200円 追加として実施する事業に対し、1回あたり400円を補助。 (400円×30回/日×120日)	6月1日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約済。 国の特例許可は9月までの予定であるため、9月までの支援とする。	1,440
	10	宿泊促進事業 補助		岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部	新たな顧客獲得に結び付けるため、1人1泊当たり1,000円を 市施設を除く市内16の宿泊業施設へ補助。(1千円×5月× 7,000人)	事業実施に向け、協議中。	35,000
	11	書類作成支援 事業		奥州商工会議所・前沢商工会	雇用調整助成金や持続化給付金などの書類作成を支援するための説明会や相談会などの開催経費を補助するもの。	5月12日、5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金契約済。 補助金:奥州商工会議所1,600千円、前沢商工会400千円	2,000
		観光関連事業 者緊急支援事 業		奥州市観光物産協会	コロナウイルス終息後の観光支援策を総合的に実施。(例) 宣伝広告事業(事業者の活動を奥州FMや新聞でPR)、宿泊 促進事業(地場産品プレゼント)、飲食店誘客促進事業(共 通チケット発行)タクシー観光支援事業(プレミアムタク シーの助成)	6月9日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。 6月15日から事業開始。	5,000
【農林部	関係】						
給付	1	和牛肥育経営 生産基盤支援 事業	農政課		和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助(素牛落札価格)の 2分の1以内の額。 上限:90千円/頭 【対象期間:令和2年5月から令和2年9月】	6月10日に管内両JAと補助金交付に係る契約を締結済。 和牛肥育農家へ、6月購入分まで振込済み。 (5月:72頭、6月:96頭)	47,250
消費	2	学校給食地場 産牛肉利用拡 大事業		奥州市内 小・中学校	学校給食における「市産牛肉」の購入費補助。(2回)	6月中に5施設で6回実施。以降は、学校給食センターと実施日について調整中。年度内に各校で、2回実施予定。	5,100

商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について (7月13日現在)

1 融資及び信用保証の状況

信用保証として、セーフティネット(以下「SN」)4号、5号及び危機関連保証が発動されている。

信用保証の認定件数は、7月7日現在で590件。実質無利子の制度融資の決定・実行件数は、 市中企が111件、約14.4億円、県・対応資金が353件、約60億円(6月末現在)となっている。

【7月13日現在】

		信用保	証制度	制度融資(無利子)		
	SN4 号	SN 5 号	危機関連	計	県・対応資金	市中企
	2/18~	段階的に	3/13∼		5/1~12/31	4/28~6/30
		業種拡大				
2月	0 件	0 件		0 件		
3月	0 件	0 件	0 件	0 件		
4月	12 件	8件	14 件	34 件		0 件
5月	155 /H	155 Ht (4 Ht	82 件	301 件	123 件	38 件
3月	155 件	64 件	02 汗	301 行	2,247,321 千円	576,500 千円
~	158 件	46 件	51 件	255 件	230 件	73 件
7/7	130 円	40 円	51 円	255 十	3,743,836 千円	863,240 千円
計	325 件	118 件	147 件	590 件	353 件	111 件
ĦΙ	323 往	110 行	147 件	590 行	5,991,157 千円	1,439,740 千円

2 市中企の利子補給額及び保証料補給額

6月30日現在での市中企(無利子)の利子補給(R2負担額)は約3,000万円。総額では約1.3億円。保証料補給は約4,600万円。実質無利子は、6/30までの運用である。

種 別	R2 負担額	総額
利子補給	30,258,556 円	126,954,481 円
保証料	45,898,511 円	
計	76,157,067 円	126,954,481 円

【参考】県・対応資金及び市中企(無利子)の制度比較

項目	県・対応資金	市中企(無利子)
無利子要件	売上高 △5%	売上高 △5%
限度額 (運転)	3,000 万円(4,000 万円予定)	2,500 万円
据置	据置5年、貸付10年	据置1年、貸付7年

農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について(7月13日現在)

<u>R2.7.13時点</u>	正式申込 (件)	金額 (千円)	うち貸付決定	金額		
			(件)	(千円)	うち実行済(件)	金額(千円)
大手通り支店	0	0	0	0	0	0
水沢中央支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
水沢南支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
前沢支店	7	40,800	7	40,800	5	28,800
胆沢支店	5	46,000	4	37,000	4	37,000
衣川支店	0	0	0	0	0	0
JAふるさと管内 (奥州市内)	14	92,800	13	83,800	11	71,800
岩谷堂支店	0	0	0	0	0	0
玉里支店	1	3,000	0	0	0	0
JA江刺管内	1	3,000	0	0	0	0
計	15	95,800	13	83,800	11	71,800

 主営農類型

 肥育牛
 12

 繁殖牛
 3

主な資金用途 肥育・繁殖農家 飼料代

令和2年7月16日(木) 教育委員会事務局学校教育課

令和2年度の小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について (令和2年7月14日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係り、4月2日(木)、3日(金)、8日(水)、16日20日(月)、21日(火)、24日(金)、5月11日(月)、6月8日(月)、7月6日(月)に市内小中学校及び保護者に対し、下記のことに留意して対応する旨の通知をしましたのでお知らせします。

記

- 1 再開に当たっての対応の基本
 - ○学校における感染リスク等に備えるため、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける 措置を講じながら、通常の教育活動を行う。

※3つの条件とは、①密閉空間 ②多くの人の密集 ③近距離での会話や発声

- 2 臨時休業等の措置について〔令和2年4月21日付け通知〕
 - ○休業の判断をレベル 1~6 段階に分け、児童生徒・保護者・家族を含めた教職員等の 学校関係者の感染が発生した場合は、奥州市医師会及び、奥州保健所の助言のもと、 市内一斉臨時休業措置をとること。
- 3 学校における感染症対策
- (1) 基本的な感染症対策
 - ア 感染源を絶つこと
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び体調の確認(必要に応じて保健室での実施)
 - イ 感染経路を絶つこと
 - ・手洗いや咳エチケットの徹底
 - ウ 抵抗力を高めること
 - ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の指導
- (2)集団感染のリスクへの対応
 - ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 - イ 多くの児童生徒が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える
 - ・飛沫感染等を防ぐため、授業中は基本的にマスクを着用させる。
 - エードアノブ、手すり、スイッチなどの消毒に次亜塩素酸ナトリウムが利用できる。

- 4 心のケアについて
 - ○学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の心身の 状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談を含めた教育相談を実施すること。
- 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について
 - ○感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、海外や国内に旅行した者 等に対する偏見や差別が生じないようにすること。
- 6 教育課程実施上の留意点
 - ア 4月末までは、令和2年3月16日付け奥教学第3276号通知のとおり進めること。 (始業式、入学式、部活動の実施)
 - イ 各学校の未履修の状況により、適切な措置を講ずること。
 - ウ 9月末までに予定している修学旅行の旅行先は、岩手県、青森県、秋田県、宮城 県、山形県のうち、車で2時間程度の範囲とする。
 - ※ 10 月以降に予定している修学旅行については、実施 2 カ月前を目安にその時の状況を踏まえ、改めて通知する。
 - エ 運動会・体育祭は2学期以降の実施とする。(状況により中止の場合あり)
 - オ 授業参観・家庭訪問・PTA 関連行事等の実施は、校長判断とする。
- 7 出席停止等の扱いについて
 - ア 感染又は感染者との濃厚接触が明らかな場合
 - ・「出席停止」とする。
 - イ 感染又は感染者との濃厚接触が明らかでなくても、慎重な対応が必要な場合
 - ・自宅で休養するよう指導し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
 - ウ 関東以外であっても、急激な感染拡大が憂慮される地域からの転入は十分な情報 収集のうえ、心配な場合は、市教委に相談する。(令和2年4月2日付け奥教学第 20号)
 - エ 7月1日以降の転入生の受け入れについて、転入までのおおむね2週間の健康状態を保護者から聞き取るとともに、できる限り直近1週間の検温を依頼し、転入時点で発熱等の症状がないことを十分に確認すること。

発熱や風邪等の症状がある場合は、医療機関を受診すること。

新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断される場合、医師が指示する間は自宅 待機を要請し、その期間中は出席を要しない日とすること。

8 学校給食について

- ア 体調・衛生的な服装・手指の確実な洗浄等を点検し、必要と思われる場合は給食 当番を交代するなどの対応も想定する。
- イ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの必要と思われる対応も考えられ ること。
- ウ マスクが準備できない場合は、ハンカチやバンダナを代用することも考えられる こと。

9 健康診断について

○学校医等と連携をとりながら、6月30日までの実施が難しい場合でも、年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。

10 保護者への要請について

- ア 外出した後やトイレの後、食事の前後など、こまめにうがい・手洗いを実施。
- イ マスク入手が困難であることから、手作りマスクを作成し着用させること。
- ウ 屋内外を問わず、3つの条件が重なる場を絶対に避けること。
- エ 毎朝、自宅で検温し、発熱や風邪症状があれば自宅で休養させること。
- オ 37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合や、強い倦怠感・呼吸困難がある場合は、 「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

11 部活動について

ア 部活動及び部活動を補完する活動は、「奥州市における部活動の在り方に関する方針」に則って活動できることとする。

活動は20時を超えないこと。

イ 県南・中部・沿岸南部の3つの教育事務所管内の中学校との合同練習や練習試合 等を可とする。

その際、参加するチームの規模、集まる学校数等を考慮し、生徒数が多くならないよう配慮すること。

ウ 相手校、保護者とも共通理解を図り、感染症対策を確実に行うこと。

12 プール開放について

夏休み等における学校プールの開放は行わないこととする。

13 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、 国から出される通知等を踏まえて、変更する場合もあること。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国2次補正)を活用した 奥州市の施策について

奥州市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国2次補正)をもとに、"第3弾" の各種施策を講じる。7月27日の市議会臨時会において、補正予算を上程したい。

1 交付金の制度概要

- ・ 奥州市への配分枠 国の1次補正:474,132千円、2次補正:1,533,586千円(合計2,007,718千円)
- ・ 国では、感染防止対策や生活・経済支援に加え、「新しい生活様式」に対応した交付金事業として行政 I T化やキャッシュレス決済の推進、医療や農林水産業の強化…などの活用を想定

2 奥州市の交付金活用方針(案)

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対応であり、現下の社会情勢における本市の実情に照らして真に必要な事業に活用する。
- (2) 特にも国が示す「新しい生活様式」即ちいわゆるコロナ後の地域社会に資する将来を見据えた事業を重点として取り組む。
- (3) 総合計画実施計画に搭載されている事業、あるいは今後、搭載を要する事業であって同交付金の趣旨に合致するものについては、この際、先行投資の視点から前倒しして実施する。
- (4) 緊急を要する感染症拡大防止対策、生活支援対策、これまでの市の取組等の中で救済が及んでいない事業者等への経営支援等については、臨時に補正予算を編成する。

3 奥州市における"新型コロナ対策 第3弾"(案)

・ 各種要望、関係団体などとの協議を踏まえ、奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部の生活支援部会や経営支援部会などでの検討を経て、国の1次補正+2次補正=20.1億円交付金枠に対して、既申請48事業に加えて新規39事業、合計14.2億円を「候補」として選定 (千円)

申請回数	申請回数事業数既申請額		1次申請の変更 及び2次・3次申請額	合計
1次申請	48	525, 775	206, 087	731, 862
2次申請	39	0	692, 258	692, 258
合計	87	525, 775	898, 345	1, 424, 120

※ 3次申請(うち交付金対象経費45,626千円)は、国の補助事業の市負担分として予定している。冬の申請となる見込みであるが、事業を推進するためいずれも7月補正予算に計上したい。

議会全員協議会資料 令和2年7月16日 総務企画部政策企画課

4 新たに追加する主な臨時交付金対象事業(2次申請分合計 692.258千円)

1 命を守る

112,322千円

<主な事業>

No.1~No.5 ■教育施設、公共施設等の感染症対策事業 21,263千円

No.8 ■災害時における避難所の感染症対応強化事業 17,371千円

No.15~16 ■感染症に関する行政情報等発信強化事業 7,072千円

2 暮らしを守る 230,904千円

<主な事業>

No.19 ■中小企業融資利子補給対応基金造成事業 96,696千円

No.20~No.22 ■伝統産業・中小企業支援事業 57,900千円

No.24~No.25 ■繁殖牛・肥育牛農家支援事業 42,110千円

3 暮らしと経済の立て直し 147,300千円

No.28~No.29 ■公共交通運行支援事業 21,800千円

No.30~No.31 ■バス、タクシー利用促進事業 41,700千円

No.33 ■市産牛肉消費拡大事業 21,300千円

4 感染症に強い生活環境・地域経済 201,732千円

No.35 ■小中学校校務用パソコン整備事業 44,456千円

No.36~No.38 ■中小企業等リモート環境整備支援事業 10.485千円

No.39 ■公衆無線LAN環境整備事業 146,791千円

5 新型コロナ対策の今後の方向性

国の2次補正に伴う地方創生臨時交付金対象事業については、既に実施している第一次交付申請事業について必要な見直しを加えたほか、各種団体等からの要望等を踏まえ、感染症対策、事業継続・雇用維持、生活困窮者支援に関する事業を新たに追加した。

7月の議会臨時会に補正予算を上程する事業は、特に急を要する支援等に関する内容であり、教育施設等の感染症対策、災害時における避難所の感染症対応強化、中小企業等の事業継続への支援等について盛り込んだ。

一方で、国は、今回の地方創生臨時交付金を活用し、「新しい生活様式」を踏まえた社会環境の整備、 地域経済の活性化等にも取り組む必要があるとしており、市としても I T技術・新技術を活用した社会 環境の整備や新しい生活様式の確立などを目指した取組みに向けて事業を構築しているところである。

今後、具体の事業内容が決まり次第、あらためて議会にお示ししたうえで、補正予算の上程等必要な 手続をとらせていただく予定である。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1次申請の変更等

No	変更	交付対 象事業 の区分	月月水	担当部	交付対象事業の名称	総事業費 (千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
1		1	ア	財務部	コロナ対策支援交付金財産管理事業経費	5, 324	5, 324	庁舎内の窓口等において、隔壁として使用する仕切板及び手指用消 毒剤の設置並びに来庁者検温に使用する非接触体温計を購入する。	【内訳】 仕切板 消毒液 非接触式体温計	R2. 5. 25	R3. 3. 31
						2, 744	2, 744	指定管理者制度導入施設等において、感染予防で使用する消毒剤等 の消耗品費等として交付金を交付する。	【内訳】 消毒液 その他消耗品費等	R2. 4. 1	R3. 3. 31
2	•	1	ア	財務部	指定管理者支援等事業費	<u>2. 120</u>		指定管理者制度導入施設等において新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うことで、施設の円滑な運営のための支援金を交付することにより、市民の安心安全の確保と地域環境の維持を図る。	【内訳】 <u>消毒液、使い捨て手袋、使い捨てマスク、窓口用簡易仕切板等の消耗品の購</u> <u>入経費に相当する額</u>	<u>R2. 4</u>	<u>R2. 9</u>
3		1	ア	協働まちづくり部	水沢地域交流館管理事業	35	35	水沢地域交流館の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液(消毒液・スプレーボトル)及び館内消毒作業用品(キッチンペーパー・使い捨て手袋)を購入して配置するもの。	【内訳】 消毒液用スプレーボトル 消毒液 消毒作業用キッチンペーパー 消毒作業用使い捨て手袋 消毒作業用使い捨て手袋	R2. 5. 27	R3. 3. 31
4		1	ア	協働まちづくり部	地区センター管理運営事業	1, 368	1, 368	各地区センター等の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液(消毒液・スプレーボトル)及び館内消毒作業用品(キッチンペーパー・使い捨て手袋)を購入して配置するもの。	【内訳】 消毒液用スプレーボトル 消毒液 消毒作業用キッチンペーパー 消毒作業用使い捨て手袋 消毒作業用使い捨て手袋	R2. 5. 27	R3. 3. 31
5		1	ア	協働まちづくり部	社会教育施設管理運営事業	106	106	社会教育施設の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため、手指消毒液を購入して配置するもの。	【内訳】 消毒液	R2. 6. 1	R3. 3. 31
6		1	ア	協働まちづくり部	体育施設管理運営事業	124	124	体育施設の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止 のため、手指消毒液を購入して配置するもの。	【内訳】 消毒液	R2. 6. 1	R3. 3. 31
7		1	7	市民環境部	火葬場運営負担事業	40	40	火葬場で感染予防のために必要となるマスク、消毒剤及び飛沫飛散 防止用シート等の購入費としての負担金。	奥州市負担分 40千円 【積算(奥州市、金ケ崎町合算)】 【内訳】 マスク 飛沫飛散防止用アクリル板 飛沫飛散防止用シート 紙コップ 消毒液用スプレーボトル	R2. 5. 14	R2. 5. 28
8		1	7	市民環境部	ごみ及びし尿処理施設運営負 担金	238	238	「ごみ及びし尿処理施設」及び「胆江地区広域交流センター」で感染予防のために必要となるマスク、消毒剤及び飛沫飛散防止用シート等の購入費としての負担金。	●ごみ及びし尿処理施設 奥州市負担分 169千円 【積算(奥州市、金ケ崎町合算)】 【内訳】 マスク 消毒液 消毒素液 消毒素アンレール 消毒用次亜塩素 薄手袋 消毒素後 消毒体的用類 間に知いする。第一 関に対しては でののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 のでは、	R2. 4. 23	R2. 7. 31

No	変更	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費 (千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
9		1	ア	市民環境部	常備消防事業	26, 212	26, 212	奥州金ケ崎行政事務組合負担金(消防分)。感染防止衣、マスクな ど感染症対策資機材分	29,998千円×奥州市負担割合87.378% 【内訳】 感染防止衣 感染防護服セット N95マスク KN95マスク サージカルマスク オゾン水・ガス生成機 熱画像監視装置 陰圧式エアテント 手指消毒器 消毒用アルコール シューカバー HEPAフィルター	R2. 4. 1	R3. 3. 31
10		1	ア	市民環境部	非常備消防事業	8, 195	8, 195	消防団活動に要する経費。マスク、消毒液など感染症対策資材分	【内訳】 マスク1 消毒液1 スプレーボトル 防護服 シューズカバー 手袋 ゴーグル	R2. 4. 1	R3. 3. 31
11		1	ア	市民環境部	防災対策事業	20, 732	20, 732	避難所における感染症対策経費。マスク、消毒液など感染症対策資材のほかパーテーションや交換用毛布、マットなど。	【内訳】 毛布 マット 体温計 消毒液 スプレーボトル マスク 防護服 シュ袋 ーズカバー 手ゴーズカバー チゴーテーション	R2. 4. 1	R3. 3. 31
12		1)	ア	商工観光部	市管理施設感染拡大防止事業	429	429	商工観光部管理にかかる公共施設(指定管理以外)の利用再開に伴 う、感染の拡大防止対策分	【内訳】 消毒液	R2. 6. 3	R2. 6. 30
13		1	ア		社会システム維持のための衛 生確保事業	9, 977	9, 977	介護保険施設事業等の感染症対策のため、マスク、ゴム手袋、消毒 液等を確保し、各施設に配備する。	【内訳】 マスク 介護関係 マスク 障害関係 ゴム手袋 介護関係 ゴム手袋 障害関係 消毒液 介護関係 消毒液 障害関係 網路波 に	R2. 7. 1	R2. 12. 28
14		1	ア	健康こども部	感染予防対策事業	4, 000	4, 000	放課後児童クラブにおけるウイルス感染を予防するため、感染症の 原因となる物資の除去機能を搭載した空調設備等を整備する。	【内訳】 500千円×2台×4箇所(水沢、佐倉河、真城、姉体)	R2. 6. 22	R2. 10. 30

No	変更	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日			
15		•	ア	健康こども部	悠悠館管理運営事業	343	343	悠悠館の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止対 策のため消毒液等を購入する。	【内訳】 アルコール消毒液 消毒液用スプレーボトル 器具消毒用ポンプ) 館内清掃用塩素系消毒液 次亜塩素希釈容器 キッチンペーパー キッチンペーパー専用ごみ箱 使い捨て手袋 非接触式体温計	R2. 5. 25	R3. 3. 31			
16		(1)	ア	健康こども部	健康こども部	感染症予防対策事業	9, 997	9, 997	医療・介護施設の感染症対策のため、マスク及び消毒液等を確保 し、各施設に配備する。	【内訳】 サージカルマスク 消毒液 消毒液用スプレーボトル	R2. 5. 25	R3. 3. 31		
	•		,				EX C C O HP		742	<u>742</u>	<u>地方創生関係で増大した業務を処理するため、会計年度任用職員</u> <u>を雇用する。</u>	【内訳】 報酬、手当、共済費 各4カ月分	<u>R2. 9</u>	R2. 12
17		1	ア	健康こども部	感染予防対策事業	4, 000	4, 000	公立保育所におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備する。	【内訳】 8カ所× 50万円(定員100人未満)	R2. 6. 1	R2. 11. 30			
18		1	ア	健康こども部	感染予防対策事業	23, 500	23, 500	私立の保育所、認定こども園におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備するための補助を行う。	【内訳】 15カ所× 50万円(定員100人未満) ※保育所6+認定こども園7+その他5 16カ所×100万円(定員100人以上) ※保育所9+認定こども園7	R2. 6. 1	R2. 11. 30			
				ア 健康こども部		2, 000	2, 000	公立認定こども園におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備する。	【内訳】 2カ所× 50万円(定員100人未満) 1カ所×100万円(" 以上)	R2. 6. 1	R2. 11. 30			
19	•	1	ア		感染予防対策事業	699	699	<u>冷暖房空調設備の修繕(稲瀬わかば園)</u>	【内訳】 空調設備のオーバーホール点検 手数料 修繕工事費 ※修繕費原型予算との差額を計上	<u>R2. 4</u>	R3. 3			
	•									1. 430	1. 430	発達に課題を抱える未就園児について、適正な療育を提供する 「幼児教室」を実施するにあたり、「3密」回避を目的とし、活動 場所を広げるために江刺コミュニティセンターのエアコンを設置 する。	【内訳】 エアコン3台 設置工事、税等	<u>R2. 9</u>
20		1	ア	教育委員会事務局	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	17, 622	17, 622	3 密など感染機会削減のため、学校教室への空調設備整備により、 冷暖房、空調機能を強化し、教室を利用した分散授業等が実施可能 な環境を整備する。	【内訳】 小学校9室分(水沢南1、常盤2、姉体2、江刺愛宕2、南都田1、胆沢第一1) 中学校2室分(江刺東2)	R2. 6. 24	R2. 9. 30			
21		1	ア	教育委員会事務局	文化財管理運営事業	56	56	市内文化財施設(武家住宅資料館、旧岩谷堂共立病院)に感染症拡 大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 消毒液・消毒液用スプレーボトル	R2. 5. 25	R3. 3. 31			
22		1)	ア	教育委員会事務局	記念館管理運営事業	101	101	市内4記念館に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を 購入する。	【内訳】 非接触型体温計 消毒液・消毒液用スプレーボトル	R2. 5. 25	R3. 3. 31			
23		1	ア	教育委員会事務局	牛の博物館管理運営事業	24	24	牛の博物館に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 消毒液・消毒液用スプレーボトル	R2. 5. 25	R3. 3. 31			
24		1	ア	財務部	感染拡大防止対策事業(予備 費)	748	748	庁舎内の窓口等において、隔壁として使用する仕切板を購入する。	【内訳】 W900×H790 73枚 W600×H900 63枚	R2. 4. 20	R2. 4. 23			

										7/0.32.																		
No	変更	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費 (千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日																	
25		1	ウ	福祉部(医療局)	病院事業会計負担金等	17, 029	17, 029	医療局(水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所)が実施する、感染症医療体制整備事業及び遠隔診療体制整備事業に対する 負担金及び出資金。	【内訳】 感染症防止に係る施設修繕、医療機器購入、備品費、消耗品等	R2. 5. 29	R2. 9. 30																	
26		1	ウ	福祉部 (医療局)	遠隔診療体制整備事業	1, 406	1, 406	医療局(水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所)が実施する、感染症医療体制整備事業及び遠隔診療体制整備事業に対する 負担金及び出資金。	【内訳】 遠隔診療体制の整備に係る施設修繕、備品購入等	R2. 5. 29	R2. 9. 30																	
27		1	オ	福祉部	自主的な隔離措置応援事業	8, 816	8, 816	備祉他設寺に使事する石か、豕族への感楽の忍れなどなく女心して	【内訳】 ●隔離施設借上げ事業 一日あたり82, 280円×100日 ●宿泊施設確保対策補助金 補助単価6, 000円×14日間×7名	R2. 6. 22	R3. 3. 31																	
28		123	サー総務企画部	60.76 A +0	正職員時間外勤務手当等	5, 000	5, 000	新型コロナウイルス感染症対応のための常勤職員の時間外勤務手当 等	【内訳】 時間外勤務単価×2千時間(5か月間)	R2. 4. 1	R2. 8. 3																	
20	•	1023	9	松秀正 闽 司	上城具时间外到笏十三寺	7. 000	7.000	新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の時間外手当	【内訳】 時間外勤務単価×2800時間(7か月間)	R2. 9	R3. 3																	
29		1	ħ	協働まちづくり部	多文化共生推進事業	330	330	新型コロナウイルス感染症に関する国や自治体等の動向等の重要な情報について、3言語(英語、中国語、やさしい日本語)に翻訳したうえで、市公式HPや奥州市国際交流協会のFacebook、HP等を介して機動的に情報発信を行うもの。	【内訳】 10,000円×3言語×10回×1.10	R2. 5. 25	R3. 3. 31																	
30		2	_	本 不知业如	新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金(書類作成支援	2, 000	2, 000	事業者の制度利用に係る各種申請書の作成支援を補助する。 (1,000千円追加補正)	【内訳】 40万円×5箇所	R2. 5. 12	R3. 3. 3																	
30	•	W	П		高列東補助金(音短1F成又接 事業費補助金)	2, 000	2.000	事業者の制度利用に係る各種申請書の作成支援(奥州商工会議 所、前沢商工会への助成を通じて実施)	_【内訳】 <u>40万円×5箇所</u>	R2. 9	<u>R3. 3</u>																	
31		2	п	商工観光部	中小企業融資利子補給事業	30, 000	30,000	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した中小企業等が、奥州市中小企業融資あっせん制度による新規融資を受ける際に利子補給率を引き上げ、実質無利子で融資を行う。併せて信用保証料を補給する。	【内訳】 融資額 600万円 (7年償還) ×40件×2か月より 利子補給額 13,600千円 保証料補給額 16,400千円交付金を充当する経費内容	R2. 4. 28	R2. 6. 30																	
31	•	W	Т	尚上 餓 兀 即	中小止未概貝利丁補和爭未	<u>46, 157</u>	<u>46, 157</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した中小企業等が、奥州市中小企業融資あっせん制度による新規融資を受ける際に利子補給率を引き上げ、実質無利子で融資を行う。併せて信用保証料を補給する。	【内訳】 融資額 1,439,740千円(6/30概算) 利子補給額 30,258千円 保証料補給額 45,899千円交付金を充当する経費内容	<u>R2. 4</u>	<u>R2. (</u>																	
32		2	y	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金(感染症対策支 援事業費補助金)	12, 000	12, 000	新型コロナウイルス感染症対策のため店舗の改装を行う市内中小企 業者に対しその経費の一部を補助する。	【内訳】 30万円×40箇所	R2. 6. 12	R3. 3. 31																	
33		2	ħ	帝 丁 紐 少 如	新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金 (商工会議所・ 商工会独自支援事業費補助 金)	1, 000	1, 000	奥州商工会議所・前沢商工会が市内の中小企業、個人事業主に対し て独自に取り組んでいる利子補給に対し補助を行う。	_【内訳】 5.000千円×利息2.5%×1/4(3/12月)×32件	R2. 5. 27	R3. 3. 31																	
0.4		(** *** ***													± - 40 \ \ +0		新型コロナウイルス感染症緊	1, 440	1, 440	利用客が大きく落ち込んでいるタクシー事業者がはじめた宅配事業 に係る経費の一部を補助する。	【内訳】 400円×30回×120日	R2. 6. 1	R2. 9. 30
34	•	2	Ħ		急対策補助金(タクシー宅配 事業支援補助金)	3, 000	3.000	<u>奥州市タクシー宅配事業支援事業補助金を令和3年3月末まで延長する。</u>	【内訳】 400円×20回/日×180日=1,440千円、お試し券1千円×300枚=300千円、広告 宣伝費150千円×4回=600千円、印刷費400千円、事務費260千円	<u>R2. 10</u>	<u>R3. 3</u>																	
35		2	ħ	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊 急対策交付金(休業協力要請 対象外事業者支援給付金)	50, 000	50, 000	岩手県休業協力要請対象外の飲食店等の事業継続を支援するため事 業継続資金を支給する。	【内訳】 10万円×500店	R2. 6. 12	R2. 10. 30																	
										_	·																	

No	変更	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
36		2	Ħ	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊 急対策交付金(宿泊事業維持 給付金)	15, 000	15, 000	市内で宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊施設の規 模に応じて給付金を交付する。	【内訳】 13千円×収容人数	R2. 6. 12	R2. 10. 30
37		2	Ħ	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金(地域企業経営 継続支援事業費補助金(家賃 補助))	140, 544	76, 947	市内中小企業者のうち新型コロナ感染症の影響をうける事業者に対 しての家賃補助	小売、飲食、サービス業 売上50%以上減:489件×3か月分 売上20~50%未満減:89件×3か月分	R2. 5. 21	R2. 10. 30
38		2	ħ	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金(新規事業進出 支援補助金)	5, 000	5, 000	事業を新規に展開する、事業を拡大する事業者に対し経費の一部を 補助する。	【内訳】 50万円×10件	R2. 5. 21	R3. 3. 31
39		2	Ħ	商工観光部	施設衛生保持事業	400	400	温泉施設や宿泊施設等で高熱の恐れがあるお客様への対応として検 温器を購入する。	【内訳】 2万円×10箇所×2台	R2. 6. 22	R2. 7. 10
40	•	②	步	商工観光部	新型コロナウイルス感染症緊 急対策緊急雇用助成金	20, 000 <u>\$\triangle\$\$ 20, 000</u>		雇用調整助成金を活用して雇用の維持を図った場合に、事業主が 負担する経費に対して補助する。(県1/4、市1/4) ※1次申請後、国が全額助成する制度に改まったことから、事業 廃止するもの。	●製造業:20社×30人×20日×500円=6,000千円 ●サービス業 (宿泊、観光、飲食):3,333人×20日×300円÷20,000千円	R2. 4. 1	R2. 6. 30
41		2	Ħ	農林部	学校給食地場産牛肉利用拡大 事業	5, 100	5, 100	新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により牛肉の消費が激減していることから、学校給食において市産の牛肉を提供することにより、市内産牛肉の消費の拡大を図るとともに地産地消を推進する。	【内訳】 学校給食における「市産牛肉」に係る市内産食材の購入費 ※R1実績4,265千円×増加見込1.2	R2. 5. 27	R3. 3. 15
42		2	シ	健康こども部	ひとり親世帯への臨時特別給 付金給付事業	38, 950	38, 950		ひとり親家庭1世帯あたり3万円を給付。なお、第2子がいる場合は更に2万円、第3子以降は子ども一人 あたり1万円を上乗せ。 【内訳】 ※ひとり親家庭 30千円×499世帯 ※ひとり親家庭(子ども二人) 50千円×279世帯 ※ひとり親家庭(子ども三人) 60千円×67世帯 ※ひとり親家庭(子ども五人) 80千円×1世帯 ※ひとり親家庭(子ども五人) 80千円×1世帯 ※ひとり親家庭(子ども五人) 90千円×1世帯 ※資格喪失(3月卒業) 30千円×77人+子ども二人家庭 50千円 通知用紙等、事務消耗品代 144千円 封筒印刷代 150千円 発送用郵便代 120円×938世帯 速信用郵便代 99円×938世帯 課振データ作成にかかる作業手数料 100千円 給付金支払いに係るシステム開発委託料 1,900千円	R2. 6. 9	R2. 8. 31
43		2	シ	教育委員会事務局	奨学生臨時支給給付金支給事 業	2, 511	2, 511	学生の就学環境を維持するために必要な経費の一部を支援するため、市の奨学金貸与者に一時金を支給する。	【内訳】 5万円×50人 11千円(通知・返信用郵券代)	R2. 5. 25	R2. 9. 30
44		(3)	t	充 丁組 火 如	新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金(宿泊促進事業	35, 000	35, 000	感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業 継続を支援するため宿泊費の一部を補助	①市民が宿泊する場合は、4,000円補助(うち財源として県から2,000円)	R2. 8. 1	R2. 12. 28
44	•	3	د	商工観光部	志对束補助並(伯冶促進事業 補助金)	<u>85, 000</u>	<u>85, 000</u>	<u>感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助</u>	②市外の人が宿泊する場合は2,000円補助 2.000円×6月×12,500人(市内宿泊業者のの宿泊可能人数)×80%(想定され る利用割合)	<u>R2. 9</u>	<u>R3. 3</u>

		1		I			1				
No	変更	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費 (千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
45		3	t		新型コロナウイルス感染症緊 急対策補助金(観光関連事業	5, 000	5, 000	感染症収束後に観光関連事業者を支援するために観光物産協会が実 施する各種事業への補助	【内訳】 観光物産協会が実施する宣伝広告事業、日帰り入浴利用促進事業、宿泊促進事業、飲食店誘客促進事業、特設サイト開設等事業、タクシー観光支援事業、宣 伝広告費の一部	R2. 6. 9	R3. 3. 31
	•				者緊急支援事業補助金)	<u>5, 000</u>	<u>5, 000</u>	<u>奥州市観光関連事業者支援事業補助金を、令和2年3月末まで延長する。</u>	【内訳】 広告宣伝事業、日帰り入浴利用促進事業、宿泊促進事業、飲食店誘客促進事業、観光物産協会ホームページ特設サイト等作成事業、タクシー観光支援事業	<u>R2. 10</u>	<u>R3. 3</u>
46		3	У	総務企画部	奥州ふるさと応援寄附事業	10, 949	10, 674	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や来奥者の減少などにより、経済活動が停滞し、市内事業者への影響が大きくなっていることから、市産品の消費拡大、収束後の観光客誘致に向けたシティプロモーションを行い、事業者支援につなげるもの。	【内訳】 ●東京圏イベント出展関連経費 877千円 ふるさと大感謝祭出張旅費 出展用物品運搬費 出展ブース借上料及び諸経費(電気、ゴミ処理等) ●プロモーション活動関連経費 10,072千円 ふるさと納税寄附者宛PR用ハガキ作成料及び郵送料(20,000枚) ポータルサイト内広告宣伝PR枠費用	R2. 5. 25	R3. 3. 31
47		3)	y	農林部	和牛肥育経営生産基盤支援事業	47, 250	47, 250	枝肉価格の下落が著しい中、和牛肥育農家が今後も意欲をもって事 業継続できるよう奥州市内で奥州市産の素牛を購入した場合に素牛 導入費用の一部を助成。	【内訳】 105頭×90千円×5月	R2. 5. 22	R2. 10. 30
47	•	3)				業	<u>57. 082</u>	<u>57. 082</u>	奥州市内で奥州市産の素生を購入した場合に1頭につき9万円	ア:105頭×90千円×11月 <u>イ:事務手数料 @330円×105頭×11月 (381,150円)</u>	<u>R2. 5</u>
48			vy	総務企画部	庁内オンライン会議環境構築 事業	7, 007	7, 007	市行政の業務継続や職員の感染リスクを排除し、安全を確保することを目的としてオンライン会議環境を構築するもの。 併せて、住民向け説明会の分散開催や住民の諸手続きにおいても最寄りの総合支所に来庁し、本庁舎とオンライン環境を通じて対応することも検討し、住民の感染拡大防止につなげるもの。	【内訳】	R2. 5. 25	R2. 10. 31
40	•	4		小心 イカ 止 四 ロ P		<u>5. 857</u>	<u>5, 857</u>	<u>オンライン会議環境構築のための機器等の費用</u>	庁舎間のオンライン環境に係る備購入、システム整備等	<u>R2. 7</u>	<u>R2. 10</u>
	•				変更後計	795, 734	731, 862		·		-
					当初申請計	599, 647	525, 775				
					117 15	400 007	000 007	L / A = A = I >			

599, 647 196, 087

206,087 (●の合計)

【2次申請】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2次申請事業一覧

No	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
1 命	を守る			l		T			T	
1	1	ア	協働まちづくり部	子どもの居場所感染予防対策 空調設備整備事業	1, 133	1, 133	放課後子ども教室におけるウイルス感染を予防するため、感染症の 原因となる物資の除去機能の付いた空調設備等を整備するもの。	【内訳】 梁川:363千円(税込)、広瀬:770千円(税込)	R2. 8	R2. 12
2	1)	ア	健康こども部	公共的空間安全·安心確保事 業	2, 606	2, 606	悠悠館トレーニングルームの使用再開のため、機器間へのパーテーション設置と、3密対策のため、ドアや窓開放のための庇及び通風網戸設置及び強制排気のための換気扇設置工事を行う。	【内訳】 トレーニング機器パーテーション 施設改修(換気工事) 施設改修(換気扇設置工事)	R2. 9	R2. 10
3	1	ア	教育委員会事務局	公共的空間安全·安心確保事 業	12, 856	12, 856		【内訳】 次亜塩素酸水生成機 電解補助液	R2. 9	R3. 3
4	1	ア	教育委員会事務局	公共的空間安全·安心確保事 業	4, 488	4, 488	現在もアルコール製品等の入手困難が続いており、これまで以上に 学校給食施設の感染症・食中毒予防等の対策が必要なため、給食食 材及び厨房機器等殺菌・除菌に使用する次亜水生成装置を、未設置 施設に購入する。	【内訳】 電解次亜水生成装置	R2. 9	R3. 3
5	1	ア	教育委員会事務局	公共的空間安全·安心確保事 業	180	180	底ため、非接触型体温計、手指用消毒液を購入する。	【内訳】 非接触型体温計 手指用消毒液 スプレーボトル	R2. 9	R3. 3
6	1	ア	健康こども部	検(健)診体制整備事業	1, 951	1, 951	止を図る。	【内訳】 サーマル測温機能付き顔認証端末 端末 スタンド	R2. 9	R2. 10
7	1)	ア	市民環境部	感染拡大防止対策事業等	8, 028	8, 028		【内訳】 奥州金ケ崎行政事務組合(衛生費) 4,374千円 奥州金ケ崎行政事務組合 (消防費) 3,654円	R2. 7	R3. 3
8	1	ア	市民環境部	避難所感染症対策事業	17, 371	17, 371		【内訳】 防災倉庫、ストーブ	R2. 8	R3. 3
9	1	ア	福祉部	感染拡大防止対策事業	423		基幹型地域包括支援センター 1事業所	【内訳】 非接触赤外線温度計 窓口用アクリル板 フェイスシールド	R2. 7	R3. 3

【2次申請】

No	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
10	1	7	福祉部	障がい福祉施設感染予防対策 空調設備整備事業	27, 200	27, 200	市内の障がい者福祉施設におけるウイルス感染予防のため、感染症の原因となる物質の除去機能の付いた空調設備等を整備する。	【内訳】 生活介護 11施設 就労継続支援A型 2施設 就労継続支援B型 13施設 短期入所 7施設 共同生活援助 45施設 児童入所 1施設 放課後デイサービス 13施設 児童発達支援 3施設 地域活動支援センター 4施設	R2. 4	R3. 2
11	1	ア		産直施設感染症対策臨時支援 補助事業	3, 000	3, 000	新型コロナウイルス感染症防止策を講じる産直施設への支援	【内訳】 30万円×10箇所	R2. 8	R3. 3
12	1	ゥ	総務企画部	正職員防疫等作業手当等	120	120	新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の防疫等作業手当 職員が防疫作業等を行う必要がある場合に支給する手当	【内訳】 防疫等作業手当 4人×10日	R2. 4	R3. 3
13	1	ゥ	医療局	正職員防疫作業手当等	1, 954		(※防没作業于当里恤は、県医療局企業職員給与規程に準して病院	【内訳】 PCR検査従事者:単価×250人 新型コロナウイルス感染症患者入院病棟従事者:単価×126人 時間外勤務単価×180時間	R2. 4	R3. 3
14	1	ゥ	医療局	感染症診療体制整備事業	23, 940	23, 940		【内訳】 資産購入費(医療器械、備品) 医療(消耗品)	R2. 5	R3. 3
15	1	ħ	総務企画部	感染症関連情報発信事業	2, 728	2, 728	寺により巾氏へ向知りる。	【内訳】 コロナ記事掲載用頁増刷に係る印刷製本費 新聞広告掲載料 カラープリンター用トナー カラープリンター用ドラムユニット	R2. 5	R3. 3
16	1	ħ	総務企画部	行政情報発信強化事業	4, 344	4, 344		【内訳】 導入経費 3,219,700円 運用経費(R2年度分:12~3月の4カ月)1,123,760円 (次年度以降 年額3,371,280円)	R2. 7	R3. 3
2	暮らしを [!]	守る T	l	T	T					
17	2	ケ	<u> </u>	新型コロナウイルス感染症対 策(調査方法の非接触型への 移行)に伴う国勢調査支援事 業	7, 260			【内訳】 会計年度任用職員報酬 7か月雇用1名、5か月雇用5名、既雇用の2名の時間外手 当を含む。 報酬、期末手当、時間外手当、共済費、費用弁償	R2. 7	R2. 12
18	2	ケ		指定管理者制度導入誘客施設 脱コロナ支援事業	25, 000	25, 000	指定管理者制度導入施設のうち市外からの利用者が多くを占める施設に対し、利用者の回復を図るためのキャンペーンや施設機能の増強を図る取組を支援する。	【内訳】 15,000千円×1施設(ひめかゆ) 6,000千円×1施設(藤原の郷) 2,000千円×2施設(前沢温泉、姉体道の駅)	R2. 8	R2. 9

【2次申請】

総務企画部政策企画課

No	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
19	2	٦	商工観光部	中小企業融資利子補給対応基 金造成事業	96, 696	96, 696	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業に対する利子補 給を継続的に行うため基金を造成	【内訳】 融資総額想定14.4億円、R03以降利子補給額96,696千円 ※R02利子、保証料補給額 76,158千円	R2. 4	R3. 4以降
20	2	ケ	商工観光部	伝統産業総合支援事業	17, 200	17, 200	器まつり等のイベントの開催時におけるコロナ対策(検温、消毒、 飛散防止対策、ソーシャルディスタンス対応等)や商品割引きに必	【内訳】 イベント開催時割引額対象経費 13,200千円 ※祭りイベント売上見込(定価換算)66,000千円×20% イベント開催時コロナ対策経費 4,000千円 ※2,000千円×2産地組合	R2. 8	8 R3. 3
21	2	ケ	商工観光部	製造業向けコロナ対策支援事業	40, 000	40, 000	減収下においてもアフターコロナを見据え積極的に設備投資等の事業を展開する事業者に対し、必要な費用の一部を補助することにより事業継続と雇用の場の確保を図る。	【内訳】 2,000千円×20件=40,000千円(補助の上限:2,000千円)	R2. 4	R3. 3
22	2	ケ	商工観光部	市内企業コロナ関連製品PR事 業	700	700	市内企業が製作したコロナ関連製品を調達し、市が開催するイベント等で展示、PRし広く周知することで企業支援に資する。	【内訳】 製品購入一式 500千円 周知用ポスター等印刷製費 200千円	R2. 7	7 R3. 3
23	2	ケ	福祉部	介護施設等緊急雇用助成事業	1, 000	1, 000	新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者が、介護施設に 就職することで、介護保険サービス人材の安定的な確保を図る。	【内訳】 100,000円×10人 1,000,000円	R2. 10	R3. 3
24	2	r	農林部	繁殖経営基盤強化支援事業	22, 146	22, 146	子牛市場価格の下落が著しい中、和牛農家が今後も意欲を持って事業継続できるよう繁殖素牛の導入又は自家保留に要する経費の一部を助成	【内訳】 肉用牛(黒毛和種)を繁殖雌牛として自家保留又は導入に要する経費に10パーセントを乗じた額以内で、1頭当たり50,000円を上限とする。(子牛の平均価格が国が示す生産費を上回った場合は助成しない)ア:40頭×50千円×11月イ:事務手数料 @330円×40頭×11月(145,200円)	R2. 5	5 R3. 3
25	2	ケ	農林部	肥育素牛自家保留支援事業	19, 964	19, 964	枝肉価格の下落が著しい中、和牛農家が今後も意欲をもって事業継 続できるよう肥育素牛の自家保留に要する経費の一部を助成	【内訳】 肉用牛(黒毛和種)を肥育素牛として自家保留する場合に要する経費に2分の1 以内の額で、1頭当たり40,000円を上限とする。(牛マルキンが交付されない場合は助成しない) ア:45頭×40千円×11月 イ:事務手数料 @330円×45頭×11月(163,350円)	R2. 5	5 R3. 3
26	2	ケ	農林部	教育旅行受入継続支援事業	574	574	教育旅行受入継続に向け、令和2年度において受入が出来なかった 各学校に対して事業の継続プロモーションを行う。	【内訳】 横浜市立浦島丘中学校ほか8校(1,091人)×300g×@500+送料等	R2. 10) R3. 3
27	2	ケ	教育委員会事務局	障害者就労施設緊急対応型雇 用創出事業	364	364	障害者就労施設の受注作業が、新型コロナウィルス感染症の影響により激減していることから、障害者就労施設の従事者の就労機会を守るため、教育委員会が管理する土地の除草作業を委託し雇用を維持・創出する。	【内訳】 障害者就労施設に委託する除草作業費 364千円(1㎡当たり@40円×8,261㎡×1.1)	R2. 8	R2. 9

総務企画部政策企画課

【2次申請】

No	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち交付対 象経費(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
3 }	事らしと糸	経済の立 つ	て直し							
28	3	t	総務企画部	地域公共交通基盤維持支援事 業	17, 400	17, 400	感染防止による外出自粛が長期化し、大幅な売上減少が続いている タクシー事業者及び貸切バス事業者を支援することにより、運行基 盤を維持し、公共交通の安定運行を確保する。	【内訳】 基本額1,000千円、保有台数加算(バス100千円、タクシー50千円) 貸切バス:1,000千円×2社+100千円×17台=3,700千円 タクシー:1,000千円×7社+50千円×134台=13,700千円	R2. 7	R3. 3
29	3	t	総務企画部	地域公共交通運行支援事業	4, 400	4, 400		【内訳】 基本額 市内営業所 1 箇所500千円 加算額 1 路線300千円、使用車両 1 台100千円 500千円×1+300千円×6+100千円×21=2,300千円	R2. 8	R3. 3
30	3	セ	商工観光部	タクシー利用促進支援事業	16, 700	16, 700	新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。 タクシーチケット5千円分×10千枚を販売し売上の30%を補助する。	【内訳】 5千円×10千枚×30%=15,000千円、事務費400千円、臨時職員1,300千円	R2. 9	R3. 3
31	3	セ	商工観光部	観光バス利用促進事業	25, 000	25, 000		【内訳】 法律に定める観光バス利用料金の2分の1以内の額 @50,000円×10台×10日×5カ月(9~1月)	R2. 9	R3. 3
32	3	セ	商工観光部	市内旅行商品造成補助	2, 500	2, 500	モニターツアーなどにより「新たな生活様式」に対応した事業を検 討している事業者を補助し、地域の活性化につなげる。	【内訳】 500千円(上限)×5件	R2. 9	R3. 3
33	3	セ	農林部	市産牛肉消費拡大事業補助金	21, 300	21, 300	牛肉専用の購入補助券を配布し、市産牛肉の消費拡大を図る。牛肉販売指定店で2,000円以上買い物した方に補助商品券500円分を配布。補助商品券は、指定店で1,000円以上市産牛肉を購入する際や食事の際に使用でき、その額面を割り引く。	【内訳】 商品券印刷費 20円×40,000枚=800,000円 周知ポスター印刷費 500円×1,000枚=500,000円 商品券引換券 40,000枚×500円=20,000,000円	R2. 8	R3. 3
34	3	У	健康こども部	(仮)新生児特別給付金	60, 000	60, 000	特別給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3 月31日生まれまでの新生児に対し、100,000円を給付する。	【内訳】 想定新生児数600人×100,000円=60,000,000円	R2. 10	R3. 3
4 5	蒸染症に 強	金い生活 ፤	環境・地域経済							
35	4	ツ		市内小中学校校務用パソコン 整備事業	44, 456	44, 456		【内訳】 webカメラを搭載した校務用パソコンの市内小中学校への導入(5年リース)費用(令和2年度分) (パソコン等関連機器:8,633千円、校務支援システム:4,935千円、設定:30,888千円)	R2. 8	R3. 3
36	4	ッ	商工観光部	テレワーク環境整備補助	3, 000	3, 000	観光以外の需要取り込みのため、テレワーカーを受け入れられるWi- Fi、WEB等会議等環境整備を行う市内宿泊事業者を補助する。	【内訳】 200千円(上限)×15箇所	R2. 9	R3. 3
37	4	ッ	商工観光部	中小企業IT化推進事業	6, 000	6, 000	新型コロナウィルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための業務改善について前向きな投資を検討する事業者に対し支援を行うことにより、将来的な業務改善と生産性向上に資する。	【内訳】 新型コロナウィルス感染症の影響に伴い必要とされる業務改善のためにITツール導入の検討を行う際のコンサルティング費用 50千円×20相談=1,000千円 500千円×10提案=5,000千円	R2. 8	R3. 3

【2次申請】

総務企画部政策企画課 緊急経 交付対 うち交付対 事業完了 済対策 総事業費 事業開始 内容 積算内訳 No 象事業 担当部 交付対象事業の名称 象経費(千 (予定) との関 (千円) 年月日 の区分 円) 年月日 係 新型コロナウイルス感染症拡大により、加工品や農畜産物の首都圏 での販売会が中止となっていることから、現地に赴かずにPRする 食の黄金文化・奥州リモート 【内訳】 1, 485 R3.3 38 4 農林部 1,485 リモート販売会等のノウハウに関する研修会や実践販売会等を開催 R2. 8 リモート販売等指導業務委託料 販売等指導事業 することで、将来的には各自でそのスキルを発揮して独自の販売網 を開拓し、所得の向上を目指す。 【内訳】 ・ネットワーク改修SE費用 ·Wi-Fi対応配線作業 • Wi-Fi環境機器 ·Wi-Fi環境機器設置設定作業 ・ネットワーク改修SE費用 市のイントラネットを活用し、災害時の一次収容避難所(各総合支 ネットワーク改修ハードウェア費用 39 4 R3.3 総務企画部 公衆無線LAN環境整備事業 146, 791 146, 791 所及び各地区センター) にWi-Fi環境を整備し、災害時の市民への情 R2. 9 ・インフラ構築SE費用 報伝達や、市民が情報収集できる環境とする。 ・インフラ構築ハードウェア費用 ・現調費用 ネットワーク改修作業 ·教育端末 I P 設定変更対応作業 · 光回線接続費用 ・インターネット回線費用 月額×5カ月

	記号	性質別予算額(千円)
1	1 命を守る	112, 322
2	2 暮らしを守る	230, 904
3	3 暮らしと経済の立て直し	147, 300
(4)	4 感染症に強い生活環境・地域経済	201 732

計

692, 258

692, 258

【3次申請】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3次申請事業一覧

No	交付対 象事業 の区分	緊急経 済対策 との関 係	担当部	交付対象事業の名称	総事業費(千円)	うち国庫補 助金(千 円)	うち交付対 象経費(千 円)	その他(千 円)	内容	積算内訳	事業開始 年月日	事業完了 (予定) 年月日
1				無線システム普及支援事業費等補助金	41, 500	13, 833	13, 866	13, 801		【内訳】 交付金を充当する経費内容 当事業費 41,500,000円 市負担額 14,100,000円 (交付金対象額) 事業者負担額 13,567,000円	R2. 9	D2 2
	4	ツ	総務企画部	高度無線環境整備推進事業 (地方単独分)	267	_	267		ロードバンド・ゼロ地域解消のため5G等の高速・大容量無線通信 の前提となる光ファイバの整備を行うもの。	積算根拠(対象数、単価等) NTTの見積による。 事業の対象(交付対象者、対象施設等) 対象世帯数 135世帯 対象世帯の人口 417人	R2. 9	R3. 3
2	1	ア	協働まちづくり部	文化芸術振興補助金	17, 420	8, 709	6, 968	1, 743	奥州市文化会館の感染症防止対策及び空調設備改修事業	【内訳】 感染症防止事業 7,832円 空調設備の改修事業 17,411,900円	R2. 6	R3. 3
3	1	þ	教育委員会事務局	学校臨時休業対策費補助金	3, 184	2, 326	775		学校給食費の保護者返金に要する経費及び食材納入業者等に対して 既に発注されていた食材に対するキャンセルに伴う補償金	【内訳】 給食費返金通知等郵送料 5,587通 食材納入業者への補償金 6事業者	R2. 4	R2. 10
4	1	þ	教育委員会事務局	学校保健特別対策事業費補助 金	46, 500	22, 750	23, 750		①市内小・中学校における感染症対策等への支援 消毒液等消耗品、サーキュレータ等3密対策備品等の整備 ②子供たちの学習保障の取組支援 休校措置がとられた場合の家庭学習用教材作成経費の配分	【内訳】 各校の児童・生徒数に応じて 1 校当たり1,000~2,000千円を配分	R2. 4	R3. 3
-	•			計	108, 871	47, 618	45, 626	15, 544				

施設使用料と減免基準の見直し案について

1 概要

市では、令和3年度から令和5年度までにおいて集中的に取り組む「財政健全化重点項目」 の一つとして、使用料と減免基準の見直しを行う予定としております。

この見直しの趣旨は、市財政の急激な悪化をきっかけとして、この際、これまで実施しかねていた「受益者負担の適正化」を図ろうとするものです。

今般、令和3年4月から実施する見直しの原案がまとまりましたので、その内容及び市民説明の進め方について説明いたします。

2 見直し方針

見直しの基本的な方針は、次のとおりです。(要旨は、市民説明会の資料にも掲載)

- (1) 使用料の単価は、現行の水準から約10%程度の引上げとすること。
 - ※ 引上げ率は、前回改定(平成25年度)以後の物価上昇率と消費増税を勘案した率です。
- (2) 目的が類似する施設の料金設定区分(算定基準)は、可能な限り整理・統一すること。
 - ※ 1回当りや1時間当りなど、ばらつきのある設定区分はなるべく統一します。なお、各 施設には規模や機能に差があることから、必ずしも料金単価を統一するとは限りません。
- (3) 減免割合を縮小し、利用者が少なくとも半額の負担(暖房、照明等の付加使用料分は全額の負担)となるよう基準を改めること。

なお、市民説明会は、7月13日(資料作成時点)で市内30か所中20か所が終わっておりますが、この総論部分に対する特段の反対意見はなかったことを申し添えます。

3 使用料改定の考え方

見直し方針に基づく各分野の使用料改定の考え方は、それぞれ次のとおりです。なお、施設 別の単価などの詳細については、別添の資料をご覧ください。

(1) 集会施設等(地区センターなど)

料金設定区分の	光圧なウの老させ	主な改定	どの状況(1時	間当り)
整理・統一の考え方	単価改定の考え方	種 別	現 行	見直し後
◇ 昼夜別の料金区 分を廃止し、終日同	◇ 10%増を基本としつつも、特に 地区センターの利用がかなり多い	会議室など (100㎡未満)	昼間 200円 夜間 300円	一律 300円
一の料金に一本化 します。	実態に鑑み、料金徴収の効率化 及びミス防止のため、単価の端数 は100円単位に丸めます。	会議室など (100㎡以上)	昼間 400円 夜間 600円	一律 600円
	◇ このため、夜間料金や付加使用料は結果的に据え置きとなる一	体育館、講 堂、ホール	昼間 800円 夜間1200円	一律1200円
	方、昼料金は5割増となります。 ◇ このほか、「1回当り」で設定し	暖房使用料	100円	100円 (据え置き)
	ていた電磁調理器等の付加使用 料は、「1時間当り」に改めます。	照明使用料	200円	200円 (据え置き)

(2) 文化会館(Zホール、江刺ささら、前沢ふれセン、胆沢文創)

◇ 「時間帯」及び「徴収する入場料の金額」の区分について、概ね奥州市	ます。
文化会館の例に合わせて統一します。 基本として改定しただし、江刺体育文化会館は、踊り練習など体育館的な利用実態もあることから、他の体育館と同様、「土日休日」の料金区分は設定しません。 (以下の施設も	l捨て

(3) スポーツ施設

種別	料金設定区分の整理・統一の考え方	単価改定の考え方
体育館	 ◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。(現行の「時間帯別に1回当り」の区分は無くします。) ただし、ふれあいの丘公園のスポーツ施設は、規模や性格が他と異なるため、当面は現行の区分を維持します。 ◇ 現行無料の「旧東水沢中学校体育館」は、水沢体育館の例に合わせ料金区分を新設(有料化)します。 	◇ 新設分を除き、区分 ごとに10%増を基本と して改定します。
野球場	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ◇ 江刺中央運動公園及び根岸公園の野球場の区分・単価 は、胆沢・衣川の野球場の例に合わせ区分を新設します。	(同 上)
陸上競技場	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ◇ 江刺中央運動公園の陸上競技場の区分・単価は、胆沢 陸上競技場の例に合わせ区分を新設します。	(同 上)
多目的広場	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ただし、ふれあいの丘公園のスポーツ施設は、規模や性格が他と異なるため、当面は現行の区分を維持します。◇ 現行無料の「旧東水沢中学校屋外運動場」は、胆沢陸上競技場の例に合わせ料金区分を新設(有料化)します。	◇ 区分ごとに10%増を 基本として改定します。
プール	 ◇ 概ね次のとおりに区分を統一します。 ① 個人利用は、「一般」・「児童及び生徒」・「幼児」の3区分による「1回当り」の料金設定とします。 ② 団体利用は、実際の利用がほぼないため廃止します。 ③ 貸切利用は、「入場料有」・「入場料無」の区分による「1時間当り」の料金設定とします。 	◇ 個人利用は、一般だけ50円増とします。○一般 300円⇒350円(又は)200円⇒250円○生徒 100円⇒100円○幼児 50円⇒ 50円◇ 貸切利用は10%の増
その他	◇ テニスコート、相撲場及び武道館については、原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。◇ パークゴルフ場、弓道場については、整理・統一する必要性が少ないため、現行の料金区分のままとします。	◇ それぞれの区分ごと に10%増を基本として 改定します。

(4) その他の施設

- ア 記念館、博物館等の入館料は、市外からの集客も見込んでいるため、近隣自治体施設の 区分、単価等との均衡に考慮して次の施設のみ改定し、これ以外は据え置きとします。
 - ① 埋蔵文化財調査センター 一般:200円⇒300円、児童生徒:変更せず引き続き無料
 - ② 宇宙遊学館(展示室) 大人:200円→300円、小中学生及び高校生:100円→150円 ※ 上記のほか、個人向けの4次元デジタル宇宙シアター観覧料(大人200円、小中高100円)も新設

- イ 温泉、スキー場、キャンプ場その他観光系の施設については、今回の見直しの対象とは しません。これら施設の料金水準については、入込客の状況や市外施設との均衡、脱コロ ナなどを総合的に勘案のうえ、時節を見極めながら適宜見直しの判断を行います。
- ウ 上記以外の施設については、概ね料金区分は現行のまま維持し、料金単価は10%増を基本として改定します。

4 減免基準の見直し案の内容

(1) 見直しの考え方と共通基準

全額免除となる範囲を縮小し、原則として使用料の半額は(付加使用料にあっては全額を) ご負担いただくよう見直します。これにあわせ、現行の「集会施設等使用料減免規則」と「スポーツ施設使用料減免規則」は統合し、次のように一つの「共通基準」にまとめます。

	ы <i>/</i> /	基本依		付加使用料		
	区分	現行	見直し後	現行	見直し後	
7	① 奥州市が主催又は共催する行事等② 奥州市からの事業受託者がその事業に使用(放課後児童クラブなど)③ 市内の小中学校又は幼保施設が教育活動又は保育活動のために使用④ 市内の地域団体(地区振興会及び公益的な地域活動を行う団体)が地区センターを使用するとき	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	
イ	⑤ 市内の中学生以下の者を構成員として活動する団体(スポーツ少年団など)⑥ 障がい者を構成員として活動する団体	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	滅免なし 負担100% ★負担増	
ウ	⑦ 国、他の自治体、市内の高等学校、 社会教育団体、生涯学習活動団体、 市民活動団体	全額免除 負担 0%	1/2減額 負担 50% ★負担増	全額免除 負担 0%	減免なし 負担100% ★負担増	
工	⑧ 市内の社会福祉法人、NPO法人、 農業協同組合、森林組合、商工団体、 商業組合、趣味活動を行うサークル・ 同好会など(⑨⑩に該当する団体を 除く。)	全額免除 負担 0%	1/2減額 負担 50% ★負担増	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	
オ	③ スポーツ施設を使用する場合の次の団体(ア)市内高等学校(クラブ活動など)(イ)体協加盟団体 など	1/2減額 負担 50%	1/2減額 負担 50%	1/2減額 負担 50%	減免なし 負担100% ★負担増	
カ	⑩ スポーツ施設を使用する場合の次の団体 (ア)市内スポーツ団体(登録団体) (イ)社会福祉団体、高齢者団体など	1/2減額 負担 50%	1/2減額 負担 50%	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	
丰	⑪ 上記のいずれにも該当しない団体	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	

(2) 全額免除となる地域団体の範囲

前項の表中ア④において全額免除としている「地域団体」については、地区振興会のほか、 概ね次の基準のいずれかに該当する団体で、あらかじめ市の認定を受けたものを対象とする 予定です。

ア 地区振興会の構成組織又はこれに準ずる組織として当該地区の公益活動を実践している 団体

イ 地区振興会の支援を受け、又は連携して当該地区の公益活動を実践している団体

【現時点で想定している地域団体の具体例】

地区振興会〇〇部、自治会(町内会)、交通安全協会〇〇分会、〇〇地区交通安全母の会、〇〇地区防犯協会、自主防災組織、各種地域行事(まつり、敬老会、文化祭等)の実行委員会など

※ 詳細については、今後、地区振興会と協議しながら決定いたします。

(3) 共通基準により難い場合等の独自減免

これまで独自の減免基準を設けていた施設についても、なるべく前述の共通基準に統一しますが、これにより難い施設固有の事情がある場合及び今回見直し対象外の観光系施設の場合は、引き続き独自の減免基準を継続させます。

※ 記念館等における定住自立圏内(北上市、金ケ崎町、西和賀町)の小中学生の減免、観 光系の施設に見られるバス添乗員の入場料減免などは、変更せず今後も継続させます。

5 見直し後の利用者負担の例

今回の見直しの結果、これまで使用料を免除されてきた多くの団体で、新たに使用料の負担が生じます。参考までに、主な事例による使用1回当りの料金は、次のとおりです。

[ケース1]スポーツ少年団が、地区センターの体育館を、夜間に、2時間使用した場合

現行	【基本分】体育館1200円×2h=2400円 → ×負担割合 0%= 0円 【付加分】照明料 200円×2h= 400円 → ×負担割合 0%= 0円	計	0 円
見直し後	【基本分】体育館 1200 円 $\times 2h = 2400$ 円 $\rightarrow \times$ 負担割合 $0\% = 0$ 円 【付加分】照明料 200 円 $\times 2h = 400$ 円 $\rightarrow \times$ 負担割合 $100\% = 400$ 円	計	400 円

〔ケース2〕趣味サークルが、地区センターの会議室を、冬季の日中に、2時間使用した場合

現行	【基本分】会議室 <u>200円</u> ×2h= 400円 → ×負担割合 <u>0%</u> = 0円 【付加分】暖房料 100円×2h= 200円 → ×負担割合 100%= 200円	計 200円
見直し後	【基本分】会議室 <u>300円</u> ×2h= 600円 → ×負担割合 <u>50%</u> = 300円 【付加分】暖房料 100円×2h= 200円 → ×負担割合 100%= 200円	計 500円

〔ケース3〕スポーツ同好会(大人)が、地区センターの体育館を、夜間に、2時間使用した場合

現行	【基本分】体育館1200円× $2h$ =2400円 → ×負担割合 0% = 0円 【付加分】照明料 200円× $2h$ = 400円 → ×負担割合 0% = 0円	計 0円
見直し後	【基本分】体育館 1200 円 \times 2h= 2400 円 \rightarrow \times 負担割合 50% = 1200 円【付加分】照明料 200 円 \times 2h= 400 円 \rightarrow \times 負担割合 100% = 400 円	計 1600円

6 次回の使用料の見直し予定

公共施設の使用料については、今後も3年ごとに、物価変動等を勘案のうえ、その見直しの 要否を検討することとします。

なお、今回の見直しに盛り込めなかった次の課題については、今後も引き続き検討を進め、 次回の定期見直しまでに結論を出すこととします。

- (1) 奥州市文化会館 (Zホール) とそれ以外の文化施設の間における適正な料金水準と減免基準のあり方
- (2) ふれあいの丘公園のスポーツ施設 (Zアリーナほか) とそれ以外のスポーツ施設との間に おける適正な料金水準と減免基準のあり方

7 住民説明会の開催

次のとおり、利用団体を主な対象として住民説明会を開催し、市民意見の聴取に努めます。

日 時	時 間	会 場	備考
7月27日(月)	18:30~20:00	奥州市役所 講堂	
7月29日(水)	JJ	江刺総合支所 多目的ホール	
7月30日(木)	"	胆沢総合支所 大会議室	
"	"	衣川保健福祉センター 多目的ホール	
7月31日(金)	"	前沢総合支所 401会議室	

【周知の方法】

- ① 準備が整い次第、市のホームページで説明会開催の告知、説明資料の掲載等を行います。
- ② 地区センターやスポーツ施設等を通じて、定期利用団体等に個別に案内文書を送付します。 なお、案内文書に説明資料を添付することで、仮に説明会に出席できない場合でも、内容を理解し、市に意見ができるよう配慮します。

8 今後の主なスケジュール

- (1) 7月下旬 住民説明会の開催
- (2) 7月31日 住民意見の募集期限
- (3) 8月上旬 使用料等適正化調査検討委員会からの意見聴取
- (4) 8月下旬 9月定例会への使用料改正案の上程(予定)

施設使用料と減免基準の見直し案 関連資料

・施設使用料見直し資料(集会施設) ・・・資料 1

・施設使用料見直し資料(文化会館) …資料2

・施設使用料見直し資料(スポーツ施設) ・・・資料3

・施設使用料見直し資料 (その他) … 資料 4

・減免基準の見直し及び統一による比較表 … 資料 5

(令和2年7月14日現在)

施設使用料見直し資料 (集会施設等)

1 対象施設 (1) 地区センター関係施設

名 称	適用区分 1	適用区分 2	適用区分3
水沢地区センター	第1会議室、第2会議室、日本間1、日本間2、第1コミュニティ室、第2コミュニティ室、調理室、視聴覚室、研修室、音楽室、工芸準備室	工芸実習室	多目的ホール
堀ノ内公園体育館			体育館
水沢南地区センター	会議室1、会議室2、コミュニティ室、調理室、和室1、和室2	音楽室	講堂
常盤地区センター	和室1、和室2、会議室、コミュニティ室、調理室	研修室	体育館
佐倉河地区センター	研修室(和室)、図書室、調理室、第1会議室、第2会議室		体育館
真城地区センター	和室1、和室2、調理室、会議室1、会議室2		講堂
姉体地区センター	講習室(和室)、集会室(和室)、調理実習室、健康相談室、農事研修室		体育館
羽田地区センター	遊戯室、資料室、研修室、調理実習室		体育館
黒石地区センター	第1会議室、第2会議室、研修室(和室)、調理実習室		体育館
岩谷堂地区センター	会議室1、会議室2、研修室1、研修室2、音楽室	多目的ホール	
岩谷堂地区総合運動場			
江刺愛宕地区センター	会議室1、会議室2、会議室3、調理室		
田原地区センター	小会議室、和室、調理室	研修室	
江刺農業者健康増進センター			· 体育室
藤里地区センター	── 研修室1、研修室2、多目的室、会議室(和室)、調理室		体育室
伊手地区センター	会議室、研修室、調理室、和室、子供室		体育室
米里地区センター	研修室 1、研修室 2、学習室、多目的室、調理室		
米里体育センター			多目的ホール
玉里地区センター	会議室、研修室、調理室、和室、段体質、多目的ホール	研修室	
 江刺農業者トレーニングセンター			·
梁川地区センター	和室、調理実習室、小会議室	研修室	1172
江刺農業者等健康増進センター		14157	
広瀬地区センター	第1研修室、第2研修室、小会議室	研修室	7 7 11
稲瀬地区センター	会議室1、会議室2、会議室3、多目的室、和室、調理室	MIST.	
前沢地区センター	講習室、集会室、音楽室、調理実習室		
前沢地区センター白鳥分館	和室、ホール、調理室		
前沢地区センター上野原分館	和室、ホール、調理室	<u> </u>	
前沢地区センター目呂木分館	和室1、和室2、調理室		
目呂木勤労者体育館			·
古城地区センター	 会議室、日本間1、日本間2、茶道室、調理室	講堂	11.72
白山地区センター	和室1、和室2、研修室1、研修室2、調理実習室	HF7	
生母地区センター	工作実習室、調理室、研修室、和室1、和室2	集会室	111724
生母地区センター母体分館	集会室、和室、会議室、調理室		
生母地区センター赤生津分館	和室、会議室、調理室	集会室	
小山地区センター	会議室、日本間、和室、調理室、遮音ホール	多目的ホール	ホール
渡辺記念館			·
若柳地区センター	制いの間、講義室、調理室、研修室、会議室、小会議室	日本間	
供養塚体育館	(C) TION WITH AN ALL VIIVAL AINAL I AINAL	F-1-10	
胆沢愛宕地区センター	談話室、研修室、講義室、調理室	日本間	
胆沢愛宕農業者トレーニングセンター			 体育室
南都田地区センター	 調理室、研修室、交流室、和室、会議室1、会議室2、会議室3		体育館
北股地区センター	会議室		本育館(屋内運動場) 本育館(屋内運動場)
南股地区センター	会議室		本育館(屋内運動場) 体育館(屋内運動場)
衣川地区センター		集会室	作月応〈圧!**1) 左列物/
衣里地区センター	小云磯至、城修至、調理夫百至 集会室1、集会室2、集会室3、和室、調理室	本女土 	
4、王地区でファー	未女王!、未女王2、未女王9、仰王、神理羊	1	

-1-

(2) 地区センター関係以外の施設

ア これまでも集会施設の区分とされていた施設

名称	適用区分 1	適用区分 2	適用区分3
後藤伯記念公民館	日本間、会議室		ホール
衣川セミナーハウス	和室		ホール
しもやなぎ交流館	多目的ホール、調理実習室、和室、研修室		
小黒石自然体験交流館	多目的ホール、調理実習室、和室、いきいきルーム、ユニバーサルホール、会議室		
胆沢水の郷未来館	研修室、体験交流室、農産物加工実習室、ふれあい展示ホール		文化・スポーツホール
上笹森交流館	多目的ホール、和室、調理実習室		
新里地区振興会館	会議室、集会室、調理実習室		
江刺農業活性化センター	文化総合研修室	担い手研修室	
胆沢トレーニング農場セミナーハウス	和室1、和室2、和室3、和室4		
奥州湖交流館		会議室	
奥州市まちなか交流館	会議室		イベントスペース
白鳥地区防災センター	集会室、和室、調理室		

イ 今回より新たに集会施設の区分に加える施設

<u>イ 今回より新たに集会施設</u> 名称	適用区分 1	適用区分2	適用区分3
江刺ターミナルプラザ	市民ラウンジ、会議室	多目的ホール、イベント広場	
水沢地域交流館	会議室		サロン
江刺生涯学習センター	研修室201、202、203、204、205		
江刺西体育館	会議室、研修室、ミーティングルーム		体育室
瀬原交流館	多目的ホール(和室)、小ホール(和室)、調理室、多目的室(洋室)、図書館		
江刺高齢者生産活動センター	休息室	ホール	集会室
江刺保健センター	集団指導室、会議室、集会室、相談室、栄養指導室		
前沢健康管理総合センター	会議室、和室、栄養指導実習室	多目的ホール、こども広場	
衣川保健福祉センター	栄養指導室、会議室、団体活動室、相談室、ふれあいルーム	多目的ホール	
健康増進プラザ悠悠館	調理室、研修室、悠悠の間		ふれあいホール
鋳物技術交流センター	デザイン室、第二研修室	第一研修室	
江刺産業技術交流センター	和室研修室、小研修室 1、小研修室 2、小研修室 3	大研修室、技術研修室	
前沢勤労者研修センター	研修室3		研修室1、研修室2
水沢勤労者体育館			体育室
江刺観光物産センター	会議室		

2 使用料単価、区分の見直し案

	施設值	吏用料	付加使用料			
区分	午後5時まで	午後5時以降	冷房	暖房	ガスコンロ又 は電磁調理器	照明
適用区分 1	200円	300円	100円	100円	100円	0円
適用区分 2	400円	600円	200円	200円		0円
適用区分3	800円	1,200円	200円	200円		200円

現行

- 1 施設使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に30分以上の端数が生じた場合は、1時間として計算する。ただし、ガスコンロ及び電磁調理器に係る付加使用料は、使用時間にかかわらず、定額とする。
- 2 体育室、体育館、多目的ホール、講堂及び軽運動場のそれぞれの2分の1を区分利用する場合のセンターの施設使用料及び付加使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。
- 3 営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。
- 4 減免により施設使用料及び付加使用料を合算した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

		付加使用料				
区分	施設使用料	冷房	暖房	ガスコンロ又は 電磁調理器	照明	
適用区分 1	300円	100円	100円	100円	0円	
適用区分2	600円	200円	200円		0円	
適用区分3	1, 200円	200円	200円		200円	

- 1 施設使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に30分以上の端数が生じた場合は、1時間として計算する
- 2 体育室、体育館、多目的ホール、講堂及び軽運動場のそれぞれの2分の1を区分利用する場合のセンターの施設使用料及び付加使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。
- 3 営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合のセンターの施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。
- 4 市外の者が使用する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

施設使用料見直し資料 (文化会館)

1 対象施設

(1)	奥州市文化会館	•••	2
(2)	江刺体育文化会館		3
(3)	前沢ふれあいセンター		4
(4)	 田沢文化創造センター		5

(1) 奥州市文化会館

					使用	料		
区分				午前9時から			時から	午後5時か
			午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時ま
大ホール	入場料を徴収しな	土曜日及び休日	24, 900円	46, 800円	82, 900円	27, 100円	65, 400円	45, 600
L	い場合	その他の日	21, 400円	40, 500円	68, 900円	23, 700円	53, 700円	36, 00
	1,000円以下の入場	土曜日及び休日	32, 800円	63, 000円	108, 100円	37, 200円	84, 900円	57, 20
1,	料を徴収する場合	その他の日	28, 300円	52, 900円	90, 500円	30, 500円	70, 300円	47, 70
	1,000円を超え3,000	土曜日及び休日	43, 100円	78, 300円	134, 100円	44, 000円	103, 200円	70, 70
	円以下の入場料を徴 収する場合	その他の日	34, 000円	64, 000円	109, 100円	37, 200円	84, 900円	57, 20
	3,000円を超え5,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び休日	49, 700円	91, 900円	158,000円	52, 500円	122, 500円	83, 70
	収する場合	その他の日	40, 700円	76, 200円	131, 400円	44,000円	102, 500円	69, 90
	5,000円を超える入	土曜日及び休日	56, 500円	106, 500円	182, 500円	61, 900円	142, 400円	96, 40
	場料を徴収する場合	その他の日	47, 400円	88, 400円	151, 900円	50, 900円	118, 200円	80, 50
トホール	入場料を徴収しな	土曜日及び休日	16, 300円	30,600円	54, 400円	17, 800円	42, 900円	29, 90
84	い場合	その他の日	14, 000円	26, 500円	45, 100円	15, 500円	35, 100円	23, 60
	1,000円以下の入場	土曜日及び休日	21, 500円	41, 300円	70, 800円	24, 400円	55, 700円	37, 50
	料を徴収する場合	その他の日	18, 500円	34, 600円	59, 300円	20,000円	46, 100円	31, 30
	1,000円を超え3,000	土曜日及び休日	28, 200円	51, 300円	87, 800円	28, 800円	67, 600円	46, 40
	円以下の入場料を徴 収する場合	その他の日	22, 300円	42,000円	71, 500円	24, 400円	55, 700円	37, 50
	3,000円を超え5,000	土曜日及び休日	32, 600円	60, 300円	103, 600円	34, 400円	80, 300円	54, 90
	円以下の入場料を徴	その他の日	26, 600円	49, 800円	86,000円	28, 800円	67, 100円	45, 80
	収する場合 5,000円を超える入	土曜日及び休日	37, 000円	69, 800円	119, 600円	40, 600円	93, 400円	63, 20
	場料を徴収する場合	その他の日	31,000円	57, 900円	99,600円	33, 400円	77, 500円	52, 80
		土曜日及び休日		·				
□ホール 04	入場料を徴収しない場合		8, 300円	15, 300円	25, 500円	8,800円	19,500円	12, 90
	1,000円以下の入場	その他の日 土曜日及び休日	5, 500円 8, 800円	10,500円	18,700円	6, 200円	14,800円	10, 30
	料を徴収する場合		7, 200円	16,800円	29, 400円	9,900円	23, 300円	16, 00
	1,000円を超え3,000	その他の日 土曜日及び休日	,	13, 700円	24,000円	8,100円	18,900円	13, 00
	円以下の入場料を徴		15, 900円	29, 200円	49,600円	16,600円	38, 200円	25, 90
	収する場合	その他の日	11, 100円	21, 100円	37, 500円	12, 400円	29, 700円	20, 70
	3,000円を超え5,000	土曜日及び休日	19, 300円	35, 200円	59, 700円	19, 900円	45, 900円	31, 10
	円以下の入場料を徴収する場合	その他の日	13, 300円		44, 700円	14, 500円	35, 400円	24, 90
	5,000円を超える入	土曜日及び休日	22, 600円	,	69, 900円	23, 300円	53, 700円	
	場料を徴収する場合	その他の日	15, 500円	28,800円	54, 800円	16, 600円	41, 100円	29, 10
中ホール00	入場料を徴収しない場合	/	4, 500円	8, 600円	12,000円	4, 700円	10, 500円	7, 50
	1,000円以下の入 場料を徴収する場 合	/	4, 900円	9, 300円	13, 400円	5, 200円	11, 700円	8, 20
	1,000円を超える 入場料を徴収する 場合	/	8, 300円	15, 700円	22, 500円	8, 800円	19, 600円	13, 90
美 示室	入場料を徴収しな い場合	/	3, 700円	7,000円	10,000円	3, 900円	8, 700円	6, 20
	1,000円以下の入 場料を徴収する場 合	/	4, 100円	7, 700円	11, 100円	4, 300円	9, 700円	6, 80
	1,000円を超える入 場料を徴収する場合	/	6, 900円	13,000円	18, 700円	7, 300円	16, 300円	11, 50
/ハーサル <u>:</u>		/	4, 200円	7, 500円	12, 800円	4, 200円	9,800円	6, 70
打会議室		/	1,600円	2, 900円	4, 400円	1,600円	3,600円	2, 20
第2会議室		/	1,600円	2, 900円	4, 400円	1,600円	3,600円	2, 20
91楽屋		/	1, 100円	1, 900円	3, 300円	1, 100円	2, 500円	1, 70
第2楽屋		/	800円	1, 400円	2, 300円	800円	1,800円	1, 20
第3楽屋		/	1, 100円	1, 900円	3, 300円	1, 100円	2,500円	1, 70
第4楽屋		/	800円	1, 400円	2, 300円	800円	1,800円	1, 20
第5楽屋		/	800円	1, 400円	2, 300円	800円	1,800円	1, 20
第1練習室		/	1, 300円	2, 400円	4, 100円	1, 400円	3, 200円	2, 20
第2練習室		/	1, 100円	2, 000円	3, 400円	1, 200円	2, 700円	1, 80
第3練習室		/	900円	1, 700円	2, 900円	1,000円	2, 300円	1, 60
<u> </u>		/	1,000円	1,800円	2, 900円	1,000円	2, 200円	1, 50
第2和室		/	1, 100円	1, 900円	3, 300円	1, 100円	2, 500円	
第3和室		/	700円	1, 200円	2, 100円	700円	1,600円	
	 ジ	•	1001 1	1, 2001]	3,000円		1, 0001 1	1, 1

区分								
	区方		左後1m++		左後10m+士云			午後5時から
	1 1日小! ナ // // // ナ // // // // // // // // //	土曜日及び休日	午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで		午後10時まで	午後10時まで
大ホール 1500	入場料を徴収しな い場合		27, 300円	51,300円	,	29,800円	71,900円	50, 100P
300		その他の日	23, 500円	44, 500円	75, 700円	26,000円	59,000円	39, 600P
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	36,000円	69, 200円	118, 800円	40, 900円	93, 400円	62, 900F
		その他の日	31, 100円	58, 100円	99, 400円	33, 500円	77, 300円	52, 400F
	1,000円を超え3,000	土曜日及び休日	47, 400円	86, 200円	147, 400円	48, 400円	113, 400円	77, 700F
	円以下の入場料を徴 収する場合	その他の日	37, 400円	70, 400円	120, 000円	40, 900円	93, 400円	62, 900F
3,000円を超え5,0	3,000円を超え5,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び休日	54, 600円	101,000円	173, 600円	57, 700円	134, 700円	92, 000F
	収する場合	その他の日	44, 700円	83, 700円	·	48, 400円	112,600円	76, 800F
	5,000円を超える入場	土曜日及び休日	62, 100円	117, 000円	200, 600円	68, 000円	156, 600円	106, 000F
	料を徴収する場合	その他の日	52, 100円	97, 200円	167, 000円	55, 900円	129, 900円	88, 500F
大ホール	入場料を徴収しな	土曜日及び休日	17, 900円	33, 600円	59, 600円	19, 500円	47, 000円	32, 800F
984	い場合	その他の日	15, 400円	29, 100円	49, 500円	17, 000円	38, 600円	25, 900F
	1,000円以下の入場料	土曜日及び休日	23, 600円	45, 300円	77, 800円	26, 800円	61, 200円	41, 200F
	を徴収する場合	その他の日	20, 300円	38,000円	65, 100円	22, 000円	50, 700円	34, 400F
	1,000円を超え3,000	土曜日及び休日	31,000円	56, 300円	96, 500円	31,600円	74, 300円	51, 000F
	円以下の入場料を徴 収する場合	その他の日	24, 500円	46, 100円		26, 800円	61, 200円	41, 200F
	3,000円を超え5,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び休日	35, 800円	66, 200円	113, 800円	37, 800円	88, 200円	60, 300F
	収する場合	その他の日	29, 200円	54, 700円	94, 400円	31, 600円	73, 700円	50, 300F
	5,000円を超える入場	土曜日及び休日	40, 700円	76, 700円	131, 500円	44, 600円	102, 600円	69, 500F
	料を徴収する場合	その他の日	34, 100円	63, 700円	109, 400円	36, 700円	85, 200円	58, 000F
中ホール	入場料を徴収しな	土曜日及び休日	9, 100円	16,800円	27, 800円	9, 600円	21, 300円	14, 100F
504	い場合	その他の日	6, 000円	11,500円	20, 400円	6, 800円	16, 200円	11, 300F
	1,000円以下の入場料	土曜日及び休日	9, 600円	18, 300円	32, 300円	10, 800円	25, 500円	17, 600F
	を徴収する場合	その他の日	7, 900円	15, 100円	26, 400円	8, 900円	20, 800円	14, 300F
	1,000円を超え3,000	土曜日及び休日	17, 400円	32,000円	54, 400円	18, 200円	41, 900円	28, 400F
	円以下の入場料を徴	その他の日	12, 200円	23, 200円	41, 200円	13, 600円	32, 600円	20, 4001 22, 700F
	収する場合		·	·		,		, .
	3,000円を超え5,000	土曜日及び休日	21, 200円	38, 700円	65, 600円	21, 800円	50, 400円	34, 200F
	円以下の入場料を徴 四オる場合	その他の日	14, 600円	27, 400円	49, 100円	15, 900円	38, 800円	27, 300F
	5,000円を超える入場	土曜日及び休日	24, 800円	45, 300円	76, 800円	25, 600円	59,000円	40, 000F
	料を徴収する場合	その他の日	17, 000円	31,600円	57, 100円	18, 200円	45, 100円	
中ホール00	入場料を徴収しな い場合	/	4, 900円	9,000円	15, 400円	5, 100円	11, 900円	8, 200F
	1,000円以下の入場 料を徴収する場合	/	5, 300円	9, 900円	17,000円	5, 700円	13, 200円	9, 000F
	1,000円を超える入 場料を徴収する場 合	/	9, 100円	16, 800円	28, 800円	9, 600円	22, 300円	15, 200F
展示室	入場料を徴収しな い場合	/	4, 000円	7, 300円	12, 700円	4, 200円	9, 900円	6, 800F
	1,000円以下の入場 料を徴収する場合	/	4, 500円	8, 200円	14, 100円	4, 700円	10,800円	7, 400F
	1,000円を超える入場 料を徴収する場合	/	7, 500円	13, 900円	23, 800円	8,000円	18, 500円	12, 600F
Jハーサル:		/	4, 620円	8, 300円	14, 100円	4, 620円	10, 700円	7, 370F
第1会議室		/	1, 760円	3, 100円	5,000円	1, 760円	3, 700円	2, 420F
第2会議室		/	1, 760円	3, 100円	5,000円	1, 760円	3, 700円	2, 420F
第1楽屋		/	1, 210円	2, 100円	3,600円	1, 210円	2, 700円	1, 870F
第2楽屋		/	880円	1,500円	2, 600円	880円	1, 900円	1, 320F
第3楽屋		/	1, 210円	2, 100円	3, 600円	1, 210円	2, 700円	1, 870
第4楽屋		/	880円	1,500円	2, 600円	880円	1, 900円	1, 320F
第5楽屋		/	880円	1,500円	2,600円	880円	1, 900円	1, 320F
第1練習室		/	1, 430円	2,600円	4, 500円	1, 540円	3, 500円	2, 420F
第2練習室		/	1, 210円	2, 200円	3,800円	1,320円	2,900円	1, 980
第3練習室		/	990円	1,800円	3, 200円	1,100円	2,500円	1, 760F
第1和室		/	1, 100円	1, 900円	3, 200円	1, 100円	2, 400円	
第2和室		/	1, 210円	2, 100円	3,600円	1, 210円	2, 700円	
第3和室		/	770円	1, 300円	2, 300円	770円	1, 700円	1, 210
野外ステー	*;	/	/	/	3, 300円	/	/	/

「大ホール1500」とは、大ホール全席を使用する場合、「大ホール984」とは、大ホール2階席を閉鎖し、1階席のみを使用する場合、 「中ホール00」とは、中ホールを展示の目的で使用する場合、「中ホール504」とは、「中ホール00」として使用する場合以外の場合をい

現行

- 「入場料」とは入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3 日をいう。
- [国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]
- 6 大ホール、中ホール及び展示室において、入場料を徴収しないが、営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホール1500、 大ホール984及び中ホール504については5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の110を乗じて得た額とし、中ホール00及び 展示室については1,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の600を乗じて得た額とする。
- リハーサル室、会議室、練習室、和室及び屋外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利宣伝その他これらに類する目的で使用する 場合は、既定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 8 大ホール、中ホール504の舞台、中ホール00及び展示室を専ら準備、撤去又は練習のため使用する場合は、既定の使用料に100分の50を乗 じて得た額とする。
- 9 楽屋は、大ホール及び中ホール504を使用する場合のみ使用できるものとする。
- 10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及 び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から 午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後5時から午後10時までの使用料の額の1時間当たりの額に100分の250を乗じて得た額とす る。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- この表により算出した区分ごとの使用料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

- 見直し案
- 「大ホール1500」とは、大ホール全席を使用する場合、「大ホール984」とは、大ホール2階席を閉鎖し、1階席のみを使用する場 「中ホール00」とは、中ホールを展示の目的で使用する場合、「中ホール504」とは、「中ホール00」として使用する場合以外の場 合をいう。
- 「入場料」とは入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1
- 「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]
- 6 大ホール、中ホール及び展示室において、入場料を徴収しないが、営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホール 1500、大ホール984及び中ホール504については5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の110を乗じて得た額とし、中 ホール00及び展示室については1,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の600を乗じて得た額とする。
- 7 リハーサル室、会議室、練習室、和室及び屋外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利宣伝その他これらに類する目的で使用 する場合は、既定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 8 大ホール、中ホール504の舞台、中ホール00及び展示室を専ら準備、撤去又は練習のため使用する場合は、既定の使用料に100分の50 を乗じて得た額とする。
- 9 楽屋は、大ホール及び中ホール504を使用する場合のみ使用できるものとする。
- 10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場 合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午 後5時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後5時から午後10時までの使用料の額の1時間当たりの額に100分の250を乗じて 得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- この表により算出した区分ごとの使用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(2) 江刺体育文化会館

現行

時間区分\使用施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	全日
ホール	9, 270円	12, 360円	16, 480円	30, 900円
会議室	515円	515円	515円	1, 236円
第1楽屋	515円	515円	515円	1, 236円
第2楽屋	515円	515円	515円	1, 236円
第3楽屋	515円	515円	515円	1, 236円

- 1 使用者が入場料を徴収する場合(会費、寄附金及び負担金等の料金徴収を含む。)の使用料は、使用料に次に掲げる入場料の額の区分に応 じた割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- (1) 500円を超え、1,000円未満 3割
- (2) 1,000円以上2,000円未満 5割
- 2.000円以上3.000円未満 7割
- 3 000円以上 10割
- 2 入場料は徴収しないが、商店の宣伝、展示等営利を目的として使用する場合の使用料は、倍額とする。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時まで使用する場合の使用料は、各時間区分の使用料を合算した額とする。
- やむを得ない理由で時間区分を繰上げ又は超えて使用する場合の使用料は、当該時間区分に係る1時間当たりの額に使用時間数を乗じて 得た額(円未満切捨て)とする。ただし、午前9時以前又は午後10時以降の使用料は、午後6時から午後10時までの時間区分の使用料の1時間当たりの額に使用時間数を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。
- 5 4の場合において、繰上げ又は超えて使用する時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切捨てとする。
- 6 ホールの舞台を専ら練習、準備、撤去等のために使用する場合の使用料は、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

			使月	月料		
区分		午前9時から		午後1	時から	午後6時から
	午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後10時まで
ホール 入場料を徴収しない場合	9, 900円	23, 100円	33,000円	13, 200円	30, 800円	17, 600円
1,000円以下の入場料を徴収する 場合	12, 800円	30,000円	42, 900円	17, 100円	40, 000円	22, 800円
1,000円を超え2,000円以下の入場 料を徴収する場合	14,800円	34, 600円	49, 500円	19, 800円	46, 200円	26, 400F
2,000円を超え3,000円以下の入場 料を徴収する場合	17,800円	41, 500円	59, 400円	23, 700円	55, 400円	31, 600円
3,000円を超えるの入場料を徴収 する場合	19, 800円	46, 200円	66, 000円	26, 400円	61, 600円	35, 200円
会議室(1時間につき)	300円					
第1楽屋	550円	1, 100円	1,650円	550円	1, 100円	550F
第2楽屋	550円	1, 100円	1,650円	550円	1, 100円	550P
第3楽屋	550円	1, 100円	1,650円	550円	1, 100円	550F
1 「λ悍料」とけ入悍料 全費その他名称の	ひか / ナ胆もず	このはしにっ	つき入場の対価。	レーテ独加士ス	全銭をいう	

- 「入場料」とは入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用 料の額と同額とする。
- 5 会議室、楽屋において入場料を徴収し、又は営利宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、既定の使用料に100分の200を乗 じて得た額とする。
- ホールの舞台を専ら練習、準備、撤去等のために使用する場合の使用料は、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合 及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5 時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後5時から午後10時までの使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。こ の場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 8 この表により算出した区分ごとの使用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

ホー	שיוו	体 E	田料

小 ルの反用杯							
区分			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		
ホール	場合又は1,000円未		9, 600円	9, 600円	12,000円		
	満の入場料を徴収す る場合	その他の日	8,000円	8,000円	10,000円		
	1,000円以上2,000円 未満の入場料を徴収	土曜日及び休 日	14, 400円	14, 400円	18,000円		
	する場合	その他の日	12,000円	12,000円	15, 000円		
	2,000円以上3,000円 未満の入場料を徴収	土曜日及び休 日	17, 300円	17, 300円	21,600円		
する場合	する場合	その他の日	14, 400円	14, 400円	18,000円		
	3,000円以上の入場 料を徴収する場合	土曜日及び休 日	19, 200円	19, 200円	24, 000円		
		その他の日	16,000円	16,000円	20,000円		

1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日までの日をいう。

現行

- 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 6 冷暖房を使用する場合は、入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセントに相当する額を加管した額とする
- 7 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から
	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで
第1楽屋	500円	500円	750円
第2楽屋	500円	500円	750円
第3楽屋	500円	500円	750円
リハーサル室	500円	500円	750円
第1研修室	500円	500円	750円
第2研修室	500円	500円	750円
第1和室	500円	500円	750円
第2和室	500円	500円	750円
ホワイエ	500円	500円	750円
エントランスホール	500円	500円	750円

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

					使月	用料		
	区分			午前9時から		午後11	時から	午後5時から
			午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
ホール	入場料を徴収しな い場合	土曜日及び 休日	10, 500円	21,000円	34, 100円	10, 500円	23, 600円	13, 100円
		その他の日	8,800円	17, 600円	28, 600円	8, 800円	19, 800円	11, 000円
	1,000円以下の入場料 を徴収する場合	土曜日及び 休日	13, 600円	27, 300円	44, 300円	13, 600円	30,600円	17, 000円
		その他の日	11, 400円	22, 800円	37, 100円	11, 400円	25, 700円	14, 300円
	1,000円を超え2,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び 休日	15, 700円	31,500円	51, 100円	15, 700円	35, 400円	19, 600円
	収する場合	その他の日	13, 200円	26, 400円	42, 900円	13, 200円	29, 700円	16, 500円
	2,000円を超え3,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び 休日	18, 900円	37, 800円	61,300円	18, 900円	42, 400円	23, 500円
	収する場合	その他の日	15, 800円	31,600円	51, 400円	15, 800円	35, 600円	19,800円
	3,000円を超える入場	土曜日及び	21,000円	42,000円	68, 200円	21,000円	47, 200円	26, 200円
	料を徴収する場合	その他の日	17, 600円	35, 200円	57, 200円	17, 600円	39, 600円	22, 000円
第1楽屋		/	550円	1, 100円	1, 900円	550円	1, 300円	820円
第2楽屋		/	550円	1, 100円	1, 900円	550円	1, 300円	820円
第3楽屋		/	550円	1, 100円	1, 900円	550円	1, 300円	820円
リハーサル	/室(1時間につき)	/			300)円		
第1研修室	(1時間につき)	/			300)円		
第2研修室	(1時間につき)	/			300)円		
第1和室(1時間につき)	/			300)円		
第2和室(1時間につき)	/			300)円		
ホワイエ	(1時間につき)	/			300)円		
エントラン	スホール(1時間につき)	/			300)円		
野外ステー	-ジ	/	/	/	3, 300円	/	/	/

- 1 「入場料」とは入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 4 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- [国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]
- 5 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。 6 リハーサル室、研修室、和室、ホワイエ、エントランスホールにおいて、入場料を徴収し、又は営利宣伝その他これらに類する目的
- で使用する場合は、既定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。 7 ホールを専ら準備、撤去又は練習のため使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、既定の使用料に100分の50を乗じて得た
- / ホールを専ら準備、撤去又は練習のため使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、既定の使用料に100分の50を乗じて得た 額とする。 8 冷暖房を使用する場合は、使用料が1時間あたりの施設については1時間110円、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料
- の額の100分の50に相当する額、楽屋は使用料の額の100分の50に相当する額を加算した額とする。 9 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後5時までの、午後5時までの、午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時までの、午後5
- 9 使用時間がやむを得ない理由によりめらかしめ計可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合 及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5 時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 10 この表により算出した区分ごとの使用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

現行

	区分		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
大ホール	入場料を徴収しない 場合又は1,000円未	土曜日及び休 日	9, 000円	15,000円	16,000円
	満の入場料を徴収す る場合	その他の日	7, 500円	13,000円	13, 500円
	1,000円以上2,000円 未満の入場料を徴収	土曜日及び休 日	13, 500円	23, 000円	24, 000円
	する場合	その他の日	11, 500円	19, 500円	20,000円
	2,000円以上4,000円 未満の入場料を徴収	土曜日及び休 日	16, 500円	27, 500円	29, 000円
	する場合	その他の日	14, 000円	23, 500円	24, 500円
	4,000円以上の入場 料を徴収する場合	土曜日及び休 日	18, 000円	30, 500円	32, 000円
		その他の日	15, 500円	26,000円	27, 000円
小ホール	入場料を徴収しない 場合又は500円未満	土曜日及び休 日	3,000円	5, 000円	5, 500円
	の入場料を徴収する 場合	その他の日	2, 000円	4, 000円	4, 500円
	500円以上1,000円未 満の入場料を徴収す	土曜日及び休 日	4, 500円	7, 500円	8, 500円
	る場合	その他の日	3, 500円	6,000円	7, 000円
	1,000円以上2,000円 未満の入場料を徴収	土曜日及び休 日	5, 000円	9, 000円	10,000円
	する場合	その他の日	4, 000円	7, 000円	8,000円
	2,000円以上の入場 料を徴収する場合	土曜日及び休 日	6,000円	10,000円	11,000円
		その他の日	4, 500円	8,000円	9,000円
ホール以外 の室	楽屋1		500円	800円	1,000円
	楽屋2		400円	700円	900円
	楽屋3		300円	500円	600円
	主催者控室		300円	500円	600円
	楽屋2 楽屋3		300円	500円	600円
			700円	1, 300円	1,600円
	シャワー室		300円	500円	500円
	スタジオルーム(18	寺間につき)	300円	400円	500円
	和室会議室		500円	800円	1,000円
	研修室1		9,000円 15,000円 16,000円 7,500円 13,000円 13,500円 13,500円 13,500円 13,500円 13,500円 11,500円 19,500円 20,000円 16,500円 27,500円 29,000円 14,000円 23,500円 24,500円 18,000円 30,500円 32,000円 15,500円 26,000円 27,000円 3,000円 4,000円 4,500円 4,500円 7,500円 3,500円 7,000円 10,000円 10,000		
	研修室2		400円	700円	900円

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日 及び同月3日をいう。
- 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、大ホールについては4,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とし、小ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 6 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においては、時間計算を行うものとする。
- 7 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、大ホールについては入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料、小ホールについては入場料を徴収しない場合又は500円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 8 冷暖房を使用する場合は、大ホールについては入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の50パーセント、小ホールについては入場料を徴収しない場合又は500円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセント、ホール以外の室については使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 9 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時以降の時は午後5時から午後9時までの、午前9時から正午までのときは午前9時から正午までの、正午時から午後5時までのときは正午から午後5時までの、午後5時から午後9時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 10 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

			I			 月料		
1	区分			午前9時から	-	午後1	時から	午後5時から
			午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
大ホール	入場料を徴収しな い場合	土曜日及び 休日	13, 200円	26, 400円	42, 900円	13, 200円	29, 700円	16, 500円
	22.1	その他の日	11,000円	22, 000円	35, 700円	11,000円	24, 700円	13, 700円
	1,000円以下の入場 料を徴収する場合	土曜日及び 休日	17, 100円	34, 300円	55, 700円	17, 100円	38, 600円	21, 400円
1		その他の日	14, 300円	28, 600円	46, 400円	14, 300円	32, 100円	17, 800円
	1,000円を超え2,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び 休日	19, 800円	39, 600円	64, 300円	19, 800円	44, 500円	24, 700円
1	収する場合	その他の日	16,500円	33,000円	53, 500円	16, 500円	37, 000円	20, 500円
	2,000円を超え3,000 円以下の入場料を徴	土曜日及び 休日	23, 700円	47, 500円	77, 200円	23, 700円	53, 400円	29, 700円
1	収する場合	その他の日	19,800円	39, 600円	64, 200円	19,800円	44, 400円	24, 600円
	3,000円を超える入場 料を徴収する場合	土曜日及び 休日	26, 400円	52, 800円	85, 800円	26, 400円	59, 400円	33, 000円
		その他の日	22, 000円	44, 000円	71, 400円	22, 000円	49, 400円	27, 400円
小ホール	入場料を徴収しない 場合又は500円以下の	土曜日及び 休日	4, 400円	8, 800円	14, 800円	4, 400円	10, 400円	6, 000円
	入場料を徴収する場 合	その他の日	2, 900円	6, 400円	11, 300円	3, 500円	8, 400円	4, 900円
	500円を超え1,000円 以下の入場料を徴収	土曜日及び 休日	6, 600円	13, 200円	22, 200円	6,600円	15, 600円	9, 000円
1	する場合	その他の日	4, 300円	9,600円	16, 900円	5, 200円	12, 600円	7, 300円
	1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴	土曜日及び 休日	7, 900円	15, 800円	26, 600円	7, 900円	18, 700円	10, 800円
	収する場合	その他の日	5, 200円	11,500円	20, 300円	6, 300円	15, 100円	8, 800円
	2,000円を超える入場 料を徴収する場合	土曜日及び 休日	8, 800円	17, 600円	29, 600円	8,800円	20, 800円	12, 000円
		その他の日	5,800円	12,800円	22, 600円	7,000円	16,800円	9, 800円
ホール以外	楽屋1		700円	1, 400円	2,500円	700円	1, 800円	1, 100円
の室	楽屋2		570円	1, 100円	2, 100円	610円	1, 600円	990円
1	楽屋3		440円	800円	1,500円	440円	1, 100円	660円
	主催者控室		440円	800円	1,500円	440円	1, 100円	660円
	楽屋事務室		440円	800円	1,500円	440円	1, 100円	660円
	作業室兼控室		1,010円	2, 100円	3, 900円	1, 140円	2, 900円	1, 760円
	シャワー室		440円	800円	1,400円	440円	900円	
	スタジオルーム(1時		330円			440円		550円
	和室会議室(1時間に				300			
	研修室1(1時間につき				300			
	研修室2(1時間につる				300			
	創作室(1時間につき	.)	750		300			
	大ホールホワイエ		750円	1,500円	2,500円	750円	1, 700円	1, 000円

- 1 「入場料」とは入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 4 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1 月3日をいう。
- [国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]
- 5 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、大ホールについては3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とし、小ホールについては2,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 6 和室会議室、研修室において、入場料を徴収し、又は営利宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、既定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 7 大ホール、小ホールを専ら準備、撤去又は練習のため使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、既定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 8 楽屋は、大ホール及び小ホールを使用する場合のみ使用できるものとする。
- 9 冷暖房を使用する場合は、使用料が1時間あたりの施設については1時間110円、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の100分の50に相当する額、楽屋、主催者控室、楽屋事務室、作業室兼控室及び大ホールホワイエは使用料の額の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 11 この表により算出した区分ごとの使用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

施設使用料見直し資料(スポーツ施設)

-	ı	忟	吞	+/-	≅π
		ΧVI	*	лн	Ξ₩

V.1 :	外心以			
(1)	体育館		(4) 多目的広場	
ア	奥州市ふれあいの丘公園体育館	··· 2	ア 奥州市ふれあいの丘公園多目的運動広場	13
1	水沢体育館	3	イ 胆沢川桜づつみ広場	13
ウ	江刺中央体育館	··· 4	ウ 前沢スポーツセンターグラウンド	··· 14
エ	江刺西体育館	4	エ 江刺カルチュアパーク多目的広場	··· 14
才	前沢いきいきスポーツランド前沢B&G海洋センター体育館	··· 5	才 旧東水沢中学校屋外運動場	15
カ	前沢グリーンアリーナ	··· 5	(5) プール	
+	前沢スポーツセンター	··· 6	ア 前沢いきいきスポーツランドB&G海洋センタープール	··· 16
ク	胆沢総合体育館	··· 6	イ 大鐘公園市民プール	··· 16
ケ	衣川社会体育館	7	ウ 胆沢プール	16
⊐	旧東水沢中学校体育館	7	(6) その他	
(2)	野球場		ア 胆沢農村広場テニスコート	17
ア	胆沢野球場	8	イ 前沢いきいきスポーツランドテニスコート	17
1	前沢いきいきスポーツランド野球場	8	ウ 前沢グリーンアリーナテニスコート	17
ウ	衣川野球場	9	エ 水沢公園テニスコート	17
ェ	水沢公園野球場	9	オ 江刺カルチュアパークテニスコート	18
オ	江刺中央運動公園野球場	··· 10	カー胆沢農村広場相撲場	18
カ	根岸公園野球場	··· 10	キー水沢公園相撲場	··· 18
(3)	陸上競技場		ク 前沢いきいきスポーツランドパークゴルフ場	··· 18
ア	胆沢陸上競技場	··· 11	ケ 奥州市ふれあいの丘公園パークゴルフ場	··· 18
1	水沢公園陸上競技場	··· 11	コ 胆沢川桜づつみ広場グランドゴルフ場兼パークゴルフ場	··· 19
ウ	江刺中央運動公園陸上競技場	··· 11	サー水沢武道館	··· 19
エ	前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド	··· 12	シー江刺武道館	··· 19
			スの衣川柔剣道場	20
			セー水沢弓道場	20
			ソ 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォール	20

-1-

2 施設ごとの使用料単価、区分の見直し案

(1) 体育館

ア 奥州市ふれあいの丘公園体育館

貸切り使用	1時間までご	とに			I 1 533	^ 1				
					土曜	日及び休日以外	の日	土	曜日及び休日	
		使用区分	}		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで		午前9時から 午後1時まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時だ ら午後9時 まで
メインア リーナ			ポーツ、サーク クリエーション	児童及び生徒	1, 440円	1,800円	2, 160円	1,800円		
	合	に使用する場	合	一般	3,000円	3, 750円	4, 500円		4, 500円	5, 400
メリ サナ スープル会 ブル会 フル会 ブ		その他の催しに使用する場合		6,000円	7, 500円	9,000円	7, 500円	9,000円	10, 800	
				児童及び生徒	3,000円	3, 750円	4, 500円	3, 750円	4, 500円	5, 400
	収する場合 等	に使用する場		一般	6,000円	7, 500円	9,000円	7, 500円	,	
		その他の催し	に使用する場合	営利を目的と しない場合	9,000円	11, 250円	13, 500円	11, 250円	13, 500円	
ナ 4				営利を目的と する場合	18, 000円	22, 500円	27, 000円	22, 500円		
ナ 1	収しない場	ル活動又はレ	ポーツ、サーク クリエーション	児童及び生徒	320円	400円	480円	400円	480円	
	合	に使用する場		一般	640円	800円	960円	800円	960円	1, 150
1			に使用する場合	I	1, 280円	1,600円	1, 920円	1,600円	1, 920円	
	収する場合	ル活動又はレ	ポーツ、サーク クリエーション	児童及び生徒	640円	800円	960円	800円	960円	·
	等	に使用する場		一般 営利を目的と	1, 280円	1,600円	1, 920円	1, 600円	1, 920円	
		その他の催し	その他の催しに使用する場合		1, 920円	2, 400円	2, 880円	2, 400円	,	·
				営利を目的と する場合	3,840円	4, 800円	5, 760円	,	5, 760円	6, 910
会議室等	選手控室		アマチュアスポー に使用する場合	ーツ、サークル	·活動又はレク!	リエーション	1室につき100円			
			その他の催しに	使用する場合			1室につき200円			
	会議室		アマチュアスポー に使用する場合	ーツ、サークル	活動又はレクリエーション 1室につき100円					
			その他の催しに	使用する場合			1室につき200F	"		
	ミーティン・	グルーム	アマチュアスポ に使用する場合		活動又はレク!	Jエーション	1室につき100F	円		
			その他の催しに	利用する場合			1室につき200F	9		
個人使用								-		
	一ナ及びサブ	ブアリーナ			児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場(こつき100円		
会議室等選手会議							6回で500円			
					一般	普通使用	1人1回の入場	こつき300円		
							6回で1,500円			
	グルーム				児童及び生徒		1人1回の入場(こつき100円		
						回数使用	6回で500円			
					一般	普通使用	1人1回の入場(こつき300円		
						回数使用	6回で1,500円			

現行

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類す
- る目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後の ときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 6 メインアリーナの2分の1若しくは3分の1又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は3分の1に相
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(1) 体育館使用料

		_ 1 ~			L n33 c	7 7 7 ° / L D N W		1	L 1931 CD 27 4 6 /4 F		
					土曜日	日及び休日以外	トの日	=	上曜日及び休日	<u> </u>	
		使用区分			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで		午前9時から 午後1時まで			
リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			スポーツ、サー 児童及び生徒 はレクリエー		1, 580円	1, 980円	2, 370円	1, 980円	2, 370円	2, 830円	
	合	ションに使用する場合		一般	3, 300円	4, 120円	4, 950円	4, 120円	4, 950円	5, 940円	
		その他の催し	/に使用する場合	<u></u>	6,600円	8, 250円	9, 900円	8, 250円	9, 900円	11,880円	
			、ポーツ、サー	児童及び生徒	3, 300円	4, 120円	4, 950円	4, 120円	4, 950円	5, 940円	
リー・ サナ マア マンター マア マンター マンター マンター		クル活動又は ションに使用		一般	6, 600円	,	,	,	9, 900円	,	
		その他の催し 合	に使用する場	営利を目的と しない場合	9, 900円	,	14, 850円	12, 370円	14, 850円		
				営利を目的と する場合	19, 800円	24, 750円	29, 700円	24, 750円	29, 700円	35, 640円	
		アマチュアス クル活動又は	、ポーツ、サー レクリエー	児童及び生徒	350円	440円	520円	440円	520円	620円	
	合	ションに使用	する場合	一般	700円	880円	1, 050円	880円	1, 050円	1, 260円	
		1	んに使用する場合	合	1, 400円	1, 760円	,	,	2, 110円		
		アマチュアス クル活動又は		児童及び生徒	700円	880円			1, 050円		
	等	ションに使用		一般	1, 400円	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	2, 110円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		その他の催し 合	に使用する場	営利を目的と しない場合	2, 110円	,		2, 640円	3, 160円	3, 790円	
				営利を目的と する場合	4, 220円	,	,	,	6, 330円	7, 600円	
会議室等	選手控室		アマチュアスポ に使用する場合		レ活動又はレク	リエーション	1室につき110	円			
		· ·	その他の催しに	使用する場合			1室につき220	円			
	会議室		アマチュアスポ に使用する場合		レ活動又はレク	リエーション	1室につき110円				
		ļ.	その他の催しに	使用する場合			1室につき220	円			
会議室等選到会議	ミーティング		アマチュアスポ に使用する場合		レ活動又はレク	リエーション	1室につき110	円			
			その他の催しに	利用する場合			1室につき220	円			

個八使用			
メインアリーナ及びサブアリーナ	児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき110円
		回数使用	6回で550円
	一般	普通使用	1人1回の入場につき330円
		回数使用	6回で1,650円
トレーニングルーム	児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき110円
		回数使用	6回で550円
	一般	普通使用	1人1回の入場につき330円
		回数使用	6回で1,650円

- 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。 ただし、トレーニングルー ム又は附属設備に係る使用料を除く。
- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 3 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合を いい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう。
- 6 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後の ときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 7 メインアリーナの2分の1若しくは3分の1又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は3分の1に相
- 8 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 9 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 10 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

イ 水沢体育館

1 体育館使用料(ステージ及び控室を含む。) 全面使用の場 半面使用の場 貸切使用の | 入場料無料 | アマチュアスポーツ又はレク | 児童及び生徒 | 場合(1時間 の場合 | リエーション | 一般 | 200円 100円 400円 200円 その他 2,400円 1,200円 入場料有料 アマチュアスポーツ又はレク 児童及び生徒 600円 300円 の場合 リエーション 1,200円 600円 その他 6,000円 3,000円 個人使用の場合(1人1回の入場につき) 児童及び生徒 50円 100円

2 会議室使用料

	S成主义用作											
使用	区分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	正午から	午前9時から					
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで					
入場料無料 の場合	アマチュア スポーツ又 はレクリ エーション	100円	150円	200円	200円	200円	250円					
	その他	150円	250円	350円	350円	350円	450円					
入場料有料 の場合	アマチュア スポーツ又 はレクリ エーション	250円	400円	600円	600円	600円	800円					
1 1 1 1	その他	600円	800円	1, 100円	1, 100円	1,100円	1,500円					

1 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第2条に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び3日において貸切使用の場合のその他欄に該当する目的により使用する場合は、当該普通使用料の額の20パーセントに相当する額を加算して徴収する。 2 午前9時前又は午後9時後のときは午後5時から午後9時まで

現行

- の使用時間に係る使用料の額とする。
- 3 前日等に準備、撤去等のため使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する額(算出した額に10円未満の端数があるときは、その
- 端数を切り捨てた額)とする。 4 「入場料有料の場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料無料の場合」とはそれ以外の場合をいう。

		使用区分		使用料	附属施設及び設備の使用料
体育館	貸切り使用	1時間までごとに			
		アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	220円	照明設備 1時間までごとに全面300円
	合	ションに使用する場合	一般	440円	半面150円
		その他の催しに使用する場合	合	2, 640円	
	収する場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエー	児童及び生徒	660円	
	等	ションに使用する場合	1, 320H		
		その他の催しに使用する場合	dn -	6, 600円	
	個人使用の	場合(1人1回の入場につき)	児童及び生徒	50円	
			一般	110円	
会議室	入場料無料 の場合	アマチュアスポーツ、サーク レクリエーションに使用する。			1室につき160
		その他			1室につき270F
	入場料有料 の場合	アマチュアスポーツ、サーケレクリエーションに使用する			1室につき450
		その他			半面150円 1室につき160 1室につき270 1室につき450 1室につき910
	営利を目的				1室につき1,820

- 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、附属の施設及び設
- 2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合を いい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

- 4 体育館の2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

ウ 江刺中央体育館

			使用区分		使用料			使用区分		
貸切は田1	アリーナ	1 担当を独し	アマチュアスポーツ、サーク	旧帝又什生结	550F	貸切り値	用1時間までご	* - 1 -		\perp
貝の反用! 時間までご とに			ル活動又はレクリエーション 使用の場合		1, 100F		入場料を徴	、 ∇マチュアスポーツ、サー 引クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	Ē
			その他の催しの使用の場合		2, 200F		合	ションに使用する場合	一般	†
			アマチュアスポーツ、サーク	児童又は生徒	1, 100F			その他の催しに使用する場	合	†
		する場合	ル活動又はレクリエーション 使用の場合	一般	2, 200F			アマチュアスポーツ、サー	児童及び生徒	έ
			その他の催しの使用の場合 営利を目的と 3,300円 しない場合		り る場合 等	プレス クル活動又はレクリエーションに使用する場合	一般	1		
				営利を目的と する場合	6, 600F			その他の催しに使用する場合	営利を目的と しない場合	:T
			アマチュアスポーツ、サーク ル活動又はレクリエーション	児童又は生徒	100F				営利を目的とする場合	=
		しない場合	使用の場合	一般	200F			プマチュアスポーツ、サー カクル活動又はレクリエー		έI
			その他の催しの使用の場合		400F		合	ション使用の場合	一般	
			アマチュアスポーツ、サーク ル活動又はレクリエーション	児童又は生徒	200F			その他の催しの使用の場合		Ī
			使用の場合	一般	400F		入場料を徴	ママチュアスポーツ、サー	児童又は生徒	Ē,
			その他の催しの使用の場合	営利を目的と しない場合	600F		収する場合 等	プレ活動又はレクリエー ション使用の場合	一般	Ţ
				営利を目的とする場合	1, 200F			その他の催しの使用の場合		=
		アマチュアス 使用の場合	ポーツ、サークル活動又はレク		100F				営利を目的とする場合	
	7		の使用の場合		200F					1
	小会議室	アマチュアス 使用の場合	ポーツ、サークル活動又はレク	リエーション	100F	\(\(\sigma \)	ション使用の場合その他の催しの使用の場合アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合			1 F
		その他の催し	の使用の場合		200F	小会議室			まレクリエー	1
	会議室	アマチュアス 使用の場合	ポーツ、サークル活動又はレク	リエーション	100F		その他の催	しの使用の場合		1
			の使用の場合		200F	会議室	アマチュア ション使用	'スポーツ、サークル活動又に 目の場合	はレクリエー	Ī
			ポーツ、サークル活動又はレク	リエーション	100F		その他の催	€しの使用の場合		1
	グルーム	その他の催し	の使用の場合		200F	ミーティン グルーム		マスポーツ、サークル活動又に マスポーツ、サークル活動又に	まレクリエー	_1
個人使用1 人1回	アリーナ			児童又は生徒 一般	100F 200F			(しの使用の場合 (回入場につき)		1
X. 🗖	コミュニテ	ィーホール		一版 児童又は生徒	50F	アリーナ		10人場にフさ/	児童又は生徒	ŧΤ
	' ' ' '	יו יוי וי		一般	100F				一般	+
	トレーニン	グルーム		児童又は生徒	100F		ティホール		児童又は生徒	<u></u> ‡†
	-			一般	200F		. 1 .1		一般	+
1 貸切使月	用の場合にお	いて、アリーフ	トの2分の1を使用する場合の使用			トレーニ	ングルーム		児童又は生徒	#

ま本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。 ただし、トレーニングルー 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。 ただし、トレーニングルーム又は附属設備に係る使用料を除く。
2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
4 アリーナの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
7 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
8 附属設備等の使用料については、規則で別に定める。

エ 江刺西体育館

以上,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	見旦し柔
使用区分 1時間当たり 体育室 1,050円 会議室 260円 研修室 260円 ミーティングルーム 260円 1 体育室の2分の1を区分利用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。 2 営利を目的として利用する場合の使用料の額は、この表に定める額の倍額とする。 3 附属設備の使用料は、規則で定める。	区分 施設使用料体育室 1,200円会議室 300円研修室 300円研修室 300円 三一ティングルーム 300円 1 施設使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に30分以上の端数が生じた場合は、1時間として計算する。 2 体育室のそれぞれの2分の1を区分利用する場合のセンターの施設使用料の額は、この表に掲げる額の半額とする。 3 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。 4 営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。 5 市外の者が使用する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。 6 減免により施設使用料及び付加使用料を合算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。 7 附属設備の使用料は、規則で別に定める。

オ 前沢いきいきスポーツランドB&G海洋センター体育館

				使用料
施設名	使用の区分	単位	一般	学生及び生徒
体育館	営利、興行 を目的とし	午前9時から午後1時まで	2, 000円	1,000円
	ない場合	午後1時から午後5時まで	2, 000円	1,000円
		午後5時から午後9時まで	3, 000円	1, 500円
	販売その他 の営利行為	午前9時から午後1時まで	7, 000円	7, 000円
	を行う場合	午後1時から午後5時まで	7, 000円	7, 000円
		午後5時から午後9時まで	10,000円	10,000円
ミーティン		午前9時から午後1時まで	400円	200円
グルーム		午後1時から午後5時まで	400円	200円
		午後5時から午後9時まで	600円	300円
トレーニン		午前9時から午後1時まで	2,000円	1,000円
グルーム		午後1時から午後5時まで	2, 000円	1,000円
		午後5時から午後9時まで	3,000円	1,500円

2 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、午前9時前又は午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までのときは午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

現行

3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

施設名		使用区分		吏用料	附属施設及び設備の使用料
			1時間	までごとに	
体育館		アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	320円	照明設備 1時間までごとに270円
	松しない場	ションに使用する場合	一般	640円	1時間までこと1270円
		その他の催しに使用する場合	小	1, 280円	
	入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	1, 100円	
	等	ションに使用する場合	一般	2, 200円	
		その他の催しに使用する場合	山	4, 400円	
ミーティン			児童及び生徒	60円	
グルーム			一般	120円	
トレーニン			児童及び生徒	320円	
グルーム			一般	640円	

1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、附属の施設及び設備を除く。

見直し案

- 2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 ミーティングルームで暖房を使用する場合は、使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間に つき、1時間当たりの使用額を加算した額とする。
- 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 6 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 7 体育館、トレーニングルームの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 8 体育館、ミーティングルーム、トレーニングルームの2分の1を使用する場合の照明設備使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 9 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。

カ 前沢グリーンアリーナ

佐記夕 取が	使用の区分	単位	施設の値	吏用料	附属設備の使用料	
心政石及び	使用の区方	丰位	一般	児童及び生徒		
グリーンア	営利、興行	1時間までご	全面	250円		
リーナ	を目的とし	とに	500円		グリーンアリーナ1時間ま	
	ない場合				ごとに	
			半面	120円	全面1,000円	
			250円		半面500円 2	
	販売、その	1時間までご	全面	1, 870円	2 放送設備 一式1回につき 200円	
	他の営利行 為を行う場	とに	3, 750円			
	合		半面	930円		
			1,870円			
トレーニン	グルーム	1人1回の入場 につき	100円	50円		

- 1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民(児童及び生徒を除く。)の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、トレーニングルーム又は附属設備に係る使用料を除く。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 トレーニングルームで暖房を使用する期間(12月1日から翌年の3月31日まで)においては、「施設の使用料」の額の50パーセントに相当する額を加算した額を使用料とする。
- 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

		使用区分		使用料	附属施設及び設備の使用料	
貸切り使用1	1時間までご。	とに				
グリーンア リーナ	入場料を徴 収しない場	アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	270円	1 照明設備 グリーンアリーナ1時間までごとに	
	合	ションに使用する場合	一般	550円	全面1, 100円	
		その他の催しに使用する場合	шÇ	1, 100円	半面550円	
		アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	550円	2 放送設備 一式1回につき 220円	
	等	ションに使用する場合	一般	1, 100円		
		その他の催しに使用する場 合	営利を目的と しない場合	1、650円		
			営利を目的と する場合	4, 120円		
個人使用の	場合(1人1回(の入場につき)				
トレーニン・	グルーム		児童又は生徒	50円		
			一般	110	円	

見直し案

1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、トレーニングルーム又は附属設備に係る使用料を除く。

- 2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 4 グリーンアリーナの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 7 トレーニングルームで暖房を使用する期間(12月1日から翌年の3月31日まで)においては、「施設の使用料」の額の50パーセントに相当する額を加算した額を使用料とする。
- 8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

キ 前沢スポーツセンター

			•	
			使用料	
	区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から
		午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで
体育館	営利、興行を目的としない場合	2,000円	2,000円	3,000円
	販売、その他の営利行為を行う場合	7, 000円	7,000円	10,000円
管理棟	営利、興行を目的としない場合	500円	500円	750円

1 管理棟で暖房を使用する場合は、使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
2 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までのときは午後5時から午後5時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

現行

		使用区分		使用料				
体育館	貸切り使用	時間までごとに						
	入場料を徴	アマチュアスポーツ、サー	児童及び生徒	320円				
	収しない場 合	クル活動又はレクリエー ションに使用する場合	一般	640円				
		その他の催しに使用する場合	<u></u>	1, 280円				
	入場料を徴	アマチュアスポーツ、サー	児童及び生徒	640円				
	収する場合 等	クル活動又はレクリエー ションに使用する場合	一般	1, 280円				
		その他の催しに使用する場合	営利を目的と しない場合	1, 740円				
			営利を目的と する場合	2, 200円				
管理棟	アマチュア: ションに使り		150円					
	その他の催	その他の催しに使用する場合						

1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、トレーニングルー ム又は附属設備に係る使用料を除く。

見直し案

2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合を 2 「人場料を徴収する場合寺」とは、人場料を徴収する場合とは八場料は関収しないが音楽の重点での間に残っていい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
4 体育館の2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。

見直し案

- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 7 管理棟で暖房を使用する場合は、使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。 8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

ク 胆沢総合体育館

					普通使用料											
	区分				正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	特別使用料									
貸切使用		アマチュアス ポーツに使用	体育室	1,000円	1, 700円	1,300円	1 時間外使用料 午前9時前及び午後9時以後の使用料の額は、1時									
	場合	する場合	体育室以外の一 室	200円	300円		間(30分以上は1時間とみなす。)につき午後5時から 午後9時までの普通使用料の1時間当たりの額に100									
		その他の催し	体育室	3,000円	5,000円	4, 000円	分の130を乗じた額を徴収する。(ただし、10円に満									
		に使用する場合	体育室以外の一室	600円	1,000円	800円	たない端数金額は切り捨てる。) 2 暖房料									
	徴収する場	ァマチュアス ポーツに使用		2,000円	3, 300円		暖房を使用するときは、体育室にあっては、普通 使用料の40パーセント、体育室以外の一室にあって は、普通使用料の20パーセントの暖房料を徴収す									
	合	する場合	体育室以外の一 室	400円	700円	500円	る。 3 電気料									
											その他の催し に使用する場		6, 000円	10, 000円	8,000円	(1) 照明を使用するときは、1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき
						合	体育室以外の一 室	1, 200円	2,000円	1,600円	ア 体育室1,200円。ただし、部分使用する場合 は、1回路につき200円を徴収する。					
	営利・営業 を 場合	を目的とする	体育室	20, 000円	33, 500円	27, 000円										
			体育室以外の一 室	3, 000円	5, 000円	4,000円	(2) 舞台照明を使用する場合は、1時間までごとに1KW当たり60円を前号アに加管した額を微収す									
貸切以外		団体で使用する場合(10人	体育室	500円	800円	700円	る。 (3) 設備以外の哭目 哭材の持込みによる需気									
	場合	以上)	体育室以外の一 室	100円	200円		料は、前号に準じた額を徴収する。									
		個人で使用す る場合	体育室		1人	、1時間 50円	4 放送施設の使用料は、「時间よどことに100円を 徴収する。 5 第6条の規定による許可を受けた場合の使用料									
			体育室以外の一 室				1人1時間までごとに600円の範囲内で市長が定める額を徴収する。									

現行

1 「貸切使用」とは一室を専有して使用する場合をいい、「貸切以外」とはそれ以外の場合をいう。 2 「入場料等を徴収する場合」とは入場料又は入場料に類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をい

		使用区分		施設使用料	特別使用料		
貸切り使用1	1時間までごる	<u> </u>					
2階(体育 室)	収しない場	アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー ションに使用する場合	児童及び生徒 一般		暖房を使用するときは、体育室にあっては、施設使用料の40パーセント、体育室以外の一室にあっては、		
		その他の催しに使用する場合	<u></u>	1, 100円			
	収する場合	クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	360円	ア 2階は、1回路につき220円を徴収する。 イ 1階は、1室につき90円を徴収する		
	等	ションに使用する場合	一般	730円	(2) 舞台照明を使用する場合は、1時間までごと1 1KW当たり60円を前号アに加算した額を徴収する。		
		その他の催しに使用する場 合	営利を目的と しない場合	2, 200円	(3) 設備以外の器具、器材の持込みによる電気料は、前号に準じた額を徴収する。		
			営利を目的と する場合		3 放送施設の使用料は、1時間までごとに110円を徴 収する。		
階(体育 室以外)	収しない場	アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童又は生徒	1室につき30円			
		ション使用の場合	一般	1室につき70円			
		その他の催しの使用の場合		1室につき220円			
		アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童又は生徒	1室につき70円			
	等	ション使用の場合	一般	1室につき140円			
		その他の催しの使用の場合	営利を目的と しない場合	1室につき440円			
			営利を目的と する場合	1室につき1,100円			
	22	聞までごとに)					
2階 1階	児童又は生徒 一般			50円 110円			

- 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。)
 2 「入場料を徴収する場合とは、入場料を徴収を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合を

- いい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 4 体育館の2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 7 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

ケ 衣川社会体育館

			現行							見直	し案	
	使用時間 人	午前 午前9時から 正午まで	午後 正午から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	昼間 午前9時から 午後5時まで		全日 午前9時から 午後9時まで		使用区分		施設使用料	設備使用料
貸切り		штьс	1 Konja C	1 Bond & C	1 Mond & C	1 Kond & C	1 10000 6 0	り使用1時間までご	とに			
	アマチュアスポーツ、文 化的行事	2,000円	3,000円	6, 000円	5, 000円	9,000円	10,000円	館 入場料を徴	アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー	児童及び生徒	500円	1 放送設備 放送設備を使用するときは、
合	その他	4, 000円	6,000円	12, 000円	10, 000円	18, 000円	20,000円	合	ションに使用する場合	一般	1,000円	↑き - ア 入場料を徴収しない場合
興行を目的。	とした場合	16, 000円	24,000円	48, 000円	40,000円	72, 000円	80,000円		その他の催しに使用する場合	<u> </u>	2, 010円	徴収する。
貸切り以外					ļ	ļ			アマチュアスポーツ、サー クル活動又はレクリエー		1,000円	イ 入場料を徴収する場合1, 徴収する。
団体	児童生徒	午前、午後、夜間往	各1回につき				500円	等	ションに使用する場合	一般	2, 000円	2 照明設備 照明設備を使用するときは、
	一般	午前、午後、夜間名	各1回につき				600円		その他の催しに使用する場合	営利を目的と しない場合	4, 030円	き ア 入場料を徴収しない場合
個人が使用す	する場合	午前、午後、夜間名	各1回につき				50円			営利を目的と する場合	8, 060円	を徴収する。 イ 入場料を徴収する場合2, 徴収する。
		•						使用の場合(1人1回	の入場につき)			
								館			50円	†
								室 アマチュア ションに使	スポーツ、サークル活動又は 用する場合	レクリエー	1室につき270円	
会議室		昼間1時間	200円	夜間1時間			300円	その他の催	しに使用する場合		1室につき540円	1
※入場料を作	数収する場合は、徴収しな	い場合の倍額とする) ₀					の表は、使用者が	市民又は本市に所在地を持つ	団体に適用し、その他	は、当該使用料の2倍の額とする。	(附属の施設及び設備を除く。)
名称 放送施設	使用区分午前、午後、夜間各1回	使用料 入場料を徴収し ない場合 750円						い、「入場料を徴収 「児童及び生徒」と は育館の2分の1を区	Rしない場合」とは、それ以タ は、幼児、小学校児童、中学 分使用する場合の使用料の額	トの場合をいう。 校生徒及び高等学校生 [:] は、この表に定める額	の2分の1に相当する額とする。	
照明施設	// // // // // // // // // // // // //	1,000円	2,000円					使用時間に1時間未 満	前日等に使用する場合の使用 あの端数があるときは、1時間 た使用料の額に10円未満の端	とする。	める使用料の額の2分の1に相当する 端数を切り捨てる。	額とする。

コ 旧東水沢中学校体育館 現行		見直し案
	使用区分	施設使用料
	貸切り使用1時間までごとに	440円 440円 2, 640円 生徒 660円 1, 320円
		き ウと 6,600円 <u> </u> 上徒 <u>50円</u> 110円 引し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。)
	2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又い、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び4 体育館の2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。7 照明を使用するときは、1時間までごとに全面300円、半面18 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があると	『高等学校生徒をいう。 『に定める額の2分の1に相当する額とする。 この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。 50円を徴収する。

(2) 野球場

ア 胆沢野球場

						<u></u>
			グラウンド及び	スタンド使用料		
	分	土曜日及び	休日以外の日	土曜日及	なび休日	附属施設及び設備の使用料
	.,,,	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごと に	PINAMELA A DAMES A LA TITA
入場料等を 徴収しない 場合	児童 生徒 学生	200円	1, 200円	250円	1,800円	1 会議室 1時間までごとに100円 2 スコアボード 1試合につき 1,000円 1日につき2,500円 3 放送設備 1時間までごとに100円
	一般	400円	2, 400円	500円	3,500円	4 夜間照明設備 全灯使用
入場料等を 徴収する場 合		600円	3, 600円	750円	5, 300円	1時間につき 3,300円 72灯使用 1時間につき 1,700円
	一般	1, 200円	7, 200円	1, 500円	10, 500円	36灯使用 1時間につき 900円

- 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」と は、その他の場合をいう。 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 4 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいう。

		見直し案		
Z	分	グラウンド及びスタンド使用料		附属施設及び設備の使用料
入場料等を 徴収しない 場合	児童及び生 徒	270円	2 ス	議室 1時間までごとに110円 スコアボード 1試合につき 1,100円 1日につき2,750円 放送設備 1時間までごとに110円
入場料等を 徴収する場 合	一般 児童及び生 徒	550円 820円		を記録 1時間よくことに110円 反間照明設備 全灯使用 1時間につき 3,630円
	一般	1, 650円		

- この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。) 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

イ 前沢いきいきスポーツランド野球場

					2011	
	·	·				
++-=n. <i>t</i> z	### O F /\		¥ /L	施設の	使用料	
施設名	使用の区分 	_	単位	一般	学生及び生徒	附属の施設又は設備の使用料
野球場			1時間までごと	400円	200円	
	徴収しない 場合		10	400円	200円	3 放送設備 1時間までごとに100円
		休日	1時間までごと	500円	250円	4 シャワー 1回につき50円 5 夜間照明設備
	入場料等を 徴収する場 合		1時間までごと に	1, 200円	600円	実費を基準として市長が定める額
		休日	1時間までごと	1, 500円	750円	
1 一のまに	+ 体田老が	木市住 足の 担ぐ	いつ 海田 川 一州市	町村民の場合け	- 半該休田料/	D2体の類とする(附属体設立は設備の体田料を除

- この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民の場合は、当該使用料の2倍の額とする(附属施設又は設備の使用料を除
- く。)。 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」と
- は、それ以外の場合をいう。 3 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日ま での日をいう。

施設名	区分	グラウ	ンド及びスタンド使用料	附属施設及び設備の使用料
			1時間までごとに	1 会議室 1時間までごとに110円
野球場	徴収しない	児童及び生 徒	270円	3 放送設備 1時間までごとに110円
	場合	一般	550円	4 シャワー 1回につき50円 5 夜間照明設備 全灯使用1時間につき
		児童及び生 徒	820円	3,300円
		一般	1,650円	

この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除

- 。) 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

ウ 衣川野球場

			グラ	ラウンド及びス	タンドの使用料	4
	区分		土曜日及び休	日以外の日	土曜日及	及び休日
			1時間までごと	1日までごと	1時間までごと	1日までごと
入場料等を 徴収しない	学生生徒	市内	100円	1,000円	150円	1,000円
場合	于土土從	市外	200円	2,000円	300円	2,000P
	一般	市内	200円	1,500円	300円	2, 000F
	,,,,	市外	400円	3,000円	600円	5, 000F
入場料等を	学生生徒		800円	6,000円	1,000円	7, 000F
徴収する場 合	一般					
			1,600円	12,000円	2,000円	14, 000 F

「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはこ れ以外の場合をいう。
2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
3 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいう。
4 「市内」とは奥州市に住所を有する者をいい、「市外」とは奥州市に住所を有しない者をいう。

現行

2 運動広場使用料

	分	1時間	午前	午後	1日
小学校児 童、中学校 生徒、高等 学校生徒及	市内	200円	600円	800円	1, 600円
び学生	市外	300円	1,000円	1, 200円	2,000円
一般	市内	300円	1,000円	1, 200円	2,000円
	市外	600円	2, 000円	2, 400円	4, 000円

- 1 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいう。2 「市内」とは奥州市に住所を有する者をいい、「市外」とは奥州市に住所を有しない者をいう。

1 野球提供田料

_	1 封外物区	./13 44		
	区	分	使用料 1 時間までごとに	附属施設及び設備の使用料
	入場料等を 徴収しない	児童及び生徒	160円	放送設備 1時間までごとに110円
	場合	一般	330円	
	入場料等を 徴収する場	児童及び生徒	550円	
	合	一般	1,100円	大体田州の9位の短し十7()
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. / + == -* - 1.5 -	BR女は大士に武大地とはる国体に第四1 えの他は ツョ	たは 田州 の9位 の嬉し ナフ

1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。) 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

見直し案

2 運動広場使用料

区分	使用料 (1時間までごとに)
児童及び生徒	220円
一般	330円

- この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。) 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。

- 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

工 水沢公園野球場

				現行
都市公園の	有料公園施設の種類及び			使用料
名称	名称	単位又は区分	金額	備考
水沢公園	野球場	1時間につき	500円	(1) 入場料を徴収する場合は、使用時間にかかわら
				ず、1日につき30,000円とする。
				(2) 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわら
				ず、1日につき300円を別に徴収する。

) 有料公園施設の種類及	区	4	使用料	附属施設及び設備の使用
名称	び名称	Δ.	7)	1 時間までごとに	料
			児童及び生徒	270円	放送設備 1日につき330円
水沢公園	野球場	収しない場合	一般	550円	
7,7,2,2		7 4 20 1 1 10 C 120	児童及び生徒	1,500円	
		収する場合	一般	3,000円	

見直し案

- この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、附属の施設及び設 備を除く。
- 個を除く。 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。

- 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

才 江刺中央運動公園野球場

竺00名竺1西夕	ロロ相ばてん	ニサナナフ担合の	現行			見直し案		
第20余第1項各 行為の租 競技会その他に 類するもの	重類	<u> </u>	使用料 (※江刺中央運動公園野球場、根岸公園野球場はこれに準じて使用料徴収)	区	分	グラウンド及びスタンド使用料 1時間までごとに		附属施設及び設備の使用料
江刺中央運動/	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	明施設使用料		入場料等を 徴収しない 場合	児童及び生徒一般		照明設備	全灯使用 30分までごとに 1,690円 半灯使用
区分	単位	金額		入場料等を 徴収する場	児童及び生徒	820円		30分までごとに 1,130円
	0分までご :に	1, 545円		合	一般	1, 650円		
	0分までご :に	1,030円		備を除く。 2 「入場料 3 「児童及 4 使用時間	等を徴収する ⁵ び生徒」とは、 に1時間未満の	民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合」とは、入場料を徴収する場合をいい、「入場料等を、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう の端数があるときは、1時間とする。 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数をも	そ徴収しない う。	い場合」とは、その他の場合をいう。

力 根岸公園野球場

現行	見直し案
第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 (※江刺中央運動公園野球場、根岸公園野球場はこれに準じて使用料徴収) 行為の種類 単位 金額 競技会その他これらに 1件 日額 1,000円 類するもの	区分 使用料 1時間までごとに 160円 後収しない 後収しない 後側 1,100円 1,1

					現行		見直し案		
	貸切(占用)使用料 午前8時30分						貸切(占用)使用料		
区分	午前8時30 分から正午 まで	正午から 午後5時まで	午前8時30分か ら午後5時まで	前及び午後5	特別使用料	区分	1時間までごとに	特別使用料	
見童・生 走・学生	800円	1,000円	1,600円		1 トラック又はフィールドのみ使用の場合の使用料 左欄に掲げる額の2分の1の額とする。	児童及び生徒	220円	1 トラック又はフィールドのみ使用の場合の使用料 左欄に掲げる額の、2分の1の額とする。	
一般	1,000円	1, 200円	2,000円	200円	2 設備使用料(放送設備) 1時間までごとに100円とする。	一般	260円	2 設備使用料(放送設備) 1時間までごとに110円とする。	
		易合は、占用と 午前8時30分が	みなす。 から午後5時まで	とする。		く。) 3 「休日」とは、日曜日、国 4 「児童及び生徒」とは、幼 5 使用時間に1時間未満の端		5.	

イ 水沢公園陸上競技場

				現行				見直し案	
名称	有料公園施設の種類及び 名称 陸上競技場	単位又は区分 1時間につき	金額 500円	使用料 備考 (1) 占用使用の場合に限る。 (2) トラック又はフィールドのみを使用する場合は、	都市公園の 名称	有料公園施 設の種類及 び名称	区分	貸切(占用)使用料	— 特別使用料
				それぞれ2分の1の額とする。 (3) 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき300円を別に徴収する。 (4) 投てきを目的として使用する場合は、占用使用とみなす。	く。) 2 「1日」	よ、使用者が とは、午前8	時30分から午後	2706 5506 所在地を持つ団体の場合に適用し、その他 5時までをいう。 別使用料の額に10円未満の端数があるとも	左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を徴収する。 2の場合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び

ウ 江刺中央運動公園陸上競技場

現行	見直し案
20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 (※江刺中央運動公園陸上競技場はこれに準じて使用料徴収) 行為の種類 単位 金額	区分 貸切(占用)使用料 特別使用料
	1時間までごとに 児童及び生徒 220円
	とする。 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てる。 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

エ 前沢いきいきスポーツランド多目的グランド

10.00		- ソフント多日的クラント	現行				見直し案	
施設名	使用の区分	単位	施設の使用料 附属の施設又は認 一般 学生及び生徒 料	備の使用	施設名	区分	施設の使用料 1時間までごとに	
多目的グラ 営	営利、興行	午前5時から	1,000円		多目的グラウンド	見童及び生徒	130円	
ウンド	を目的とし ない場合	午前9時まで						
ľ	よ U ・2g 口	午前9時から	1,000円					
		午後1時まで	1 000 円					
		午後1時から	1,000円					
BI	販売その他	午後5時まで	2,000円			— 4 5	270円	
	吸売での他 の営利行為	午前5時から 午前9時まで	2, 000円			一	270円	
a de	を行う場合	午前9時から	2,000円					
		午後1時まで	2, 0001 1					
		午後1時から	2,000円					
		午後5時まで	-,,					
2 「入場料等 場合をいう。	等を徴収する場合	ら」とは、入場料、会費又はこ∤		入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の	く。) 2 使用時間に1時間未満 <i>0</i>	D端数があるときは、1時間	間とする。	合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除
う。 多目的グラ	ラウンドにおいて	て、使用時間がやむを得ない理 は	由によりあらかじめ許可された使用時間を起	並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をい えて使用するときは、その超える時間1時間に	3 この表により算出した	使用料の額に10円未満の第	帯数があるときは、その端数を切り 指	きてる。
芽までのとき	は午後1時から4			F前9時から午後1時までの、午後1時から午後5 の場合において、1時間未満の端数があるとき				

(4) 多目的広場

ア 奥州市ふれあいの丘公園多目的運動広場

						現仃					
ſ					土曜日	日及び休日以外	の日	土曜日及び休日			
		(S	吏用区分		午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午後5時から	
L					午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	
	時間まで ごとに貸切 り使用	入場料を徴 収しない場 合	アマチュアス ポーツ、サー クル活動又は レクリエー	児童及び生徒	240円	300円	360円	300円	360円	430円	
			ションに使用 する場合	一般	480円	600円	720円	600円	720円		
			その他の催しに使用する場合		960円	1, 200円	1,440円	1, 200円	1, 440円	1, 720円	
			アマチュアス ポーツ、サー クル活動又は レクリエー	児童及び生徒	480円	600円	720円	600円	720円	860円	
			ションに使用する場合	一般	960円	1, 200円	1, 440円	1, 200円	1, 440円	1, 720円	
			その他の催し に使用する場	営利を目的とし ない場合	1, 440円	1, 800円	2, 160円	1, 800円	2, 160円	2, 590円	
	<u> </u>		合	営利を目的とする場合		3,600円	,	3, 600円	4, 320円	5, 180円	

珀红

- ときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 5 多目的運動広場の2分の1又は4分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は4分の1に相当する額とする。 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。

- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

				⊥n∋ı	ᄀᄍᄼᆥᄼᅜᄆᄓᅛ	ФП		ᄀᄙᄆᅑᅺᄼᅛᅮᆮ	1
		·			日及び休日以外			-曜日及び休日	
	使	用区分		午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午後5時から
				午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで
1時間まで	7 7 23 1 1 C 120	アマチュア スポーツ、	児童及び生徒	260円	330円	390円	330円	390円	470円
	収しない場	スポープ、 サークル活							
り使用	合	動又はレク							
		リエーショ	ήп.	F00 FT	ССОП	7000	ССОП	700 0	0400
		ンに使用す	一般	520円	660円	790円	660円	790円	940円
		る場合							
		その他の催し	」 に使用する場合	1,050円	1, 320円	1,580円	1, 320円	1, 580円	1,890円
	7 18 44 <i>t</i> 44								
	入場料を徴	アマチュア スポーツ、	児童及び生徒	520円	660円	790円	660円	790円	940円
	収する場合	サークル活							
	等	動又はレク							
		リエーショ	一般	1,050円	1, 320円	1,580円	1, 320円	1,580円	1,890円
		ンに使用す	<i>,,,</i> ,	.,	.,	.,	.,	.,,	.,
		る場合							
		7 O 14 O 14	当年 日 め し	1 [00[1 0000	0.070	1 0000	0.070	0.040
		その他の催 しに使用す	営利を目的と しない場合	1,580円	1, 980円	2, 370円	1, 980円	2, 370円	2,840円
		る場合	営利を目的と する場合	3, 160円	3, 960円	4, 750円	3, 960円	4, 750円	5, 690円

見直し案

- この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備に係る使 用料を除く。
- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 3 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合を
- いい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
 4 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
 5 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後の ときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 6 多目的運動広場の2分の1又は4分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は4分の1に相当する額とする。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 9 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

イ 胆沢川桜づづみ広場

1 胆沢川桜フラか広場	現行				見直し案	
利用区分 利用料 多目的広場 児童又は生徒 1時間当たり300円。ただし、 貸切り利用の場合に限る。			用区分		使用料	付属設備利用料及び用具利用料
一般 1時間当たり600円。ただし、 貸切り利用の場合に限る。		(1時間の 口	スポーツ、 サークル活		330円	付属設備利用料(シャワー) 1人1回につき50円とする。
			動又はレク リエーショ ンに使用す る場合	 一般 	660円	
			その他の催し	に使用する場合	1, 320円	
		収する場合	アマチュア スポークル活 サークレレク リエーショ	児童及び生徒	660円	
			ンに使用する場合	一般	1,320円	
			しに使用す	営利を目的と しない場合	1, 980円	
				営利を目的と する場合	3,960円	
		2 「入場料を徴収する」 いい、「入場料を徴収し 3 「児童及び生徒」とし 4 多目的広場の2分の13 5 準備、撤去等のため 6 使用時間に1時間未満	場合等」とは しない場合」。 は、幼児、小 又は4分の1を 前日等に使用 あの端数があっ	、、入場料を徴収す とは、それ以外の⅓ ◇学校児童、中学校 ・区分使用する場合 引する場合の使用料 るときは、1時間と	る場合又は入場料は徴収しないが営業の宣場合をいう。 生徒及び高等学校生徒をいう。 の使用料の額は、この表に定める額の2分の額は、この表に定める使用料の額の2分	の額とする。(附属の施設及び設備を除く。) 『伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合 の1又は4分の1に相当する額とする。 の1に相当する額とする。

ウ 前沢スポーツセンターグラウンド

					2011	
					使用料	
			区分	午前5時から	午前9時から	午後1時から
				午前9時まで	午後1時まで	午後5時まで
	グラウンド	営利、	興業を目的としない場合	1,000円	1,000円	1,000円
		販売、	その他の営利行為を行う場合	2,000円	2.000円	2,000円
		双元、	ての他の呂利打局を打り場合	2,000	2,000	2,000
•	1 体田時間	がわま	、 た得かい理由に とけあらかじめ許可	された使用時間	た 招ラ ア 佳田 2	ナス担合になっ

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前5時から午前9時までのときは午前5時から午前9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 2 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

	使	用区分		使用料
グラウンド (1時間ま でごとに貸 切り使用)	入場料を徴 収しない場 合		児童及び生徒	130円
切り使用)		リエーショ ンに使用す る場合	一般	270円
		その他の催し	に使用する場合	540円
	入場料を徴 収する場合 等	スポーツ、 サークル活 動又はレク	児童及び生徒	270円
		リエーショ ンに使用す る場合	一般	540円
		その他の催 しに使用す	営利を目的と しない場合	810円
		る場合	営利を目的と する場合	1,620円

1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民(児童及び生徒を除く。)の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、附属設備に係

見直し案

- る使用料を除く。
 2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
 4 グラウンドの2分の1又は4分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は4分の1に相当する額とする。
 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。

- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 7 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

エー 江制カルチュアパークタ目的広場

現行	見直し案
江刺カルチュアパーク多目的広場使用料 区分 単位 金額 1面当たり 4時間までごとに 1,000円	使用区分 使用料 付加使用料
	1面当たり 入場料を徴 アマチュア 児童及び生徒 280円 照明設備使用料(30分までごとに) 1時間まではいます。 収しない場合 サークル活り サークル活り 4灯使用 1,650円
	リエーショ ンに使用す る場合 280円 2灯使用 820円
刺カルチュアパーク多目的広場照明施設使用料 	その他の催しに使用する場合 560円合 入場料を徴 アマチュア 収する場合 スポーツ、 560円収する場合 スポーツ、
区分 単位 金額 使用 30分までごとに 1,500円	等 サークル活 動又はレク リエーショ 一般 560円 る場合
使用 30分までごとに 750円	その他の催 営利を目的と 560円 しに使用す しない場合 営利を目的と 1,120円

才 旧東水沢中学校屋外運動場

(5) プール

ア 前沢いきいきスポーツランドB&G海洋センタープール

					現行							見直し案			
施設名	使用の区分		単位		使用料		使用料		使使	用の区分	単位		使用料		
			. –		一般、学生及 び高等学校生 徒	小学校児童及 び中学校生徒	幼児	施設名				一般	児童及び生 徒	幼児	
プール	個人使用の	`	午前9時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後5時30分から午後8時30分		200円		50円	プール	個人使用		午前9時30分から正午まで	250円	100円	50円	
	(1人につき)				200円		50円		(1人につ)き)	午後1時から午後5時まで				
					200円		50円				- 46 5-1 00 to 1 00 to 100 to	4		ı	
	20人以上の	合 (1 - 1 - 0 キ)		ら正午まで	150円						午後5時30分から午後8時30分				
	(1人につき)			午後1時から午後5時まで							\$ C				
			午後6時から午後9時まで				30円		# I = # F		* 14 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 4700		0.470	
		入場料金等を 徴収しない場		1時間までご		2,000円			買切使用 場合	の 人場料金号	: 1時間までごとに			2,470円	2, 470円
			休日	1時間までごとに		2, 500円			い場合	5					
	合 入	入場料金等を 徴収する場合		1時間までご とに			4, 000円			入場料金等を徴収する	痔 1時間までごとに る	Fでごとに 4,950F		4, 950円	
			休日	1時間までごとに			5,000円			場合					

現行 現行						見直し案									
都市公園の	 有料公園施設の種類及び		使用	月料	都市公園のおります。	有料公園旅	<u></u>			使用料					
名称	名称	単位又は区分	金額	備考	名称	~ 設の種類及 び名称	文 使用(の区分	単位	一般	児童及び生 徒	幼児			
大鐘公園	市民プール	一般	200円	千前9時30分から正午まで午 後5時から午後7時まで	大鐘公園	大鐘公園 市民プール 個	/ 個人使用の場 (1人につき)	拾	午前9時30分から正午まで	250円	100円	50円			
			300円	子後1時から午後4時30分ま で					午後1時から午後4時30分まで	350円	150円	50円			
		中学生以下	100円	午前9時30分から正午まで午 後5時から午後7時まで					午後5時から午後7時まで	250円	100円	50円			
			150円	円後1時から午後4時30分ま で			貸切使用の 入場料金等を 場合 徴収しない場		1時間までごとに		2, 470	2, 470円			
		コインロッカー	100円	3				□ 入場料金等を 徴収する場合	1時間までごとに			4, 950円			
							コインロッカ	-				100円			

現行	見直し案
- 般使用の場合の使用料区分個人使用(1回につき)団体使用(1人1回につき)大人300円200円高校生200円150円小・中学生100円70円切児50円30円団体使用は、20人以上の団体で責任者のある団体についてのみ適用する。	使用の区分 使用料 貸切使用の場合 (1人につき) 入場料金等 を徴収しない場合 休日以外の 1時間までごと に (に) 場別の円 大場料金等 を徴収する 休日以外の 1時間までごと に (に) 13,200円 大場料金等 を徴収する 休日以外の 1時間までごと に 17,600円
貸切使用の場合の使用料 区分 料金徴収しない場合 料金徴収する場合 土曜日及び休日以外の日 8,000円 16,000円 土曜日及び休日 12,000円 20,000円 1 貸切使用とは、プールの全施設を占有して使用することをいい、その使用料金は、1時間を単位とし1時間に満たない場合でも1時間とみなす。2 料金徴収する場合とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合をいい、料金徴収しない場合とは、それ以外の場合をいう。3 休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。	場合 休日 1時間までごと 22,000円 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 2 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。 3 「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 4 貸切使用の場合において、他市町村民が利用する場合は、当該使用料の2倍の額とする。

(6) その他

ア 胆沢農村広場テニスコート

					現行				見直し案
	区分		午前9時から	正午から	使用料 午後5時から		区分		使用料(1時間までごとに)
			正午まで	午後5時まで	午後9時まで				
- - - -		入場料等を徴 収しない場合	1,000円	1,500円	午前9時前及び午後9時以降の使用料の額は、1時間(30分以上1時間とみなす。)につき午後5時から午後9時までの普通使用料の1時間当たりの額に100分の130を乗じた額とする。 2 テニスコート照明料	テニスコト	一 1時間までごとに (= ト1面)	コー 児童及び生徒	110円 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ 団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(テニスコート照明料を除く。) 2 テニスコート照明料 照明設備を使用するときは1時間までごとに200円とする。
		入場料等を徴収する場合	2,000円	3, 000円	みなす。)につき560円の電気料を徴収する。ただし、 2回路配線中1回路のみ使用する場合は280円とする。 3 第4条第1項の規定による許可を受けた場合の使用料 1時間ごとに600円の範囲内で市長が定める額を徴収			一般	220円 照明設備を使用するときは、610円の電気料を徴収する。ただし、2回路配線中1回路のみ使用する場合は300円とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
	貸切以外の適当たり)	場合(コート1	200円	300円	3 200円 する。				数がめるとさは、その輸数を切り行くる。

イ 前沢いきいきスポーツランドテニスコート

			現行						見直し案		
———————————— 施設名	単位	施設の	使用料	附属の施設又は設備の使用			区分		使用料 (1時間あたり)	附属設備の使用料	
//EBX*LI		一般	学生及び生徒	料			E-71			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
テニスコート	1時間までごとに1面ごとに	400円	200円			テニスコー	1時間までごとに(1	児童及び生徒	220円	照明設備	
練習用テニスコート	1時間までごとに	200円	100円			۲	面)	一般	440円	30分ごと330円	
L - 0 + 4 + 7 7 4			W =+ /+ (T) \(\sqrt{1} \)			4+ 33 FJ = -		19 2 2 2 2 4 4	1100		
1 この表は、使用者か	本市住民の場合に適用し、他市町	可可氏の場合は キュセミ に終す	、当該使用料	の2倍の額とする(附属施設又に ナス根の <i>ナ</i> ルン 「3.根似策 <i>t</i>	設備の使用料を除く。)。		1時間までごとに	児童及び生徒	110円		
	る場合」とは、人場科、芸貨人に	よこれらに短り	る科金を徴収	9 る場合をいい、「人場科寺で	徴収しない場合」とは、それ以外の	スコート		一般	220円		
場合をいう。 3 「休日」とは、日曜 う。	日及び土曜日、国民の祝日に関す	する法律(昭和2	23年法律第178	号)に規定する休日並びに12月	9日から翌年の1月3日までの日をい	この表は、	使用者が本市住民の場合	合に適用し、他市町	T村民の場合は、当該使用料の	2倍の額とする(附属施設又は設備の使用料	を除く。)。

ウ 前沢グリーンアリーナテニスコート

				見直し案		
施設名及び使用の区分 単位 施設の使用料 附属設備の使用料			区分	使用料(1時間あたり)	附属設備の使用料	
テニスコート 1面1回につき 500円 照明設備 点灯1時間まで600円、その後30分までごとに300円			以外の場合(コート 児童及び生徒 当たり)	130円	照明設備 点灯1時間まで660円、その後30分までごとに330円	
この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民(児童及び生徒を除く。)の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし ルーム又は附属設備に係る使用料を除く。 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	し、トレーニング	ルーム又は附属語 2 「児童及び生	一般 一般 見備に係る使用料を除く。 徒」とは、幼児、小学校児童、中学 算出した使用料の額に10円未満の端	校生徒及び高等学校生徒をい		 - -

エ 水沢公園テニスコート

				現行				見直し案		
都市公園の 名称	有料公園施設の種類及び 名称	単位又は区分	金額	使用料 備考		都市公園の 名称	区分		使用料(1時間あたり)	備考
水沢公園	テニスコート	1時間につき		(1) 1面当たりの使用料とする。 (2) 照明設備を使用する場合は、実費を基準として市 長が定める額を別に徴収する。 (3) 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわら ず、1日につき300円を別に徴収する。		水沢公園	テニスコー 貸切以外の場合ト	児童及び生徒一般	220円	(1) 1面当たりの使用料とする。 (2) 他市町村民が利用する場合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属施設又は設備の使用料を除く。)。 (3) 照明設備を使用する場合は、1コート30分までごとに330円を別に徴収する。 (4) 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を別に徴収する。

オ 江刺カルチュアパークテニスコート

| 現有 | 現前ルチュアパークテニスコート使用料 | 区分 単位 | 全額 | 1回当たり | は時間までごとに | 200円 | 江刺カルチュアパークテニスコート照明施設使用料 | 反分 単位 | 金額 | 10回当たり | 30分までごとに | 300円 | 220円 |

力 明沢農村広場相撲場

					現行				見直し案		
	区分		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	使用料 午後5時から 午後9時まで			区分	貸切使用使用料 (1時間までごとに)	備考	
相撲場	場合	入場料等を徴 収しない場合 入場料等を徴 収する場合	200円	300円	_	相撲場	入場料等 徴収しなり 場合	を 児童及び生徒 一般	270円	(1) 占用使用の場合に限る。 (2) この表は、使用者が市民又は本市 に所在地を持つ団体に適用し、その他 は、当該使用料の2倍の額とする。 (3) 使用時間に1時間未満の端数がある ときは、1時間とする。	
	貸切以外の均	易合	無料	無料	_		入場料等 徴収する 合	を 児童及び生徒 湯 一般	270円		

キ 水沢公園相撲場

			現行					見直し案	
部市公園の 有料公園施設の種類及び	,	使用	料	『市公園の	有料公園施			使用料(1時	
名称 名称	単位又は区分	金額	備考	名称	設の種類及 び名称	区分		間までごと に)	備考
水沢公園相撲場	1時間につき	100円	占用使用の場合に限る。	:沢公園	相撲場	入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合	児童及び生徒 一般 児童及び生徒 一般	50円 110円 110円 220円	(1) 占用使用の場合に限る。 (2) 他市町村民が利用する場合は、当 該使用料の2倍の額とする。

ク 前沢いきいきスポーツランドパークゴルフ場

現行								見直し案					
施設名 使用の区	分単位	施設の 一般	使用料 学生及び生徒	附属の施設又は設備の使用 料		施設名	使用の	区分 単位	施設の 一般	使用料 児童及び生徒	附属の施設又は設備の使用 料		
パークゴル フ場	1人1回につき	200円		パークゴルフ用具 1人1回につき一般100円学 生及び生徒50円		パークゴ フ場	IL	1人1回につ き	220円		パークゴルフ用具 1人1回につき一般110円児童 及び生徒50円		
					(附属施設又は設備の使用料を除く。)。 日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をい						☆は、当該使用料の2倍の額と ほ学校生徒をいう。	する(附属施設又は設備の使用料を除く。)。	

ケー奥州市ふれあいの丘公園パークゴルフ場

現行	見直し案
使用区分 使用区分 使用料 パークゴル 児童及び生 普通使用 1人1回につき100円 シーズン使用 1人1回につき100円 シーズン使用 1人1回につき200円 シーズン使用 1人1回につき200円 シーズン使用 1人1シーズンにつき3,000円 1人1シーズンにつき3,000円 1人1個)につき 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 2 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。 3 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。 4 クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。	使用区分 使用料

コ 胆沢川桜づつみ広場グランドゴルフ場兼パークゴルフ場

現行	見直し案
利用区分 利用料 グラウンド 個人利用 児童又は生徒 1人1回につき100円 ゴルフ場兼 パークゴル フ場 貸切り利用 児童又は生徒 1時間当たり300円 一般 1時間当たり600円	利用区分 利用料 付属設備利用料及び用具利用料 グラウンド 個人利用 児童又は生 1人1回につき110円 1 付属設備利用料(シャワー) ゴルフ場兼 パークゴル フ場 1人1回につき220円 2 用具1組 (クラブ1本及びボール1個) 「賞切り利用 児童又は生 1時間当たり330円 1回につき110円 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。) 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

サ 水沢武道館

1 + * * * * + + + + + + + + + + + + + +					現行				見直し案
1 武道室		т	左			左 达 0 n+ 1. 2	T. F. 1. 5	左台のはもこ	
	使用区分			午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで		使用区分
		アマチュアス ポーツ	1, 200円	1, 800円	2, 400円	3,000円	3, 600円	4, 800円	貸切の場合 入場料無料 アマチュア 490円 240円 0場合 スポーツ 1時間まで 1 時間まで 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		その他	3,600円	5, 400円		9,000円	10,800円	14, 400円	ごとに その他 1,470円
登却の担合	の場合	アマチュアス ポーツ	1, 800円	2, 700円	3, 600円	4, 500円	5, 400円	7, 200円	入場料有料 アマチュア 740円 370円 0場合 スポーツ 1 時間まで 1 時間まで 1 1 1 1 1 1 1 1 1
貸切の場合		その他	9, 000円	13, 500円		22, 500円	27, 000円	36, 000円	ごとに その他 3,700円
	市内の児童 及び生徒が 使用する場	アマチュアス ポーツ	300円	450円	600円	750円	900円	1, 200円	トレーニン アマチュア 330円 160円 グスペース スポーツ 1 時間まで
	合	その他	2, 500円	3, 750円	5,000円	6, 250円	7, 500円	10,000円	ごとに その他 990円
	団体及バ個	児童及び生徒	 	20円。ただし、	150円を上限と	する。			貸切以外の 武道室 個人使用 110円 50円 場合
貸切以外の 場合		一般	1時間につき1人5	0円。ただし、	300円を上限と	する。			トレーニン グスペース
	┃ とする場合		14, 000円	21,000円	28, 000円	35, 000円	42, 000円	56, 250円	
2 会議室	:等		•						2 会議室等
	使用区分		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	使用区分 一回利用ごと
会議室・ロビー		アマチュアス ポーツ	100円	150円	200円	200円	200円	250円	会議室・ロ 入場料無料 アマチュア 160円 160円 0場合 スポーツ 160円 160円
									その他 1,650円
		その他	1, 000円	1, 500円	2,000円	2, 500円	2, 500円	3, 500円	
	入場料有料		1, 000円 1, 000円	1, 500円 1, 500円	,	2, 500円 2, 500円	2, 500円 2, 500円	3, 500円 3, 500円	入場料有料 アマチュア 1,650円 の場合 スポーツ 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	入場料有料 の場合	その他 アマチュアス ポーツ その他	1,000円	1,500円	2,000円	2, 500円	2,500円	3,500円	の場合 スポーツ その他 2,200円
	入場料有料 の場合 営利を目的	その他 アマチュアス ポーツ その他 とする場合	1, 000円 1, 500円 2, 500円	2,000円 3,000円	2,000円 2,500円 3,500円	2, 500円 3, 500円 5, 000円	2, 500円 3, 500円 5, 000円	3, 500円 4, 500円 6, 000円	の場合 スポーツ その他 2,200円 営利を目的とする場合 3,300円
控室	入場料有料 の場合 営利を目的 入場料無料	その他 アマチュアス ポーツ その他	1,000円	1,500円	2,000円 2,500円 3,500円	2, 500円	2,500円	3,500円	の場合 スポーツ その他 2,200円
	入場料有料 の場合 営利を目的 入場料無料 の場合	その他 アマチュアス ポーツ その他 とする場合 アマチュアス ポーツ その他	1, 000円 1, 500円 2, 500円 200円	1,500円 2,000円 3,000円 300円 3,000円	2,000円 2,500円 3,500円 400円	2,500円 3,500円 5,000円 400円	2,500円 3,500円 5,000円 400円 5,000円	3, 500円 4, 500円 6, 000円 500円	の場合 スポーツ その他 2,200円 営利を目的とする場合 3,300円 控室 入場料無料 アマチュア の場合 330円 その他 3,300円
	入場料有料の場合 営利を目的 入場料合 入場料有料	その他 アマチュアス ポーツ その他 とする場合 アマチュアス ポーツ	1, 000円 1, 500円 2, 500円 200円	1,500円 2,000円 3,000円 300円	2,000円 2,500円 3,500円 400円	2,500円 3,500円 5,000円 400円	2,500円 3,500円 5,000円 400円	3, 500円 4, 500円 6, 000円 500円	の場合 スポーツ その他 2,200円 営利を目的とする場合 3,300円 控室 入場料無料 アマチュア の場合 330円
	入場料有料の場合 営利を目的 入場場合 入場場合	その他 アマチュアスポーツ その他 とする場合 アマテュアスポーツ その他 アマチュアス	1, 000円 1, 500円 2, 500円 200円	1,500円 2,000円 3,000円 300円 3,000円	2,000円 2,500円 3,500円 400円 4,000円 4,000円	2,500円 3,500円 5,000円 400円	2,500円 3,500円 5,000円 400円 5,000円	3, 500円 4, 500円 6, 000円 500円	の場合 スポーツ その他 2,200円 営利を目的とする場合 3,300円 控室 入場料無料 アマチュア の場合 330円 その他 3,300円 入場料有料 アマチュア 3,300円

シ 江刺武道館

現行	見直し案
使用区分 単位 使用料体育室 1時間当たり 1,050円 1 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の倍額とする。 2 附属設備の使用料は、規則で定める。	使用区分 1時間当たり 体育室 一般 1,150円 児童及び生徒 570円 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属施設又は設備の使用料を除く。)。 2 附属設備の使用料は、規則で定める。 3 体育室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。

ス 衣川柔剣道場

現行	見直し案								
使用区分 午前6時から 午後5時から 午後10時まで 午後10時まで 高校生以下(1人につき) 50円 60円 80円 一般(1人につき) 100円 120円 150円	使用区分 1時間までごとに 一般(1人につき) 120円 児童及び生徒(1人につ 60円 き) 60円 1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体に適用し、その他は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。) 2 施設の2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。								

セ 水沢弓道場

現行	見直し案
区分 使用料 個人使用(1回につき) 100円 貸切使用(1時間までご 500円とに) 500円とに) 1 貸切使用の場合において、射場の2分の1以内を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。	区分 一般 個人使用(1回) 110円 貸切使用(1時間までご 550円 とに) 550円 とに) 1 貸切使用の場合において、射場の2分の1以内を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 ※中学生以下の使用については、一般的に部活動がないため不要。高等学校の生徒については一般扱いとする。

ソ 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォール

現行										見直し案								
土曜日及び休日以外の日 土曜日及び休日											土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日					
使用区分			午前9時から 午後1時から 午前9時から 午後1時から 午後1時まで 午後5時まで 午後1時まで 午後5時まで				使用区分			午前9時から 午後 午後1時まで 午後								
	アマチュアス: サークル活動:		児童及び生徒	120円	150円	150円	180円			チュアスポーツ、 クル活動又はレク	児童及び生徒	130円	160円	160円	190円			
		使用する場	一般	240円	300円	300円	360円	り使用		ーションに使用す	— 般	260円	330円	330円	390円			
- そ 対	その他の催し! 場合		営利を目的とし ない場合	480円	600円	600円	720円		その(る場)		営利を目的と しない場合	520円	660円	660円	790円			
			営利を目的とす る場合	960円	1, 200円	1, 200円	1, 440円				営利を目的と する場合	1, 050円	1, 320円	1, 320円	1, 580円			
固人使用	_		普通使用	1人1回につき3	00円	•		個人使用	•	一般	普通使用	1人1回につき3	30円					
			回数使用	6回で1,500円							回数使用	6回で1,650円						
	児	見童及び生徒		1人1回につき1	00円					児童及び生		1人1回につき1	10円					
2 「児童及で 3 「回数使用 4 午前9時前 ときは午後1時 5 準備、撤去 6 使用時間に	び生徒」とは、 用」とは、回 「又は午後5時 時から午後5時 去等のため前 こ1時間未満の	、幼児、小学 数券を使用しる きまでの使用する 日等に使用すり の端数があると	に関する法律に 接見童、本学校 でを開立を使用料の 時間に係る使用料の も場合の使用料 る場合の使用料 ときは、1時間と 10円未満の端数	生徒及び高等学る場合をいう。 る場合をいう。 額は、その使用 料の額とする。 の額は、この表 する。	校生徒をいう。 1時間までごと に定める使用*	に、午前9時前の 4の額の2分の11	のときは午前9	ム又は附 2 「休日 3 「児 4 「児 5 午前9 ときは午 6 準備、 7 使用	属 ま ま を を を を を を を を を を を を を	- 係る使用料を除く 、日曜日、国民の社 徒」とは、幼児、/ とは、回数券を使月	。 別日に関する法律 小学校児童、中学 目して施設を使用 する場合の使用料 用時間に係る使 用する場合の使用 るときは、1時間	はに規定する休日 対を生徒及び高等 対する場合をいう はいの額は、その使 用料の額とする。 同料の額は、この 目料の額は、この 目とする。	I、12月29日から 学校生徒をい 。 原用1時間までご の表に定める使用	ら31日までのE う。 さとに、午前9時 1料の額の2分	日並びに1月2日』 寺前のときは午前	なび3日をいう。 前9時から午後1時までの、午後5日		

施設使用料見直し資料(その他の施設)

対象施設				
1) 記念館、博物館等		(3) 1	広場・公園・牧野	
ア 奥州市牛の博物館	2	ア	水沢大町多目的広場	4
イ 高野長英記念館 後藤新平記念館 斎藤實記念館	2	イ	川原町多目的広場	4
菊田一夫記念館		ウ	都市公園	5
ウ 奥州市埋蔵文化財調査センター	2	ェ	水沢牧野	6
工 奥州市伝統産業会館	2	オ	胆沢牧野	6
オ えさし郷土文化館	2	カ	衣川牧野	6
力 奥州市武家住宅資料館	3	(4)	その他	
キー胆沢郷土資料館	3	ア	奥州市健康増進プラザ悠悠館	6
ク 衣川歴史ふれあい館	3	イ	ヒロノ福祉パーク交流施設	7
ケー奥州宇宙遊学館	4			
2) 産直系施設				
ア 奥州市道の駅交流館	4			
イ 江刺ふるさと市場	4			

-1-

2 施設ごとの使用料単価、区分の見直し案

(1) 記念館、博物館等

ア 奥州市牛の博物館

		現行					見直し案
区分		入館料			区分		入館料
[四]	個人	20人以上の団体			四月	個人	15人以上の団体
小学校児童及び中学校生徒	200円	一人につき 100円	7	/	小学校児童及び中学校生徒	200円	一人につき
高等学校生徒及び学生	300円	一人につき 200円	7	Ē	高等学校生徒及び学生	300円	一人につき
一般	400円	一人につき 300円			一般	400円	一人につき
					district the state of the state		

- 1 特別な資料を展示した場合においては、その資料を閲覧しようとする者に係る入館料の額は、この表に掲げる額に市長が 定める額を加算した額とする。
- 2 次に掲げる者の入館料は、無料とする。
- (1) 小学校就学の始期に達するまでの者
- (2) 奥州市、北上市、金ケ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒
- (3) 奥州市内に在住する満70歳以上の者

	個人	15人	.以上の団体	İ
小学校児童及び中学校生徒	200円	一人につき	100円	
高等学校生徒及び学生	300円	一人につき	200円	
一般	400円	一人につき	300円	
4 計画を次列をロニーを担入にお	ハーム マのさ		しこしナフセルケス	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

- 1 特別な資料を展示した場合においては、その資料を閲覧しようとする者に係る入館料の額は、この表に掲げる額に 市長が定める額を加算した額とする。
- 2 次に掲げる者の入館料は、無料とする。
- (1) 小学校就学の始期に達するまでの者 (2) 奥州市、北上市、金ケ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒

イ 高野長英記念館 後藤新平記念館 斎藤實記念館 菊田一夫記念館

1 向对及大品心场 医脓剂工品心场 州家食品心场 为出 人品心场	
現行	見直し案
入 館料 (1 J. Ing 区分 個人 団体 (15人以上)	入館料(1人1回 区分 個人 団体(15人以上) 100円
入館料(1人1回 につき)の額 A館 200円 100円	(こつき)の額 各館 200円 100円
ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。	ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。

ウ 奥州市埋蔵文化財調査センター	_	
	現行	見直し案
観覧料(1人1回につき)の額	個人 団体(15人以上)	観覧料(1人1回につき)の額 個人 団体(15人以上) 150円
観覚料(1人1回につさ)の観	200円 100円	150円 150円

ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。

ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。

工 奥州市伝統産業会館

現行	見直し案
観覧料(1人1回につき)の額 個人 団体(15人以上) 100円 ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。	観覧料(1人1回につき)の額 個人 団体(15人以上) 200円 100円 ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。

オ えさし郷土文化館

現行			Ę	見直し案	
区分 個人入場料(1人1回につき) 団体入 大人 300円 高校生 200円 小・中学生 150円 1 団体入場料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて通 2 特別な資料を展示した場合においては、その資料を観覧しよう が別に定める額を加算した額とする。 3 郷土文化館及びえさし藤原の郷の両施設に入場する場合の郷土 区分 個人入場料(1人1回に 団体入場料(1人 大人 250円 200円 高校生 150円 100円 小・中学生 100円 50円	とするものに係る使用料の額は、この表に掲げる額に市長	大人 高校生 小・中学生 1 団体入場料は、15人以 2 特別な資料を展示した に市長が別に定める額を 3 郷土文化館及びえさし	300円 200円 150円 以上の団体で責任者のあるものに た場合においては、その資料を観 が関した額とする。 し藤原の郷の両施設に入場する場	覧しようとするものに係る使	

30 -2-

力 奥州市武家住宅資料館

現行	見直し案
区分 料金 使用料 使用時間が4時間以下 1回につき 500円 の場合 1回につき 1,000円 える場合 で用時間が4時間を超 1回につき 1,000円 まる場合 1回につき 300円 である場合 1の00円 である場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。	区分 料金 使用料 使用時間が4時間 1回につき 550円以下の場合 (使用時間が4時間 1回につき 1,100円を超える場合 で超える場合 で見たである額を別に徴収する。

		現	! 行				見直し案
世に依る姉田	区分 一般1人につき	個人	料金 200円 団体 100円]		区分	入館料 15-1-12-1-1-0-12-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
1			(15人以上のとき)		入場に係る使用	小学校児童及び中学校生徒	個人 15人以上の団体 50円 一人につき 30円
	高等学校生徒、学生1 人につき	個人	100円 団体 50円 (15人以上のとき)]	料	高等学校生徒及び学生 一般	100円 一人につき 50円 200円 一人につき 100円
	小学校児童、中学校生 徒1人につき	個人	50円 団体 30円 (15人以上のとき)]	(1) 小学校就学	るの入館料は、無料とする。 ●の始期に達するまでの者 比上市、金ケ崎町及び西和賀町内の	カ小学校児童及び中学校生徒

ク 衣川歴史ふれあい館

	区分		料金	7			入館料
入場に係る使用	一般 人につき	個人 350円	団体 200円	1		区分	個人 15人以上の団体
4			(15人以上のとき)		入場に係る使用	∄児童及び生徒	200円 一人につき 100円
	児童、生徒1人につき	個人 200円	団体 100円	†	料	一般	350円 一人につき 200円
			(15人以上のとき)			者の入館料は、無料とする。	
研修室使用料	午前9時から正午まで		700F	1		学の始期に達するまでの者	W.H W.H
	正午から午後4時まで		700F	i	(2) 奥州市、	北上市、金ケ崎町及び西和賀町内	の小学校児里及び中学校生徒
	正午から午後4時まで 午後4時から午後10時まで		700円 900円	_1	(2)	北上巾、金ケ崎町及い四和貨町内	の小字校児里及び中字校生徒
				₫	(2) 奥州市、	北上市、金ケ崎町及び四和質町内 区分	の小字校児重及び中字校生徒料金
	午後4時から午後10時まで		900円		(2) 奥州市、		
	午後4時から午後10時まで 午前9時から午後4時まで		900円 1, 200円	1 1 1		区分	料金
	午後4時から午後10時まで 午前9時から午後4時まで 正午から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 上市、金ケ崎町及び西和賀町内の小雪		900円 1,200円 1,500円 2,600円 生徒の入場に係る使用料は、			区分 午前9時から正午まで	料金 770円
	午後4時から午後10時まで 午前9時から午後4時まで 正午から午後10時まで 午前9時から午後10時まで		900円 1,200円 1,500円 2,600円 生徒の入場に係る使用料は、			区分 午前9時から正午まで 正午から午後4時まで	料金 770円 770円
	午後4時から午後10時まで 午前9時から午後4時まで 正午から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 上市、金ケ崎町及び西和賀町内の小雪		900円 1,200円 1,500円 2,600円 生徒の入場に係る使用料は、			区分 午前9時から正午まで 正午から午後4時まで 午後4時から午後10時まで	料金 770円 770円 990円

-3-

ケ 奥州宇宙遊学館

	区分		使用時間・観	.覧人数等		備考
部屋の使用	部屋名	午前9時から午 後1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から 午後9時まで	全日	附属設備の 使用料は、
	セミナー室	1,500円	1, 500円	2,000円	4, 000円	規則で定め
	市民創作ルーム	800円	800円	1, 200円	2, 500円	る。
	シアター上映室	800円	800円	1, 200円	2, 500円	Ī
展示品等の観覧(1人1回につき)	年齡区分	個	\	団体(15)	人以上)	
	大人		200円		100円	Ī
	小学生、中学生及び高		100円		50円	

現行

現行

※付属設備(規則)

名称	単位	使用単位	使用料
冷暖房設備	一式	1部屋1時間までごとに	100円
4次元デジタル宇宙シアター上映設備	一式	1回ごとに	2,000円
ポータブルプロジェクター上映設備	一式	1回ごとに	500円

見直し案

×	分	使用時間・勧	備考	
部屋の使用	部屋名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	附属設備の使用料は、規 則で定める。
	セミナー室	1, 650円	1,650円	
入館料(1人1回	年齢区分	個人	団体(20人以上)	
につき)	大人	300円	240円	
	小学生、中学生 及び高校生	150円	120円	
455	年齢区分	個人		
4次元デジタル宇宙シアター観	大人	200円		
覧料(1人1回に つき)	小学生、中学生 及び高校生	100円		

※付属設備(規則)

名称	単位	使用単位	使用料
冷暖房設備	一式	1部屋1時間までごとに	100円
ポータブルプロジェクター上映設	一式	1回ごとに	500円
備			

(2) 産直系施設

ア 奥州市道の駅交流館

(1) 使用時間が4時間以下の場合は、1回につき500円 (2) 使用時間が4時間を超える場合は、1回につき1,000円 ただし、冷暖房設備を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算する

- (1) 使用時間が4時間以下の場合は、1回につき550円 (2) 使用時間が4時間を超える場合は、1回につき1,100円

ただし、冷暖房設備を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算する

イ 江刺ふるさと市場

	3411
区分	利用料金の上限額
販売室	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額
会議室	1時間当たり500円
臨時販売室	1平方メートル当たり日額500円
屋外広場	1平方メートル当たり日額300円

	利	用料	金の)上	限	額					_

見直し案

見直し案

区分	利用料金の上限額
販売室	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理 者が定める率を乗じて得た額
会議室	1時間当たり550円
臨時販売室	1平方メートル当たり日額550円
屋外広場	1平方メートル当たり日額330円

(3) 広場・公園・牧野 ア 水沢大町多目的広場

現行	見直し案
広場の使用料は、無料とする。ただし、附属設備を使用した場合は、光熱水費等の実費相当額を徴収するものとする。	1日あたり 1㎡につき 60円 ほか、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

イ 川原町多目的広場

		現行	見直し案
使用区分	1時問までごとに	1日当たり13時間を超える場合	1日あたり 1㎡につき 60円
30㎡未満	103円	1,339円	
30㎡以上300㎡未満	170円	2, 210円	
300㎡以上600㎡未満	340円	4, 420円	
600㎡以上900㎡未満	510円	6, 630円	
900㎡以上	681円	8, 853円	
		•	

- 1 水沢都市計画区域都市公園使用料 (1) 公園施設を設ける場合の使用料 1日 1平方メートルにつき 30円
- (2) 第20条第1項第1号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 100円
- (3) 第20条第1項第2号に掲げる使用料
- ア 写真撮影の場合 1日 1台につき 200円
- イ 映画及びテレビ撮影の場合 1日 1台につき 500円
- (4) 第20条第1項第3号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 40円
- (5) 第20条第1項第4号に掲げる使用料
- ア 競技会、集会等の場合 1日につき 1,000円
- イ 展示会、博覧会等の場合 1日 1平方メートルにつき 40円
- (6) 都市公園を占用する場合の使用料 奥州市道路占用料徴収条例(平成18年奥州市条例第268号)別表に掲げる区分により 同表に定める額

現行

- 2 江刺都市計画区域都市公園使用料
- (1) 公園施設を設ける場合の使用料 1月 1平方メートルにつき 180円
- (2) 第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単	金額	
行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額	300円
業として写真又は映画を撮影するもの	写真機1台	日額	200円
	映画1件	日額	2, 000円
興行を行うもの	1平方メートル	日額	40円
競技会その他これらに類するもの	1件	日額	1,000円
展示会、博覧会その他これらに類する もの	1平方メートル	日額	40円

- (3) 都市公園を占用する場合の使用料奥州市道路占用料徴収条例(平成18年奥州市条例第268号)別表に掲げる区分により同表に定める額
- 3 前沢都市計画区域都市公園使用料
- (1) 公園施設を設ける場合の使用料 1日 1平方メートルにつき 20円
- (2) 第20条第1項第1号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 20円
- (3) 第20条第1項第2号に掲げる使用料
- ア 写真撮影の場合 1日 1台につき 200円
- イ 映画及びテレビ撮影の場合 1日 1台につき 300円
- (4) 第20条第1項第3号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 30円
- (5) 第20条第1項第4号に掲げる使用料
- ア 競技会、集会等の場合 1日につき 500円
- イ 展示会及び博覧会等の場合 1日 1平方メートルにつき 20円
- (6) 都市公園を占用する場合の使用料奥州市道路占用料徴収条例別表に掲げる区分により同表に定める額

有料公園施設使用料

都市公園の名称	右判八周体記の話	粘 乃 バタ 称	使用料				
部川公園の石が			単位又は区分	金額	備考		
水沢公園	南駐車場	普通自動車以下	24時間以内	12時間までご とに300円			
			24時間を超え る場合	12時間までご とに400円を 加算	(2) 大型貨物自動車、自動二輪車及 び原動機付自転車は、使用できな い。		
		大型バス	24時間以内	500円			
			24時間を超え る場合	12時間までご とに500円を 加算			
見分森公園	鹿鳴荘	一時利用	一般	200円	1人1回の料金とする。		
		一時利用	児童生徒	100円			
		宿泊	一般	1,000円	1		
		宿泊	児童生徒	500円			
	野外ステージ	午前8時30分か ら正午まで	一般 市内の児童生 徒が使用する	1,000円 500円	市外の小中高等学校が使用する場合 は一般の料金とする。		
		正午から午後5	一般	1,000円	1		
		時まで	市内の児童生 徒が使用する	500円			
		午後5時から午	一般	3, 000円			
		後9時まで	市内の児童生 徒が使用する	2,000円			

1 都市計画区域都市公園使用料

区分

(1) 公園施設を設ける場合の使用料

競技会、集会その他これらに類するもの

展示会、博覧会その他これらに類するもの

公園施設を設ける場合	1m²	月額	120円				
(2) 第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料							
区分		単位	金額				
行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額	60円				
業として写真、映画等を撮影するもの	写真撮影	カメラ1台	180円				
	動画撮影	1件	1,800円				
興行を行うもの	1m²	日額	60円				

見直し案

単位

日額日額

1件

1m²

金額

1.800円

60円

(3) 都市公園を占用する場合の使用料 奥州市道路占用料徴収条例(平成18年奥州市条例第268号)別表に掲げる区分により同表に定める額

有料公園施設使用料

-5-

抑古八国の夕我	有料公園施設の種類及び名称		使用料				
都市公園の名称	有科公園肥政の	/俚類及ひ石が	単位又は区分	金額	備考		
水沢公園	南駐車場	普通自動車以 下	24時間以内	12時間までご とに300円	(1) 1回の使用料とする。		
			24時間を超え る場合	12時間までご とに400円を加 算	(2) 大型貨物自動車、自動二輪車及 び原動機付自転車は、使用できな い。		
		大型バス	24時間以内	500円			
			24時間を超え る場合	12時間までご とに500円を加 算			
見分森公園							
	野外ステージ	午前8時30分 から正午まで	一般 市内の児童生 徒が使用する	1, 100円 550円	市外の小中高等学校が使用する場合は一般の料金とする。		
		正午から午後 5時まで	一般 市内の児童生 徒が使用する	1, 100円 550円			
		午後5時から 午後9時まで	一般 市内の児童生 徒が使用する	3,300円 2,200円			

工 水沢牧野

現行	見直し案
(1) 個人 10アールにつき年額4,000円以内で市長が定める額	(1) 個人 10アールにつき年額4,000円以内で市長が定める額
(2) 団体 10アールにつき年額2,000円以内で市長が定める額	(2) 団体 10アールにつき年額2,000円以内で市長が定める額

才 胆沢牧野

			現行					見直し案		
牧野使用料					牧野使用料					
				:りの使用料				1日1頭当#	こりの使用料	
区分	畜 種	月齢	第7条第1号 又は第2号に 該当する者	第7条第3号 に該当する者	区分	畜 種	月齢	第7条第1号 又は第2号に 該当する者	第7条第3号 に該当する者	
放牧	乳用牛	12月未満	170円	204円	放牧	乳用牛	12月未満	173円	207円	
		12月以上18月未 満	221円				12月以上18月 未満	225円	266円	
		18月以上	303円	359円			18月以上	309円	366円	
	肉用牛	12月未満	150円	178円		肉用牛	12月未満	152円	181円	
		12月以上18月未 満	200円	238円			12月以上18月 未満	204円	243円	
		18月以上	282円	343円			18月以上	288円	349円	
飼養	乳用牛	•	600円	650円	飼養	乳用牛	•	611円	662円	
	肉用牛		600円	650円		肉用牛		611円	662円	

力 太川牧野

カー我川牧野	
現行	見直し案
使用者は、2歳以上の馬1頭の放牧1日につき60円の使用料を納付しなければならない。	使用者は、2歳以上の馬1頭の放牧1日につき66円の使用料を納付しなければならない。

(4) その他

ア 奥州市健康増進プラザ悠悠館

	2011	
区:	分	使用料
いきいきプール(1人当たり)	1回使用する場合	400円
	10回使用する場合	3, 500円
体力増進ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	300円
	10回使用する場合	2, 500円
健康体操ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	100円

区分	使用料	
ふれあいホール(1室当たり)	1時間までごとに	1,000円
調理室(1室当たり)	1時間までごとに	1,500円
研修室(1室当たり)	1時間までごとに	500円
悠悠の間(1室当たり)	1時間までごとに	300円

1 市民の保健福祉活動、余暇活動及び市内の公共的団体が実施する研修会等で、ふれあいホール、調理室、研修室又は悠悠の間を使用する場合の使用料は無料とする。

現行

- 2 次の各号のいずれかに該当する者の使用料は、上記の額の2分の1の額とする。
- (1) 中学生以下の児童生徒
- (2) 本市に住所を有する65歳以上の者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 岩手県知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている者
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

見直	し案

	区分	使用料
いきいきプール(1人当たり)	1回使用する場合	450円
	10回使用する場合	4,000円
体力増進ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	350円
	10回使用する場合	3,000円
健康体操ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	150円

			付加使用	料
区分	施設使用料	冷房	暖房	ガスコンロ 又は電磁調理器
ふれあいホール(1室当たり)	1,000円	200円	200円	
調理室(1室当たり)	300円	100円	100円	100円
研修室(1室当たり)	300円	100円	100円	
悠悠の間(1室当たり)	300円	100円	100円	

- 1 施設使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に30分以上の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者の使用料は、上記の額の2分の1の額とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 岩手県知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉 手帳の交付を受けている者
- 3 営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。
- 4 市外の者が使用する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、いきいきプール、体力増進ルーム及び健康体操ルームに係る使用料を除く。
- 5 減免により施設使用料及び付加使用料を合算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ ヒロノ福祉パーク交流施設

<u>1 コミュニティ</u>	1 コミュニティホール、会議室等の貸切使用料												
	入場料等を徴収し	ない場合	入場料等を徴	収する場合									
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から午 後5時まで	午後5時から 午後9時まで	附属の設備の使用料								
コミュニティ	1,050円	1,575円	2, 100円	3, 150円	附属の設備を使用する場								
ホール					合においては、一式1時間								
市民ギャラリー	1,050円	1,575円	2, 100円	ა, 150□	までごとに市長が定める 額を別に徴収する。								
会議室	420円	630円	840円	1, 260円	領で加に致収する。								
和室	420円	630円	840円	1, 260円									
視聴覚室	420円	630円	840円	1, 260円									

- 1 上記使用料は、1時間当たりの単価とする。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これ に類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

現行

2 コミュニティホール個人使用料 1回につき105円

1 コミュニティホール、会議室等の貸切使用料

- コミューティル・ルで公成主寺の夏勿及川村								
区分	施設使用料	附属の設備の使用料						
コミュニティ ホール		附属の設備を使用する場合に おいては、一式1時間までご						
市民ギャラリー	1, 440円	とに市長が定める額を別に徴し 収する。						
会議室	550円	14X 9 % 0 °						
和室	550円							
視聴覚室	550円							

施設使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に30分以上の端数が生じた場合は、1時間として

見直し案

- 2 営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額と する。
- 3 市外の者が使用する場合の施設使用料及び付加使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とする。 4 減免により施設使用料及び付加使用料を合算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とす

35 -7-

減免基準の見直し及び統一による比較表

(現行①) 集会施設使用料減免	規則		(現行②) スポーツ施設使用料減	龙 免規則		見直し案			
区分	減免後の 施設使用料	負担割合 付加使用料	区分	減免後の 施設使用料		区分	減免後の 施設使用料		【参考】対象団体等の例
1 国、地方公共団体又は公共組合が使用するとき。	0%	0%	6 国又は地方公共団体が使用するとき。	0%	0%	9 国、地方公共団体(奥州市を除く。)が使用するとき。 1 奥州市が主催又は共催する事業で使用する	50%		国、県、市(奥州市を除く。)及び一部事務組合 奥州市が構成員の一部となる実行委員会、協議会等
3 奥州市が共催する事業に使用するとき。	0%	0%	7 奥州市が共催する事業で使用するとき。	0%	0%	とき。	3 /8		を含む
2 指定管理者が使用するとき(施設の管理運営を目的とする場合に限る。)又は市から事業の委託を受けた者が使用するとき(当該事業のため使			8 指定管理者が使用するとき(施設の管理運営を目的とする場合に限る。)又は市から事業の委託を受けたものが使用するとき(当該事業のため			2 市から委嘱を受けたもので構成する団体が 使用するとき。(当該団体の活動目的に沿った 使用の場合に限る。)	0%		〇〇地区行政区長会、〇〇地区民生児童委員連絡協議会、消防団〇〇分団〇〇部、統計調査員協議会
用する場合に限る。)。			使用する場合に限る。)。			3 市から事業の委託を受けたものが使用する とき(当該事業のため使用する場合に限る。)。	0%		放課後児童クラブ、放課後子ども教室、市民芸術 文化祭、郷土芸能祭
						4 指定管理者が自らの管理する施設を使用するとき。	0%	0%	
5 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校又は高等学校が教育又は保育活動のために使用するとき。	0%		2 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき。	0%	0%	5 市内の小学校、中学校、認定こども園、保育所又は幼稚園が教育活動又は保育活動のために使用するとき。	0%		市内の私立の認定こども園、保育所及び幼稚園、 胆江地区小中学校体育連盟及び文化連盟を含む
072071-12711 7 G C C 6			4 小学校体育連盟又は中学校体育連盟が大会 又は強化練習のために使用するとき。	0%	0%				
4 市内の地域団体 (、社会教育団体及び生涯学習活動団体) が使用するとき。	O%	0%				6 市内の地域団体が使用するとき。(地区センターに限る。)	0%		地区振興会〇〇部、自治会(町内会)、交通安全協会 〇〇分会、〇〇地区交通安全母の会、〇〇地区防犯 協会、自主防災組織、各種地域行事実行委員会(まつり、敬老会、地区文化祭など) ※詳細は地区センター指定管理者との協議により決 定。
7 市内のスポーツ少年団、子ども会その他の 少年団体が団体活動のために使用するとき。	0%	- /0	1 市内のスポーツ少年団体、子ども会その他 の少年団体が団体活動のために使用するとき。	0%		7 市内のスポーツ少年団体、子ども会その他 の少年団体が団体活動のために使用するとき。	0%	100%	小中学校父母会、〇〇スポーツ少年団、子供会育成 会
6 市内の社会福祉協議会、市民活動団体、ボ ランティアグループ、子育てサークル若しくは	0%	0%	5 障がい者で構成する団体が使用するとき。	0%	0%	8 障がい者で構成する団体が使用するとき。	0%	100%	
障がい者で構成する団体又は障がい者が使用するとき。						10 市内の公共組合、高等学校、社会福祉法 人、特定非営利活動法人、農業協同組合、森林 組合、商工団体、商業組合、社会教育団体、生 涯学習活動団体、市民活動団体、趣味講座団 体、サークル団体、同好会等が使用するとき。	50%	1 0 0 70	土地改良区、芸術文化協会、25歳・42歳厄年連、小中学校PTA、中山間〇〇集落、ユネスコ協会、幼保保護者会、〇〇顕彰会、同級会、〇〇同好会、〇〇クラブ、営農組合、地域の農事実行組合
4 市内の地域団体、社会教育団体及び生涯学 習活動団体が使用するとき。	0%		3 市内の団体が幼児、小学校児童又は中学校 生徒を対象とした大会のために使用するとき。	0%	0%	IN 7 77 EIN MAL TA KAT CAT			
			10 市内の高等学校が教育活動又はクラブ活動 のために使用するとき。	50%	, ,				
9 市内の社会福祉法人、特定非営利活動法 人、農業協同組合、森林組合、商工団体、商業 組合等が公共及は公共を見ぬよりな活動に使用	0%		11 社会福祉事業を目的とする市内の団体が当該事業のために使用するとき。	50%					
組合等が公共又は公益を目的とした活動に使用 するとき。			12 市内に居住する高齢者で構成される団体が 団体活動のために使用するとき。	50%	100%				
8 市内の農業者の生産団体、農産加工グループ等が使用するとき。	0%	100%							
10 市内の趣味講座団体、サークル団体、同好会等が使用するとき。	0%		9 一般社団法人奥州市体育協会に加盟している団体又は市内の総合型スポーツクラブが団体活動のために使用するとき。	50%	50%				
			14 市に登録している団体(週1回以上の活動を 行うスポーツ団体に限る。)が団体活動のために 使用するとき。		100%				
12 市からの要請に基づいた活動によるもの	0%		16 市の要請に基づいた活動によるもの	0%	- /				
			13 岩手県高等学校体育連盟が大会又は強化練習のために使用するとき。	50%	100%	11 岩手県高等学校体育連盟が大会又は強化練習のために使用するとき。(スポーツ施設に限る。)	50%	100%	
11 市長が特に公益性を認めるもの	0%から 50%まで	0%から 50%まで	15 市長が特に公益性を認めるもの	0%から 50%まで	0%から 50%まで	12 市長が特に公益性を認めるもの	0%から 50%まで		上記1〜10に該当しないが、減免を要すると判断 できるもの。

1 統一による減免基準を適用する施設

(1) 集会施設等

地区センター及び地区センター関係施設、後藤伯記念公民館、衣川セミナーハウス、しもやなぎ交流館、小黒石自然体験交流館、胆沢水の郷未来館、上笹森交流館、新里地区振興会館、江刺農業活性化センター、胆沢ト レーニング農場セミナーハウス、奥州湖交流館、奥州市まちなか交流館、白鳥地区防災センター、江刺ターミナルプラザ、水沢地域交流館、江刺生涯学習センター、江刺西体育館、瀬原交流館、江刺高齢者生産活動セン ター、江刺保健センター、前沢健康管理総合センター、衣川保健福祉センター、健康増進プラザ悠悠館、鋳物技術交流センター、江刺産業技術交流センター、前沢勤労者研修センター、水沢勤労者体育館、江刺観光物産セ ンター

(2) 体育施設

水沢体育館、江刺中央体育館、(再掲)江刺西体育館、前沢いきいきスポーツランド、前沢グリーンアリーナ、前沢スポーツセンター、胆沢総合体育館、衣川社会体育館、胆沢野球場、衣川野球場、水沢公園(野球場、 陸上競技場、テニスコート、相撲場)、江刺中央運動公園(野球場、陸上競技場)、根岸公園野球場、江刺カルチュアパーク(多目的広場、テニスコート)、胆沢陸上競技場、胆沢川桜づつみ広場、大鐘公園市民プール、 胆沢プール、胆沢農村広場テニスコート、水沢武道館、江刺武道館、衣川柔剣道場、水沢弓道場、旧東水沢中学校(体育館、屋外運動場)

(3) その他の施設

奥州市道の駅交流館、江刺ふるさと市場、水沢大町多目的広場、川原町多目的広場、都市公園、大師山森林公園、農村公園、農村広場、(再掲)健康増進プラザ悠悠館、ヒロノ福祉パーク交流施設

2 独自の減免基準による施設

(1) 文化会館

奥州市文化会館、江刺体育文化会館、前沢ふれあいセンター、胆沢文化創造センター

(2) スポーツ施設

奥州市ふれあいの丘公園

(3) その他の施設

奥州市牛の博物館、記念館(高野長英、後藤新平、斎藤實、菊田一夫)、奥州市埋蔵文化財調査センター、奥州市伝統産業会館、えさし郷土文化館、奥州市武家住宅資料館、胆沢郷土資料館、衣川歴史ふれあい館、奥州 宇宙遊学館、水沢牧野、胆沢牧野、衣川牧野

※ほか、ほか今回の見直し対象外の観光系施設等

市発注の建設関連業務における契約取消について

市が発注した建設関連業務において、誤って低く算出した最低制限価格により落札者を決定し、契約した事実が判明しました。

入札に参加した全ての事業者の方に事情を説明し、謝罪するとともに、締結した相手方との契約を取消しました。なお、当該業務については、設計内容を見直し、改めて入札を行う予定です。ご迷惑をおかけした関係者の方々にお詫び申し上げるとともに、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、心からお詫び申し上げます。

今後、この様な事が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1 対象業務

業 務 名:桜木橋大通り線(愛宕工区)測量設計業務

測量設計対象地: 奥州市江刺愛宕地内

入 札 方 式:指名競争入札

予 定 価 格:16,258,000円(税抜14,780,000円) 最低制限価格:12,547,911円(税抜11,407,192円)

設計担当課:都市整備部土木課

2 入札結果

;	最低制限価格	入札価 ⁷	<u></u> 格
(正)	11, 679, 840円	B者(正しい落札者)	11, 680, 560円
	差 👤 272, 648円		‡
(誤)	11, 407, 192円	A者(契約を取消し)	11, 633, 000円

【説明】

A者は、正しい最低制限価格を下回っているため、B者を落札者とするべきであった。

3 原因

建設関連業務における最低制限価格は、「奥州市建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領」により、設計担当課が作成する「建設関連業務最低制限価格算出連絡票」をもとに、契約事務を所管する財政課において定めています。この連絡票は、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、水道施設関係建設コンサルタント業務の業務区分ごとに設計額を記載することになっています。

本件は、土木課において、連絡票を測量業務と土木関係建設コンサルタント業務に分けるべきところ、誤って測量業務のみで作成し、財政課もその誤りに気付くことができなかったため、本来の最低制限価格よりも低く算定してしまったものです。

また、連絡票は設計書に添付して決裁を受ける中で財政課に提出されますが、本件において は添付されていないことが見落とされ、後日両課の担当者間だけでやり取りしたため、他の職 員もこの誤りに気付くことができなかったものです。

【最低制限価格】

公共工事等の品質確保のため、ダンピング競争の防止を目的として導入しているもので、これを下回る金額の入札者は失格となる。

4 経緯

- 5月1日 入札指名通知の送付
- 5月14日 開札の結果、最低額で入札したA者を落札者に決定
- 5月20日 落札者と業務委託契約を締結
- 5月29日 土木課において、入札に参加したC者から最低制限価格に誤りがないか問合せを受ける
- 6月1日 C者からの指摘を受け精査したところ、連絡票と最低制限価格の誤りを確認
- 6月3日 庁内で対応を協議し、全ての入札者に経緯を説明して謝罪
- 7月8日 A者と確認書を取り交わし、入札及び契約を取消し

5 再発防止策

事務処理要領に連絡票の取り扱いを明記したうえで、設計書に添付して決裁を受けることを 徹底します。また、連絡票には設計担当課の決裁欄を設けるとともに、記入にあたっての注意 事項を記載するよう様式を改めます。

6 その他

本日、入札に参加したすべての事業者の方に、改めてこれまでの経緯を説明し、謝罪したうえで、7月30日に再入札を行う予定です。

旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況について

1 旧奥州市土地開発公社からの土地の取得について

旧奥州市土地開発公社(以下「旧公社」という。)の解散(平成25年1月7日付け)に当たっては、旧公社の長期借入金の債務保証に基づき、市が第三セクター等改革推進債を活用し平成24年10月31日に借入先への代位弁済を行った。市は同日に求償権を行使し、旧公社から市に対し現金による弁済及び保有土地による代物弁済(同日を原因日として市へ所有権移転登記)がなされた。弁済されない分については、平成24年第4回奥州市議会定例会で議決をいただき求償権を放棄した。旧公社からの弁済額等の内訳は、次のとおりである。

内容	金額 (円)	
市の代位弁済額	8, 660, 790, 003	1
旧公社からの弁済額	5, 701, 286, 800	2
うち、土地の簿価額	5, 548, 286, 800	
うち、現金の額	153, 000, 000	
求償権を放棄した額	2, 959, 503, 203	1)-2

平成24年10月には、奥州市土地開発公社経営検証委員会から奥州市土地開発公社経営検証報告書をいただいた。市では、同報告書における指摘・提言等に対する方針及び「資料1 旧奥州市土地開発公社土地の活用処分計画」(以下「活用処分計画」という。)を平成25年5月にまとめ、この中で旧公社から取得した土地の活用・処分に係る基本的な考え方を示した。

2 市が取得した土地の活用又は処分の考え方について

市が旧公社から取得した土地の筆数等は、次のとおりである。

筆数	面積(㎡)	簿価 (円)
566	530, 605. 12	5, 548, 286, 800

市の事業用地としての活用が見込まれる土地については、その事業実施まで管理を継続することとしている。また、第三セクター等改革推進債の繰上償還の原資とするため、処分可能な土地については、売却に取り組むこととしている。

具体的には、活用処分計画の中で各土地を種類別にケース1からケース7までに分類し、活用 又は処分の別に整理している。各ケースの内容、計画作成当初の筆数等は、次のとおりである。

	ケース	件数	筆 数	面積(㎡)	簿価(円)	内 容 等
	1	17	56	11, 717. 73	424, 867, 100	整備する計画がある都市計画道路等の用地
活用	2	1	65	224, 505. 46	617, 409, 197	将来的な用途を検討する用地(水沢羽 田町うぐいす平 他)
	3	6	11	5, 473. 73	312, 524, 046	すでに公共施設用地と一体的に使用さ れている土地

	ケース	件数	筆 数	面積(㎡)	簿価 (円)	内容等
 活 用	4	1	17	42, 879. 24	52, 715, 886	地形が複雑で用途も重複し、処分が困 難な土地(前沢インター工業団地内の 法面)
713	5	3	9	20, 950. 52	333, 245, 414	現在貸付中で、当面は貸付を継続する 必要がある土地
処	6	17	25	21, 348. 97	599, 499, 534	取得目的や他の公共目的での活用が見 込めない土地
	7	16	383	203, 729. 47	3, 208, 025, 623	当初から販売することを目的とした土 地
	計	61	566	530, 605. 12	5, 548, 286, 800	

3 各土地の活用又は処分の状況について

令和元年度末までの各土地の活用又は処分の状況は、次のとおりである。

(活用)

ケース	件数	活用済筆数	活用済面積(m²)	活用内容
1	9	22	4, 399. 66	道路用地等
3	5	9	2, 920. 34	地区センター用地等
4	1	1	100. 69	道路用地
5	3	9	20, 950. 52	商業施設敷地、福祉施設敷地(いずれも取 得前から貸し付けているもの。)

(処分)

ケース	F	 为訳等	令和元年度までの計画	実績			
6	分譲	地以外の	令和4年度までの完売を目指	17件のうち8件について、活用・処			
0	処分	対象土地	す。	分を行った。			
				225区画を売却した。(マイアネタウ			
		分譲宅地	188区画を売却する。	ン等215区画、組地等10区画)			
				(残り120区画、821,720,000円分)			
7	分		 平成29年度までに完売を目指	マイアネタウン内の3区画のうち			
′	譲地	商業用地		2区画を売却した。			
	地 阿米川地		す。	(11, 511㎡のうち3, 402㎡を売却)			
	工業田地		造成済みの工業団地は平成29	亚母90年度に空書した			
		工業団地	年度までに完売を目指す。	平成29年度に完売した。			

ケース7の分譲地は、計画に対しおおむね順調に売却が進んでいる。一方、ケース6の土地については、市ホームページ等で情報を公表しているものの売却に至っていないものが多い。

※ 令和元年度の活用処分等の状況は、「資料 2 令和元年度 旧奥州市土地開発公社土地の活 用処分状況等」のとおり。 ※ 令和元年度末時点における活用の一覧は、「資料3 旧奥州市土地開発公社土地 活用一覧」のとおり。また、同じく処分の一覧は、「資料4 旧奥州市土地開発公社土地 処分一覧」及び「資料5 分譲宅地売却状況」のとおり。

4 第三セクター等改革推進債の償還の状況について

当初借入額8,660,000千円のうち、年額433,000千円の定期償還並びに土地の売却収入を財源とした平成26年度及び30年度の計2,000,000千円の繰上償還により、これまでに計5,247,500千円を償還した。これにより、令和元年度末時点の残高は3,412,500千円となっている。

- ※ 令和元年度末時点における償還の状況及び繰上償還の財源とする減債基金の状況は、「資料 2 令和元年度 旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況等」のとおり。
- 5 今後の活用又は処分に向けた課題及び対応について
 - (1) 活用について

活用対象には道路用地があるが、この中には、計画されていた事業が廃止となったものもある。このような土地については、ケースの分類を変更し、処分に向けた検討を進めることとする。

(2) 処分について

処分対象のうちケース6については、販売中の土地の情報を宅地建物取引業者へ直接提供する等、早期売却に向けた取組を強化する。また、ケース6には、間口狭小や農地転用を要する等のため、処分が進んでいない土地もある。これらの課題の解決には費用を伴うため、需要の状況等を確認しながら対応することとする。

処分対象地のうちケース7の分譲宅地については、マイアネタウンを主として、これまで一定規模の売却数を維持している。一方、国道4号水沢東バイパスの開通等、状況が大きく変化しており、さらなる売却推進のため新たな販売方法に取り組むこととした。これまでは住宅を建築する個人を販売の対象としてきたが、今月からは、住宅の建売を行う宅地建物取引業者を販売の対象に加えたところである。

今後も引き続き、市の広報、ホームページ、フリーペーパー等の媒体を活用しての積極的な 情報提供等を通じて、土地の早期処分に努めていく。

旧奥州市土地開発公社土地の活用処分計画

平成25年5月財務部財産運用課

1 旧奥州市土地開発公社土地の概要

区 分	件 数	筆 数	面 積	取得時簿価
全 体	61	566	530, 605 m²	5, 548, 286 千円
活用土地	28	158	305, 527 m²	1,740,761 千円
処分土地	33	408	225, 078 m²	3,807,525 千円

2 土地の活用・処分に係る基本的な考え方について 基本方針

旧奥州市土地開発公社から取得した土地については、第三セクター等改革推進債償還額縮減のため可能な限り売却処分することを基本とする。ただし、個別の目的のため活用されている 土地は行政財産としての今後の活用を見込んで、当面は処分対象とせず市が保有する。

ア 活用計画

- ケース1 整備する計画がある都市計画道路等の用地(17件 56 筆 11,717.73 ㎡) 今後、計画が見直されない限り事業施行までの間、市が保有する。 なお、施行までの間は、保有土地を有効活用する観点から暫定的な貸付を進め る。また、計画が見直され、当該土地を使用する見通しがなくなった場合は、改め て他の用途での活用を検討し、活用の見通しが無い場合は売却処分する。
- ケース 2 将来的な用途を検討する用地 (1 件 65 筆 224,505.46 ㎡) まとまった面積があること等を考慮し、市の将来的なまちづくりへの活用の可能 性を探るため、当面現状のまま保有する。
- ケース3 既に公共施設用地と一体的に使用されている土地(6件 11 筆 5,473.73 ㎡) 当該土地の売却により公共施設の利用に支障を来す場合や、あるいは当該土地が 単独では利用できない不整形な形状のため、公共施設用地が適当である。
- ケース4 地形が複雑で用途も重複し、処分が困難な土地(1 件 17 筆 42,879.24 ㎡) 既に販売した土地の法面であったり、市の施設関連用地として保有することが適 当と思われるなど、売却は困難である。
- ケース 5 現在貸付中で、当面は貸付を継続する必要がある土地 (3 件 9 筆 20,950.52 ㎡) 取得時に既に賃貸契約が締結されていて契約期間がまだ残っているものや、障が い者福祉施設を運営する社会福祉法人へ無償貸付を行っているなど、買い取りを打 診しても売却は困難と思われる。

イ 処分計画

- ケース 6 取得目的や他の公共目的での活用が見込めない土地 (17 件 25 筆 21,348.97 ㎡) 地目変更や地積確定が必要であったり、取付道路等の課題を解決した後に、価格設定を行い処分する。
- ケース 7 当初から販売することを目的とした土地 (16件 383筆 203,729.47 ㎡)

3 処分計画の土地の販売方法について

ア 分譲地以外の処分土地(ケース6の土地)については、次のような課題をおおむね5年を目途に解決し、解決した土地から順次公売に付して、10年間で完売を目指す。

地目の変更 地目が農地のままになっているものを雑種地に変更登記

面積の確定 登記簿面積による取得のため、改めて隣接者に立会いを求めての面積を確定

未接道対策 公道に接していない土地の処分についての対策を検討

販売の方法 入札による公売を基本とする。ただし、地形的な条件等を考慮する必要がある 場合は隣接者への随意契約も可能

イ 分譲地(ケース7の宅地、商業用地、工業団地)の販売促進

分譲宅地 平成 25 年度から平成 39 年度までの 15 年間で完売を目指す

商業用地 平成29年度までに完売を目指す

工業団地 造成済み工業団地は企業振興課と連携して平成 29 年度までに完売を目指すマイアネタウン 2 期分譲地内の第二バイパス用地

国に早期買取を要望

マイアネタウン2期分譲地内の組地(民間地権者所有地と一体で一区画となっている分譲地) 地権者との協議を進め、分譲宅地と同様に販売を進める

ウ 販売体制

情報の発信 公売情報をHPや広報に掲載。マスコミ、宅建協会、金融機関等に直接周知

媒介手数料 媒介制度を分譲地以外の処分土地に拡大

補助金制度 市有地分譲促進補助金制度の活用と対象期限の延長

民間活用 処分計画の土地の販売促進に民間事業者の知識やノウハウを活用

販売推進策 ①ハウスメーカーの定期訪問

②市内のイベントにおける P R 活動

③近隣市のハウジングフェアにおけるPR

④市内及び金ヶ崎工業団地内企業の訪問

⑤休日の事務対応(現地説明会、契約事務等)

4 年度ごとの指標について

	年度		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
分	宅地	(件)	12	40	30	30	20	16	20	20	20	20	20
譲	商業用地	(m^2)			11, 5	513							
地	工業団地	(m²)			54, 9	910							
分部	嬢地以外の			今後、	公共目的の	つ活用が	見込めな	い土地	也(ケー	ス6)に	ついて	だ、H	29 ま
処分	分対象土地			でに売	却するため	の課題	を解決し、	, H34 3	までのタ	宅売を	目指す		
	年度			35	36	37	38	39	Ī	+			
分													
//	宅地	(件)		20	20	20	20	3	33	31			
譲	宅地 商業用地	(件) (m²)		20	20	20	20	3	35 11, 5				
1 1				20	20	20	20	3		13			
譲 地 分部	商業用地	(m²)		20	20	20	20	3	11, 5	13 10			

令和元年度 旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況等

資料2

◎関連予算の執行状況(令和2年3月末現在)

〇歳 入

(単位:千円)

										(TE:113)
款	項	目	節	細質	Ţ	内容	前年度までの 執行済額(A)	R01執行額 (B)	執行額累計 (A+B)	備 考
	01	01 財産貸付収入	01 土地貸付収入	01 土地貸付収入現年度	建分	旧奥州市土地開発公社分	105,985	16,774	122,759	旧公社土地の貸付収入
財	財産運用収入	02 利子及び配当金	01 利子及び配当金	03 減債基金利子		旧奥州市土地開発公社分	5,448	264	5,712	積立済基金の利子
16 財産収入		01 不動産売払収入		01 土地売払収入		旧奥州市土地開発公社分	2,122,244	137,324	2,259,568	
,,, <u>,</u> ,,,,	02		01	(内訳)	分譲宅地	件数(区画数)	206	19	225	残120区画(組地含む)
	財産売払収入		土地売払収入		刀張七地	金額(千円)	1,342,321	108,924	1,451,245	
					その他土地	件数(件)	10	1	11	本杉工業団地、マイアネタウン商業用地等
					ての他工地	金額(千円)	779,923	28,400	808,323	
18 繰入金	01 基金繰入金	02 減債基金繰入金	01 減債基金繰入金	01 減債基金繰入金		旧奥州市土地開発公社分	2,000,000	0	2,000,000	
			歳 .	入合計			4,233,677	154,362	4,388,039	

〇歳 出

(単位:千円)

款	項	目	大事業	中事業	節	細節・細々節	前年度までの 執行済額(A)	R01執行額 (B)	執行額累計 (A+B)	備 考
						臨時職員社会保険料等	1,173	201	1,374	
					7 賃金	臨時職員等賃金	8,458	1,278	9,736	事務補助、除草作業
					9 旅費	普通旅費等	112	3	115	
						消耗品費	140	87	227	
					11 需用費	印刷製本費	542	49	591	販促用チラシ
						施設等修繕費	121	0	121	
						通信運搬費	22	0	22	
					 12 役務費	広告料	5,219	907		新聞等広告
00	0.1	05 財産管理費	01	10 T ™ 88 3×	12 区初貝	手数料	8,332	191	8,523	土地販売媒介手数料等
02 総務費	UI 総務管理費		財産管理	旧土地開発 公社財産		自動車損害賠償責任保険料	82	26	108	
小心力貝	心分片生貝	別庄旨任員	経費	管理事業		不動産鑑定等委託料	8,571	633	9,204	不動産鑑定、ホームページ等
					13 委託料	除草•植栽管理等委託料	22,183	3,640	25,823	
						測量委託料	7,462	2,096	9,558	
						機械器具借上料	78	0	78	遺跡試掘調査用機械
						宅地分譲地整備工事	1,054	0	1,054	
					19 負担金	下水道受益者負担金	2,198	0		本杉工業団地等
					25 積立金	減債基金積立金	2,280,692	137,588	2,418,280	売払収入及び基金利子
					27 公課費	自動車重量税	133	50	183	
						小 計	2,346,572	146,749	2,493,321	
		01元金	01元金	01元金	23 償還金	三セク債償還分	4,814,500	433,000	5,247,500	定期償還及び繰上償還
12公債費	01公債費	02利子	01利子	01利子	23 償還金	三セク債償還分	119,117	10,285	129,402	
			•	小	<u>.</u> 計		4,933,617	443,285	5,376,902	
	•		歳	出 合 計			7,280,189	590,034	7,870,223	

資料2

令和元年度 旧奥州市土地開発公社土地の活用処分状況等

◎三セク債減債基金の状況

(単位:千円)

区分	前年度まで	元年度	累計	備考
土地の売払収入による積立額	2,275,244	137,324	2,412,568	
減債基金利子による積立額	5,448	264	5,712	
三セク債繰上償還実施による取り崩し	△ 2,000,000	0	△ 2,000,000	
合計(残高)	280,692	137,588	418,280	今後繰上償還を実施する際の財源

◎三セク債借入残高の状況

(単位:千円)

区分	当初起債額	前年度までの 償還済額	元年度中の 償還額	元年度末残高	備考
元金	8,660,000	4,814,500	433,000	3,412,500	元年度中 定期償還 433,000千円

◎保有土地の状況 (「旧奥州市土地開発公社土地の活用処分計画」に基づく分類)

ケース6は、公共事業用地として取得したが、活用の見通しがないため処分する土地。ケース7は、工業団地や分譲宅地など売却を前提に造成するなどした土地。

			T- /B		前年度までの状況			元年度		82.83	処分·活用	異動、処分活用
×	分		取得時	異動(※)	処分·活用済	期末残高	異動(※)	処分•活用	期末残高	異動累計	累計	合計
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
						(A)+(B)+(C)			(D)+(E)+(F)	(B)+(E)	(C)+(F)	(H)+(I)
7 m + Al Lui	筆数	(筆)	158	1	△ 40	119	△ 2	Δ1	116	Δ1	△ 41	△ 42
活用方針土地 (ケース1~5)	面積	(\mathbf{m}^2)	305,526.68	△ 17.32	△ 28,342.22	277,167.14	△ 182.16	△ 28.99	276,955.99	△ 199.48	△ 28,371.21	△ 28,570.69
(, ,,,	簿価	(円)	1,740,761,643	4,186	△ 719,849,019	1,020,916,810	△ 2,459,146	△ 391,362	1,018,066,302	△ 2,454,960	△ 720,240,381	△ 722,695,341
hm ()	筆数	(筆)	25	7	△ 14	18	0	Δ1	17	7	△ 15	Δ 8
型処分方針土地 (ケ−ス6)	面積	(\mathbf{m}^2)	21,348.97	253.48	△ 6,421.95	15,180.50	0.00	△ 454.02	14,726.48	253.48	△ 6,875.97	△ 6,622.49
(, ,,,,,,	簿価	(円)	599,499,534	△ 58	△ 184,523,091	414,976,385	0	△ 6,230,825	408,745,560	△ 58	△ 190,753,916	△ 190,753,974
	筆数	(筆)	383	7	△ 219	171	△ 2	△ 21	148	5	△ 240	△ 235
処分方針土地 (ケースフ)	面積	(\mathbf{m}^2)	203,729.47	17.76	△ 104,997.22	98,750.01	182.16	△ 6,818.90	92,113.27	199.92	△ 111,816.12	△ 111,616.20
	簿価	(円)	3,208,025,623	△ 4,128	△ 1,951,019,902	1,257,001,593	2,459,146	△ 139,279,756	1,120,180,983	2,455,018	△ 2,090,299,658	△ 2,087,844,640
	筆数	(筆)	566	15	△ 273	308	△ 4	△ 23	281	11	△ 296	△ 285
合 計	面積	(m²)	530,605.12	253.92	△ 139,761.39	391,097.65	0.00	△ 7,301.91	383,795.74	253.92	△ 147,063.30	△ 146,809.38
	簿価	(円)	5,548,286,800	0	△ 2,855,392,012	2,692,894,788	0	△ 145,901,943	2,546,992,845	0	△ 3,001,293,955	△ 3,001,293,955

[※]測量による面積の増減、分筆、合筆による筆数の増減など、売却や公共用地としての活用による減以外の異動

旧奥州市土地開発公社土地 活用一覧

貝付り			1 天 州 [1 工 起 册 先 云 11 工 1	- 伯用 5	-		
	管理票 番 号	事業名	所在地	活用済 面積(㎡)	活用済 筆数	活用内容	活用年度
	5	久田前田中線用地	水沢佐倉河字川原田145番2ほか	455. 70	4	道路用地	平成30年度
	6	久田前田中線用地	水沢字三本木12番8ほか	34. 54	1	道路用地	平成29年度
ケース 1	7	久田前田中線用地	水沢佐倉河字川原田149番1	129. 00	1	道路用地	平成30年度
整備する計画があ	11	三本木東中通り線用地	水沢東大通り二丁目63番1ほか	53. 12	1	道路用地	平成29年度
る都市計画道路等	15	大町杉ノ堂線用地	水沢東大通り二丁目63番5ほか	238. 61	6	道路用地	平成29年度
の用地 (活用)	17	台町公園用地	水沢台町29番1ほか	2, 965. 23	3	地区センター用地	平成26年度
	32	日高小路小公園代替地	水沢字谷地明円97番1	146. 27	1	道路用地	平成25年度
	38	南大鐘地区宅地開発事業	水沢字南大鐘48番10ほか	348. 20	4	道路用地	平成25年度
	44	姉体地区複合団地開発事業 第二期バイパス用地	水沢上姉体三丁目33番1ほか	28. 99	1	道路用地	令和元年度
			計	4, 399. 66	22		
	管理票	事業名	所在地	活用済	活用済	活用内容	活用年度
	番号			面積(m²)	筆数		
ケース3	1	堀ノ内近隣公園用地取得事業	水沢字聖天48番2ほか	54. 96	2	地区センター用地	平成25年度
すでに公 共施設用	2	東水沢中学校跡地取得事業	水沢東中通り一丁目216番1ほか	1, 296. 55	3	体育館敷地等	平成26年度
地と一体的に使用	3	大鐘用地	水沢大鐘町二丁目97番ほか	575. 41	2	地区センター用地	平成25年度
されてい る用地 (活用)	42	姉体地区複合団地開発事業 第一期上姉体幼稚園敷地	水沢上姉体一丁目6番1	993. 17	1	幼稚園用地	平成25年度
	49	本杉工業団地	前沢字五合田48番4	0. 25	1	消火栓用地	平成29年度
			計	2, 920. 34	9		
ケース 4	管理票	후 개· ·	# A 10.	活用済	活用済	жптт	X II Y X
用途重複、現況	番号	事業名	所在地	面積(m²)	筆数	活用内容	活用年度
処分が困難	48	前沢インター工業団地	前沢字新城58番6ほか	100.69	1	道路用地として	平成30年度
(活用)			111111	100.69	1		
	管理票番 号	事業名	所在地	活用済 面積(㎡)	活用済 筆数	活用内容	活用年度
ケース 5	40	姉体地区複合団地開発事業 第一期福祉施設敷地	水沢上姉体二丁目1番1ほか	5, 718. 42	2	福祉施設敷地として	平成24年度
当面貸付 継続 (活用)	45	姉体地区複合団地開発事業 第二期商業施設用地	水沢上姉体三丁目34番2	7, 161. 18	1	商業施設敷地として	平成24年度
(10,14)	47	前沢駅東商業用地取得事業	前沢向田二丁目44番ほか	8, 070. 92	6	商業施設敷地として	平成24年度
			計	20, 950. 52	9		

旧奥州市土地開発公社土地 処分一覧

	管理票番 号	事業名	所在地	処分済 面積 (㎡)	処分済 筆数	処分内容	売却価格(円)	処分年度	備考
	7	久田前田中線用地	水沢字三本木12番7ほか	3. 45	1	道路用地		平成29年度	
	12	地域職業訓練センター用地	水沢真城字中上野96番ほか	2, 365. 40	4	道路用地等		平成27年度	
	14	折居駅前整備用地	水沢真城字要害119番25	454. 02	1	広場用地		令和元年度	
ケース6取得目的や他の公	21	大畑地区土地区画整理に 伴う公共用地取得事業	水沢字斉の神39番1	684. 38	1	売却	17, 855, 850	平成25年度	民間売却
共目的で の活用が 見込めな	23	横町地区土地区画整 理事業用地	水沢字東町17番3	84. 33	1	売却	2, 428, 000	平成26年度	民間売却
い土地 (処分)	30	南丑沢谷地明円線代 替地	水沢字日高小路4番1	410. 52	1	売却	6, 547, 000	平成28年度	民間売却
	35	水沢駅周辺整備用地 代替地	水沢字寺脇7番1ほか	90. 20	3	道路用地		平成26年度	
	37	姉体複合団地 中町駐車場用地	水沢中町76番1ほか	2, 783. 67	3	売却	63, 470, 000	平成26年度	奥州商工会議所 売却
			計	6, 875. 97	15		90, 300, 850		

	管理票番 号	事業名	所在地	処分済 面積(㎡)	処分済 筆数	処分内容	売却価格(円)	処分年度	備考
	19	羽田地区土地区画整理に 伴う公共用地等取得事業	水沢羽田町駅東一丁目75番	273. 49	1	売却	5, 340, 000	平成27年度	民間売却
	20	大畑地区土地区画整理に 伴う公共用地取得事業	水沢字大畑小路40番15	263. 54	1	売却	8, 400, 000	平成25年度	民間売却
	41	姉体地区複合団地開 発事業第一期商業施 設用地	水沢上姉体二丁目1番7ほか	3, 402. 32	2	売却	58, 200, 000	平成27年度 ~ 令和元年度	民間売却
	44	姉体地区複合団地開発事 業第二期バイパス用地	水沢上姉体七丁目1番1ほか	17, 783. 07	4	売却	344, 088, 779	平成25年度	国への売却 (国道用地)
	46	姉体地区複合団地開 発事業第二期組地	水沢上姉体五丁目1番6ほか	1, 065. 44	10	売却	平成25年月 19,518,472 ~ 令和元年月		民間売却
ケース 7 当初から 販売する	48	前沢インター工業団 地	前沢字徳沢1番40ほか	6, 390. 42	1	売却	26, 003, 000	平成24年度	民間売却
ことを目的とした土地	49	本杉工業団地	前沢字五合田19番9ほか	21, 949. 47	5	売却	289, 731, 000	平成26年度 ~ 平成29年度	民間売却
(処分)	-	マイアネタウン2期分	46, 569. 67	159	売却	1, 007, 150, 000			
	-	 鶴田エクセルガーデン 	2, 000. 36	7	売却	39, 620, 000			
	-	ニューアスティまえさ	わ分譲地	1, 155. 75	4	売却	31, 150, 000	一内訳は	別紙のとおり
	-	第2桜屋敷ニュータウ	10, 348. 24	43	売却	320, 915, 731			
	_	桜屋敷西分譲地	612. 07	2	売却	19, 150, 000			
			計	111, 813. 84	239		2, 169, 266, 982		

資料5

分讓宅地売却状況

1 売却済面積

単位: m²

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
マイアネタウン2期	1, 404. 62	7, 983. 25	5, 219. 05	5, 138. 70	7, 701. 64	5, 897. 31	8, 159. 62	5, 065. 48	46, 569. 67
鶴田エクセルガーデン		284. 26	577. 56		858. 25	280. 29			2, 000. 36
ニューアスティまえさわ		303. 88	189. 78			662. 09			1, 155. 75
第2桜屋敷ニュータウン	1, 006. 03	715. 14	3, 089. 56	744. 47	232.00	3, 549. 99	1, 011. 05		10, 348. 24
桜屋敷西		342. 36	269. 71						612. 07
	2, 410. 65	9, 628. 89	9, 345. 66	5, 883. 17	8, 791. 89	10, 389. 68	9, 170. 67	5, 065. 48	60, 686. 09

2 売却額

単位:円

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
マイアネタウン2期	30, 820, 000	174, 320, 000	113, 010, 000	112, 370, 000	166, 590, 000	125, 560, 000	176, 600, 000	107, 880, 000	1, 007, 150, 000
鶴田エクセルガーデン		5, 430, 000	11, 490, 000		17, 130, 000	5, 570, 000			39, 620, 000
ニューアスティまえさわ		9, 250, 000	5, 590, 000			16, 310, 000			31, 150, 000
第2桜屋敷ニュータウン	31, 440, 000	20, 770, 000	95, 990, 000	21, 860, 000	7, 250, 000	110, 875, 731	32, 730, 000		320, 915, 731
桜屋敷西		12, 000, 000	7, 150, 000						19, 150, 000
	62, 260, 000	221, 770, 000	233, 230, 000	134, 230, 000	190, 970, 000	258, 315, 731	209, 330, 000	107, 880, 000	1, 417, 985, 731

3 売却区画数

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
マイアネタウン2期	5	28	19	18	25	18	28	18	159
鶴田エクセルガーデン		1	2		3	1			7
ニューアスティまえさわ		1	1			2			4
第2桜屋敷ニュータウン	4	3	13	3	1	15	4		43
桜屋敷西		1	1						2
	9	34	36	21	29	36	32	18	215

国立天文台水沢VLBI観測所に関する国への要望について

1 概要

現在、国立天文台水沢VLBI観測所では、VERAアンテナの 2021 年以降の運用の見通しが立っていないことから、今後の研究活動に影響が生じる可能性があると懸念しております。そこで、今後も同観測所が当地で安定的かつ継続的に基礎科学の研究活動にまい進できる所要の措置を講ずるよう、市長、市議会議長連名で国及び県選出国会議員に要望することとしたい。

2 要望内容

別紙(案)のとおり

3 要望書提出先

文部科学省

地元選出国会議員

4 実施時期

7月下旬予定(文部科学省との調整による)

(案)

国立天文台水沢VLBI観測所の活動継続に関する要望

文部科学大臣 萩生田 光一 様 (衆議院議員 様) (参議院議員 様)

国立天文台水沢VLBI観測所は、明治32年の設立から国際緯度観測事業に参加し世界6か所の国際観測網の一翼を担うなど、120年にわたって世界の天文学をけん引してきました。昨年はブラックホール撮影に大きな貢献を果たすなど、我が国の基礎科学研究の拠点の一つです。

さらに、同観測所は市民と積極的に交流されて天文学の理解の拡大にも 努められており、多くの市民が誇りとする、本市になくてはならない施設 です。

しかし、同観測所のVERAアンテナは、2021年以降の運用の見通しが立っていないとのことで、今後の国際共同研究にも影響するのではないかと懸念しております。

本市は、当地で基礎科学の研究活動が今後も継続されることを切望しております。

つきましては、国立天文台水沢VLBI観測所が、安定的かつ継続的に 基礎科学の研究活動にまい進できる環境の整備に、特段のご高配を賜りま すようお願い申し上げます。

令和2年 月 日

奥州市長 小沢昌記 奥州市議会議長 小野寺 隆 夫

国立天文台水沢VLBI観測所の活動継続に関する要望関連資料

1. 国立天文台水沢VLBI観測所と本市との歴史的な関わり

年	内 容
明治32年 (1899年)	国立天文台水沢VLBI観測所の前身である、臨時緯度観測 所が設置される。
明治35年 (1902年)	木村榮初代所長が、Z項の論文を発表。
明治44年 (1911年)	木村榮初代所長が第1回学士院恩賜賞を受賞。
大正元年 (1912年)	木村榮初代所長の支援を受けた水沢幼稚園が、岩手県内で三番目に創立される。
大正4年 (1915年)	木村榮初代所長が、水沢小学校の校旗を調製寄贈し、校旗制 定式が行われた。
昭和12年 (1937年)	木村榮初代所長が、第1回文化勲章を受章。
昭和33年 (1958年)	水沢南小学校が、緯度観測所の文言を盛り込んだ校歌を制定した。
昭和43年 (1968年)	水沢工業高校が、昭和43年の開校と同時に、木村榮初代所長 の発見したZ項にちなみ、Zを配した校章を制定した。



木村榮初代所長より寄贈された校旗。

中心に「流れてつきぬ」の校歌になぞらえた「水小」の文字を図案化し、 、 Z項を軸に、後藤新平、斎藤實の両藤を配し、偉人の町水沢を象徴している。

国立天文台水沢VLBI観測所の活動継続に関する要望関連資料

2. 国立天文台水沢VLBI観測所が市民と交流しながら活動し、市民の間 に天文学への理解が広がっている例

資料NO	内 容
1	ブラックホールの撮影成功発表後、令和元年6月2日に開催された講演会の様子を伝える新聞記事
2	令和元年12月14日から15日に開催された、国立天文台水沢創立 120周年事業の様子を伝える新聞記事

【資料1】2019年6月3日岩手日報

「初観測」舞台裏を紹介 ブラック 本間所長ら講演会



ブラックホール撮影の舞台裏など を紹介する本間希樹所長(左)ら

の5人がパネル討論した。

田崎特任研究員は、年末

測所の創立120周年に当

測所の前身である旧緯度観

年始返上でデータの画像化

に打ち込み、5万通りのテ

樹所長(红)らは2日、同市 水沢の市文化会館でブラッ一内外の約450人が興味津 (奥州市)の本間希 国立天文台 クホール 者らが舞台裏を紹介し、市 のBH撮影に携わった研究 に講演会を行った。史上初 (BH)をテーマ

州

H周辺から伸びる 高速ガス

「ジェット」のメカニズム

りだ」と説明。同観測所の

電波望遠鏡も活用して、B

ドを紹介した。秦助教はB

感謝した。

天文学者を志し、

さんの支えのおかげだ」と い成果を出せた。地域の皆 たるとし「節目にふさわ

ストを行ったとのエピソー

H撮影は新しい研究の始ま

を解明したいと決意を語っ 本間所長は、今年が同観

は「崔さんの『天文学に熱 に残った。憧れがますます 強くなった」と目を輝かせ 心であれ』という言葉が胸 心構えなどを質問した江刺 一中3年の後藤希吏斗さん

【資料2】2019年12月16日岩手日日 0周年記念講演会は15日、 奥州市水沢佐倉河の市文化 本間VLBー観測所長

の一端を担う緯度観測所が 根差して最新科学研究の拠 0人が120年間、地域に 会館(ヱホール)で開かれ、 周年記念講演会で講演する 国立天文台水沢創立120 設置され、1899年12月 水沢の歴史や最新の動向な 県内外から集まった約37 同研究の伝統は、複数の電 に観測が始まった。国際共 どなってきた国立天文台 についての話に耳を傾け 地球回転の国際共同観測

いている。講演会では、1 講師は、本間希樹・水沢

の観測から始まり、今は天

の川の回転を測っている」

国立天文台水沢創立12 | 波望遠鏡を活用する超長基 | 20年の歴史を踏まえ、水 による天体観測などに息づ一研究を紹介した。 線電波干渉計(VLBI) 沢で行われている最先端の

120周年講演会 | | | | | (WLBI)

が解説

行・RISE月惑星探査プ VLB I 観測所長、並木則

ながりを説明した。

本間所長は120年の歴

代所長の功績や地域とのつ 真資料などを基に「木村栄 ンターの馬場幸栄助教が写 と緯度観測所」と題して初 橋大社会科学古典資料セ

の専門分野について語り、 ロジェクト長、小久保英一 郎・天文シミュレーション ノロジェクト長でそれぞれ に広がっている」と語った 測から始まり、宇宙の観測 史を概括し「地球の回転観

VLBIについて解説。 ている」とし、EHTなど 前と同様に世界とつながっ 際協力している。120年 質が考えていたよりもたく とが分かった。これにより の川銀河の回転が今まで考 さんあるということを意味 えていたよりも10%速いこ する」とし、「地球の回転 質量も20%増えた。暗黒物 「今も当たり前のように国 「観測の成果として、天

究し続け、地域にその成果 れから120年先までも研 理解に支えられてきた。こ と紹介した。 で発表し続けたい」と抱負 最後に「水沢の人たちの

岩手県と奥州市の政策協議(県統一要望)への追加項目について

I 概要

近年の米の消費量が減少を続けていること、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外食産業を中心に米の需要がますます落ち込み、民間在庫が前年同月比で16万トン増の177万トンとなっています。

農林部農政課において6月29日にJA岩手ふるさと及びJA江刺の職員と新型コロナウイルス感染症に係る対策について意見交換を行った際に、両JAから米価の下落を懸念しているとの話もありました。

6月23日に開催した前回の全員協議会にて一度ご確認いただいた本要望項目ですが、 これらのことから、緊急対策として追加要望すべきとの判断に至ったものです。

2 追加要望内容

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

7月17日(金) 岩手県議会議員への要望内容説明

7月22日(水) 要望確定稿を県に提出

8月7日(金)16時 県統一要望(議会参集予定:議長、副議長、各常任委員長)

令和2年 「奥州市からの要望」に係る要望項目一覧表

_	介□ ∠ -	Т	- 英州中からの安主」に	「╟る女主垻日」見仪 「	
No.	前年評価	区分	要望項目	要旨	市担当部局
●県	と重点的	に政策†	â議をする事項 		
1	В	継続	ILC実現に向けた取り組みについて	ILCの日本誘致の方針を早期に決定するよう国に強く働きかけるとともに、 受入環境整備及び普及啓発等について要望	総務企画部
2	В	継続	地域医療の充実と公立病院における医師 確保について	「地域医療構想調整会議」における地域医療の充実に向けた議論の活性化と公立病院の医師確保について要望	福祉部
3		新規	地方財政基盤の充実強化について	地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営にかかる措置について要望	財務部
4	В	継続	路線バス事業に対する支援事業の拡充に ついて	広域ネットワークを維持する観点から、国庫補助対象事業の拡大及び補助要件 等の緩和の働き掛け、県単補助事業の拡充などの路線バス事業者に対する効果 的な支援事業の実施について要望	総務企画部
●広	域として	県へ要望	望をする事項	V-A&1711-1212	•
1	В	継続	JR東北本線の利便性向上について	北上川流域における産業集積と生活環境の充実に向け、JR東北本線の利便性 が向上するよう、東日本旅客鉄道株式会社への働き掛けについて要望	総務企画部
2	С,В	継続	胆江保健医療圏における県立病院の機能 の充実について	胆江保健医療圏の中核病院である県立病院の医師を確保し、胆江保健医療圏の 医療機能の充実を図ることについて要望	福祉部
3		新規	過疎地域に対する支援の継続について	過疎地域が安心・安全に暮らせる、活力と魅力ある地域を維持していくための 支援について要望	総務企画部
4	С	継続	(仮称)新金ケ崎大橋の新設について	安全性や物流ルートの確保のため、一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋 ((仮称) 新金ケ崎大橋)の新設について要望	都市整備部
5	В	継続	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録 の推進について	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の行程にかかる早急な合意形成と取り 組みの推進のため、県のより一層の指導と支援について要望	教育委員会 事務局
6		新規	米の緊急需要対策について	新型コロナウイルス感染症の影響などにより米の需要が落ち込んでおり、米価の下落が危惧されることから、米価安定のための対策について要望	農林部
●県	へ書面と	して要望	望をする事項		
ı	В	継続	いわて地域農業マスタープラン実践支援 事業の更なる拡充について	計画的な施設整備、機械導入を進めるため、いわて地域農業マスタープラン実 践支援事業の予算確保について要望	農林部
2	В	継続	公共牧野の維持管理に対する支援につい て	畜産農家の負担軽減に大きく寄与する公共牧野における施設・設備の維持管理 に対する支援について要望	農林部
3		新規	有害捕獲活動の支援について	有害捕獲活動を行う鳥獣被害対策実施隊(猟友会)の負担軽減、捕獲意欲維持 のための支援制度の拡充について要望	農林部
4	В	継続	工業団地等への企業誘致の促進に係る支援について	雇用拡大及び経済の活性化等に向け工業団地等への企業誘致を促進させるため、補助制度等の拡充について要望	商工観光部
5	D	継続	工業用水に係る補助、助成制度の導入に ついて	企業誘致の推進及び既存企業支援の観点から、工業用水に係る補助、助成制度 の創設について要望	商工観光部
6	Α	継続	一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進 について	釜石自動車道江刺田瀬インターチェンジと江刺工業団地を経て奥州市の市街地 や金ケ崎工業団地に通じる道路網の早期開通について要望	都市整備部
7	A,A,A, A,A,A	継続	県管理河川の河道整備について	出水時の防災対策として、県管理河川の浚渫及び立木等の撤去による河道の整 備について要望	都市整備部
8	В	継続	指導主事の派遣について	確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育及び就学前教育の充 実に取り組むため、指導主事 3 名の継続派遣について要望	教育委員会 事務局
9	В	継続	小中学校の諸課題に対応する教員等専門 職の配置及び増員について	より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決のため、小中学 校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について要望	教育委員会 事務局
10		新規	地域ぐるみの学校安全体制整備事業への 財政支援について	スクールガードリーダーの活動を円滑に行うため、地域ぐるみの学校安全体制 整備事業への財政支援の継続について要望	教育委員会 事務局
11	в,а,а, в	継続	カヌー競技の推進について	カヌー競技振興の推進のため、東京オリンピック・カヌースラローム競技の事 前合宿受入れに向けた取組の支援について要望	協働まちづ くり部
12	D	継続	えさしクリーンパークの営業継続につい て	えさしクリーンパークの令和4年度以降の施設営業継続について要望	市民環境部
●県	を通じ国	への要	望として配慮していただく事項		
I	в,в	継続	介護保険制度の充実強化について	介護保険財政の基盤強化を図るとともに、介護職員等の処遇改善と人材確保・ 定着のための支援策について要望	福祉部
2		新規	国立天文台水沢VLBI観測所に対する 予算確保について	国立天文台水沢VLBI観測所の継続的な運用に向けた予算の確保について要望	総務企画部
3	A,A,B, B,B	継続	一般国道 4 号水沢東バイパス等の整備促進について	交通混雑の解消や安全性の確保に向け、一般国道 4 号水沢東バイパスをはじめとする国道 4 号の整備促進について要望	都市整備部
4	в,в	継続	北上川における築堤等の整備促進につい て	安全な生活環境整備のため、北上川における築堤等の整備促進について要望	都市整備部
5	В	継続	テレビ共同受信施設組合への支援について	テレビ共同受信施設組合の施設改修及び撤去に係る費用の助成制度の創設につ いて要望	総務企画部
6	В	継続	基盤整備事業の推進について	農業振興に係る基盤整備事業の予算の確保について要望	農林部
28	44			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

件 名 【広域要望 6】

米の緊急需要対策について

要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響などにより米の需要が落ち込んでおり、米価の下落 が危惧されることから、米価安定のための対策について、特段のご高配をお願いいたし ます。

理 由

米の消費量は、人口減少や食生活の洋風化などを背景に近年は毎年約10万トン減少しており、奥州市では、国が毎年策定する米の需給見通しをもとに岩手県で設定した生産目安の範囲で米の作付を行い、需要量に応じた米生産を推進しています。

しかしながら、全国的には国が策定する需給見通しによる令和2年産の適正生産量を踏まえずに生産目安を設定し、前年と同様の作付を行っている都道府県が存在し、全国農業協同組合中央会では農林水産省が公表した令和2年産の作付意向調査結果を踏まえ、作況指数100の場合の生産量を723万トンと試算、国が示した適正生産量を15万トンから23万トン程度超過すると推計しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業などを中心に米の需要が落ち込んでおり、米の過剰在庫がさらに増えることが懸念されています。

これにより、国では、需要に応じた生産に向け、加工用米や飼料用米等の取組みをした農家が転作補助金を受けるための申請期限を延長しましたが、すでに主食用米として作付けしていることから飼料用米等への転換が進まない状況にあり、このままでは米価の下落が危惧されます。

つきましては、米価を安定させるため、主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国への援助米にするなど、市場から隔離する措置を講ずるよう、国に対して要請していただきますよう要望いたします。